

ふくい 市政のあらまし

令和7年度版



福井市議会事務局

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちをつくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちをつくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちをつくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちをつくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちをつくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

(1964年6月28日制定)

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

不死鳥とは.....

伝説上の霊鳥フェニックスのことで、形はワシに似て、赤や金の翼を持っている。死期が来ると、みずから燃える火中に入って焼かれ、その灰の中から再生するといわれている。

戦災や震災などのたび重なる災禍にめげず、再び三たび立ち上がった福井市民の努力は、まさに不死鳥（フェニックス）の姿にも似ているところから、不死鳥が福井市民及び福井市のシンボルになっている。

福井市長寿社会憲章

不死鳥の誓い

わたくしたちは、福井市市民憲章を
ふまえてすべての人が人間として尊ばれ、
敬愛され、生きがいのある、豊かな
長寿社会をめざします。

- 1 まいにち 心身の健康を大切にし
明るい家庭づくりに努めます
- 2 まいにち 思いやりの心をもって
住みよい やさしい街づくりに努めます
- 3 まいにち 感謝の心を忘れずに
先人の知恵と 経験をいかし
やすらぎのある ふるさとづくりに努めます

(平成7年9月15日制定)

市民がお互いの人権を尊重し、すべての人が
思いやりとともに生きがいつくりを常に
意識するなかで、心身ともに豊かな
長寿社会の実現をめざすものである。

福井市こども憲章

私たちのちかい

わたしたち福井市のこどもは、
一人ひとりがこのちかいをまもり、
友達や家族と元気いっぱい
笑顔で生活します。

- 1 わたしたちは 思いやりの心もち
友情の輪を広げます
- 2 わたしたちは 失敗をおそれず
目標に向かってチャレンジします
- 3 わたしたちは とともに学びあい
知識を深めるよう努力します
- 4 わたしたちは 礼儀正しく 規則を守り
責任をもって行動します
- 5 わたしたちは 自然を大切に
美しい福井をつくります

2000年（平成12年）1月1日制定

「私たちのちかい」の制定にあたっては、毎日の生活目標を、こどもたちに自ら考え、自らの言葉で表してもらうため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生、中学生、高校生から広く募集し、応募された7,039点を審査し、5つの言葉にまとめました。
この憲章が、こどもたちみんなの目標となることを心から願っています。

市 章



福井城内にあった「福ノ井」の井げたに、福井の旧称「北ノ庄」の北を組み合わせ、古きを生かし、新しい時代への発展と繁栄を図案化したものである。

(大正14年9月28日制定)

市の花・木

(昭和54年6月1日告示)



アジサイ

開花期間が長く、梅雨の季節に心を慰めてくれる。

苗木が容易に手に入り、足羽山や各家庭で多く栽培され、市民に広く愛されている。



マ ツ

年中、青々としており、緑のシンボルにふさわしい上、冬の寒さに強く、不死鳥“ふくい”にぴったりである。

目 次

市 勢

沿革	1	市域の推移	6
まちのあゆみ	1	人口	8
位置と地勢	6	名誉市民	10

市 議 会

歴代議長・副議長	13	議事堂	20
議員一覧（会派別）	15	議会事務局	21
議会構成	16	主な決議	21
活動状況	18	都市宣言	22
報酬と旅費	20		

総 務

行政組織機構図	23	行政改革	38
歴代三役	26	行政のICT化とDX	40
特別職職員	27	東京事務所	42
職員数	29	住民組織	43
給料	30	地域づくり	44
情報公開・個人情報保護	31	男女共同参画（女性の活躍推進）	46
広報プロモーション	32		
第八次福井市総合計画	34		

財 政

令和7年度予算編成の基本方針	49	市税	63
予算	50	市有財産	66
市債	55		
決算	56		

市 民 生 活

戸籍と住民基本台帳	73	市民協働・ボランティア	81
住居表示	76	環境対策	84
広聴	77	ごみ処理	87
計量事業	79		
消費生活	80		

福 祉 健 康

民生委員	91	地域包括ケア	106
災害援護等	92	保健衛生	119
指導監査	92	保健所	130
社会福祉審議会	92	健康管理センター	130
市民福祉会館	93	診療所	131
重層的支援体制整備	94	聖苑	132
生活困窮者	94	国民健康保険	133
生活保護	95	後期高齢者医療制度	136
障がい福祉	96	国民年金	137
自立支援給付等	98	介護保険	139

こ ども 未 来

子育て支援	145	児童福祉	156
母子福祉等	150	児童健全育成	165
母子保健等	153		

商 工 労 働

産業政策	169	文化振興・歴史文化	186
観光	173	博物館・美術館	191
市内の主な観光地	174	社会体育	196
市の主な観光施設	178	労政	203
国際	180	福井競輪場	204

農 林 水 産

農業	207	土地改良	214
林業	209	園芸センター	215
水産	212	中央卸売市場	218

都 市 政 策

中心市街地活性化	221	開発許可制度	237
市街地再開発	224	土地区画整理	238
景観	226	交通政策	240
都市計画	228	交通安全対策	245
立地適正化計画	237		

建 設

道路	247	墓地造成	253
除雪業務	248	住宅政策	254
河川・水路	250	市営住宅	255
公園緑地	251	建築指導	258

工 事 検 査

工事検査	261	技術管理	262
------	-----	------	-----

危 機 管 理

危機・防災対策	265	生活安全対策	268
---------	-----	--------	-----

消 防

消防	269
----	-----

上 下 水 道

上水道	275	下水道	280
簡易水道	278	集落排水	288

教 育

学校教育	291	社会教育施設	306
教育施設	292	1 公民館	306
特別支援教育	297	2 木ごころ文化ホール	307
学校給食	298	3 少年自然の家	308
社会教育	300	4 図書館	310
文化財保護	303		

委 員 ・ 公 社

監査委員	317	農業委員会	320
選挙管理委員会	318	ふれあい公社	321
公平委員会	319		

広 域 行 政

広域行政	323
------	-----

市

勢

沿 革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴って地勢的關係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南東にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華を極めたといわれるが、その居城は、天正元年（1573年）に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

徳川家康の天下平定後は、その次男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橋曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

さらに、国際化社会に対応すべく、海外4市、国内2市と姉妹友好都市を提携し国内外で活発な交流を行い、地球環境にやさしい福井を目指し平成11年10月には環境管理国際規格「ISO14001」の認証を取得した。また、平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して新「福井市」が誕生した。平成31年4月1日には、市民に最も近い基礎自治体として、さらなる市民サービスの向上と人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、中核市に移行した。令和6年3月16日には北陸新幹線が福井で開業し、首都圏との結びつきも強くなった。

現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。

ま ち の あ ゆ み

明治22 市制施行 4.1、第1回市会開会 5.1、市庁舎を元桜小学校に置き、事務を開始（職員38人）

25 市会議員定期半数改選（6年任期3年ごとに改選）

27 勅令第15号消防組規則により福井消防組を設置（1組8部337人）

29 北陸線（敦賀～森田間）開通 7.15

31 福井測候所設立（天気予報開始）

32 市内に初めて電灯つく、福井新聞発行

33 市内橋南地区大火（1,800戸焼失）

35 市内橋北大火災（3,300戸焼失）

36 市内に初めて電話開通

42 市立図書館開館

45 市営ガス事業開始 2.9

大正3 越前電鉄（福井～大野間）開通

- 大正13 福井高等工業学校設立 4.1、上水道市内通水 8.1
- 14 福武鉄道（福井～武生間）開通 7.26、市内バス開通、福井市章制定 9.28、日本赤十字社福井支部病院開院
- 昭和3 三芦電鉄（福井～三国間）開通 12.30
- 7 世界最初の人絹取引所開設 5.14
- 8 福井放送局開設 5.13、福武線市内乗り入れ 10.15
- 10 市庁舎、公会堂（現在地）落成 5.22
- 12 上北野塵芥焼却場設置
- 14 市営葬斎場落成
- 20 福井市空襲 7.19 被災率92.2%（全国一）死亡1,500人、終戦 8.15
- 21 都市計画事業に着手 9.10
- 22 学校給食開始、各新制中学校創立、改良下水事業着手 11.27
- 23 下水道事業着手 5.1、福井大地震 6.28 M7.3 死亡930人（全体3,579人）倒壊80%、大水害 7.25
- 25 ジェーン台風 9.3、福井鉄道（駅前～田原町間）開通
- 27 民間ラジオ福井局開局 3.6、福井復興博覧会開催（75日間）4.10、市立郷土自然科学博物館完工
- 28 市立郷土歴史博物館開館、水害（荒川決壊）7.8、台風13号による風水害（日野川決壊）9.25
- 30 食品卸売市場を田原町に移転
- 32 下水処理場・し尿処理施設完成
- 33 国民健康保険を全市に実施
- 34 市営体育館完成 2.6、下水処理場通水式 2.9、西墓地公園完成
- 35 青年の家開館 4.9、桜橋完成、福井市環状線道路起工 9.14
- 36 清掃センター完成、足羽山周辺総合開発事業起工 7.15、第3次水源拡張事業に着工 7.28
- 37 市庁舎別館落成 4.25、東墓地完成
- 38 豪雪（市内積雪213cm）1.30、新泉橋完成
- 39 市民憲章制定 6.28
- 40 暴力排除安全都市宣言、勤労青少年ホーム完成、消防新庁舎落成、原目山配水池完成
- 42 足羽河原に市営駐車場開設
- 43 老人福祉センター完工、交通災害共済制度発足 4.1、文化会館落成 5.1、第23回福井国体開催（天皇杯獲得）
夏季9.4～9.7・秋季10.1～10.6、第4回全国身体障害者スポーツ大会開催 10.12～13
- 44 市制80周年記念式典 4.1、戦災復興土地区画整理事業完成式 4.1、森田支所庁舎、福祉センター竣工 5.1、
国民宿舎「鷹巣荘」落成 7.7
- 45 福井坂井地区広域市町村圏事務組合発足 4.1、新修福井市史第 巻発刊 4.1、福井市農業協同組合発足（17農
協合併）8.1、「動物子ども公園」完成 11.1
- 46 福井地区消防組合設立（福井市・美山町・清水町・越廼村）11.1
- 47 東山清掃センター竣工 1.21
- 48 上水道管理センター完成 7.3、福井駅地下道開通 10.5、市民福祉会館落成 11.4
- 49 花月駐車場開設 5.1、公園下駐車場開設 9.17、足羽川市営駐車場閉鎖 9.30、中央卸売市場開設 10.7、
食品卸売市場（田原町）閉鎖 11.2
- 50 福井市森林組合発足 4.1、身体障害者福祉モデル都市指定 5.23、市庁舎本館落成 6.1、野外趣味活動施設「鷹
巣いこいの広場」開設 7.10
- 51 ガス新工場移転落成 3.1、市立図書館落成 6.1、新修福井市史第 巻発行 9.1
- 52 大手駐車場開設 3.23、二枚田幹線林道開通 11.1
- 53 大気汚染監視用テレメーターシステム竣工 3.30、足羽山公園遊園地オープン 6.24
- 昭和54 勤労婦人センター落成 3.26、市制90周年記念式典 6.1、防災無線局開局 12.27
- 55 福井文化・産業博覧会開催（73日間）4.19、シルバー人材センター設立 10.21

- 56 豪雪（市内積雪196cm） 1.15、北部学校給食センター竣工 3.20、東消防署開署 4.10、日野川浄化センター起工 7.7、少年自然の家開設 7.20、国見岳森林公園オープン 8.1
- 57 清明小学校開校 4.3、ニューブランズウィック市と姉妹都市提携調印 5.25、(社)福井市家内労働指導センター開設 6.3
- 58 福井市計量検査所開設 4.1、社西小学校開校 4.4、一乗谷史跡公園センター開設 5.15、西郷幹線林道開通 10.13、中高年齢労働者福祉センター「サンライフ福井」開設 12.7
- 59 新明里橋開通 3.24、南部学校給食センター竣工 3.28、保健センター開設 9.25
- 60 藤島中学校開校 4.5、おさごえ民家園オープン 6.15、日野川浄化センター稼動 10.8、フェニックスプラザ落成 11.1
- 61 臨海消防署開署 4.10、九十九橋（長寿橋）架替え完成 5.10
- 62 社中学校開校 4.4、市民スキー場完成 12.25
- 63 開発跨線橋開通 3.24、市営ジュニアグラウンド完成 3.26、底喰雨水ポンプ場完成 5.30、新田塚跨道橋完成 8.27、コンベンションビューロー設立 10.1、二枚田幹線林道全線舗装完成 10.24
- 平成元 市制100周年記念式典 4.24、一乗滝小次郎の里ファミリーパーク完成 7.15、フラトン市と姉妹都市提携調印 11.5、杭州市と友好都市提携調印 11.23
- 2 記念彫刻像リズムの広場、タイムカプセル設置 3.27
- 3 足羽山トンネル完成 3.25、クリーンセンター完成 3.28、東山健康運動公園オープン 4.6、防災センター完成 6.28、東サービスセンター開設 8.1
- 4 福井市コミュニケーションマーク制定 4.1、御屋形地区再開発事業竣工 4.17、足羽ふれあいセンターオープン 5.13、治水記念館竣工 7.1、みどり図書館落成 8.1、東体育館オープン 8.1、新保健センターオープン 10.1
- 5 児童館オープン 4.1、大瀬ポンプ場通水 4.12、南サービスセンター開設 4.15、西体育館オープン 6.23、養浩館庭園復元 6.17
- 6 国民宿舎「鷹巣荘」温泉涌出式 2.25、福井駅自転車駐車場完成 3.25、すかつとランド九頭竜オープン 4.6、東山健康運動公園ウォータースライダー完成 7.20、福井杭州友好公園完成（曲院風荷公園内）11.7、熊本市と姉妹都市締結調印 11.16、西部緑道完成 11.18
- 7 養浩館庭園FMガイドシステム開設 7.25、福井市長寿社会憲章制定 9.15、環日本海フェスティバル イン 福井 9.29～10.1、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成 10.1
- 8 すこやかドーム（屋内ゲートボール場）完成 4.1、本会議を市民ホールで放映（6月議会から）広域的環境文化複合施設「YONETSU-KANささおか」完成 10.22、北体育館オープン 11.16、本町通り地下駐車場完成 12.25
- 9 ロシアタンカー油流出事故発生 1.2、情報公開制度スタート 4.1、地域保健医療情報システムスタート 4.1、指定ごみ袋制度本格実施 4.1、福井城内堀公園開園 4.29、中学生議会開催（中学校教育50周年記念）8.8、美術館アートラボふくい開館 10.1、ポイ捨て・ふん害防止条例スタート 10.1、「第17回日本文化デザイン会議'97福井」開催 11.7～9
- 10 インターネットホームページ開設 5.19、下水リサイクル公園「日野川スウェッジガーデン」オープン 5.26、福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」開催 6.26～28、ペットボトル分別回収を全市一斉に開始 10.1
- 11 副市長（助役）2人制導入 4.1、市制110周年記念事業「うらがまちづくり市民の祭典」開催 5.29～30、新園芸センター完成 9.19、新葬斎場「聖苑」完成 10.1、「愛宕坂茶道美術館」オープン 10.5、環境管理国際規格「ISO14001」認証取得 10.27、議会本会議（一般質問）の模様をケーブルテレビで放映開始 12.7
- 12 福井市子ども憲章「私たちのちかい」制定 1.1、街づくり会社（TMO）「まちづくり福井株式会社」設立 2.23、「橘曙覧記念文学館」オープン 4.11、防災ステーション完成 9.29、特例市へ移行 11.1
- 平成13 「花堂跨線橋」開通 2.27、中心市街地活性化に向けたトランジットモール等の社会実験を実施 10.12～11.4、国見地区特定環境保全公共下水道の供用開始 10.17、少子化を考える未来創造会議in福井「第1回少子化対応推進全国フォーラム」の開催 11.9、「不死鳥大橋」の開通 11.22、韓国水原市との友好都市締結 12.22
- 14 LNGサテライト基地完成 3.18、第五次福井市総合計画スタート 4.1、天然ガス供給開始 4.8、茨城県結

- 城市と友好都市締結 4.13、ワークプラザ竣工 4.17、南体育館オープン 5.13、第三セクター「えちぜん鉄道株式会社」設立 9.17、福井市・鯖江市・美山町・越廼村・清水町任意合併協議会設置 10.8
- 15 福井市・鯖江市・美山町・越廼村・清水町合併協議会設置 6.1 議会100条調査特別委員会「福井市中央卸売市場PR館建設計画調査特別委員会」設置 9.29
- 16 郷土歴史博物館移転新築オープン 3.21、まちなか文化施設「響きのホール」オープン 6.12、福井市・鯖江市・美山町・越廼村・清水町合併協議会廃止 6.30、福井豪雨発生 7.18、市民栄誉賞第1号 高田稔浩氏 10.5、「住みたくなるまちづくり全国交流大会」開催 10.8~10、福井市・美山町・越廼村・清水町による「福井圏域合併協議会」設置 11.22
- 17 市庁舎第2別館(旧NTT西日本福井支店)開設 3.28、福井豪雨により被災したみどり図書館が復旧開館 3.30 下郷・上郷両小学校の統合校として「本郷小学校」開校 4.1、新「JR福井駅」開業 4.18、北陸新幹線福井駅着工 6.4、足羽山公園西墓地陥没事故発生 8.16、「日本女性会議2005ふくい」開催 10.7~8 「第20回国民文化祭・ふくい2005」開催 10.22~11.3
- 18 美山町、越廼村、清水町と合併 2.1
- 19 手寄再開発ビル「アオッサ」(「福井市地域交流プラザ」)がオープン 4.19、一乗谷朝倉氏遺跡出土品2,343点が国の重要文化財に指定 6.8 「第18回男女共同参画全国都市会議inふくい」開催 11.8~9
- 20 免鳥長山古墳、国の史跡に指定 3.28、御廊下橋復元完成式 3.29、森田配水塔「マイアクア」通水式 4.24 福井フェニックススタジアム竣工式 6.20、福井市企業局技術継承センターを開設 10.1、足羽川頭首工完成記念式典 11.15、福井市名誉市民南部陽一郎氏ノーベル賞受賞 12.10、木田橋開通式 12.14
- 21 泉橋開通式 3.1、中角歩道橋開通式 3.22、足羽山公園開園100周年記念式典 4.5、福井駅西口・東口交通広場の暫定供用 4.30、第60回全国植樹祭の福井開催及び天皇皇后両陛下の行幸啓 6.7、中国杭州市における友好都市提携20周年記念式典への参加 11.21~24
- 22 一乗あさくら水の駅オープン 5.7、フラトン市における姉妹都市提携20周年記念式典への参加 5.14~18、日本APECエネルギー大臣会合の福井開催 6.19~20
- 23 佐佳枝ポンプ場竣工 6.11、福井市体育館リニューアル 6.18、韓国水原市友好都市提携10周年の記念式典に参加 10.5~10.9、プロボクサー清水智信選手に市民栄誉賞を贈呈 10.29
- 24 第六次福井市総合計画がスタート 4.1、北陸新幹線の金沢-敦賀間着工 8.19、福井を舞台にした映画「旅の贈りもの 明日へ」が全国公開 10.27、福井駅西口全体空間デザイン基本方針の作成 12.28
- 25 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との宇宙教育及び普及啓発活動に関する協定締結 10.5、米国ニューブランズウィック市姉妹都市提携30周年記念福井市団派遣 10.8~10.12
- 26 市民憲章制定50周年記念大会 6.28、中央卸売市場関連商品売場棟「ふくい鮮いちば」の一般開放を開始 11.8
- 27 グリフィス記念館開館 10.10、一乗谷朝倉氏遺跡の年間観光客100万人達成とテーマ曲「悠久の一乗谷」完成
- 28 福井駅西口広場の供用開始とえちぜん鉄道・福井鉄道相互乗り入れ、福井駅西口再開発ビル「ハピリン」開業 4.28
- 29 第七次福井市総合計画がスタート 4.1、福井しあわせ元気国体競技別ブレ大会の開催 6.17~11.26
- 30 豪雪(市内積雪147cm) 2.7、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の開催 9.29~10.9、10.13~10.15 中核市指定に係る政令の公布 10.31
- 31 福井駅周辺土地区画整理事業が26年をかけて完了 3.31、中核市へ移行、ふくい嶺北連携中枢都市圏を形成 4.1
- 令和元 一乗谷朝倉氏遺跡などの文化財を「石」をテーマに紡いだストーリー「400年の歴史の扉を開ける旅~石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井~」が日本遺産に認定 5.20
- 2 イメージロゴ「福いいネ!」を制作 7.27、世界的大流行の新型コロナウイルス感染症対策を実施
- 3 記録的大雪(市内積雪107cm) 1.8~9、新型コロナワクチン接種を実施、大雨による市西部での被害発生 7.29、東京オリンピック・パラリンピックのスロベニア共和国選手団事前キャンプ受入れ 7.11~8.1、8.13~24、東京オリンピック2020金メダリストでプロ野球選手の吉田正尚氏と栗原陵矢氏に市民栄誉賞を贈呈 9.30
- 4 第八次福井市総合計画がスタート 4.1
- 5 オール福井ロケで制作された映画「おしよりん」が全国公開 11.3

6 北陸新幹線福井開業 < 3.16 >

位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置しており、（東経136度13.1分、北緯36度3.5分）西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

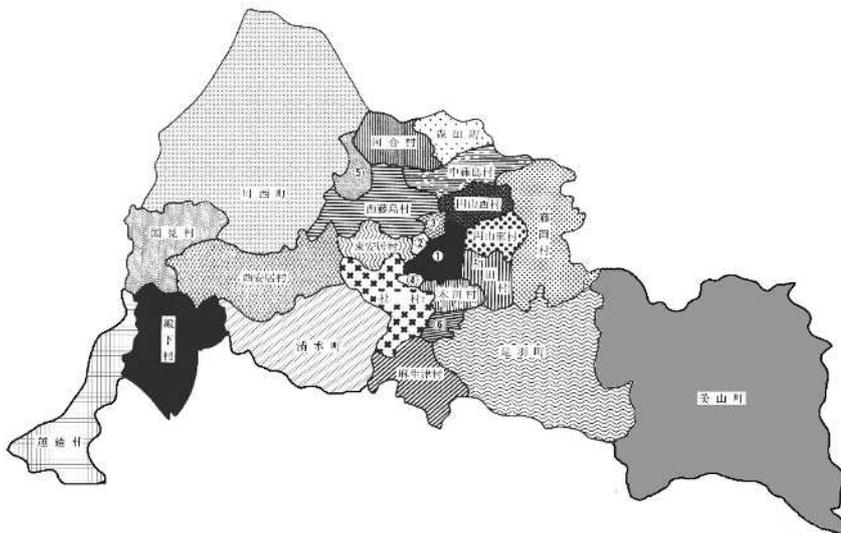
本市の中心である福井駅は、東京駅 - 敦賀駅間を走る北陸新幹線の停車駅となっている。市街地の中央部を八ピラインふくいが縦貫し、福井駅を起点にJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）158号（福井市～松本市）305号（金沢市～南越前町）365号（加賀市～四日市市）416号（福井市～小松市）を初め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

- 福井 東京
2時間51分（かがやき）
- 福井 名古屋
1時間34分（かがやき・特急しらさぎ・ひかり）
- 福井 大阪
1時間44分（つるぎ・特急サンダーバード）
- 福井 名古屋
2時間10分（北陸・名神自動車道）
- 福井 大阪
2時間30分（北陸・名神自動車道）



市域の推移

本市は、明治22年市制施行当時、面積4.43km²で発足したが、その後、市勢の発展とともに市域を広げ、現在536.37km²に至っている。



（凡例）

	市制施行
	東安居村三ツ橋
	西藤島村田原下・牧島
	社村小山谷
	大安寺村六部落
	足羽村五部落

市域の変遷状況

年月日	合併町村名等	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	4.43km ²	4.43km ²
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	0.44	4.87
11. 5. 1	" 和田村	5.71	10.58
11. 10. 1	" 木田村	6.31	16.89
14. 8. 1	" 東安居村	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	4.13	26.47
17. 5. 5	" 円山西村	6.40	32.87
23. 6. 1	" 西藤島村田原下・牧島	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小谷山	0.58	34.61
26. 3. 30	吉田郡西藤島村	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	28.95	89.12
30. 3. 19	吉田郡中藤島村	7.61	96.73
31. 4. 10	足羽郡足羽村 5 集落(大町・大町別所・江端・大島・下荒井)	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村 6 集落(南檜原・北檜原・田ノ谷・四十谷・岸水・天菅生)	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	8.62	112.38
32. 10. 1	足羽郡麻生津村	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	19.60	147.59
36. 10. 1	吉田郡藤岡村	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	25.40	192.34
42. 5. 17	坂井郡川西町	80.72	273.06
42. 7. 30	吉田郡森田町	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市との境界変更		279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	60.05	339.24
48. 11. 1	鯖江市との境界変更	0.02	339.22
53. 4. 20	春江町との境界変更		339.22
53. 4. 20	三国町との境界変更		339.22
54. 3. 1	松岡町との境界変更		339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立て	0.36	339.58
58. 6. 24	"	0.70	340.28
59. 1. 17	"	0.03	340.31
61. 3. 1	三国町との境界変更		340.31
61. 3. 1	春江町との境界変更		340.31
63. 3. 1	鯖江市との境界変更		340.31
63. 6. 1	"		340.31
平成元. 12. 25	三国町との境界変更		340.31
3. 10. 1	朝日町との境界確定	0.29	340.60
6. 3. 3	三国町との境界変更		340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立て		340.60
14. 5. 15	清水町との境界変更		340.60
18. 2. 1	足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町	195.57	536.17
22. 2. 1	蒲生町、菜崎町における公有水面埋立て	0.02	536.19
22. 7. 16	小丹生町における公有水面埋立て	0.00	536.19
26. 10. 1	国土地理院の面積計測方法変更	0.22	536.41
27. 12. 11	蒲生町、菜崎町における公有水面埋立て		536.41
29. 8. 22	坂井市との境界変更		536.41
令和4. 4. 1	電子国土基本図の更新	0.01	536.42
5. 7. 1	電子国土基本図の更新	0.05	536.37

人 口

1 世帯と人口

年 次	世 帯 数	人 口			備 考
		男	女	計	
明治22年	9,235	19,400	20,463	39,863	市制施行時(4月1日)
大正9年	13,273	27,601	29,038	56,639	第1回国勢調査
14年	14,229	29,002	30,941	59,943	第2回 "
昭和5年	14,569	31,825	32,374	64,199	第3回 "
10年	17,151	37,444	37,829	75,273	第4回 "
15年	22,904	44,907	49,688	94,595	第5回 "
22年	18,340	37,236	40,084	77,320	第6回 "
25年	22,897	48,735	51,956	100,691	第7回 "
30年	28,171	60,069	65,235	125,304	第8回 "
35年	35,120	71,739	78,084	149,823	第9回 "
40年	42,092	81,546	88,090	169,636	第10回 "
45年	52,718	96,368	104,141	200,509	第11回 "
50年	63,220	111,612	119,752	231,364	第12回 "
55年	69,218	116,562	124,400	240,962	第13回 "
60年	73,135	121,516	128,745	250,261	第14回 "
平成2年	76,944	122,777	129,966	252,743	第15回 "
7年	83,384	125,015	130,589	255,604	第16回 "
12年	85,380	122,987	129,287	252,274	第17回 "
17年	93,694	130,834	138,310	269,144	第18回 "
22年	97,446	128,692	138,104	266,796	第19回 "
27年	99,872	128,892	137,012	265,904	第20回 "
令和2年	104,470	127,867	134,461	262,328	第21回 "
3年	105,347	126,038	134,284	260,322	令和3年4月1日現在
4年	105,638	125,204	132,994	258,198	令和4年4月1日現在
5年	106,722	124,419	132,016	256,435	令和5年4月1日現在
6年	107,583	123,401	131,101	254,502	令和6年4月1日現在
7年	108,654	122,499	130,167	252,666	令和7年4月1日現在

第18回国勢調査結果は、旧美山町、旧越廼村及び旧清水町の値を含む。

2 産業分類別15歳以上就業者数

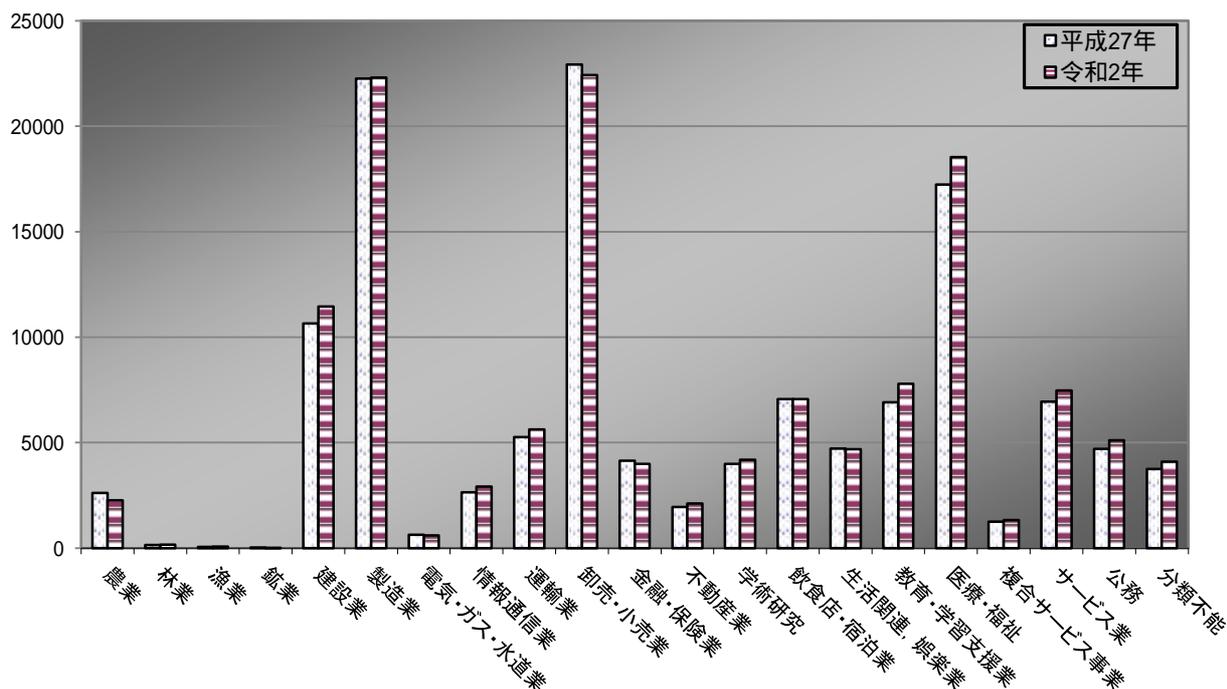
(令和2年国勢調査)

産 業	就業者数(人)	割合(%)	産 業	就業者数(人)	割合(%)
第1次産業	2,504	1.92	第3次産業	93,861	72.12
農業	2,269	1.74	電気・ガス・熱供給・水道業	609	0.46
林業	165	0.12	情報通信業	2,921	2.24
漁業	70	0.05	運輸業、郵便業	5,624	4.32
第2次産業	33,779	25.95	卸売・小売業	22,424	17.23
鉱業	18	0.01	金融・保険業	3,986	3.06
建設業	11,456	8.80	不動産業、物品賃貸業	2,120	1.62
製造業	22,305	17.13	学術研究、 専門・技術サービス業	4,182	3.21
			宿泊業、飲食サービス業	7,058	5.42
			生活関連、娯楽業	4,687	3.60
			教育、学習支援業	7,790	5.98
			医療、福祉	18,536	14.24
			複合サービス事業	1,330	1.02
			サービス業	7,476	5.74
			公務	5,118	3.93
			分類不能の産業	4,100	
			合 計	134,244	100.00

割合は合計数から「分類不能の産業」の数を除いて算出。

3 産業分類別15歳以上就業者数

(令和2年国勢調査)



名 誉 市 民

市民又は市に縁故の深い人で、広く社会の進展、文化の興隆、その他公共の福祉に貢献し、その功績が卓絶し、かつ、郷土の誇りとして深く市民から尊敬されている人に対し、福井市名誉市民の称号を贈り、その榮譽をたたえるものである。

市は、次の7氏に名誉市民の称号を贈呈している。

- 故 雨田 外次郎(光平)氏
「美術家・箏曲京極流宗家」
足羽1丁目出身
(昭和54年5月23日決定)
- 大正5年に東京美術学校彫刻科を卒業し、昭和6年に箏曲京極流宗家を継いだ。その後、彫刻、ハーブ演奏の研究で渡米して活躍し、昭和20年に帰郷。昭和29年には欧州11か国を歴訪し邦楽を広く紹介した。
- 昭和48年には国の無形文化財(箏曲)に指定されたほか、県の文化財専門委員、福井大学講師を務めるなど、郷土の文化の振興に尽くした。
- (昭和43年 勲五等双光旭日章受章)
(昭和60年11月14日死去)
- 故 南 部 陽 一 郎 氏
「物理学者」
町屋3丁目出身
(昭和54年5月23日決定)
- 昭和17年に東京帝国大学理学部を卒業。昭和25年に大阪市立大学教授になり、昭和27年には米国プリンストン大学に研究生として招かれた。昭和31年からシカゴ大学教授。40年以上の永きにわたり理論物理学の発展に尽力しており、素粒子論の研究では世界の第一人者として広く知られている。
- 平成20年に「自発的対称性の破れ」の発見により、ノーベル物理学賞を受賞した。
- (昭和53年 文化勲章受賞)
(平成20年 ノーベル物理学賞受賞)
(平成27年7月5日死去)
- 故 藤 田 良 雄 氏
「天文学者」
照手4丁目出身
(昭和54年5月23日決定)
- 大正10年に福井市足羽小学校を卒業後、昭和6年に東京帝国大学を卒業した。在学中は天文物理学を専攻し世界各地に赴き観測を続け、昭和14年には理学博士の学位を取得、昭和30年には「低温度の分光学的研究」で日本学士院恩賜賞を受賞した。
- 世界の天文学界の頭脳として活躍する一方、福井大学の講師として、また市の自然史博物館や市内の学校で指導され、郷土の学術振興にも大きく貢献した。
- (平成8年 文化功労者)
(平成25年1月9日死去)
- 故 天 谷 直 弘 氏
「経済研究家」
寮町出身
(平成元年4月23日決定)
- 昭和23年に東京大学法学部を卒業し、商工省(現在の経済産業省)に入省した。昭和56年に退官するまでの間、基礎産業局長、資源エネルギー庁長官、通商産業省審議官を歴任し、エネルギーの対応策に尽力した。
- また、福井市をはじめ国内外の産業、経済の諸問題の解決に中心的な役割を担った。さらに、電通総研初代所長として、また、国際経済交流財団会長として活躍した。
- (昭和58年 石橋湛山賞受賞)
(平成6年8月30日死去)

故 奥 梅尾(むめお) 氏
「婦人活動家」
田原2丁目出身
(平成元年4月23日決定)

大正5年に日本女子大学家政科を卒業し、大正9年に婦人活動をする中で、新婦人協会を結成した。また、大正12年には職業婦人社を設立するなど、婦人運動の草分けとなって勤労婦人の啓蒙活動に取り組んだ。

昭和22年に参議院議員に初当選、以後連続2回当選し3期18年間議員として女性の地位向上に大きく貢献した。また、昭和23年に主婦連合会を設立し会長として活躍した。

(昭和40年 勲二等宝冠章受章)

(平成9年7月7日死去)

故 大 武 幸 夫 氏
「13代福井市長」
中央3丁目出身
(平成6年1月28日決定)

昭和21年に名古屋帝国大学医学部を卒業し、昭和22年に福井市に衛生技師として奉職する。昭和49年に退職するまでの間、厚生部長、総務部長を歴任し、医師の立場から市衛生行政の礎を構築するとともに、円滑な行政運営の推進に寄与した。

昭和49年福井市長に初当選し、以来連続5期20年にわたり市長として、都市開発、教育文化、国際交流の推進等、多面にわたって福井市の繁栄と発展に尽力するとともに、北信越市長会長、全国市長会副会長等の要職を歴任し、地方自治の発展に寄与した。

(平成6年 勲三等旭日中綬章受章)

(平成6年1月28日死去)

故 白 川 静 氏
「中国古代文字文化研究家」
大手3丁目出身
(平成16年12月22日決定)

明治43年に福井市佐佳枝中町に生まれ、少年時代を福井市で過ごす。昭和18年に立命館大学を卒業後、同大学予科教授に就任、昭和23年に処女論文「卜辞の本質」を発表し、昭和29年に同大学の教授に就任した。その後次々と論文を発表するとともに、三部作とも言われる「字統」「字訓」「字通」を刊行した。

中国最古の文字資料である「甲骨文」を研究し、定説を覆す「白川文字学」を提唱、文字の成り立ちの研究を通じて古代社会や生活様式、人々の世界観を解き明かした。

(平成16年 文化勲章受章)

(平成18年10月30日死去)

市
議
会



議長 田中 義乃

就任 令和7年6月16日

(新 政 会) 4期



副議長 堀川 秀樹

就任 令和7年6月16日

(市民クラブ) 6期

歴代議長・副議長

1 歴代議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	永田 重	明22. 5. 1	明23	41	栗田 英七	昭54. 3. 22	昭54. 5. 1
2	片山 平三郎	24	24	42	前川 一雄	54. 5. 22	56. 6. 15
3	永田 重	24	25	43	朝日 守	56. 6. 15	57. 6. 21
4	三崎 豊	25	26	44	成瀬 亮一	57. 6. 21	58. 5. 1
5	石田 磊	26	31	45	成瀬 亮一	58. 5. 17	60. 8. 30
6	狛教 澄	31	32	46	野坂 久二雄	60. 8. 30	62. 5. 1
7	三沢 敬太	33	34	47	浅原 利男	62. 5. 18	平元. 8. 11
8	狛教 澄	35	36	48	野坂 久二雄	平元. 8. 11	2. 6. 5
9	藤井 五郎兵衛	37	37	49	山田 俊臣	2. 6. 5	3. 5. 1
10	辻岡 卓	38	40	50	小宮 哲夫	3. 5. 20	4. 6. 15
11	吉村 禎一	40	40	51	屋敷 勇	4. 6. 15	5. 6. 15
12	渡辺 嘉左衛門	40	42	52	吉田 久	5. 6. 15	6. 6. 23
13	太田 三之助	42	44	53	山田 俊臣	6. 6. 23	7. 5. 1
14	広江 幸吉	44	大6	54	中村 正秋	7. 5. 19	8. 6. 13
15	岸水 次助	大6	9. 6.	55	中谷 輝雄	8. 6. 13	9. 6. 12
16	岸彦 平	9. 6. 4	10. 5. 7	56	田辺 義輝	9. 6. 12	10. 6. 16
17	安本 吉次郎	10. 5. 8	14. 5. 6	57	伊東 敏宏	10. 6. 16	11. 5. 1
18	熊谷 三太郎	14. 5. 7	昭8. 5. 5	58	皆川 修一	11. 5. 19	14. 9. 5
19	熊谷 三太郎	昭8. 5. 6	9. 5. 15	59	松井 乙右衛門	14. 9. 5	15. 5. 1
20	伊井 与三二	9. 5. 16	12. 6. 2	60	田辺 義輝	15. 5. 21	16. 6. 4
21	熊谷 三太郎	12. 6. 3	20. 10. 9	61	木村 市助	16. 6. 4	18. 6. 20
22	青木 憲三	20. 10. 9	22. 5. 11	62	山口 清盛	18. 6. 20	19. 5. 1
23	宮田 七太郎	22. 5. 12	24. 10. 9	63	谷口 健次	19. 5. 22	20. 6. 3
24	奥村 捨録	24. 10. 10	25. 8. 29	64	宮崎 弥麿	20. 6. 3	21. 6. 9
25	宮田 七太郎	25. 8. 30	26. 4. 29	65	松山 俊弘	21. 6. 9	22. 6. 2
26	増永 伊太夫	26. 5. 4	30. 5. 1	66	栗田 政次	22. 6. 2	23. 5. 1
27	潮田 豊	30. 5. 10	34. 5. 1	67	加藤 貞信	23. 5. 24	24. 6. 12
28	坂井 毅	34. 5. 8	35. 9. 30	68	見谷 喜代三	24. 6. 12	25. 9. 3
29	酒井 高志	35. 9. 30	36. 9. 29	69	吉田 琴一	25. 9. 3	26. 6. 5
30	三上 繁	36. 9. 29	38. 5. 1	70	今村 辰和	26. 6. 5	27. 5. 1
31	田辺 義典	38. 5. 22	40. 6. 17	71	堀江 廣海	27. 5. 26	28. 5. 17
32	池田 熊蔵	40. 6. 17	42. 5. 1	72	皆川 信正	28. 5. 17	29. 5. 16
33	辻広 英治	42. 5. 15	44. 4. 28	73	奥島 光晴	29. 5. 16	30. 5. 15
34	川端 才市	44. 4. 28	44. 12. 19	74	青木 幹雄	30. 5. 15	令元. 5. 1
35	中野 利三八	45. 1. 8	46. 5. 1	75	堀川 秀樹	令元. 5. 28	2. 6. 1
36	柳沢 義孝	46. 5. 17	49. 4. 25	76	見谷 喜代三	2. 6. 1	3. 5. 20
37	吉田 正人	49. 5. 24	50. 5. 1	77	皆川 信正	3. 5. 20	4. 5. 17
38	松山 元	50. 5. 22	52. 10. 12	78	堀江 廣海	4. 5. 17	5. 5. 1
39	栗田 英七	52. 10. 12	53. 9. 19	79	八田 一以	5. 5. 30	6. 5. 14
40	吉田 正人	53. 9. 19	54. 3. 22	80	池上 優徳	6. 5. 14	7. 6. 16

81	田中義乃	7. 6. 16				
----	------	----------	--	--	--	--

2 歴代副議長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	藤井五郎兵衛	明22	明23	48	宮崎利春	昭53. 9. 19	昭54. 5. 1
2	三崎豊	23	24	49	東定男	54. 5. 22	55. 6. 3
3	永田重	24	24	50	市村敏雄	55. 6. 3	56. 6. 15
4	三崎豊	24	25	51	田賀一成	56. 6. 15	57. 6. 21
5	上野善平	25	25	52	藤田喜栄	57. 6. 21	57. 9. 29
6	上田清十郎	25	26	53	藤本武士	57. 9. 29	58. 5. 1
7	三崎豊	26	28	54	杉田貢	58. 5. 17	60. 6. 28
8	加藤慈郎七	28	31	55	磯野義男	60. 6. 28	61. 6. 24
9	三沢敬太	31	33	56	山田俊臣	61. 6. 24	62. 5. 1
10	片山平三郎	33	35	57	竹原精	62. 5. 18	63. 6. 22
11	辻岡卓	35	37	58	吉田久	63. 6. 22	平元. 8. 11
12	皿沢松太郎	37	38	59	大戸好夫	平元. 8. 11	2. 6. 5
13	竹村忠近	38	39	60	伊東敏宏	2. 6. 5	3. 5. 1
14	太田三之助	39	41	61	寺前薫	3. 5. 20	4. 6. 15
15	佐々木長助	41	42	62	藤田喜栄	4. 6. 15	5. 6. 15
16	竹沢市郎平	42	44	63	野田富久	5. 6. 15	6. 6. 23
17	渡辺嘉左衛門	44	大2	64	藤田喜栄	6. 6. 23	7. 5. 1
18	八木次作	大2. 5. 8	6. 5. 7	65	山崎謙二	7. 5. 19	8. 6. 13
19	内田清	6. 5. 8	10. 5. 6	66	若山樹義	8. 6. 13	9. 6. 12
20	村上正外	10. 5. 7	14. 5. 6	67	高橋省一郎	9. 6. 12	10. 6. 16
21	中島繁朔	14. 5. 7	昭8. 5. 6	68	浦井美恵子	10. 6. 16	11. 5. 1
22	笠原信次郎	昭8. 5. 6	9. 5. 15	69	松宮秀彦	11. 5. 19	12. 6. 1
23	青木憲三	9. 5. 16	17. 6.	70	近藤高昭	12. 6. 1	13. 6. 13
24	山本五右衛門	17. 6. 30	22. 5.	71	中谷勝治	13. 6. 13	14. 9. 5
25	高山保太郎	22. 5. 12	22.	72	加藤貞信	14. 9. 5	15. 5. 1
26	奥村捨六	22. 6. 18	23. 5. 31	73	栗田政次	15. 5. 21	16. 6. 4
27	増永伊太夫	23. 5. 31	24. 6. 30	74	田中繁利	16. 6. 4	17. 6. 9
28	三上繁	24. 6. 30	25. 8. 30	75	早川朱美	17. 6. 9	18. 6. 20
29	白崎弥市	25. 8. 30	26. 4. 29	76	吉田琴一	18. 6. 20	19. 5. 1
30	伊藤三代二	26. 5. 14	27. 5. 24	77	石川道広	19. 5. 22	20. 6. 3
31	酒井高志	27. 5. 24	28. 5. 30	78	皆川信正	20. 6. 3	21. 6. 9
32	大戸与三兵衛	28. 5. 30	29. 5. 31	79	谷出共栄	21. 6. 9	22. 6. 2
33	酒井高志	29. 5. 31	30. 5. 10	80	川井憲二	22. 6. 2	23. 5. 1
34	岩佐猛	30. 5. 10	31. 6. 1	81	西本恵一	23. 5. 24	24. 6. 12
35	見谷森貞	31. 6. 10	32. 6. 10	82	野嶋祐記	24. 6. 12	26. 6. 5
36	酒井薫	32. 6. 10	34. 4. 30	83	堀川秀樹	26. 6. 5	27. 5. 1
37	稲田与三太郎	34. 5. 26	35. 9. 30	84	石丸浜夫	27. 5. 26	28. 5. 17
38	山口福司	35. 9. 30	36. 9. 29	85	青木幹雄	28. 5. 17	29. 5. 16
39	田辺義典	36. 9. 29	38. 5. 1	86	下畑健二	29. 5. 16	30. 5. 15
40	谷口宇内	38. 5. 22	40. 6. 17	87	谷本忠士	30. 5. 15	令元. 5. 1
41	柳沢義孝	40. 6. 17	42. 5. 1	88	池上優徳	令元. 5. 28	2. 6. 1
42	吉田正人	42. 5. 15	44. 4. 28	89	片矢修一	2. 6. 1	3. 5. 20
43	高橋小右衛門	44. 4. 28	46. 5. 1	90	玉村正人	3. 5. 20	4. 5. 17
44	栗田英七	46. 5. 17	49. 6. 17	91	村田耕一	4. 5. 17	5. 5. 1
45	中川梅吉	49. 6. 17	50. 5. 1	92	菅生敬一	5. 5. 30	6. 5. 14
46	黒川与志信	50. 5. 21	52. 10. 12	93	村田耕一	6. 5. 14	7. 6. 16
47	市村孝	52. 10. 12	53. 9. 19	94	堀川秀樹	7. 6. 16	

議員一覧（会派別）

（令和7年6月30日現在）

一 真 会 (13名)							
	見谷喜代三 7期(75)	皆川信正 7期(80)	青木幹雄 6期(68)	今村辰和 6期(73)	堀江廣海 5期(83)	八田一以 3期(75)	池上優徳 3期(58)
							
	寺島恭也 2期(63)	榊原光賀 2期(36)	葛野早智代 1期(50)	浦上逸人 1期(49)	漆崎 與 1期(70)	佐野 弘 1期(57)	
市 民 ク ラ ブ (6名)							
	堀川秀樹 6期(66)	村田耕一 4期(60)	玉村正人 4期(70)	酒井良樹 2期(61)	高田稔浩 1期(59)	宮岡勝也 1期(32)	
新 政 会 (5名)							
	野嶋祐記 6期(64)	奥島光晴 5期(77)	伊藤洋一 4期(56)	藤田 諭 4期(48)	田中義乃 4期(68)		
公 明 党 (3名)							
	下畑健二 5期(67)	菅生敬一 3期(66)	津田かおり 2期(59)				
日 本 共 産 党 (2名)							
	鈴木正樹 5期(46)	山田文葉 2期(58)					
会 派 に 属 さ な い 議 員 (2名)							
	近藤 實 3期(70)	岩佐武彦 2期(66)					

議 会 構 成

明治22年4月の市制施行に伴い、30人の市議会議員が選挙されてから、これまでに36回議員の改選が行われている。昭和22年新制度のもとに市議会議員選挙が行われてからは、4年ごとの選挙を経て現在20期目となっている。令和5年4月23日執行の選挙では、立候補者43人の中から、前議員26人、新議員6人、計32人が当選した。

1 議 員

(1) 定数と現員 (令和7年6月30日現在)

条 例 定 数	現 員	備 考
32人	31人	最高83歳、最低32歳、平均62歳

昭和57年10月1日、定数を42人とする定数減少条例を制定、翌58年6月24日、定数減少条例の一部改正により38人に、さらに平成7年6月23日の一部改正により36人の定数とした(平成11年の一般選挙より適用)。また、地方分権一括法施行による地方自治法の改正に伴い、平成14年12月25日、定数条例を制定し、引き続き36人とした。

ただし、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町との合併に伴い、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、平成19年5月1日までの期間に限り、39人とした。

その後、平成19年3月27日に定数条例を一部改正し、定数を36人から32人と削減した。この改正条例は平成23年4月24日執行の選挙から適用している。

令和5年12月11日、議員のうち1名が辞職し、現員31名となった。

(2) 任 期

令和5年5月2日から令和9年5月1日まで

(3) 年 齢 別 構 成 (令和7年6月30日現在)

年 齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人 数	0	2	3	7	10	7	2	31

(4) 当選回数別構成 (令和7年6月30日現在)

回 数	1	2	3	4	5	6	7	合計
人 数	6	6	4	5	4	4	2	31

2 組 織

(1) 常 任 委 員 会 (令和7年6月30日現在)

委 員 会 名	定 数 (委員数)	任期(年)	所 管 事 項
総 務	8 (8)	1	総務部、財政部、工事・会計管理部、危機管理監、消防局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建 設	8 (8)	1	都市政策部及び建設部の所管に関する事項
教 育 民 生	8 (8)	1	市民生活部、福祉健康部、こども未来部及び教育委員会の所管に関する事項
経 済 企 業	8 (7)	1	商工労働部、農林水産部、農業委員会及び上下水道局の所管に関する事項

(2) 議会運営委員会

(令和7年6月30日現在)

定数 (委員数)	任期(年)	所管事項
10 (10)	1	議会運営、会議規則及び委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項の調査、議案の審査

(3) 特別委員会

(令和7年9月30日現在)

委員会名	定数 (委員数)	設置目的
みちづくり・ひとづくり・まちづくり 対策特別委員会	8 (8)	道路整備の早期推進、部活動の円滑な地域移行、アリーナ構想についての調査
予算特別委員会	15 (15)	各会計当初、補正予算議案の審査及び市政上の重要案件の調査
決算特別委員会	10 (10)	各会計決算議案の審査

(4) 議会運営に関する主な事項

議案の配付

議案その他関係書類は、おおむね定例会開会の1週間前配付を原則とする。

当初、補正予算の審査方法

予算特別委員会を開催する定例会における一般会計、特別会計及び企業会計の当初及び補正予算議案は、予算特別委員会に付託する。同委員会は議長を通じて所管の各常任委員会に調査(実質審査)依頼し、この調査結果の報告を踏まえて総括質疑を行った上で採決する。委員会の審査結果報告は当該定例会最終日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

予算特別委員会を開催しない定例会における一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算議案は、所管の各常任委員会に分割付託する。委員会の審査結果報告は当該定例会最終日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

・予算特別委員会の構成

正副議長を除く15人をもって構成する。なお、正副議長は委員会に出席できるが、副議長は委員長が発言を求めた場合のみ、発言することができる。

決算の審査方法

一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定にかかる議案については、9月定例会最終日の本会議において上程し、決算特別委員会を設置してこれに付託の上、会議に諮って閉会中の継続審査とする。委員会の審査結果報告は12月定例会初日の本会議で行い、質疑、討論の後、議決する。

・決算特別委員会の構成

正副議長を除く10人をもって構成する。なお、正副議長は委員会に出席できるが、副議長は委員長が発言を求めた場合のみ、発言することができる。

請願・陳情の取り扱い

請願・陳情については、所管の各常任委員会に付託する。なお、意見書の提出又は決議を要請するものは、付託された各常任委員会構成員の賛成者の提案として議会運営委員会に報告した後、本会議に付する。

一般質問の取り扱い

一般質問は、個人質問制をとっている。3月定例会においては、2人以上で構成する会派各1人による代表質問を行うことができるが、代表質問を行うこととした場合は、代表質問のみ行い、個人質問は行わない。

・通告書の提出時期及び通告内容

議会運営委員会の決定に従い、締切日正午までに質問の要旨を所定の用紙に記入して通告する。

・発言順位の決定方法

議会運営委員会で決定する。1巡目は3人以上で構成する会派が、各会派の構成人数の数値及び構成人数を2で除した数値の中で、大きい順に質問通告者のうちからそれぞれ1人を指名する。ただし、3人以上で構成する会派のうち構成人数が最も少ない会派が1人目を指名するまでとする。2巡目は5人以上で構成する会派が質問通告者のうちからそれぞれ1人を大会派順に指名し、最後に2人で構成する会派が質問通告者のうちから1人を指名する。これ以後は抽選による。ただし、1巡目で算出した数値が同じである会派が複数ある場合の順位及び同数会派が複数ある場合の2巡目の順位はローリング方式による。

・質問時間及び回数の制限

質問時間は、個人質問については1回目の質問を25分以内（総括質問方式）で行い、2回目以降の質問は5分以内（一問一答方式）とする。代表質問については60分以内（総括質問方式、質問回数は3回まで）とする。答弁時間は、それぞれの質問に対する答弁が終了するまでとする。

関連質問は、主質問者に対する理事者答弁があるまでに発言を求めた者にのみ許可し、再質問は許可しない。ただし、一般質問通告者には関連質問を許可せず、また、代表質問に対する関連質問は認めない。

質疑

同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。議案質疑の通告制は採用していない。

活 動 状 況

1 議会開催状況

（令和6年度）

区分	会 期	会期日数	本会議 開催日数	会 議 延 時 間	一般質問 日 数	質問者数
5月臨時会	令和6年5月14日	1	1	1:22	0	0
6月定例会	6月3日 ~ 6月20日	18	5	15:31	3	23
9月定例会	9月2日 ~ 9月26日	25	5	14:13	3	20
12月定例会	12月2日 ~ 12月19日	18	5	16:53	3	26
3月定例会	2月17日 ~ 3月19日	31	5	17:34	3	21
計			21	65:33	12	90

2 委員会等開催状況

（令和6年度）

区 分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
常 任 委 員 会	総 務			1	1			1			1		1		5
	建 設			1	1			1			1		1		5
	教 育 民 生			1	1			1			1			1	5
	経 済 企 業			1	1			1			1			1	5
議 会 運 営 委 員 会			1	6	2		2	2		1	3	1	2	1	21
議 員 全 員 協 議 会				2			1	1		1	2		2	1	10
特 別 委 員 会	北陸新幹線開業効果最大化対策		1												1
	県都にぎわい創出対策			1	1		1			1			1		5
	予 算							3						2	5
	決 算							1	2						3

3 議案等審議状況(令和6年度)

(1)市長提出議案

区 分	種 類										採 決 結 果									
	予 算	条 例	決 算	人 事 案 件	報 告			工 事 契 約	財 産	そ の 他	計	可 決	認 定	可 決 及 び 認 定	同 意	承 認	受 理	否 決	継 続 審 査	修 正
					専 承 認	専 報 告	そ の 他													
5月臨時会				2	4	2					8				2	4	2			
6月定例会	6	10			2	1	18	3	5	2	47	26				2	19			
9月定例会			5	1			1				7				1		1		5	
12月定例会	18	4	5	2	1	3		2		4	39	28	3	2	2	1	3			
3月定例会	18	20			1	3		2		3	47	43				1	3			
計	42	34	10	5	8	9	19	7	5	9	148	97	3	2	5	8	28	0	5	0

(2)議員提出議案

区 分	種 類					採決結果		
	意 見 書	決 議	条 例	そ の 他	計	可 決	一 部 修 正	否 決
5月臨時会								
6月定例会			1		1	1		
9月定例会								
12月定例会			1		1	1		
3月定例会			2	1	3	3		
計	0	0	4	1	5	5	0	0

4 請願・陳情処理状況(令和6年度)

区 分	付託 件数	採 択	不 採 択	継 続	撤 回	取 下 げ
請願	6	0	6	0	0	0
陳情	3	0	3	0	0	0

5 本会議・委員会の公開(令和6年度)

市民に開かれた議会の一環として、本会議及び各委員会の一般傍聴を実施している。

また、本会議及び予算特別委員会のケーブルテレビ放映、本会議及び各委員会のインターネット上での録画配信を実施している。

区 分	傍聴人数
本 会 議	118
常 任 委 員 会	6
特 別 委 員 会	45
議会運営委員会	6
議員全員協議会	8

報 酬 と 旅 費

1 報 酬

(平成13年4月改正)

区 分	議 長	副議長	議 員
報 酬	740,000円	670,000円	630,000円

6月期手当 報酬×1.4 ×1.725 (令和6年12月改正、令和7年4月施行)

12月期手当 報酬×1.4 ×1.725 (令和6年12月改正、令和7年4月施行)

2 旅 費

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	宿泊手当	宿 泊 費
議 長	実費(市長等の例による)			2,400円	実費(上限あり)
副議長・議員	"	"	"	"	"

3 政 務 活 動 費

交 付 対 象 会派及び議員

交付額及び交付の方法 議員1人当たり月額15万円を会派と議員個人に分けて四半期ごとに交付する。

なお、会派及び議員個人への交付額については、各会派において決定する。

議 事 堂

(単位：㎡)

階	室 名	面 積	階	室 名	面 積
7	議 長 室	52.00	8	全 員 協 議 会 室	212.25
	議 長 応 接 室	48.75		(傍聴・報道室含む)	
	副 議 長 室	30.00		口 ビ ー	97.50
	議 会 会 議 室	40.50		第 1 委 員 会 室	77.25
	事 務 局 長 室	27.50		第 2 " "	97.50
	事 務 局	98.75		第 3 " "	77.25
	各議員控室及び応接室	409.88		第 4 " "	77.25
特 別 会 議 室	73.13	モ ニ タ ー 室	15.75		
7・8	議 場 (上部吹抜)	297.00		議 会 図 書 室	67.66

議場の各議席には、マイク、氏名標を設置

議場傍聴室(報道関係12席、定員：97人、うち車いす6席)

議 会 事 務 局

1 機 構 (令和7年度)

定 数 20人	現 員 19人	
		《庶務課》9人
		課長 1人
		課長補佐 1人
		庶務係 7人
《議会事務局》		
局長 1人		
次長 1人		
		《議事調査課》8人
		課長 1人
		課長補佐 1人
		議事調査係 6人

2 市議会の刊行物 (令和6年度)

区 分	発行開始年月	刊 行 回 数	発行部数	判 型
市議会だより	昭和41.4	年4回(定例会ごと)	81,700部	A4
声の市議会だより	平成11.5	"		音声
市政のあらまし	昭和38.10	年1回		A4
会 議 録	昭和42.3	原則定例会ごと	60冊	A4
議 員 提 要	昭和43.5	必要に応じ改定	55冊	A5

市政のあらましは、令和元年度からホームページで公開。

3 来 訪 都 市 数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
18都市	26都市	44都市

主 な 決 議

決 議 年 月 日	決 議 の 名 称
昭 和 23. 1. 28	納税完納決議
34. 12. 23	競輪廃止に関する決議
36. 9. 29	核実験再開禁止に関する決議
39. 3. 25	「不死鳥のねがい」決議
39. 6. 19	沖縄の日本復帰要請に関する決議
41. 10. 1	北方領土日本復帰促進決議
41. 12. 23	政治の正常化についての決議
43. 6. 21	沖縄の祖国復帰要請に関する決議

決議年月日	決議の名称
47. 3. 24	北方領土日本復帰促進決議
50. 9. 27	財政硬直化に対する議会費節減に関する決議
昭和 51. 9. 29	地方議会議員半数改選制反対に関する決議
57. 3. 25	入札制度等の調査研究と兼業禁止規定に関する自粛決議
〃	暴走族の追放に関する決議
60. 3. 20	国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議
平成元. 9. 22	虚礼廃止に関する決議
2. 12. 6	食肉流通センター問題の早期解決に関する決議
3. 9. 25	産業廃棄物処理施設建設に反対する決議
4. 9. 22	日本国憲法施行45周年にあたっての決議
5. 12. 8	コメの国内自給、食料の安全・安定供給確立決議
6. 6. 30	交通マナー日本一福井をめざす決議
8. 12. 3	シートベルト着用日本一・福井をめざす決議
10. 6. 16	インド・パキスタンの核実験に抗議する決議
10. 9. 8	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射実験に抗議する決議
12. 12. 22	京福電車の安全運行に関する決議
14. 2. 21	福井市議会議員の政治倫理に関する決議
15. 12. 26	福井市政の浄化を求める決議
16. 9. 29	北方領土問題の解決促進に関する決議
17. 3. 25	平成17年度福井市各会計予算議案に関する付帯決議
19. 2. 23	飲酒運転根絶に関する決議
19. 3. 27	平成19年度福井市各会計予算議案に関する付帯決議
19. 9. 21	安全で安心して暮らすことのできる町づくりに関する決議
22. 12. 21	工事請負契約の変更について（福井市デジタル防災行政無線固定系・移動系設備工事）に関する付帯決議
23. 3. 25	原子力発電所の安全確保を求める決議
26. 9. 24	フラトン市博物館への平和モニュメントの設置に反対する決議
30. 6. 13	雪害等対策の充実を県に求める決議
令和 4. 3. 23	ロシア連邦によるウクライナ侵略に抗議する決議
7. 5. 9	福井市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関係団体との関係を断つ決議

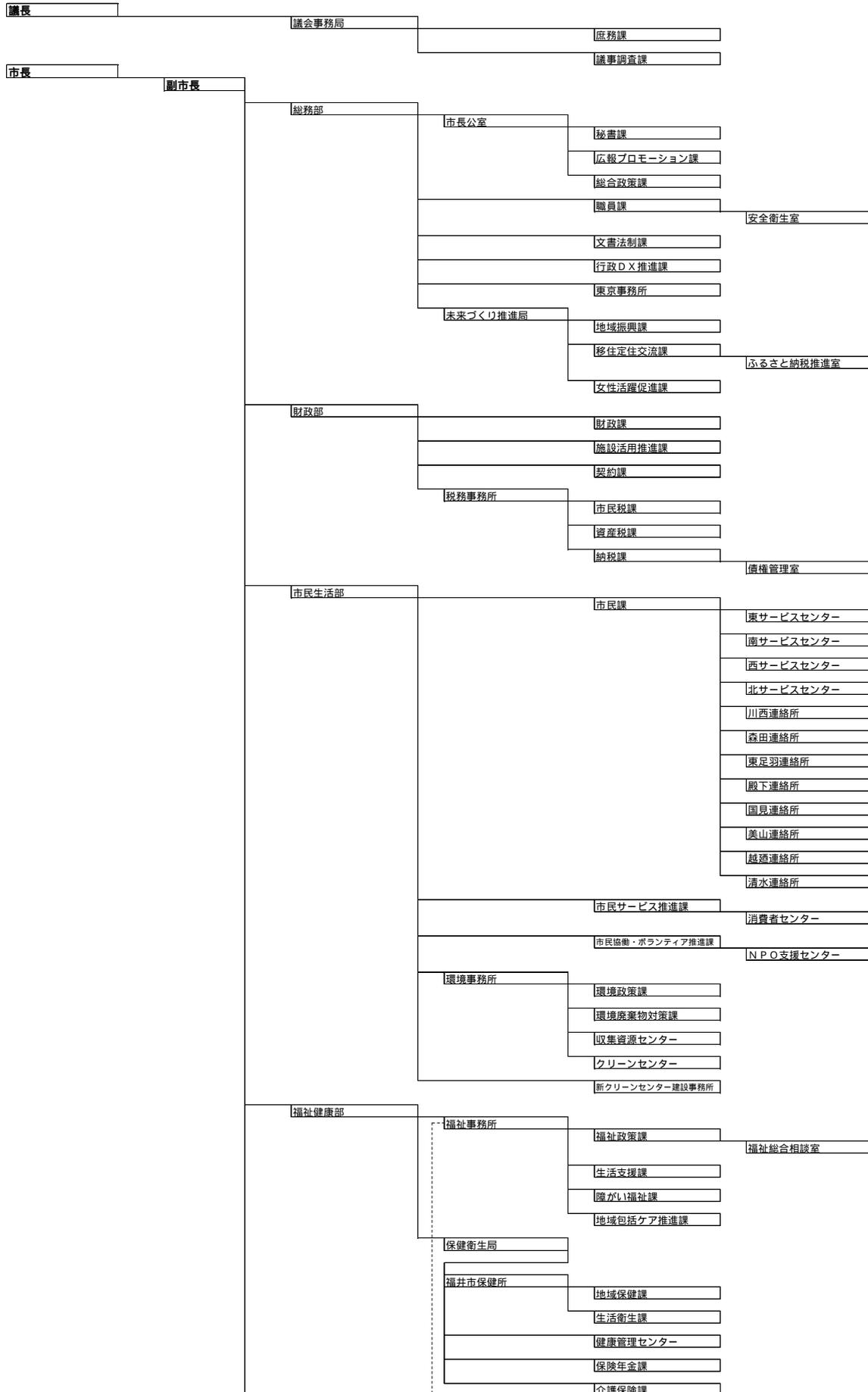
都 市 宣 言

制定年月日	都市宣言の名称
昭和 35. 6. 7	世界連邦平和都市宣言
36. 6. 28	安全都市宣言
38. 2. 23	公明選挙都市宣言
40. 3. 26	暴力排除安全都市宣言
44. 3. 24	衛生安全都市宣言
45. 12. 24	明るく正しい選挙に関する宣言
46. 3. 22	公害のない福井市を築くための宣言
46. 12. 23	青少年を守る都市宣言
平成元. 9. 22	非核平和都市宣言
2. 3. 22	ゆとり宣言
4. 9. 22	環境を守るための都市宣言
9. 6. 12	お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言
10. 3. 16	男女共同参画都市宣言

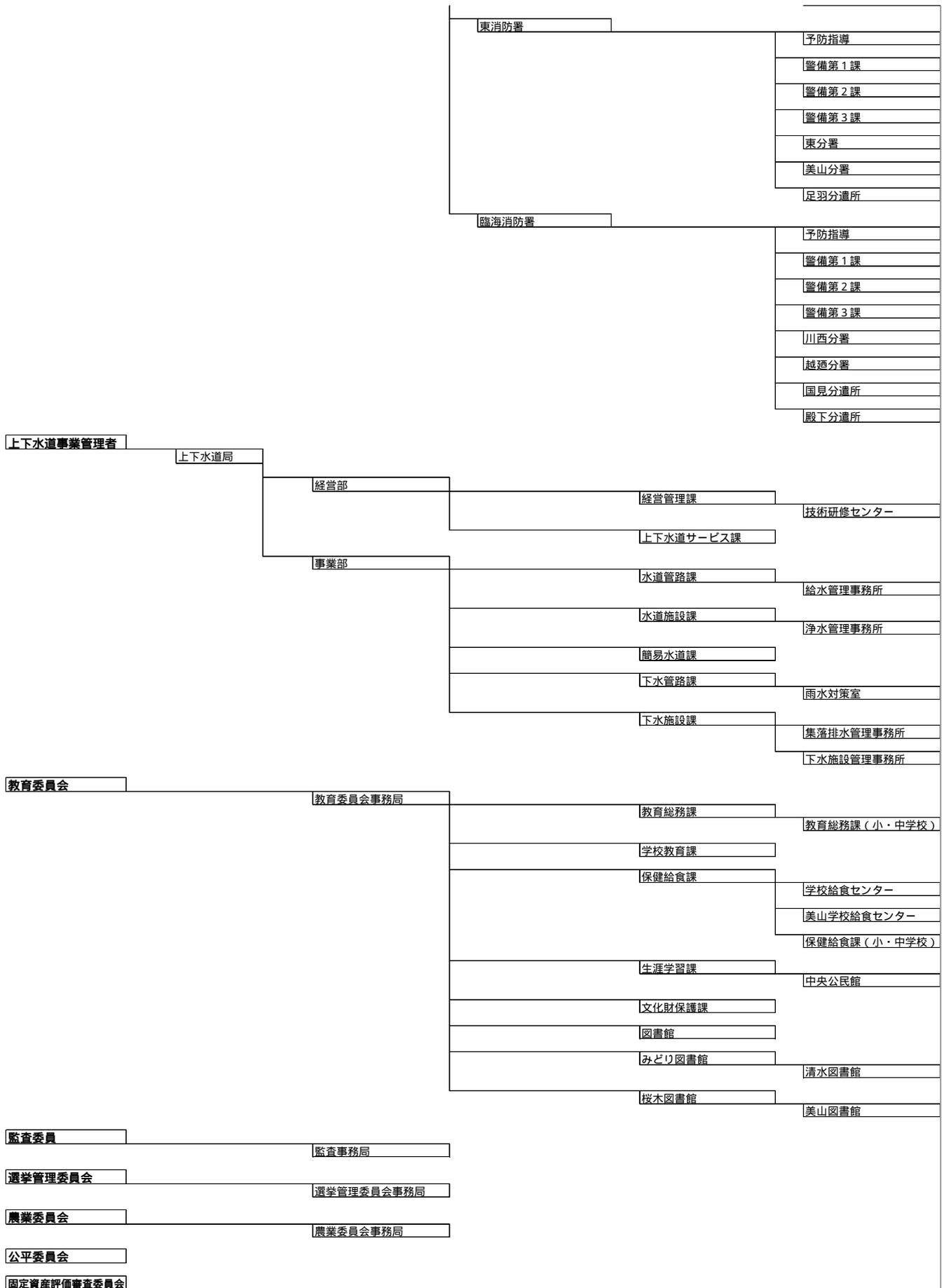
総

務

行政組織機構図 (R7.4.1)



子ども未来部	子ども政策課	女性支援室	
	子ども保育課	子育て支援室（保育園・認定こども園）	
	子ども家庭センター		
	子ども育成課		
商工労働部	商工労政課		
	企業立地推進課		
	観光文化スポーツ局	観光振興課	国際室 越前水仙の里公園
		文化振興課	一乗谷朝倉氏遺跡事務所
		自然史博物館	
	美術館		
	郷土歴史博物館		
	スポーツ課		
	公営競技事務所		
農林水産部	農政企画課		
	林業水産課	有楽島獣対策室	
	農村整備課		
	園芸センター		
	中央朝市市場		
都市政策部	都市整備課		
	都市計画課		
	地域交通課		
	自転車利用推進課		
建設部	監理課		
	道路課		
	河川課		
	公園課	公園管理事務所	
	足羽山公園事務所		
	建築事務所	管理課	
		住宅政策課	
		市営住宅課	
		建築指導課	
	工事・会計管理部	工事検査課	
技術管理課		福井市技術研修センター	
出納課			
危機管理監	危機管理課		
消防局	消防総務課		
	予防課		
	救急救助課		
	管制課		
	中消防署	予防指導	
		警備第1課	
		警備第2課	
		警備第3課	
		西分署	
		北分署	
		西安居分遣所	
	南消防署	予防指導	
		警備第1課	
		警備第2課	
		警備第3課	
社分署			
清水分署			
麻生津分遣所			



歴代三役

1 歴代市長

代	氏名	期間	代	氏名	期間
1	鈴木準道	明22.5 ~ 28.1	10	熊谷太三郎	昭20.10 ~ 34.5
2	渡辺弘	28.4 ~ 34.7	11	坪川信三	34.5 ~ 38.5
3	東郷龍雄	34.9 ~ 40.9	12	島田博道	38.5 ~ 49.3
4	山品捨録	40.10 ~ 大9.8	13	大武幸夫	49.5 ~ 平6.1
5	武内徹	大10.6 ~ 15.8	14	酒井哲夫	平6.3 ~ 18.3
6	永井環	15.8 ~ 昭5.8	15	坂川優	18.3 ~ 19.10
7	大月齊庵	昭5.11 ~ 10.1	16	東村新一	19.12 ~ 令5.12
8	斉藤直橘	10.7 ~ 16.8	17	西行茂	令5.12 ~
9	落合慶四郎	16.9 ~ 20.9			

2 歴代助役・副市長

代	氏名	期間	代	氏名	期間
1	牧野四郎	明22.6 ~ 26.7	15	藤田善男	昭34.5 ~ 42.5
2	山品捨録	26.7 ~ 26.8	16	山際喜一	42.6 ~ 50.6
3	野中樵夫	27.2 ~ 28.2	17	横田一二	50.6 ~ 58.6
4	松村志計里	28.2 ~ 34.7	18	山本務	58.6 ~ 平7.3
5	山品捨録	32.7 ~ 34.7	19	清水彰一	平7.4 ~ 11.3
6	塚原儀三郎	34.8 ~ 40.4	20	奈良一機	11.4 ~ 18.3
7	三沢敬太	40.4 ~ 大6.4	21	笠松泰夫	11.4 ~ 14.3
8	山下林樹	大6.10 ~ 10.9	22	東村新一	18.4 ~ 19.11
9	野村外来雄	11.2 ~ 15.2	23	吹矢清和	20.2 ~ 24.7
10	清田栄治	昭2.6 ~ 5.3	24	山田義彦	24.4 ~ 令2.3
11	石野庄次郎	5.2 ~ 13.12	25	清水正明	24.8 ~ 28.8
12	関市太郎	13.1 ~ 17.9	26	西行茂	28.8 ~ 令5.9
13	水間尹夫	14.4 ~ 21.11	27	小寺正樹	令6.1 ~ 7.3
14	北川正一	22.5 ~ 33.7	28	荒木一男	6.12 ~

3 歴代収入役

代	氏名	期間	代	氏名	期間
1	杉山敬介	明22.7 ~ 29.7	10	田島正忠	昭44.12 ~ 48.12
2	吉田千倉	29.8 ~ 32.8	11	小嶋龍美	48.12 ~ 52.3
3	早瀬正二	32.8 ~ 大3.3	12	東郷主馬	52.5 ~ 60.4
4	山下林樹	大3.4 ~ 6.10	13	玉村重信	60.6 ~ 平元.6
5	熊川知之	6.11 ~ 昭4.11	14	岡本岩男	平元.6 ~ 5.3
6	牧野繁雄	昭4.11 ~ 14.4	15	服部博秋	5.3 ~ 9.3
7	古市定吉	14.4 ~ 28.8	16	花山豪	9.3 ~ 13.3
8	馬来田善充	28.12 ~ 40.12	17	堀江廣海	13.3 ~ 17.3
9	田村十弥雄	40.12 ~ 44.12			

特 別 職 職 員

(令和7年7月1日現在)

職 名	氏 名	選 任 期 日	任 期	任 期 満 了	
市 長	西 行 茂	令 5 . 12 . 23	4 年	9 . 12 . 22	
副 市 長	荒 木 一 男	令 6 . 12 . 25	4 年	10 . 12 . 24	
上下水道事業管理者	塚 谷 朋 美	令 7 . 4 . 1	4 年	11 . 3 . 31	
教 育 委 員 会	教 育 長	吉 川 雄 二	令 5 . 6 . 27	3 年	8 . 6 . 26
	委 員	石 原 靖 紀	令 6 . 12 . 22	4 年	10 . 12 . 21
		多 田 和 博	令 3 . 12 . 24	4 年	7 . 12 . 23
		宮 郷 美千代	令 5 . 12 . 18	4 年	9 . 12 . 17
		粟 原 知 子	令 4 . 10 . 1	4 年	8 . 9 . 30
監 査 委 員	常 勤	浅 野 信 也	令 7 . 6 . 30	4 年	11 . 6 . 29
	識 見 選 任	堀 田 宏 憲	令 5 . 9 . 22	4 年	9 . 9 . 21
	議 会 選 任	酒 井 良 樹	令 7 . 6 . 16	議員の任期	
		榊 原 光 賀	令 7 . 6 . 16	議員の任期	
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	藤 井 健 夫	令 7 . 3 . 26	4 年	11 . 3 . 25	
	小 林 範 雄	令 7 . 3 . 26	4 年	11 . 3 . 25	
	出 見 隆 文	令 7 . 3 . 26	4 年	11 . 3 . 25	
	岩 永 佳 代 子	令 7 . 3 . 26	4 年	11 . 3 . 25	
公 平 委 員 会 委 員	金 井 亨	令 4 . 10 . 1	4 年	8 . 9 . 30	
	中 川 美 津 恵	令 5 . 10 . 2	4 年	9 . 10 . 1	
	清 水 則 明	令 3 . 12 . 24	4 年	7 . 12 . 23	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	増 田 健 治	令 6 . 10 . 1	3 年	9 . 9 . 30	
	勝 田 輝	令 4 . 12 . 22	3 年	7 . 12 . 21	
	宮 田 貴 代 美	令 6 . 4 . 1	3 年	9 . 3 . 31	

給 与 ・ 報 酬

(令和7年4月1日現在)

職 名		基 礎	支 払 額	職 名		基 礎	支 払 額
市 長		月	1,058,000円	公平委員会委員	委員 長員	日	17,000
副 市 長		"	874,000	委 委	員 員	"	16,000
上下水道事業管理者		"	740,000	固定資産評価 審査委員会委員	委 員 長員	日	17,000
教 育 長		"	740,000	委 委	員 員	"	16,000
教育委員会 委 員	委 員	"	71,000	農 業 委 員 会 委 員	会 長 会 長 職 務 代 理 者 委 員	月 " "	75,000 45,000 34,000
監 査 委 員	常 勤	"	548,000				
	識 見 選 任	"	165,000				
	議 会 選 任	"	33,000				
選挙管理 委員会委員	委 員 長員	"	60,000				
委 委	員 員	"	48,000				

職 員 数

1 所属別職員数

(令和7年4月1日現在)

所属区分	定数	職 員		合 計
		消防吏員以外	消 防 吏 員	
市長事務部局	1,551人	1,497人	1人	1,498人
議会事務部局	20	19	0	19
選挙管理委員会事務部局	5	2	0	2
監査委員事務部局	8	8	0	8
農業委員会事務部局	12	9	0	9
教育委員会事務部局	339	151	0	151
企業事務部局	200	163	0	163
消防事務部局	356	3	340	343
派 遣		47	5	52
合 計	2,491	1,902	346	2,245

フルタイム再任用職員(31名)を含む。

一般任期付職員(1名)を含む。

育休代替任期付職員(15名)を除く。

2 職種別職員数

(令和7年4月1日現在)

区 分	一 般 行政職	税務職	医療職	看 護 保健職	福祉職	消防職	企業職	技 能 労務職	教育職	計	
											市長事務部局
議会事務部局	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
選挙管理委員会事務部局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
監査委員事務部局	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
農業委員会事務部局	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
教育委員会事務部局	122	0	3	1	0	0	0	25	0	151	
企業事務部局	0	0	0	0	0	0	163	0	0	163	
消防事務部局	3	0	0	0	0	340	0	0	0	343	
派 遣	46	0	0	0	1	5	0	0	0	52	
合 計	1,225	99	23	73	240	346	163	61	15	2,245	
内 訳	男	803	48	5	4	4	339	131	30	0	1,364
	女	422	51	18	69	236	7	32	31	15	881

フルタイム再任用職員(31名)を含む。

一般任期付職員(1名)を含む。

育休代替任期付職員(15名)を除く。

給 料

1 級別職員平均給料

(令和7年4月1日現在)

級 別	標準職務	人員	給料月額(支給額)		
			最高	最低	平均
9級	理事・消防正監	22人	510,200円	510,200円	510,200円
8級	副理事・消防監	26	473,500	458,300	470,138
7級	副理事・参事・消防司令長	68	441,700	431,300	434,853
6級	参事・副参事・消防司令長	170	422,100	406,000	410,855
5級	主幹・消防司令	514	417,400	275,700	385,919
4級	副主幹・消防司令補	480	386,100	268,000	357,334
3級	主査・消防士長	408	354,700	260,000	296,783
2級	主事・技師・消防副士長等	366	308,500	219,500	255,796
1級	主事・技師・消防士等	163	253,000	192,000	225,067
合計		2,217	510,200	192,000	335,652

フルタイム再任用職員(31名)を含む。

一般任期付職員(1名)を含む。

育休代替任期付職員(15名)を含む。

医師、獣医師、薬剤師を除く。

2 職種別平均給料及び平均年齢

(令和7年4月1日現在)

職種	職員数	平均給料(支給額)	平均年齢	勤続年数
一般職	2,156人	335,995円	42歳6か月	18年7か月
技能労務職	61	323,526	54歳4か月	22年3か月
合計	2,217	335,651	42歳10か月	18年8か月

フルタイム再任用職員(31名)を含む。

一般任期付職員(1名)を含む。

育休代替任期付職員(15名)を含む。

医師、獣医師、薬剤師を除く。

3 新規採用職員数及び初任給

区分	初任給(令和7年4月1日現在)		採用状況(4月1日現在)		
	級・号給	給料	令和5年	令和6年	令和7年
高校卒	1級9号給	194,500円	4人	3人	4人
短大卒	1級19号給	210,600	10	4	9
大学卒	1級29号給	225,600	47	55	48
合計			61	62	61

情報公開・個人情報保護

情報公開制度は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市の保有する情報の開示が重要であることにかんがみ、市民の情報の開示を請求する権利を保障するとともに、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、広く市政に関する知る権利を尊重し、もって市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図ることを目的とするもので、平成9年度から福井市情報公開条例を施行している。

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、平成15年度から令和4年度まで福井市個人情報保護条例を施行し、令和5年度からは個人情報の保護に関する法律に基づく福井市個人情報の保護に関する法律施行条例を施行している。

1 情報公開・個人情報開示決定状況

情報公開決定状況

	全部開示	一部開示	不開示	文書不存在	取下げ、その他	合計
令和4年度	575	74	3	4	3	659
令和5年度	682	62	2	2	14	762
令和6年度	705	85	1	8	21	820

個人情報開示決定状況

	全部開示	一部開示	不開示	文書不存在	取下げ、その他	合計
令和4年度	11	10	1	2	0	24
令和5年度	7	12	0	4	0	23
令和6年度	6	9	0	0	1	16

2 情報公開審査会・個人情報保護審査会

委員数 5人

審査会開催回数

年度	情報公開審査会	個人情報保護審査会
令和4年度	1	2
令和5年度	2	1
令和6年度	2	1

3 個人情報ファイル簿の状況

年度	件数
令和6年度	115

令和5年度から個人情報の保護に関する法律第75条第1項に基づき、個人情報ファイル簿を新たに作成しています。

4 個人情報取扱事務登録状況

年度	件数
令和4年度	699
令和5年度	701
令和6年度	713

広報プロモーション

情報化社会に対応した多様なメディアを活用し、地域と市民活動に関する情報や行政情報を市民に分かりやすく積極的に広報する。また、首都圏等に向けたシティプロモーションを実施する。

1 「広報ふくい」の発行

施策や事業などの情報を分かりやすく編集した「広報ふくい」を毎月1回発行する。自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設や金融機関・コンビニエンスストアなどに配置する。

2 民放テレビ広報

市の重要施策や特色ある事業について、分かりやすく紹介した広報番組を制作し、民間放送で放送する。

3 CATV広報

ケーブルテレビの行政チャンネル「ふくチャンネル」を運用し、市の施策やお知らせ、地域や市民の情報などを紹介した広報番組を制作し、放送する。

4 ラジオ広報

市の施策やお知らせなど、市民生活に身近な情報をラジオ放送で紹介する。

5 インターネット広報

ホームページで市の紹介や新着情報を掲載するほか、トップページのサイネージエリア（画像）を活用し、市の重要施策や観光情報、イベント情報を発信する。

また、各ソーシャルメディアを活用し、市からのお知らせやイベント情報を発信する。

6 記者会見

市長が、市の重要施策等を報道機関に説明するとともに、市民に向けてケーブルテレビの「ふくチャンネル」で放送する。

7 報道機関への情報（資料）提供

市の各所属の施策や事業、お知らせについて、報道機関に情報提供する。

8 福井の認知度向上、イメージアップ

(1) イメージロゴ等を活用した情報発信

ロゴ等を活用した効果的な情報発信（動画、SNS発信、イベント）を行う。

(2) 新幹線沿線自治体との連携

新幹線沿線自治体が参加する「東日本連携・創生フォーラム」と連携し、地域課題の解決や広域的な地域活性化に取り組む。



【イメージロゴ】

第八次福井市総合計画

1 総合計画策定の趣旨

福井市では、昭和43年の「福井市行政計画（第一次）」以来七次にわたり、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市勢発展に努めてきた。

この間、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきた。特に近年、人口減少のさらなる進行や、大雪などの自然災害の発生、さらには世界的な新型コロナウイルス感染拡大など、社会や経済に様々な影響を与えている。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の変化や社会経済の動向に対応する新たな総合計画として「第八次福井市総合計画」を策定した。

総合計画とは、市の特性に応じた将来像及びこれを達成するための基本的な方針を明らかにし、総合的かつ計画的に市政運営を行うための計画であり、本計画では、今後5年間とさらにその先の将来を見据えて、目指すべき本市の有るべき姿を描いた。

子どもから高齢者まで、全ての市民が安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう、市民と行政が様々な場面で手を携え、民間の活力を活用しながら、本市の輝く未来と、「全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組を推進するための指針となるものである。

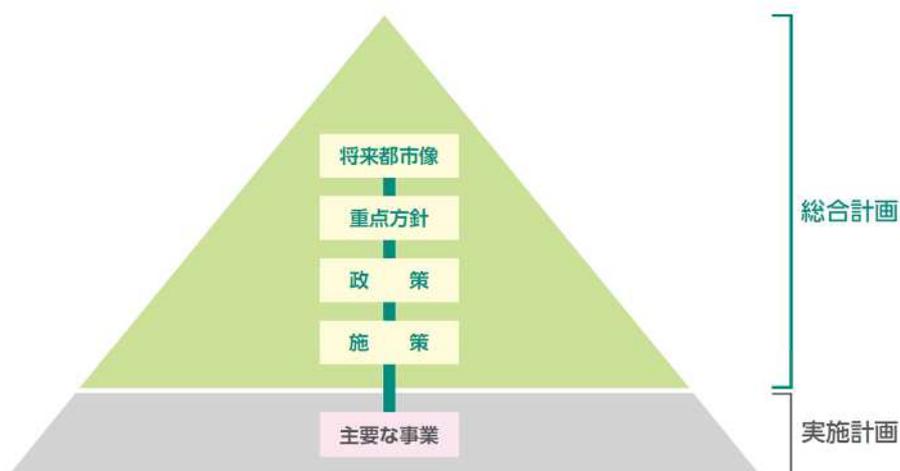
2 計画期間

令和4年度～令和8年度。

社会状況の変化に弾力的に対応できるよう、計画期間を5年としている。

3 構成

「将来都市像」「重点方針」「政策」「施策」で構成する。



① 将来都市像

長期的な取組により実現を目指す、本市の将来のまちの姿です。

② 重点方針

将来都市像の実現を図るための、重点的な方針です。

③ 政策

基本的な取組の方向性です。

④ 施策

政策をより具体的に表した取組内容です。

⑤ 主要な事業

総合計画に示された体系に基づき実施する、具体的な事業です。

4 将来都市像及び重点方針

第七次福井市総合計画では、10年、20年先を見据えて長期的に取り組む本市の姿として、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像として掲げた。

この将来都市像の実現のために、本市では「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の開催や、中核市への移行及び連携中枢都市圏の形成、また北陸新幹線福井開業に向けた準備など、各種事業を推進してきたところである。

第八次福井市総合計画の計画期間においては、本市にとって100年に一度の好機と捉えていた北陸新幹線県内開業を令和6年3月に迎えた。開業によって、本市にはこれまでにない賑わいが生まれており、今後はこの開業効果を最大限に引き出すための取組を、推進していく必要がある。

将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組は、まだ道半ばであり、これまでの歩みを緩めることなく、さらなる高みを目指して取り組んでいく必要がある。

そのため、第八次福井市総合計画においても、現在の将来都市像や重点方針を引き継ぎ、明るい未来に向けた、豊かで持続可能な、活力あふれるまちづくりを進めていく。



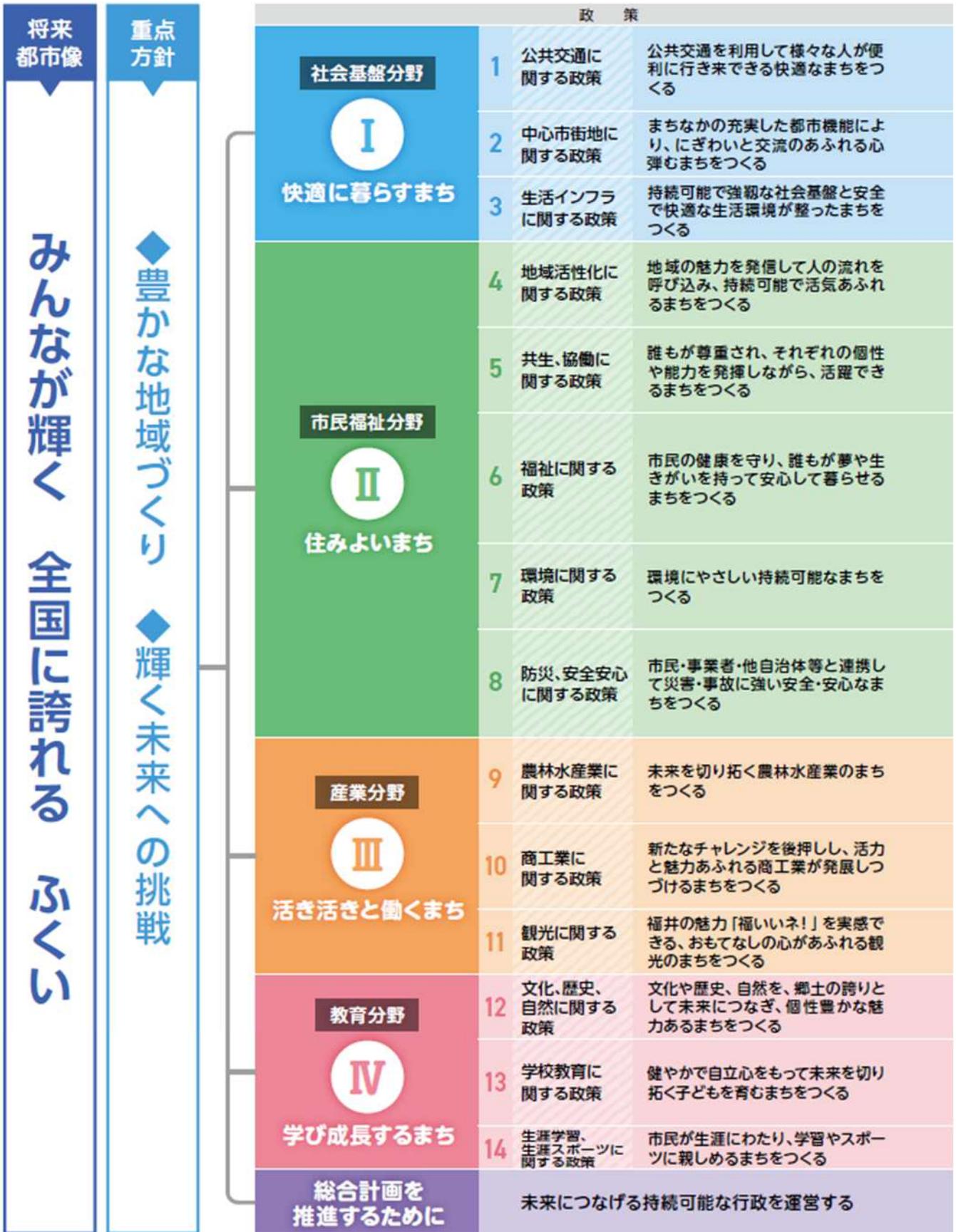
5 総合計画とSDGsの関係

本市においては、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17の目標と、本市の市政運営において目指すべき大きな方向性は同じであると捉えている。

そのため、第八次福井市総合計画をSDGsの推進計画としても位置付け、SDGsと政策・施策との関係を見える化して取組を進めることで、本市の将来にわたる持続可能な発展につなげていく。



6 体系図



施 策

- ① 北陸新幹線の早期全線開業を目指す
- ② 公共交通の利用を促進する
- ③ ICTを活用して公共交通の利便性を高める
- ④ 地域拠点の機能充実を回り、公共交通利用者の利便性向上を図る
- ① 県都にふさわしい魅力あるまちをつくる
- ② にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
- ③ うるおいと個性あるまちをつくる
- ① 強靱な社会基盤を構築する
- ② 安全で快適な生活環境を保全する
- ③ 安全で安心な上下水道のサービスを提供する
- ① 福井とつながる人口の対流を創出する
- ② ライフステージに応じた人材還流を促進する
- ③ 地域の資源を活かし、安心して住み続けられる住環境をつくる
- ④ 地域の活性化や地域コミュニティの維持に取り組む
- ① 誰もが活躍できる社会の実現を図る
- ② 女性が輝きいきいきと暮らせる社会の実現を図る
- ③ 多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する
- ④ ボランティアの力を高め市民と行政が力を合わせる協働のまちづくりを進める
- ① 生活習慣病予防に取り組むなど生涯にわたる健康づくりを支援する
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境をつくる
- ④ 障がいや難病等を抱える人が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 複雑化・複合化する支援ニーズを包括的に受け止める体制をつくる
- ⑥ 公衆衛生の向上や健康管理の強化に取り組む
- ① 環境負荷低減の取組を推進する
- ② 環境対策に積極的に取り組む企業を支援育成し、公害や不法投棄のない快適な生活環境を守る
- ③ 自然や都市環境を守り育て、未来に伝える
- ④ 市民、市民組織、事業者、行政が共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める
- ① 地域の防災力を高める
- ② 火災等から人命と財産を守る
- ③ 地域における防犯力を向上する
- ④ 安全安心な消費生活を支える
- ⑤ 交通安全対策を推進する
- ① スマート農業等新たな時代に対応した農業を推進する
- ② ブランド化や販路開拓等新たな可能性にチャレンジする
- ③ 稼げる林業と水産業を推進する
- ④ 農地・農村の環境を守り活性化を図る
- ① 地域の商工業を振興する
- ② 創業や事業承継を促進する
- ③ 地元で働く魅力を発信する
- ④ 多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
- ① 観光資源を磨き上げる
- ② 誘客プロモーションを強化する
- ③ おもてなしの充実を図る
- ① 市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
- ② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
- ③ 自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
- ① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する
- ② 子どもの健康増進を図る
- ③ 子どもの安全を守り、健全な育成を図る
- ④ 学びの場としての学校環境を整備する
- ① 市民の生涯学習を支援する
- ② 市民の生涯スポーツを支援する
- ① 時代の変化に対応できる組織体制の構築
- ② 市民サービスのさらなる向上
- ③ SDGsをふまえた健全で持続可能な行政運営

実施計画

行政改革

本市では、昭和60年の「福井市行政改革大綱」策定以降、財政運営の健全化や事務事業の見直し等、行政改革の取組を進めている。

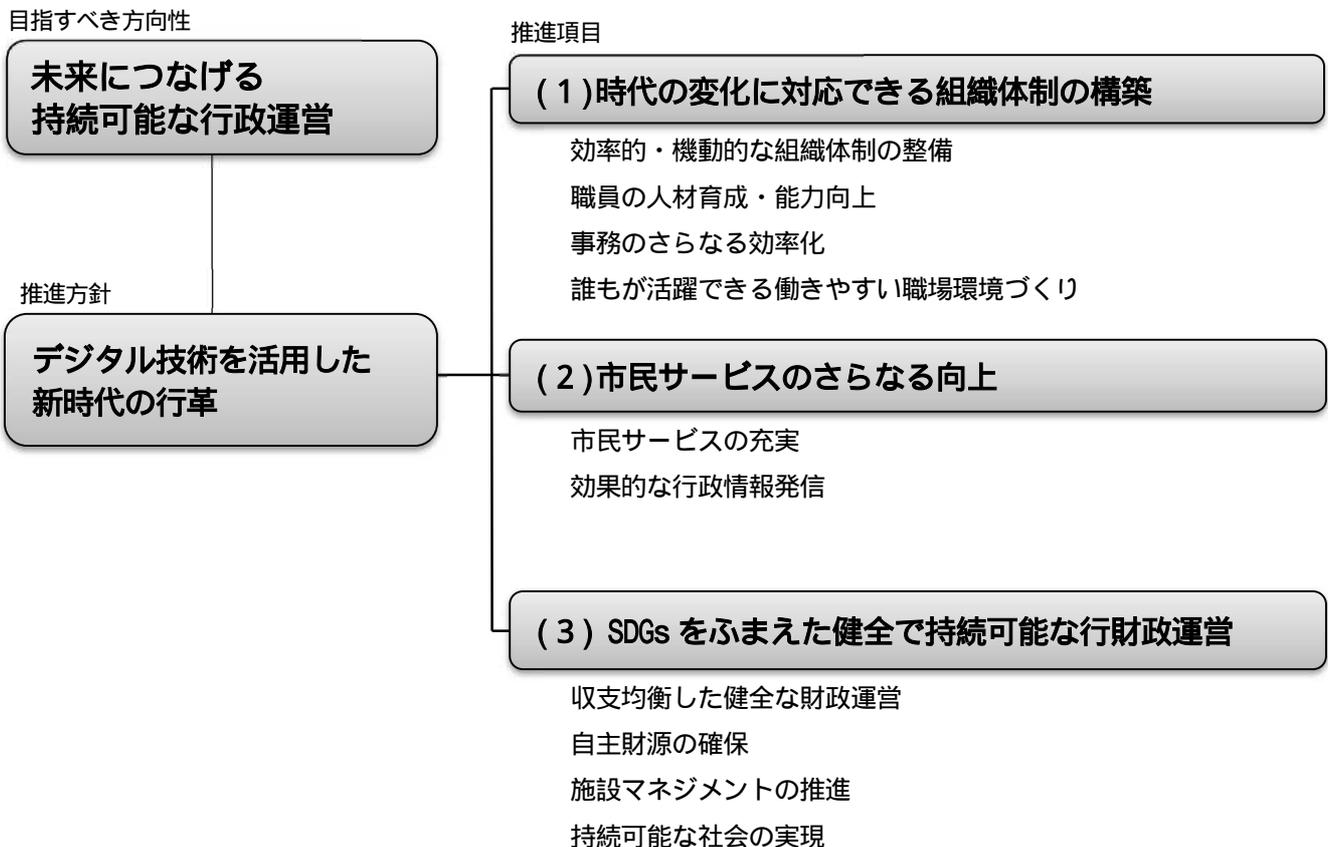
1 行政改革の経緯

年 月	内 容
昭和60年 8月 (計画期間昭和60～62年度)	「福井市行政改革大綱」
平成 7年11月 (計画期間平成8～10年度)	「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」 (取組内容) 5区分、23分類、86項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の見直し 2 財政運営の見直し 3 組織機構及び職員定数の見直し 4 人事の見直し 5 情報活用体制の見直し
平成10年 8月 (計画期間平成10～12年度)	「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」(改訂版) (取組内容) 4区分、9分類、13項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 財政運営の健全化 2 人事管理・職員定数の適正化 3 事務事業の見直し 4 情報活用体制の推進
平成13年12月 (計画期間平成13～17年度)	「福井市行政改革の基本方針」 (取組内容) 3区分、7分類、15項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 住民と行政との新たな関係の構築 2 新たな時代にふさわしい取り組み 3 効率的な行政運営の推進とその他の取り組み
平成18年8月 (計画期間平成18～21年度)	「福井市行政改革の新たな指針」 (取組内容) 5区分、12分類、38項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の見直し 2 民間委託等の推進 3 定員管理の適正化等 4 分権型社会への対応 5 経費節減等の財政効果
平成22年2月 (計画期間平成22～26年度)	「福井市行政改革指針」 (取組内容) 3区分、22項目 <ol style="list-style-type: none"> 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携

年 月	内 容
平成27年2月 (計画期間平成27～28年度)	「福井市行財政改革指針」(改訂版) (取組内容)3区分、19項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携
平成29年2月 (計画期間平成29～令和3年度)	「福井市行財政改革指針」 (取組内容)3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築 2 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供 3 効率的で持続可能な行財政運営の推進
令和4年2月 (計画期間令和4～8年度)	「福井市行財政改革指針」 (取組内容)3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築 2 市民サービスのさらなる向上 3 SDGsをふまえた健全で持続可能な行財政運営

2 「福井市行財政改革指針」〔令和4～8年度〕の概要

< 行財政改革推進項目体系図 >



行政のICT化とDX

1 福井市総合行政情報システム

福井市総合行政情報システムでは、コストの低減、職員の負担軽減及び市民サービスの向上を目的に、庁内の各システムを統合し、既製のパッケージソフトの活用とシステム構築・保守・運用業務の一括外部委託によって、庁内システムの全体最適化を図っている。

平成21年度に第1期システムが稼働し、令和7年4月からは第4期システムが運用を開始している。第4期では、DXを推進するため、庁内無線LANの整備、チャット・会議ツール及びノーコードツール等の導入によって、さらなる業務効率化を図っている。

主な対象業務

区分	業務			
住民情報	住民記録	印鑑登録	選挙	就学児童管理
税	固定資産税	償却資産税	家屋台帳	家屋評価
	個人住民税	法人住民税	軽自動車税	収納・滞納管理
保険年金	国民年金	国民健康保険税	国保（資格・給付）	
福祉	重度・障害者医療	児童手当	児童扶養手当	子育て支援
	在宅老人・老人福祉	自立支援	介護保険	後期高齢者
	子ども医療	ひとり親医療		
内部事務	人事・給与 財産管理	職員健康管理 起債償還	庶務事務 文書管理	財務会計
グループウェア	掲示板	メール	スケジュール	設備予約
	ノーコードツール	チャット・会議ツール		
工事管理	工事執行管理	工事検査評定	工事調書	土木積算
上下水道局	公営企業会計	水道料金	水道検針	受益者負担金
	改造資金貸付金	水洗化率算定	農業集落排水受益者分担金	

2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

福井市では、ICTの浸透により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるDXを推進していくため、「福井市DX推進計画（計画期間令和4年度～令和8年度）」を策定している。

福井市DX推進計画では、「暮らしのDX」、「産業のDX」、「行政のDX」の3つの基本目標に、15の取組分野に分類した50の取組事項を設定しており、具体的な個別の事業については「福井市DX推進計画実施計画（計画期間令和4年度～令和8年度）」で、スケジュールや数値目標を定めて進捗管理を行う。

主なDX関連の取組

Maasシステムの導入

地域住民の移動ニーズに応じて、複数の公共交通を最適に組み合わせる検索、予約、決済等を一括で行う、Maasシステムを令和6年3月に導入した。

行政手続のオンライン化

マイナポータル（ぴったりサービス）や福井県電子申請・施設予約サービス（ふくe-ねっと）を活用して、行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上を図る。

AIチャットボットの運用

AIを活用したチャットボットを運用し、24時間365日市民からの問合せに自動応答を行うとともに、電話やメールへの対応の事務軽減、窓口対応時間の短縮や混雑の回避に繋げる。

RPA導入による定型的な事務作業の自動化推進

RPA導入効果の周知を職員に対して行うとともに、シナリオ作成支援や研修等を実施し、定型的な事務作業の自動化を推進する。

東京事務所

福井市東京事務所は、北陸新幹線の福井開業に向けた首都圏における本市のシティプロモーションの拠点として、観光誘客や企業誘致、地場産品の販路拡大、U・Iターン、ふるさと納税の推進などに取り組むとともに、中央省庁及びその他関係機関との関係強化を図るため、平成28年4月に開設した。

1 所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 5 階
電話番号：03-6457-9181

2 職務内容

- ・国会、各中央省庁等との連絡調整に関すること。
- ・首都圏における中核市及び連携中枢都市圏に関すること。
- ・首都圏における市政の情報収集及び発信に関すること。
- ・首都圏におけるシティプロモーション活動に関すること。
- ・首都圏における観光情報の提供に関すること。
- ・首都圏における企業誘致に関する情報の提供に関すること。
- ・首都圏における地場産品の販路拡大に関すること。
- ・首都圏における本市への就職や移住などの情報発信に関すること。
- ・首都圏におけるふるさと納税に関すること。
- ・「福井市応援隊」に関すること。

3 福井市応援隊事業

首都圏在住で本市に愛着や関心を持っている人に会員になっていただき、福井市の情報発信、ふるさと納税の拡大、U・Iターンへの支援など会員それぞれの得意分野において会員と東京事務所とが協働し、本市の活性化や魅力向上を図る。

また、会員同士の親睦を深めるためのミーティング開催のほか、本市のイベント情報などを定期的に発信するなど、会員が首都圏で本市のPRを担ってもらえるよう働きかける。

住 民 組 織

本市は、住民が自主的に結成している自治会との間で相互協力関係を樹立している。また、各自治会から選ばれた人に自治会嘱託員を委嘱し、市行政の事務の一部を依頼している。

主な事務は、広報紙、各種通知の配布、共同募金等の取りまとめ、その他行政に関する相互連絡で、その内容は多岐多様にわたっている。

また、各公民館地区単位（一光地区は安居地区に統合）に一人ずつ地区嘱託員を委嘱し、地区内の自治会における意見調整や取りまとめを依頼している。

1 自治会の組織

（令和7年4月1日現在）

自治会数	嘱託員	加入世帯数	加入率
1,531	1,532	77,472	71.3%

2 行政嘱託員の報償金

（1）自治会嘱託員の報償金

区分	基準	金額
世帯割	1世帯当たり	年間 1,000円
均等割	一律	1,000円

（2）地区嘱託員の報償金

区分	基準	金額
均等割	一律	30,000円

地 域 づ く り

個性豊かで笑顔あふれる地域づくりを推進するため、地域の特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援するとともに、地域の実情に応じた助言などを行う地域担当職員を配置して、地域住民と連携を図りながら地域の課題解決にあたる。また、中山間地域等においては、地域おこし協力隊や集落支援員を配置して地域コミュニティの保持や活性化を図る。

1 地域の未来づくり推進事業

(1) 目 的

地域の歴史・文化・自然などの特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援し、各地区での地域づくりを推進する。特に、住民自らが地域の将来を見据え取り組む事業への支援や、若者が自由な発想や若い感性で行う事業への支援を進め、地域での課題解決や、まちづくりの担い手育成を図る。

(2) 事業の内容

補助コース

コース		対象		内容	補助率	補助上限 (千円)		
地域づくり		まちづくり組織 (1地区1組織)		【基本事業】 地域が魅力発信のために取り組む事業 市外まちづくり団体・地域住民との 交流、情報発信事業 地域の魅力を高める事業	65/100 以内	ビジネス	あり	1,200 (+ふるさと納税分)
							なし	800 (+ふるさと納税分)
				【ビジョン策定】 ビジョン策定に係る経費	10/10 以内		100	
			【課題解決】 ビジョンに基づき取り組む 新たな課題解決事業	10/10 以内			200	
若手育成	新規募集 継続事業	16~40歳代を 中心とした グループ	1年目	若者が主体となり地域を活性化させる事業 地域づくりコースとの連携を必須化	65/100 以内			250
			2,3年目		65/100 以内		250 (+ふるさと納税分)	
			4年目		10/10 以内		ふるさと納税分	
地域連携		2地区以上で 構成される連携組織		継続して広域的に取り組む事業	65/100 以内			180千円×連携地区数+ふるさと納税分 (但し1,600千円を上限とするが、ふるさと納税 加算額が1,600千円を超える場合は、ふるさと納 税加算額を限度とする。)

まちづくりお助け隊派遣事業

地区のまちづくり活動を支援するため、まちづくり事業に関する助言等を行うアドバイザーを登録し、申請のあった地区へ派遣する。

2 地域担当職員制度

市職員が住民主体の地域づくり活動に参画するなど地域との関わりを積極的に深め、地域の様々な課題への対応や、地域と市の協働のまちづくりの更なる推進を目的として、公民館の区域48地区（一光地区は安居地区に含める）に地域専門職員（原則2名）を配置する。また、地域専門職員や分野別専門職員をサポートする職員を8公民館ブロックごとに1名配置する。

分野別専門職員の派遣

特定の分野の専門知識や経験が必要とされる場合は、分野別専門職員として担当所属の職員を適宜派遣する。派遣する職員は、地域専門職員の一員として活動する。

3 地域おこし協力隊および集落支援員事業

（1）地域おこし協力隊（地域振興課関係）

都市部の人材を誘致し、本市への定住・定着を図るとともに、地域資源を最大に活用した地域産業や観光の活性化など、地域づくりに新たな視点で取り組む地域の担い手を育成する。

【配置実績】東郷地区 1名（R7.7～）

令和7年7月までに累計8人を配置

（2）集落支援員

中山間地域の振興に熱意と識見を有するものを集落支援員に選任し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。

【配置実績】地域集落支援員 芦見地区1名・上味見地区1名

特定集落支援員 殿下地区4名・美山地区4名・越廼地区1名

男女共同参画（女性の活躍推進）

本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指して、平成15年度に施行した「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、「福井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに参画できる社会の形成のため各種事業に取り組んでいる。

特に、女性が家庭・地域・職場など、あらゆる場面においていきいきと活躍できるための支援や、若者に対する結婚意識の醸成や結婚を後押しするための事業などを行っている。

1 意識啓発事業

（1）「福井市男女共同参画審議会」の開催

市長の附属機関として、福井市男女共同参画基本計画における取組や男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、効果的かつ適切な施策の推進を図ることを目的として男女共同参画審議会を開催する。

（2）「男女共同参画苦情処理機関」の設置

「男女共同参画社会をめざす福井市条例」第27条により、市民からの男女共同参画に関する苦情等に対応するため、苦情処理機関を設置している。

（3）男女共同参画推進地域事業

公民館区からの推薦及び市から直接指名した方を男女共同参画推進員として委嘱し、地域における男女共同参画意識の啓発を行っている。

（4）パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティ当事者の日常生活上の困難や生きづらさを軽減させ、自分らしい生き方を応援するため、人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを福井市に宣誓し、その宣誓の事実を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付している。

（5）その他の意識啓発事業

学校における児童・生徒の性別にとらわれない職業観を醸成する意識啓発教材「夢への招待状」の活用や、男女共同参画に関する様々な記事を掲載した情報誌「アイアム」のホームページ掲載により、男女共同参画意識の醸成を図っている。

2 男女共同参画センター事業

（1）各種講座等の開催

女性のキャリアアップや再就職支援、男性の家事・育児の参画に向けた各種講座や講演会等を開催し、広く市民に対し男女共同参画や少子化対策に関する意識啓発を行っている。

（2）「福井男女共同参画ネットワーク」への活動支援

男女共同参画社会の実現を目指して、市内の各種団体やグループが加盟している「福井男女共同参画ネットワーク」の活動支援を行っている。

3 女性活躍応援事業

(1) 女性活躍応援事業

女性がいきいきと活躍できる社会づくりに向け、「働く女性」「企業」「家庭における男性」「学生」の4つを対象に、交流会や出前講座、セミナー等を開催している。また、組織の課題を可視化できる本市独自の診断システム「Fukurea(フクリエ)」の活用や「子育てファミリー応援企業」の登録を通し、企業の柔軟な働き方への主体的な取組促進を図っている。

(2) 「福井市女性活躍推進協議会」の開催

福井市における女性活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、経済団体や金融機関、市内企業等と連携体制を構築し、情報共有や取組について協議を行う。

4 婚活支援事業

(1) 出愛 恋々応援事業

県と県内全市町で構成するふくい結婚応援協議会と連携し、誠実に結婚を希望する独身男女に対して、出会いから交際、結婚に至るまでの一貫した支援を行っている。

(2) 結婚生活スタートアップ応援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用等を支援し、結婚を希望する若者を後押しするとともに、若い世代の結婚に対する機運醸成を図っている。

財

政

令和7年度予算編成の基本方針

国の令和7年度の経済見通しは、令和6年11月に策定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の効果が下支えとなって、引き続き、民間需要主導の経済成長が期待されることから、国内総生産の実質成長率は1.2%程度、名目成長率は2.7%程度と見込まれています。

このような状況を踏まえ、国の令和7年度一般会計予算案の総額は、過去最大の115兆5,415億円となり、3年連続で110兆円を超えました。

具体的には、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算として、経済・物価動向に配慮しつつ、防衛力の抜本強化や「こども未来戦略」に基づくこども・子育て支援の本格実施、GX投資の推進、AI・半導体産業の基盤強化など、重要政策課題を着実に推進するとしています。

一方、地方財政計画の規模は、対前年度比3.6%増の97兆100億円程度となっています。地方交付税については、総額で前年度を3千億円上回る19兆円を確保するとともに、臨時財政対策債については、地方財政の健全化に向け、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなりました。

そして、一般財源総額については、社会保障関係費や人件費の増加、物価高が見込まれる中、自治体DXの加速化や防災・減災対策など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、前年度を1兆8千億円上回る67兆5千億円を確保する内容となっています。

このような中、本市の令和7年度当初予算案は、北陸新幹線福井開業の効果を最大化し、にぎわいを継続するとともに、これまで磨き上げてきた本市の魅力を分かりやすく丁寧に発信し、令和7年4月から開催される大阪・関西万博などの機会を活かして、より多くの人を呼び込むための重要な予算となります。

市長ビジョンに掲げる取組を加速させ、スピード感を持って、着実に実行し、福井に関わるすべての人に「楽しい！安心！元気！」を“もっと”実感していただけるよう、にぎわいの創出、子育て・教育環境の充実、産業の振興、防災・減災対策の強化、デジタル化・脱炭素化などの取組を着実に進め、第八次福井市総合計画の将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指してまいります。

これらを踏まえたうえで、「福井市財政計画」に基づき、「収支均衡した財政構造を継続」した予算編成とし、将来にわたり持続可能な行政運営を行ってまいります。

予 算

1 令和7年度 会計別予算総括表

(単位：千円)

会 計 別	令和7年度		令和6年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
一 般 会 計	140,130,000	54.7	129,305,000	54.9	10,825,000	8.4
国民健康保険特別会計	20,208,000	7.9	20,838,000	8.8	630,000	3.0
後期高齢者医療特別会計	4,920,000	1.9	4,779,000	2.0	141,000	3.0
介護保険特別会計	28,230,000	11.0	27,293,000	11.6	937,000	3.4
母子父子寡婦福祉資金貸付 特別会計	25,000	0.0	27,000	0.0	2,000	7.4
競輪特別会計	25,170,000	9.8	21,422,000	9.1	3,748,000	17.5
産業団地整備特別会計	900,000	0.4	33,000	0.0	867,000	2,627.3
宅地造成特別会計	175,000	0.1	246,000	0.1	71,000	28.9
中央卸売市場特別会計	885,000	0.3	872,000	0.4	13,000	1.5
駐車場特別会計	94,000	0.1	105,000	0.1	11,000	10.5
特別会計合計	80,607,000	31.5	75,615,000	32.1	4,992,000	6.6
水道事業会計	9,170,000	3.6	7,800,000	3.3	1,370,000	17.6
簡易水道事業会計	789,000	0.3	685,000	0.3	104,000	15.2
下水道事業会計	24,010,000	9.4	20,640,000	8.8	3,370,000	16.3
集落排水事業会計	1,367,000	0.5	1,424,000	0.6	57,000	4.0
企業会計合計	35,336,000	13.8	30,549,000	13.0	4,787,000	15.7
総 額	256,073,000	100.0	235,469,000	100.0	20,604,000	8.8

2 令和7年度 一般会計歳入歳出予算総括表

(1) 歳 入

(単位：千円)

款 別	令和7年度		令和6年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 市 税	46,612,000	33.3	43,911,000	34.0	2,701,000	6.2
2 地 方 譲 与 税	952,474	0.7	942,000	0.7	10,474	1.1
3 利 子 割 交 付 金	51,000	0.0	30,000	0.0	21,000	70.0
4 配 当 割 交 付 金	293,000	0.2	235,000	0.2	58,000	24.7
5 株式等譲渡所得割交付金	271,000	0.2	246,000	0.2	25,000	10.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,060,000	0.8	1,000,000	0.8	60,000	6.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,300,000	5.2	6,700,000	5.2	600,000	9.0
8 ゴルフ場利用税交付金	26,000	0.0	31,000	0.0	5,000	16.1
9 環 境 性 能 割 交 付 金	115,000	0.1	87,000	0.1	28,000	32.2
10 地 方 特 例 交 付 金	200,000	0.1	1,378,000	1.1	1,178,000	85.5
11 地 方 交 付 税	14,600,000	10.4	14,240,000	11.0	360,000	2.5
12 交通安全対策特別交付金	29,000	0.0	36,000	0.0	7,000	19.4
13 分 担 金 及 び 負 担 金	150,929	0.1	158,158	0.1	7,229	4.6
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,290,001	0.9	1,200,663	0.9	89,338	7.4
15 国 庫 支 出 金	26,698,205	19.1	21,259,719	16.4	5,438,486	25.6
16 県 支 出 金	11,749,634	8.4	11,247,587	8.7	502,047	4.5
17 財 産 収 入	130,647	0.1	115,150	0.1	15,497	13.5
18 寄 附 金	1,095,776	0.8	1,040,688	0.8	55,088	5.3
19 繰 入 金	2,250,779	1.6	3,000,474	2.3	749,695	25.0
20 繰 越 金	200,000	0.1	500,000	0.4	300,000	60.0
21 諸 収 入	3,602,855	2.6	3,184,761	2.5	418,094	13.1
22 市 債	21,451,700	15.3	18,761,800	14.5	2,689,900	14.3
歳 入 合 計	140,130,000	100.0	129,305,000	100.0	10,825,000	8.4

(2) 歳 出

(単位：千円)

款 別	令和7年度		令和6年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 議 会 費	691,726	0.5	684,997	0.5	6,729	1.0
2 総 務 費	13,402,168	9.6	10,107,664	7.8	3,294,504	32.6
3 民 生 費	52,896,749	37.7	48,255,150	37.3	4,641,599	9.6
4 衛 生 費	14,133,581	10.1	13,486,742	10.4	646,839	4.8
5 労 働 費	230,972	0.2	225,747	0.2	5,225	2.3
6 農 林 水 産 業 費	3,450,555	2.4	3,538,738	2.7	88,183	2.5
7 商 工 費	2,380,934	1.7	2,438,221	1.9	57,287	2.3
8 土 木 費	14,964,967	10.7	15,291,617	11.8	326,650	2.1
9 消 防 費	5,021,676	3.6	3,887,071	3.0	1,134,605	29.2
10 教 育 費	14,969,959	10.7	13,990,536	10.8	979,423	7.0
11 災 害 復 旧 費	134,400	0.1	26,000	0.1	108,400	416.9
12 公 債 費	17,652,313	12.6	16,872,517	13.1	779,796	4.6
14 予 備 費	200,000	0.1	500,000	0.4	300,000	60.0
歳 出 合 計	140,130,000	100.0	129,305,000	100.0	10,825,000	8.4

3 令和7年度 一般会計予算性質別内訳表

(単位：千円)

性 質 別	令和7年度		令和6年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
		%		%		%
1 人 件 費	21,260,624	15.2	20,937,193	16.2	323,431	1.5
2 物 件 費	17,585,608	12.6	16,677,206	12.9	908,402	5.4
3 維 持 補 修 費	468,620	0.3	572,515	0.4	103,895	18.1
4 扶 助 費	34,716,575	24.8	31,078,187	24.0	3,638,388	11.7
5 補 助 費 等	11,204,334	8.0	10,569,428	8.2	634,906	6.0
6 普 通 建 設 事 業 費	24,928,328	17.8	21,510,598	16.6	3,417,730	15.9
イ 補 助	17,034,935	12.2	13,639,881	10.5	3,395,054	24.9
口 単 独	7,893,393	5.6	7,870,717	6.1	22,676	0.3
7 災 害 復 旧 事 業 費	134,400	0.1	26,000	0.1	108,400	416.9
イ 補 助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
口 単 独	134,400	0.1	26,000	0.1	108,400	416.9
9 公 債 費	17,652,313	12.6	16,872,517	13.0	779,796	4.6
10 積 立 金	452,142	0.3	4,338	0.0	447,804	10,322.8
11 投 資 及 び 出 資 金	727,765	0.5	0	0.0	727,765	皆増
12 貸 付 金	1,043,629	0.7	978,474	0.8	65,155	6.7
13 繰 出 金	9,755,662	7.0	9,578,544	7.4	177,118	1.8
14 予 備 費	200,000	0.1	500,000	0.4	300,000	60.0
合 計	140,130,000	100.0	129,305,000	100.0	10,825,000	8.4

4 交付税額等調べ

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準財政需要額	48,492,651	49,343,725	51,570,836	53,422,885
基準財政収入額	38,206,908	38,917,332	39,750,268	40,379,231
普通交付税額	10,334,397	10,402,529	11,808,655	13,272,565
経常収支比率(%)	87.0	93.1	91.1	91.1
財政力指数	0.81	0.80	0.78	0.77

5 予算の推移

(単位：千円)

年 度	人 口 (各年2月1日現在)	当 初 予 算 額			決 算 額 (一般会計分)	
		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	歳 入	歳 出
令和元	264,198	105,921,000	69,981,000	175,902,000	106,038,084	103,604,780
令和2	263,008	114,808,000	77,516,000	192,324,000	149,725,779	146,080,511
令和3	261,313	116,747,000	74,749,000	191,496,000	129,714,636	125,637,015
令和4	259,426	123,305,000	72,291,000	195,596,000	130,112,397	127,772,445
令和5	257,510	129,775,000	76,591,000	206,366,000	139,026,909	136,082,097
令和6	255,699	129,305,000	75,615,000	204,920,000	133,427,298	130,218,901
令和7	253,803	140,130,000	80,607,000	220,737,000		

6 市民1人当たりの予算額

(単位：円)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計当初予算	475,299	503,961	505,692	552,121
決算(歳出)	492,519	528,453	509,266	

市 債

令和7年度会計別市債現在高見込額（予算書より）

（単位：千円）

会 計	令和5年度末 現在高	令和6年度末 見込額 (a)	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 見込額 (a)+(b)-(c)	
			起債見込額(b)	償還見込額(c)		
一 般 会 計	135,579,051	141,672,735	21,451,700	16,784,848	146,339,587	
特 別 会 計	母子父子寡婦福祉 資 金 貸 付	11,276	7,368	5,800	7,658	5,510
	産 業 団 地 整 備	5,500	38,400	899,500	0	937,900
	宅 地 造 成	1,081,900	860,000	0	151,004	708,996
	中 央 卸 売 市 場	769,320	864,816	139,900	34,896	969,820
	駐 車 場	176,036	160,086	41,100	57,038	144,148
	地 域 生 活 排 水	76,857	0	令和6年度から、地域生活排水分は、集落排水に統合		
小 計（特別会計）	2,120,889	1,930,670	1,086,300	250,596	2,766,374	
企 業 会 計	水 道	12,112,755	11,935,363	1,964,500	935,038	12,964,825
	簡 易 水 道	1,833,478	1,871,096	349,700	119,255	2,101,541
	下 水 道	69,353,615	69,141,040	6,740,100	4,324,000	71,557,140
	集 落 排 水	2,746,565	2,606,818	109,800	291,362	2,425,256
小 計（企業会計）	86,046,413	85,554,317	9,164,100	5,669,655	89,048,762	
合 計	223,746,353	229,157,722	31,702,100	22,705,099	238,154,723	

決 算

1 一般会計決算

(1) 歳 入

(単位:千円)

款 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	45,058,422	% 34.6	45,424,092	% 32.7	44,840,896	% 33.6
地 方 譲 与 税	913,540	0.7	945,353	0.7	974,064	0.7
利 子 割 交 付 金	18,159	0.0	14,461	0.0	18,899	0.0
配 当 割 交 付 金	293,993	0.2	291,957	0.2	400,376	0.3
株式等譲渡所得割交付金	260,205	0.2	307,368	0.2	533,672	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	991,922	0.8	1,101,189	0.8	1,214,275	0.9
地 方 消 費 税 交 付 金	6,859,900	5.3	6,823,417	4.9	7,489,755	5.6
ゴルフ場利用税交付金	31,010	0.0	25,573	0.0	24,436	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	98,949	0.1	116,934	0.1	134,594	0.1
地 方 特 例 交 付 金	277,440	0.2	281,290	0.2	1,449,287	1.1
地 方 交 付 税	13,213,456	10.2	14,082,847	10.1	15,749,982	11.8
交通安全対策特別交付金	32,128	0.0	28,284	0.0	27,666	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	163,821	0.1	199,409	0.1	143,785	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1,238,544	1.0	1,188,671	0.9	1,182,593	0.9
国 庫 支 出 金	27,356,286	21.0	29,580,180	21.3	25,153,356	18.9
県 支 出 金	10,893,741	8.4	11,704,834	8.4	10,754,360	8.1
財 産 収 入	119,114	0.1	260,244	0.2	121,897	0.1
寄 附 金	409,243	0.3	489,910	0.3	875,583	0.7
繰 入 金	1,043,311	0.8	1,096,133	0.8	1,250,144	0.9
繰 越 金	4,077,736	3.1	2,339,952	1.7	2,946,163	2.2
諸 収 入	3,401,896	2.6	3,300,127	2.4	3,177,558	2.4
市 債	13,359,581	10.3	19,424,684	14.0	14,963,957	11.2
合 計	130,112,397	100.0	139,026,909	100.0	133,427,298	100.0

(2) 歳 出

(単位：千円)

款 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	661,060	% 0.5	657,660	% 0.5	660,962	% 0.5
総 務 費	9,376,262	7.3	10,073,965	7.4	12,462,056	9.6
民 生 費	47,198,897	37.0	49,881,113	36.6	49,743,439	38.2
衛 生 費	9,445,107	7.4	8,812,369	6.5	11,905,966	9.1
労 働 費	279,608	0.2	236,235	0.2	224,871	0.2
農 林 水 産 業 費	3,689,575	2.9	3,973,406	2.9	3,407,191	2.6
商 工 費	2,725,450	2.1	2,410,358	1.8	2,480,877	1.9
土 木 費	20,646,909	16.2	20,941,572	15.4	16,402,529	12.6
消 防 費	3,311,588	2.6	3,439,230	2.5	3,637,722	2.8
教 育 費	11,153,383	8.7	18,079,494	13.3	12,451,738	9.6
災 害 復 旧 費	488,012	0.4	468,576	0.3	402,116	0.3
公 債 費	18,796,594	14.7	17,108,119	12.6	16,439,434	12.6
諸 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	127,772,445	100.0	136,082,097	100.0	130,218,901	100.0

2 一般会計決算性質別内訳

(1) 歳 入

(単位：千円)

性 質 別	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自 主 財 源	55,512,087	42.6%	54,298,538	39.1%	54,538,619	40.9%
市 税	45,058,422	34.6	45,424,092	32.7	44,840,896	33.6
分担金及び負担金	163,821	0.1	199,409	0.1	143,785	0.1
使用料及び手数料	1,238,544	1.0	1,188,671	0.9	1,182,593	0.9
財 産 収 入	119,114	0.1	260,244	0.2	121,897	0.1
寄 附 金	409,243	0.3	489,910	0.3	875,583	0.7
繰 入 金	1,043,311	0.8	1,096,133	0.8	1,250,144	0.9
繰 越 金	4,077,736	3.1	2,339,952	1.7	2,946,163	2.2
諸 収 入	3,401,896	2.6	3,300,127	2.4	3,177,558	2.4
依 存 財 源	74,600,310	57.4	84,728,371	60.9	78,888,679	59.1
地 方 譲 与 税	913,540	0.7	945,353	0.7	974,064	0.7
利子割交付金	18,159	0.0	14,461	0.0	18,899	0.0
配当割交付金	293,993	0.2	291,957	0.2	400,376	0.3
株式等譲渡所得割交付金	260,205	0.2	307,368	0.2	533,672	0.4
法人事業税交付金	991,922	0.8	1,101,189	0.8	1,214,275	0.9
地方消費税交付金	6,859,900	5.3	6,823,417	4.9	7,489,755	5.6
ゴルフ場利用税交付金	31,010	0.0	25,573	0.0	24,436	0.0
環境性能割交付金	98,949	0.1	116,934	0.1	134,594	0.1
地方特例交付金	277,440	0.2	281,290	0.2	1,449,287	1.1
地 方 交 付 税	13,213,456	10.2	14,082,847	10.1	15,749,982	11.8
交通安全対策特別交付金	32,128	0.0	28,284	0.0	27,666	0.0
国 庫 支 出 金	27,356,286	21.0	29,580,180	21.3	25,153,356	18.9
県 支 出 金	10,893,741	8.4	11,704,834	8.4	10,754,360	8.1
市 債	13,359,581	10.3	19,424,684	14.0	14,963,957	11.2
合 計	130,112,397	100.0	139,026,909	100.0	133,427,298	100.0

(2) 歳 出

(単位：千円)

性 質 別	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義 務 的 経 費	69,075,680	% 54.2	68,999,438	% 50.7	69,537,804	% 53.4
人 件 費	19,410,230	15.2	18,979,252	13.9	20,560,089	15.8
公 債 費	18,796,540	14.7	17,108,097	12.6	16,439,434	12.6
扶 助 費	30,868,910	24.3	32,912,089	24.2	32,538,281	25.0
投 資 的 経 費	18,052,083	14.1	27,416,780	20.1	18,453,467	14.1
普通建設事業費	17,564,071	13.7	26,948,204	19.8	18,051,351	13.8
災害復旧事業費	488,012	0.4	468,576	0.3	402,116	0.3
そ の 他	40,644,682	31.8	39,665,879	29.2	42,227,630	32.5
物 件 費	16,253,409	12.7	15,683,470	11.5	16,392,973	12.6
維 持 補 修 費	2,290,606	1.8	1,373,238	1.0	2,338,306	1.8
補 助 費 等	13,315,982	10.4	13,706,115	10.1	15,733,066	12.1
積 立 金	659,678	0.5	1,313,519	1.0	473,142	0.4
投資及び出資金	239,860	0.2	120,072	0.1	98,920	0.1
貸 付 金	970,781	0.8	963,159	0.7	978,474	0.7
繰 出 金	6,914,366	5.4	6,506,306	4.8	6,212,749	4.8
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	127,772,445	100.0	136,082,097	100.0	130,218,901	100.0

3 特別会計決算

令和6年度特別会計収支決算額

(単位：千円)

合計区分	歳入決算額	歳出決算額	差引
国民健康保険	21,243,960	20,844,037	399,923
後期高齢者医療	4,723,278	4,717,303	5,975
介護保険	27,129,166	26,819,916	309,250
母子父子寡婦福祉資金貸付	28,080	13,098	14,982
競輪	23,344,890	22,566,230	778,660
産業団地整備	25,060	25,059	1
宅地造成	318,557	158,909	159,648
中央卸売市場	861,512	861,267	245
駐車場	100,773	100,688	85
合計	77,775,276	76,106,507	1,668,769

4 企業会計決算

(1) 令和6年度水道事業会計決算額

(損益計算書)

(単位：千円)

営業収益	4,149,232
営業外収益	566,167
特別利益	1,907
営業費用	4,117,651
営業外費用	172,787
特別損失	0
当年度純利益	426,868

(貸借対照表)

(単位：千円)

固定資産	40,803,221	固定負債	11,787,414
流動資産	6,162,123	流動負債	2,688,032
		繰延収益	6,117,659
		資本金	22,157,590
		剰余金	4,214,649
合計	46,965,344	合計	46,965,344

(2) 令和6年度簡易水道事業会計決算額**(損益計算書)**

(単位：千円)

営業収益	59,219
営業外収益	195,355
特別利益	0
営業費用	259,720
営業外費用	18,496
特別損失	0
当年度純損失	23,642

(貸借対照表)

(単位：千円)

固定資産	2,936,817	固定負債	1,768,245
流動資産	193,117	流動負債	185,051
		繰延収益	759,902
		資本金	523,142
		剰余金	106,406
合計	3,129,934	合計	3,129,934

(3) 令和6年度下水道事業会計決算額**(損益計算書)**

(単位：千円)

営業収益	6,849,993
営業外収益	2,708,005
特別利益	2,526
営業費用	8,072,819
営業外費用	829,819
特別損失	0
当年度純利益	657,886

(貸借対照表)

(単位：千円)

固定資産	142,935,898	固定負債	65,759,482
流動資産	7,134,010	流動負債	6,099,500
		繰延収益	56,994,238
		資本金	17,374,224
		剰余金	3,842,464
合計	150,069,908	合計	150,069,908

(2) 令和6年度集落排水事業会計決算額

(損益計算書)

(単位 : 千円)

営業収益	425,532
営業外収益	430,733
特別利益	0
営業費用	800,819
営業外費用	55,258
特別損失	71
当年度純利益	117

(貸借対照表)

(単位 : 千円)

固定資産	11,692,715	固定負債	2,322,320
流動資産	226,148	流動負債	472,349
		繰延収益	6,372,932
		資本金	2,467,557
		剰余金	283,705
合計	11,918,863	合計	11,918,863

市 税

1 税目・税率

(令和7年4月1日現在)

税 目	税 率 等					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円			
		所 得 割	6 %			
	法 人	法 人 税 割	8.4 %			
県 民 税	個 人	均 等 割	1,000円			
		所 得 割	4 %			
固 定 資 産 税	1.4 %					
軽自動車税	種 別 割	原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等			税 額	
		種 別			税 額	
		原動機付 自 転 車	50cc以下又は定格出力0.6KW以下			2,000円
			90cc以下又は定格出力0.8KW以下			2,000
			125cc以下かつ最高出力4.0KW以下			2,000
			125cc以下又は定格出力1.0KW以下			2,400
			ミニカー			3,700
		小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用			2,000
			特 殊 作 業 用			5,900
		二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)			3,600	
		二輪の小型自動車(250cc超)			6,000	
		被けん引車			3,600	
		三輪・四輪の軽自動車				
		次の(ア)(イ)(ウ)の区分に応じて課税される。				
		(ア)... 平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両				
		(イ)... 平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両				
		(ウ)... 最初の新規検査から13年を経過した車両				
種 別			税 額			
			(ア)	(イ)	(ウ)	
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	
四 輪	乗 用	営 業 用	5,500	6,900	8,200	
		自 家 用	7,200	10,800	12,900	
	貨 物	営 業 用	3,000	3,800	4,500	
		自 家 用	4,000	5,000	6,000	
環 境 性 能 割	排出ガス基準低減割合及び燃費基準達成割合等に応じて、非課税、0.5%、1%又は2%が適用される。					
市 た ば こ 税	1,000本につき6,552円					
都 市 計 画 税	0.3 %					
入 湯 税	1人1日 150円					

2 市税収入状況

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和6年度決算見込額			
		予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 率
総 額	46,612,000	44,256,369	45,384,453	44,840,896	98.8%
市 民 税	20,266,000	18,527,369	19,568,877	19,346,305	98.9
個 人	16,604,000	14,804,369	15,422,925	15,261,801	99.0
法 人	3,662,000	3,723,000	4,145,952	4,084,504	98.5
固 定 資 産 税	20,088,000	19,445,000	19,600,296	19,338,452	98.7
固 定 資 産 税	19,912,000	19,265,000	19,419,100	19,157,256	98.7
交 納 付 金	176,000	180,000	181,196	181,196	100.0
軽 自 動 車 税	896,000	859,000	875,075	861,978	98.5
市 た ば こ 税	1,876,000	1,959,000	1,878,066	1,878,066	100.0
都 市 計 画 税	3,383,000	3,370,000	3,369,731	3,323,687	98.6
入 湯 税	103,000	96,000	92,408	92,408	100.0

3 市民1人当たり・1世帯当たり負担額

区 分	令和7年度予算		令和6年度決算見込額	
	市民1人当たり 負 担 額	1世帯当たり 負 担 額	市民1人当たり 負 担 額	1世帯当たり 負 担 額
普 通 税	170,684円	396,911円	163,951円	381,254円
市 民 税	80,209	186,519	76,569	178,054
(個 人)	65,715	152,815	60,403	140,462
(法 人)	14,493	33,703	16,166	37,592
固 定 資 産 税	79,504	184,880	76,538	177,982
軽 自 動 車 税	3,546	8,246	3,412	7,933
市 た ば こ 税	7,425	17,266	7,433	17,285
目 的 税	13,797	32,083	13,520	31,440
都 市 計 画 税	13,389	31,136	13,154	30,590
入 湯 税	408	948	366	850
合 計	184,481	428,995	177,471	412,694

各税目の金額と合計及び小計(普通税、市民税、目的税)は、端数処理の関係上必ずしも一致しない

4 市 民 税

(1) 納 税 義 務 者 数

(令和7年6月1日現在)

区 分	総 数	内 訳	
		均 等 割 の み	所得割と均等割
普 通 徴 収	22,337 人	1,061 人	21,276人
給 与 特 徴	99,064	3,799	95,265
年 金 特 徴	21,482	5,260	16,222
合 計	142,883	10,120	132,763

(2) 業種別納税義務者数及び税額

(令和7年7月1日現在)

区 分	納 税 義 務 者 数	市 民 税 額
給 与 所 得 者	110,804 人	14,006,731千円
営 業 所 得 者	5,933	832,289
農 業 所 得 者	206	26,589
そ の 他 の 所 得 者	26,076	2,010,617
合 計	143,019	16,876,226

5 固 定 資 産 税

納税義務者数(実数) 105,620人 (令和7年4月1日現在)

区 分	納 税 義 務 者 数
土 地	77,714 人
家 屋	83,175
償 却 資 産	3,906

市 有 財 産

1 土地及び建物

(令和7年3月31日現在)

区 分	用 途	土 地	建 物	
行 政 財 産	公用 財産	庁 舎	14,838.22 m ²	41,159.47 m ²
		消 防 施 設	34,725.72	19,609.50
		そ の 他 の 施 設	23,523.29	13,240.57
	公 共 用 財 産	学 校	929,700.66	435,378.98
		公 営 住 宅	144,560.83	125,265.17
		公 園	1,931,582.47	10,520.98
		社 会 福 祉 施 設	45,298.47	32,353.82
		保 健 衛 生 施 設	254,648.18	24,654.92
		商 工 観 光 施 設	36,466.42	11,720.85
		農 林 水 産 施 設	1,510,977.77	6,528.31
		市 道 用 地	6,578,286.24	423.89
		保 健 体 育 施 設	192,944.15	49,415.96
		社 会 教 育 施 設	491,177.14	90,605.49
	そ の 他 の 施 設	389,056.27	45,458.42	
	山 林	2,571,008.58		
一 般 会 計 所 管		15,896,662.67	926,559.81	
行 政 財 産		15,148,794.41	906,336.33	
普 通 財 産		747,868.26	20,223.48	
特 別 会 計 所 管		214,243.44	83,573.66	
合 計		16,110,906.11	1,010,133.47	

2 市 庁 舎

(1) 本 館

本館の建設に当たっては、センターコアシステム（中央部にエレベータ、階段部分を集合）とワンフロアシステム（大部屋オープン方式）を採用し、市民がわかりやすい構造で、機能的かつ合理的に事務処理ができるよう配慮されている。

5基あるエレベータすべてに24時間監視システムを備えており、身体障害者への配慮として、オートアナウンス装置・視覚障害者用点字表示を設置し、このうち2基には車いす用押しボタンを設置している。1階には、バリアフリーストイル（オストメイト装置付）を設置し、その他、議場の傍聴席に車イス専用のスペースを確保し、介助犬の入場にも対応している。

平成19年4月には、全館において「わかりやすさ、みやすさ」を基本に庁舎内サインの統一化を行うとともに1階に設置されたベビールームに清潔性を考慮し、手洗い用として洗面化粧台を取り付けた。また、平成26年度には、来庁者の利便性向上のため、正面入口案内所の移設を行った。さらに、令和5年度には、議場のバリアフリー化、8階の湯沸室をバリアフリーストイルに改修した。

・ 施 設 概 要

所在地	福井市大手3丁目10番1号		
建築面積	2,063.51 m ²	延べ床面積	18,648.84 m ²
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート地下2階、地上9階、塔屋2階		
着工	昭和48年10月22日	完成	昭和50年5月31日
工費	32億578万3,000円（備品を含む）		

(2) 別 館

現在の別館（鉄筋コンクリート地下1階、地上5階、塔屋2階、建築面積888.72 m²、延べ床面積5,569.59 m²、建設費2億5,000万円）は、昭和37年4月に当時の新館として竣工し、本館完成を機に改称した。その後、設備等をより充実させるため、昭和50年11月から2ヵ年継続事業で改装工事を実施した。昭和50年度に外装、内装、電気、空調工事等主要工事を行い、昭和51年度は、冷房設備、防火戸を改修した。平成20年度には、2・4階の渡り廊下の防火戸改修工事等を行った。

また、平成27年11月から30年3月にかけて3ヵ年継続事業で耐震改修工事を実施した。耐震化工事では、地下1階の柱頭に積層ゴム等の免震装置を設置する免震工法を採用し、災害時の安全を確保した。大規模改修工事では、照明のLED化やペアガラスの入れ替えなど省エネや環境に配慮した改修を行い、渡り廊下のスロープの設置やトイレの段差を解消して、バリアフリー化を図った。また、各階の内外装の改修にあわせ、所属のレイアウトの見直しを行い、多目的トイレ・授乳室を新設し、キッズスペースを拡充した。

平成31年3月に防災拠点機能を確保するために別館用の非常用発電設備（300KVA）を設置した。併せて本館及び別館の発電機に燃料を供給できる地下燃料タンクの設置を行い、72時間稼働できるようにした。

(3) 上下水道局庁舎

（旧）福井市商工会館（鉄筋コンクリート地下1階、地上5階、建築面積892.06 m²、延べ床面積5,301.88 m²）を平成5年10月購入（昭和39年12月建設）、平成5年10月から平成6年2月にかけて、改装工事を実施した。

また、平成16年2月から7月にかけて、耐震補強工事を行い、平成19年12月から平成20年2月にかけて、外壁及び煙突の補修工事を行った。

1階～5階に上下水道局を配し、水道、簡易水道、下水道、集落排水事業を行っている。また、5階には福井市技術研修センターを配している。

3 フェニックス・プラザ

田園都市中核施設フェニックス・プラザは、住民の交流とふれあいの場として、昭和58年5月に建設工事を開始し、昭和60年11月に完成した。

この施設は、2,000人と500人収容の大・小ホール、大・小会議室・和室をはじめ、消費者センター等の各施設やふれあい広場、イベント広場など、多目的複合施設として多様な用途に対応できる機能を備えている。

(1) 建物概要

所在地	福井市田原1丁目13番6号
敷地面積	15,326.70㎡
建築面積	5,779.29㎡
延床面積	13,577.19㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階・地上4階・塔屋1階
着工	昭和58年5月21日
竣工	昭和60年11月1日
総工費	45億1,000万円

(2) 施設の概要

地下1階	大会議室A・B、楽屋1・2・3・4号室、楽屋事務室、控室、浴室、中央監視室、機械室
1階	大ホール(2,000人収容)、消費者センター、イベント広場(前庭) ふれあい広場、応接室
2階	小ホール(500人収容)、リハーサル室、楽屋5・6・7号室、レストラン
3階	多目的ルーム、会議室301号室A・B、ギャラリー
4階	和室大・小、茶室、会議室401・402・403・404・405号室

(3) 利用状況

令和6年度 利用者数 256,870人

大ホール利用者数	小ホール利用者数	集会室関係利用者数	その他の利用者数
138,692人	34,923人	40,554人	42,701人
大ホール利用料金	小ホール利用料金	集会室関係利用料金	その他の利用料金
57,580,346円	11,341,054円	22,196,180円	229,200円

4 フェニックス・プラザ自動車駐車場

フェニックス・プラザ利用者をはじめ、多くの市民の利便に資するための自動車駐車場として整備し、フェニックス・プラザと一体となってその施設効用を高めている。

福井市田原1丁目11番1号、昭和60年10月26日開設、自走式 収容台数403台

地下1階に自転車駐車場あり(収容台数207台)

令和6年度 収入額 32,446,660円

時間制駐車延台数	時間制収入	月極契約車総数	月極収入
49,018台	24,723,100円	818台	7,723,560円

5 きらら館

きらら館は、農業関係団体等の活動の場・研修の場として平成6年9月に完成した。ホールや会議室は各種大会や講演会、会議等に利用されている。農業経営や生活改善、健康増進、社会教育など様々な分野の活動にも利用され、地域住民のコミュニティ活動の中心的施設となっている。

(1) 建物概要

所在地	福井市風巻町第20号17番地
建築面積	1,323m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1階
竣工	平成6年9月30日
総工費	4億2,000万円

(2) 施設の概要

多目的ホール(250人収容)
会議室1・2・3・4、調理実習室

6 伊自良館

伊自良館は、中世の豪族、伊自良氏の史跡を中心とした山間の農村地帯に、都市と農村地域の交流とふれあいの場として、農村公園、資料館とともに整備した温泉を備えたコミュニティ施設であり、平成8年4月に開館した。

日本には数少ない「脳卒中に効能がある」といわれる天然温泉であるとともに、「美肌の湯」ともいわれ、切り傷、火傷、慢性皮膚病、動脈硬化症等に効能があるといわれる。

(1) 建物概要

所在地	福井市中手町第29号3番地
敷地面積	3,195.00m ²
建築面積	500.42m ²
延床面積	467.11m ²
構造	木造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
着工	平成7年10月7日
竣工	平成8年3月25日
総工費	1億7,394万円

(2) 施設の概要

浴場	男女別内湯
休憩室	大広間(42畳)
個室	和室(10畳、14畳)
駐車場	40台(屋外)
泉質	ナトリウム - 塩化物・硫酸塩・炭酸水素塩冷鉱泉(低張性・弱アルカリ性・冷鉱泉)

7 福井市地域交流プラザ

地域交流プラザは、「市民が出会い、学び、語らい、生き生きと活動する場」として、平成19年3月に完成した手寄地区市街地再開発ビル「A O S S A (アオッサ)」の4～6階に設置され、平成19年4月19日に開館した。

(1) 建物概要(アオッサ)

所在地	福井市手寄1丁目4番1号
敷地面積	4,499.96㎡
建築面積	3,478.62㎡
延床面積	33,170㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階(一部10階)
工事着工	平成17年3月
工事完了	平成19年3月

(2) 施設の概要(地域交流プラザ)

4階	桜木図書館
5階	事務所(女性活躍促進課、商工労働部、地域交流プラザ、中央公民館) 会議室、応接室、子育て支援室・相談室
6階	研修室、実習室、和室、レクリエーションルーム

8 出資による権利(令和6年度末)

(単位:円)

区 分	金 額
福井県農業信用基金協会出資金	48,800,000
福井県畜産経営安定基金協会寄託金	13,400,000
ふくい農林水産支援センター出資金	130,000
地方公共団体金融機構出資金	22,000,000
福井市ふれあい公社出資金	5,000,000
福井森林組合出資金	9,430,000
全国漁業信用基金協会出資金	17,500,000
株式会社ハピラインふくい株式	124,800,000
まちづくり福井株式会社株式	30,000,000
株式会社小松製作所株式	41,980,000
北陸電力株式会社株式	9,794,000
福井県信用保証協会出捐金	86,741,000
福井県労働者信用基金協会出捐金	0
福井県野菜生産価格安定事業協会出捐金	2,693,800
福井県産業廃棄物処理公社出捐金	302,500,000

福井県市町振興協会出捐金	147,000
福井県産業会館出捐金	3,000,000
日下部・グリフィス学術・文化交流基金出捐金	40,000,000
福井県労働者福祉基金協会出捐金	19,211,871
福井市漁業振興会出捐金	170,315,200
漁港漁場漁村総合研究所出捐金	314,000
福井県文化振興事業団出捐金	15,897,000
福井県防犯協会出捐金	15,690,000
リバーフロント研究所出捐金	2,500,000
福井市観光協会出捐金	405,000,000
福井県国際交流協会出捐金	38,336,000
福井県臓器移植推進財団出捐金	3,301,000
砂防フロンティア整備推進機構出捐金	400,000
福井県林業従事者確保育成基金出捐金	54,627,000
福井県暴力追放センター出捐金	40,667,000
福井県消防協会出捐金	29,370,000
ふるさと市町村圏基金出捐金	59,188,000
足羽川水源地域対策基金出捐金	839,418,281
ふくい女性財団出捐金	31,523,000
歴史のみえるまちづくり協会出捐金	350,000,000
ふくい農林水産支援センター出捐金	15,350,000
太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	400,000
ふくい産業支援センター出捐金	79,798,100
福井県社会福祉協議会出捐金	6,159,000
福井市ふれあい公社出捐金	60,000,000
福井県繊維協会出捐金	61,300,000
合 計	3,056,681,252

9 基金及び積立金（令和6年度末）

（単位：円）

区 分	金 額
国民健康保険基金	1,498,341,676
育英等基金	82,229,104
財政調整基金	3,909,340,000
交通安全事業基金	6,000,080
市立図書館ふくしん文庫基金	60,000,000
災害対策基金	791,111,000
駐車場事業基金	1,101,793
減債基金	792,933,000
姉妹都市交流基金	111,271,437
福祉基金	154,438,261
都市緑化基金	284,085,140
ふるさとづくり基金	197,985,252
競輪事業基金	1,317,577,856
公共施設等総合管理基金	4,948,273,559
スポーツ振興基金	227,456,339
歴史博物館基金	115,059,305
中山間ふるさと・水と土保全対策基金	59,000
災害ボランティア活動支援基金	37,533,638
介護給付費準備基金	1,919,696,874
非営利公益市民活動促進基金	14,170,624
小羽山整備基金	2,782,779
診療所等基金	62,907,575
地域振興基金	750,000,000
教育振興基金	11,071,015
森林環境譲与税基金	56,207,225
職員の定年引上げに伴う退職手当基金	0
まち・ひと・しごと創生基金	0
合 計	17,351,632,532

出納整理期間中の異動は含まない

市民生活

戸籍と住民基本台帳

市民の身分関係及び居住関係を登録し公証する戸籍や住民基本台帳は、各種行政施策の基礎資料となるばかりでなく、市民の社会生活上にも重要な役割を果たしている。市民生活に直結するこれら住所異動届出、戸籍届出、住民票・戸籍の証明、印鑑登録、各種証明発行等の窓口業務は、高度なセキュリティ対策を講じた各種システムを整備することにより、効率的な事務処理が可能となり、時間短縮など市民サービスの向上を図っている。

さらに、平成26年7月からは証明書のコンビニ交付サービスを導入し、閉庁日・時間外においても住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明、戸籍附票の5種類の証明書の発行が可能となっている。コンビニ交付サービスは全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートに加え、イオンリテール(株)（市内ではイオンスタイル福井開発）、福井県民生活協同組合（市内ではハーツ羽水、ハーツ学園、ハーツ志比口、ハーツ恐竜）、福井市役所等に設置のマルチコピー機で利用できる。令和5年1月からはコンビニ交付サービスを利用しての交付手数料を一律100円減額している。

また、住所異動に伴う福祉関係手続きをワンストップで行う総合窓口の設置や、令和6年3月に全国で戸籍情報連携システムが稼働したことによる戸籍証明の広域交付開始、令和7年1月にぴったりサービス（マイナポータルの電子申請機能）を活用した各種証明書のオンライン申請を開始し、より質の高いサービスの向上を図っている。

1 戸籍数及び人口・世帯数

（各年度4月1日現在、カッコ内は日本人人口及び日本人を含む世帯）

年度	住 民 基 本 台 帳 人 口				本 籍 人 口	
	男	女	計	世 帯 数	人 口	本 籍 数
令和5	124,419 (122,394)	132,016 (129,353)	256,435 (251,747)	106,722 (103,691)	266,096	110,740
令和6	123,401 (121,193)	131,101 (128,226)	254,502 (249,419)	107,583 (104,155)	264,034	110,069
令和7	122,499 (119,986)	130,167 (127,036)	252,666 (247,022)	108,654 (104,672)	261,710	109,298

2 届出件数

（令和6年度）

区 分		件 数
戸 籍		10,833
内 訳	出 生	2,128
	死 亡	4,071
	婚 姻	2,205
	そ の 他	2,429
住民基本台帳		67,407
内 訳	出 生	1,602
	死 亡	3,451
	転 入	6,546
	転 出	6,268
	転 居	4,992
	そ の 他	44,548
計		78,240

3 証明等件数

（令和6年度）

区 分	件 数
戸 籍	94,244
住民基本台帳	140,939
印鑑登録・証明	64,452
臨時運行	1,371
諸 証 明	3,817
個人番号カード	19,531
税 証 明	33,604
その他照会等	5,423
計	363,381

（令和6年度）

区 分	件 数
本庁（公用含む）	249,128
川西連絡所	3,216
森田連絡所	16,493
東足羽連絡所	4,799
殿下連絡所	112
国見連絡所	377
美山連絡所	1,564
越廼連絡所	686
清水連絡所	5,098
東サービスセンター	28,275
南サービスセンター	21,286
西サービスセンター	14,781
北サービスセンター	17,566
計	363,381

4 年齢別人口統計

(令和7年4月1日現在)

年齢	<日本人>			<外国人>			年齢	<日本人>			<外国人>		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計
0	778	784	1,562	12	7	19	56	1,739	1,751	3,490	19	43	62
1	853	806	1,659	9	9	18	57	1,706	1,738	3,444	12	40	52
2	901	836	1,737	2	6	8	58	1,430	1,435	2,865	19	33	52
3	956	845	1,801	6	4	10	59	1,477	1,577	3,054	11	21	32
4	914	861	1,775	1	4	5	60	1,683	1,726	3,409	20	26	46
5	993	878	1,871	5	3	8	61	1,563	1,635	3,198	7	32	39
6	1,009	935	1,944	9	6	15	62	1,492	1,483	2,975	18	25	43
7	1,014	1,021	2,035	3	8	11	63	1,472	1,546	3,018	8	16	24
8	1,059	1,039	2,098	8	8	16	64	1,532	1,743	3,275	8	20	28
9	1,176	1,030	2,206	4	5	9	65	1,437	1,578	3,015	10	25	35
10	1,088	1,031	2,119	1	7	8	66	1,590	1,718	3,308	12	11	23
11	1,095	1,072	2,167	9	7	16	67	1,420	1,472	2,892	11	13	24
12	1,179	1,054	2,233	6	7	13	68	1,390	1,515	2,905	8	13	21
13	1,236	1,060	2,296	6	4	10	69	1,384	1,643	3,027	3	16	19
14	1,197	1,120	2,317	13	8	21	70	1,518	1,599	3,117	5	13	18
15	1,245	1,151	2,396	7	9	16	71	1,510	1,664	3,174	12	10	22
16	1,233	1,211	2,444	10	19	29	72	1,476	1,699	3,175	9	8	17
17	1,252	1,226	2,478	14	6	20	73	1,560	1,807	3,367	9	12	21
18	1,236	1,160	2,396	20	15	35	74	1,680	1,958	3,638	11	16	27
19	1,192	1,112	2,304	32	33	65	75	1,827	2,186	4,013	14	14	28
20	1,215	1,088	2,303	92	92	184	76	2,008	2,324	4,332	5	14	19
21	1,162	1,038	2,200	96	130	226	77	1,908	2,270	4,178	7	12	19
22	1,156	1,020	2,176	128	131	259	78	1,225	1,518	2,743	6	10	16
23	1,150	1,029	2,179	163	136	299	79	836	1,050	1,886	3	4	7
24	1,087	1,042	2,129	142	153	295	80	1,097	1,461	2,558	14	11	25
25	1,082	967	2,049	136	129	265	81	1,115	1,522	2,637	9	7	16
26	1,102	1,064	2,166	110	102	212	82	1,189	1,614	2,803	6	8	14
27	1,055	1,006	2,061	119	105	224	83	1,112	1,486	2,598	4	5	9
28	1,126	1,064	2,190	94	86	180	84	867	1,267	2,134	4	5	9
29	1,183	1,088	2,271	104	88	192	85	714	1,027	1,741	2	6	8
30	1,188	1,084	2,272	89	102	191	86	530	924	1,454	2	5	7
31	1,160	1,070	2,230	82	63	145	87	605	1,147	1,752	4	1	5
32	1,152	1,116	2,268	81	61	142	88	538	993	1,531	2	4	6
33	1,213	1,135	2,348	66	66	132	89	512	958	1,470		2	2
34	1,167	1,135	2,302	58	51	109	90	386	814	1,200	1	3	4
35	1,276	1,169	2,445	42	54	96	91	354	772	1,126			
36	1,293	1,216	2,509	49	52	101	92	260	732	992		2	2
37	1,373	1,311	2,684	36	36	72	93	191	521	712		1	1
38	1,353	1,324	2,677	36	46	82	94	172	475	647			
39	1,465	1,380	2,845	34	48	82	95	106	340	446	1		1
40	1,512	1,416	2,928	19	53	72	96	83	323	406		1	1
41	1,562	1,469	3,031	26	53	79	97	45	209	254	1		1
42	1,469	1,519	2,988	19	53	72	98	34	153	187			
43	1,473	1,387	2,860	20	39	59	99	22	126	148			
44	1,522	1,525	3,047	18	38	56	100	13	83	96		1	1
45	1,625	1,517	3,142	25	43	68	101	3	47	50			
46	1,722	1,664	3,386	21	41	62	102	3	29	32			
47	1,704	1,637	3,341	10	42	52	103	1	13	14			
48	1,729	1,639	3,368	20	52	72	104		14	14			
49	1,847	1,774	3,621	10	40	50	105	1	4	5			
50	1,859	1,848	3,707	19	43	62	106		4	4			
51	2,016	1,936	3,952	16	41	57	107		2	2			
52	2,050	1,970	4,020	14	42	56	108		1	1			
53	1,901	1,922	3,823	16	42	58	109		1	1			
54	1,881	1,807	3,688	14	47	61	計	119,986	127,036	247,022	2,513	3,131	5,644
55	1,734	1,731	3,465	15	47	62							

5 外国人住民関係

市内在留外国人の公正な管理に資するため、中長期在留者の居住関係及び特別永住者に関する事務を行っている。

(1) 外国人住民数と世帯数

(各年度4月1日現在、日本人との混合世帯を除く)

年 度	世 帯 数	人 口	内 訳	
			男	女
令 和 5	3,031	4,688	2,025	2,663
令 和 6	3,428	5,083	2,208	2,875
令 和 7	3,982	5,644	2,513	3,131

(2) 外国人住民国籍別人口

(令和7年4月1日現在)

国 籍	男	女	計	国 籍	男	女	計	国 籍	男	女	計
アイルランド	2	1	3	ジャマイカ	2	1	3	ブルキナファソ	1	0	1
アフガニスタン	0	1	1	ジンバブエ	0	1	1	ベトナム	694	647	1,341
アルジェリア	0	1	1	スイス	1	0	1	ベラルーシ	0	1	1
アルゼンチン	1	0	1	スペイン	1	0	1	ベルギー	1	0	1
イスラエル	1	0	1	スリランカ	19	14	33	ペルー	11	15	26
イタリア	8	2	10	スロベニア	1	0	1	ボツワナ	0	1	1
イラン	1	0	1	セネガル	1	1	2	ポルトガル	0	1	1
インド	23	2	25	タイ	24	128	152	マラウイ	1	0	1
インドネシア	284	202	486	チリ	0	1	1	マレーシア	26	16	42
ウクライナ	2	9	11	ドイツ	0	1	1	ミャンマー	90	207	297
エジプト	2	1	3	トルクメニスタン	1	0	1	モルディブ	1	0	1
オランダ	1	0	1	ナイジェリア	1	1	2	モンゴル	16	10	26
オーストラリア	6	1	7	ニカラグア	1	0	1	ラオス	2	2	4
オーストリア	0	1	1	ニュージーランド	2	0	2	ロシア	7	15	22
カナダ	10	1	11	ネパール	124	94	218	英国	9	2	11
カメルーン	1	0	1	ノルウェー	0	1	1	韓国	282	383	665
ガンビア	0	1	1	パキスタン	3	1	4	台湾	15	41	56
カンボジア	22	18	40	パラグアイ	1	1	2	中国	349	561	910
キルギス	1	0	1	バングラデシュ	38	12	50	朝鮮	44	25	69
ケニア	1	0	1	フィリピン	216	578	794	米国	62	46	108
コロンビア	0	1	1	ブラジル	93	72	165	南アフリカ共和国	3	2	5
コソボ民主共和国	1	0	1	フランス	3	6	9	無国籍	0	1	1
								合計	2,513	3,131	5,644

注1:「無国籍」は、法的にいずれの国の国籍も持たない者。国籍回復の手続きミスや内戦等で国家が消滅したなど。

住 居 表 示

本市は昭和20年の戦災によって市街地の90%が灰燼に帰したため、同21年には、戦災復興特別都市計画法の適用を受け土地区画整理事業に着手し、同時に町界町名についても整備計画として道路鉄道、河川等の境界によって町界とする街区方式を採ったのであるが、学童の通学区域、自治会の区域、その他従来の町名分裂等を理由に住民の強い抵抗によって原案は大幅に修正せざるを得なくなった。

その結果、町の境界形状は極めて複雑なものとなっていた。

折しも昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が制定され、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、地番とは別に家屋、事務所等に誰にでもわかりやすい番号を付ける制度が発足した。

本市は昭和39年度から住居表示に取り組み、整備方法として街区方式を採用し、市街地を南北に縦断するJR北陸本線を中心として東西に一定の方向に（丁目）を配列し、その境界は全て道路、河川等の恒久的施設の側線をもって区画した。住居表示の実施により市民にとって住所の呼称が簡素化されると同時に訪問、調査事務等その日常生活に大きな利便をもたらしている。

住居表示実施状況

（令和7年4月1日現在）

(a) 市街化区域面積 (km ²)	(b) 住居表示実施面積 (km ²)	(b)/(a): 面積ベース実施率
46.85	19.07	40.70%
(a) 市街化区域内人口 (人)	(b) 住居表示実施区域内人口 (人)	(b)/(a): 人口ベース実施率
201,671	89,488	44.37%
(a) 市街化区域内世帯数	(b) 住居表示実施区域内世帯数	(b)/(a): 世帯ベース実施率
89,129	42,263	47.42%

広 聴

開かれた市政となるよう市政全般にわたる相談に対応し、広く市民からの意見・提案等の把握に努めるほか、行政運営の参考として活用するため、市民の意向等を調査する「ふくeアンケート」や、市職員が市の取組や事業・制度について市民に説明する「市政出前講座」を実施している。

1 フェニックス通信

市民の意見や要望等を、市民ポスト、メール、電話等で受け付け、市政に関わることは、関係課へ供覧又は対応を依頼し、生活に関わることは、内容に応じて専門機関を紹介する。

(令和6年度 市政に関わること1,091件)

2 市政出前講座

市民に市政への理解と関心を深めてもらうため、市職員が公民館や集会場等に出向き、市を取り巻く状況や施策等について説明する市政出前講座を開催する。

(令和6年度 170回)

3 ふくeアンケート

市民の意見、意向、認知度等を調査し、施策の企画、方向性その他行政運営上の参考資料として活用することを目的として、令和3年度からインターネットを利用した「ふくeアンケート」を実施している。

(令和6年度回答数 第1回 1,748件、第2回 1,358件)

4 パブリック・コメント(市民意見募集)

市民の意見を施策等の立案に反映させる機会を確保するため、パブリック・コメントを実施する。

(令和6年度 9件 ・ 意見提出者 50人、意見 174件)

5 各種相談

(令和6年度)

区 分	相 談 の 内 容	件 数
心 配 ご と 相 談	日常生活における悩みや問題等幅広い心配ごと	34 件
人 権 悩 み ご と 相 談	いじめ、体罰、暴行、虐待、差別、その他の人権に関する こと	21 件
行 政 相 談	国・独立行政法人・特殊法人等への意見・苦情等	15 件
行 政 書 士 相 談	官公署への各種手続きに関すること	100 件
成 年 後 見 ・ 終 活 相 談	認知症の方、知的障がいのある方など判断能力が十分でない 方々への支援相談等	35 件
社 会 保 険 労 務 士 相 談	年金・社会保険制度、雇用問題等に関すること	44 件
合 計		249 件

6 そ の 他

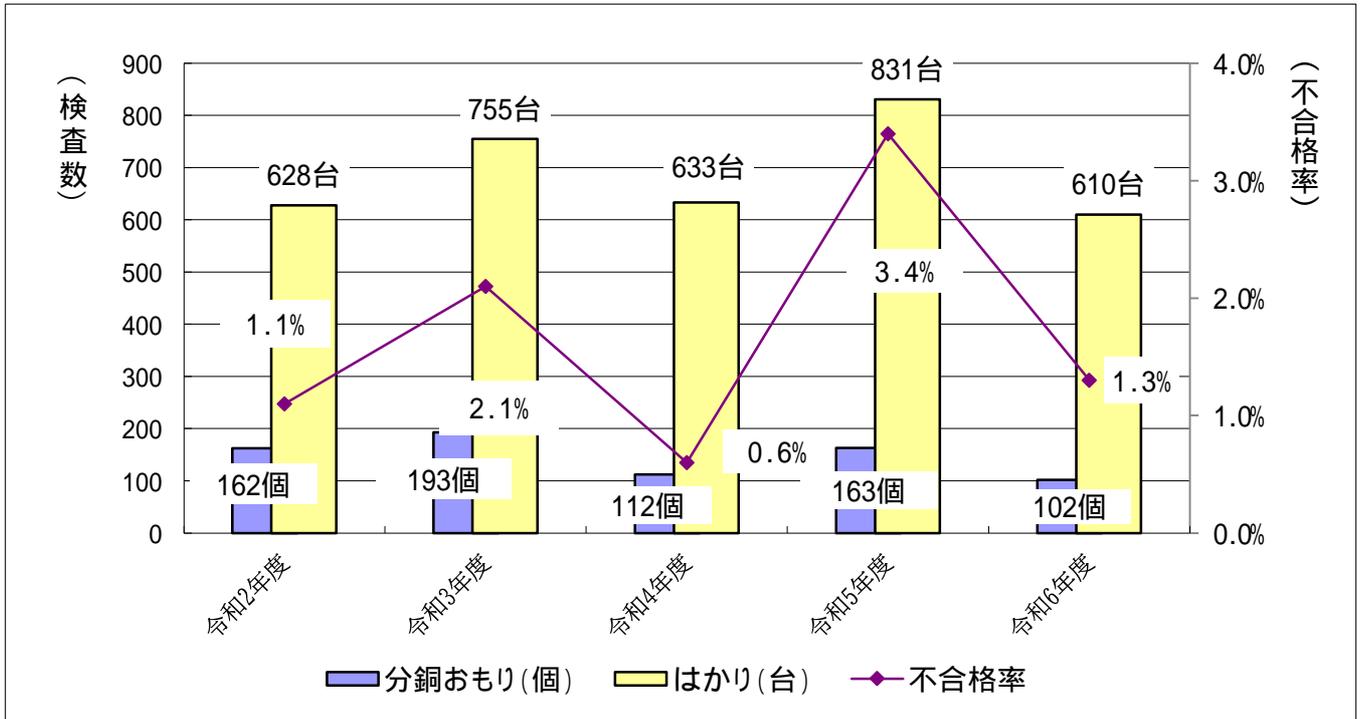
- ・来庁者の利便性の向上を図るため、市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載した「福井市役所庁舎フロアマップ」を作成し、庁舎内に配置した。
- ・市民に行政情報を提供するため、「市政情報発信コーナー」に市の広報紙をはじめ各部署のパンフレット等を配架した。

計 量 事 業

昭和58年4月1日、国より「特定市」の指定を受けたことに伴い、取引又は証明に使用されるはかりの定期検査、量目立入検査等、適正な計量を実施するため、計量法に基づき事業を行っている。

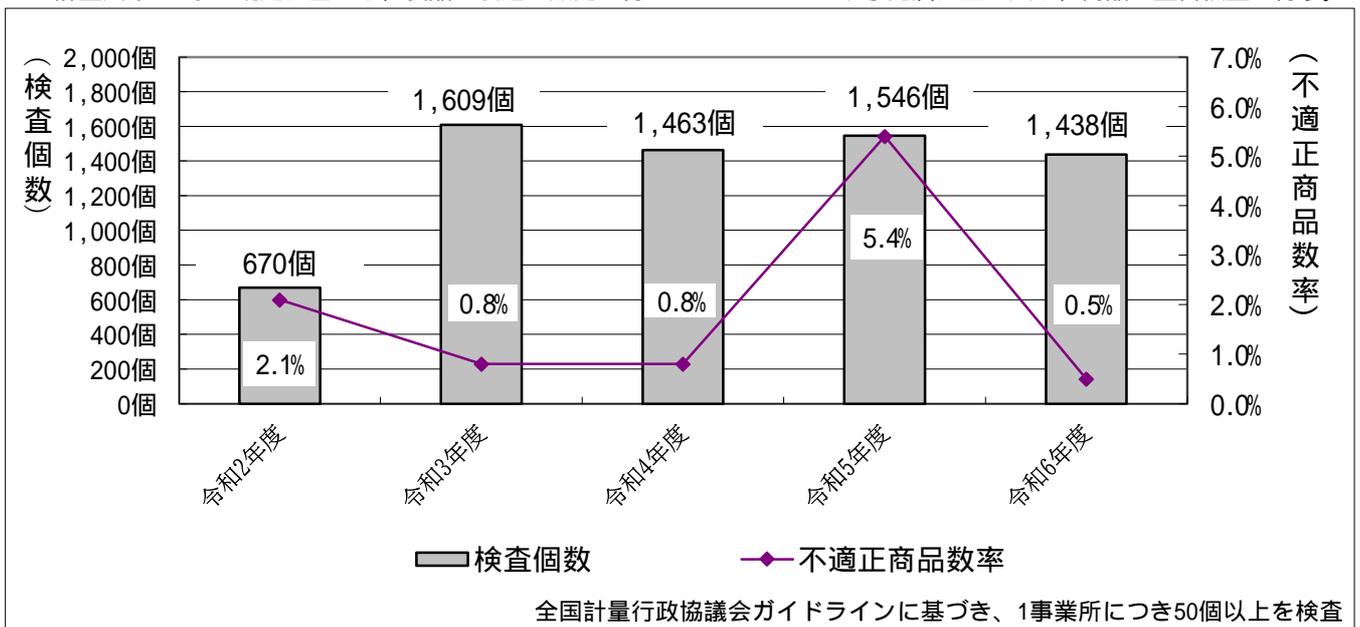
1 はかりの定期検査

計量法第19条の規定に基づき、スーパーや小売店、病院、薬局などで取引や証明に使用されるはかり等の検査を行う。



2 量目立入検査

計量法第148条の規定に基づき、食品の製造・販売を行っているスーパーや小売店に立ち入り、商品の量目検査を行う。



消費生活

社会状況の変化に伴い、消費者問題はますます複雑かつ多様化してきており、これらに対する適切な対応が求められている。

本市では、消費者の自立と意識向上を図り、豊かで充実した暮らしを実現するため、消費生活相談や消費者教室の開催などの消費者保護事業、消費者教育・啓発事業の充実に努めている。

1 消費者保護事業

(1) 消費生活相談事業

社会全体のデジタル化が急速に進展する中、取引環境は変化し、消費者の利便性が高まる一方、商品・サービス等に関する苦情や相談も複雑化している。

こうした相談等に適切に対処し消費者の利益と安全を守るため、消費生活相談員を配置し、助言やあっせん等の処置を講じている。

消費生活相談件数

年度	件数（特殊販売関係内数）	前年比
令和4	1,493（696）	0.98
令和5	1,566（733）	1.05
令和6	1,493（717）	0.95

(2) 消費生活用製品の立入検査

消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止し利益を保護するために、製品安全4法（「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」）に基づき、規制対象製品について、販売事業者への立入検査を実施する。

2 消費者教育・啓発事業

(1) 消費者啓発事業

豊かで充実した暮らしを送れるよう、消費生活に関する幅広い知識や消費者問題についての情報を提供する。

・「消費者月間」事業

5月の消費者月間に、全国統一テーマのもと、パネル展示や街頭での啓発活動を実施する。

・消費生活や悪質商法等に関するパネル展示やパンフレット配布等の啓発活動を実施する。

・悪質商法による被害未然防止を目的に、劇団「王様」による寸劇公演を通して啓発活動を実施する。

(2) 消費者教育事業

多様化する消費者情勢に的確に対応できるかしこい消費者の育成を目指し、教室や講座を開催する。

・消費者教室出前講座 ・こども消費者教室

(3) 団体支援事業

（福井市くらしの会）

消費者意識の向上と自立する消費者の育成を目指す市内の2つの団体で構成されている。

加入団体・・・福井市連合婦人会、福井市消費者グループ連絡会

（福井市のくらしと環境をよくする会）

事業者、消費者、行政が一体となって、環境に配慮した循環型社会を実現するための事業に取り組んでいる。

市民協働・ボランティア

少子・高齢、環境問題、教育問題、防災・防犯、魅力あるまちづくりなど、地域社会の課題はますます複雑多岐にわたり、法令などに基づく公平で画一的な行政サービスだけでは十分対応できないケースが多くなっている。これからの豊かな地域社会の創造のためには、より質の高い公共サービスが求められており、市民と行政が互いに連携・協力していくことが重要となっている。

このような背景から平成16年に施行された、「福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例」(福井市市民協働条例)において、市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市が行う施策等を定め、市民協働を推進することにより、市民の多様で柔軟な取組が実践されることが期待されている。

1 市民協働の推進

(1) 福井市市民協働推進委員会の設置

市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関して市長等の執行機関の求めに応じて調査審議する附属機関として福井市市民協働推進委員会を設置し、公募市民、学識経験者、非営利公益市民活動団体関係者、事業者で構成する委員10名を委嘱している。

委員会は、条例の効果的な運用に関し必要と認める事項について調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べる。

(2) 市民協働推進職員研修

市職員を対象に、市民協働に関する知識習得と、協働事業実施の意識向上を目的とした研修を実施している。

<市が実施した協働事業の実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協働事業数	118件	128件	124件
実施所属数	55所属	52所属	52所属

(3) 市民活動活性化事業

市民活動団体を対象とした各種助成金事業に関する情報提供を行っている。

市民協働事例について学び、参加者同士の交流やアイデアの共有が行えるような講座を開催している。

2 市民活動の促進

(1) 福井市非営利公益市民活動促進基金(ふくい市民活動基金)の設置及び助成

非営利公益市民活動を促進するため、「ふくい市民活動基金」を設置し、市民や事業者の寄附金等を積み立てる。この基金を活用して、市民活動団体が行う公益的な事業や小中学生が行うボランティア活動に助成している。

<ふくい市民活動基金の現況>

令和5年度末 現在残高	令和6年度		令和6年度末 現在残高
	積立額	取崩額	
12,494,051円	4,104,832円	2,428,259円	14,170,624円

<助成実績>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
非営利公益市民活動促進助成事業	12 団体	7 団体	10 団体
子どもボランティアコーディネート	4 小学校	4 小学校	3 小学校
支援校補助金	2 中学校	2 中学校	3 中学校

3 ボランティア活動の支援

(1) ボランティア講座の開催

活動の初心者から既に活動している市民まで、様々な段階、ジャンルの講座を開催している。

<講座実績>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催した講座の回数	34 回	35 回	29 回
受講者数	312 人	426 人	388 人

(2) 的確な施策展開を図るための団体訪問

団体の現状やボランティア活動状況、社会貢献活動の状況等を把握し、的確な施策展開を図るため、ボランティアコーディネーターが市民活動団体やボランティア団体、学校、市内事業所等への訪問活動を実施している。

(3) ボランティアに関する総合情報サイト「ボランティアネット」の運営

ボランティアグループや市民活動団体の紹介、ボランティア募集情報、活動に役立つ助成金等の情報や総合ボランティアセンターが主催する講座等の情報を掲載している。

4 災害ボランティアの支援

大規模災害時のボランティアセンターの円滑な運営及び平常時における関係団体の運営・協力の促進を図るため、福井市災害ボランティアセンター連絡会を運営している。

5 福井市総合ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動や社会貢献活動を支援することにより、市民活動の発展を図るとともに市民の交流を促進するための施設として、総合ボランティアセンターを設置している。ボランティア活動を支援するコーディネーターを配置し、相談業務やボランティア講座、団体訪問活動、パネル展開催などにより、多様な市民活動を促進している。

(1) 施設の概要

所 在	福井市中央1丁目2-1 ハピリン4F
開所時間	9時～21時(土、日は9時～17時)
休 所 日	月曜日、祝日(土日除く)、年末年始

(2) 施設の機能

	機 能
相談コーナー	ボランティアコーディネーターによるボランティアや市民活動に関する相談窓口
情報提供コーナー	・ボランティア情報検索サイト「ボランティアネット」の運用 (ボランティア募集情報、関連セミナー、イベント情報等) ・各種チラシの配置
交流ひろば	ボランティアや市民活動に関するパネル展やイベント等に利用できる。
ミーティングスペース	ボランティアグループ等の小ミーティングに利用できる。
研修室 A・B	ボランティアや市民活動に関する研修会、セミナー、会議等に利用できる。
作業ルーム	ボランティアや市民活動に関するチラシや資料の印刷等ができる。

(3) 利用実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	15,779 人	17,888 人	14,550 人
相談件数	426 件	345 件	255 件
研修室利用件数	395 件	370 件	435 件
交流ひろば利用件数	319 件	344 件	305 件

環 境 対 策

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれている。良好な環境保全と創造を総合的かつ計画的に進めていくため、令和2年度に第4次福井市環境基本計画を策定し、地球温暖化防止やごみの発生抑制と資源としての活用に引続き取り組むとともに、環境問題を自らの問題として捉え行動できる人づくりを推進している。

一方で、従来から監視を目的として、環境に関する各法令及び条例に基づく調査等を実施している。大気汚染については、大気環境の状況を迅速、的確に把握するため6観測局での常時監視、水質汚濁については、公共用水域の水質状況の把握、監視を目的に、河川及び海域にて水質調査、地盤沈下については4観測所において常時観測を実施している。その他、騒音についても、道路交通騒音の状況調査等を行っている。

また、廃棄物処理業及び施設の許可・指導監督業務を行うとともに、不法投棄や不法焼却などの廃棄物の不適正処理に係る指導等、廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいる。

本市の環境の現況は、全体として良好な状況にあるが、将来に向けて更に維持向上していくためには市民、事業者、行政が一体となった取組が求められ、市においても更に関係部署との一層の連携を図りつつ、市民の健康の保護と環境保全のため、よりきめ細かな施策を実施する。

1 主 要 事 業

- (1) 環境基本計画の策定・進捗管理
- (2) 地球温暖化防止に関する事業
- (3) 環境推進会議推進事業
 - 守り伝えたい自然の保全活用事業
 - ゼロカーボンシティ推進事業
 - 環境教育啓発事業
 - 「福井市環境フェア」開催事業
- (4) 自然活動促進事業
- (5) 環境学習プログラム推進事業
- (6) 環境アドバイザー派遣事業
- (7) 公害防止のための監視及び調査
 - 大気汚染常時監視
 - 公共用水域及び地下水の水質調査
 - 自動車騒音の調査
 - 地盤沈下常時観測
 - 公害の防止、環境保全の意識の啓発
 - 公害発生源の監視と指導
- (8) 廃棄物対策
 - 廃棄物関係の許可・指導監督
 - 不法投棄等不適正処理対策
 - P C B 廃棄物処理推進

2 陳情・苦情の受理と処理

公害に関する陳情、苦情については、原因の究明を行い、苦情の種類、性質に応じた解決策を検討し、発生源側に助言、指導を行うとともに、苦情申立者にも十分な説明を行っている。

近年の公害苦情の特徴としては、建設作業の騒音や野外焼却に関する苦情が大部分を占めている。また、個人や小規模事業者が発生源となる騒音及び悪臭の苦情が多くなるなど、今後これらの対策が課題である。

受理件数と解決件数

(令和7年4月1日現在)

年度	大気汚染		水質・地盤沈下		騒音・振動		悪臭		その他		計	
	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決	受理	解決
R4	54	54	21	21	30	30	17	17	40	41	162	163
R5	58	58	10	10	39	38	13	13	52	52	172	171
R6	74	72	21	21	26	26	8	6	53	53	182	178

3 大気環境常時監視システム

大気汚染状況を迅速かつ的確に把握するため、市内4カ所及び永平寺町2カ所の観測局で常時監視を行っている。また、常時監視システムにより福井市役所内の中央監視局に収集した各局の測定データに基づき、大気汚染状況の分析や公害の未然防止対策の実施等を行い、良好な環境の保全に努めている。

各観測局の測定項目(自動測定記録装置)

(令和7年4月1日現在)

観測局名	設置場所	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向・風速	塩化水素	設置年度
福井観測局	豊島2丁目5-26											昭和50年度 (H31.4.1県より移譲)
石橋観測局	石橋町32字イノ上254-1											平成19年度
岡保観測局	岡保小学校敷地内											平成元年度
吉野観測局	吉田郡永平寺町松岡上吉野 39-12-1											平成元年度
松岡観測局	吉田郡永平寺町松岡吉野 25-18											平成2年度
自排福井観測局	下六条町17字立原2番											平成14年度 (H31.4.1県より移譲)

4 地盤沈下観測システム

地盤沈下の状況を的確に把握し、地盤沈下を未然に防止するために、市内4カ所の観測所で常時観測している。観測データを、福井市役所に設置した処理システムに収集し、これを基に地盤沈下の状況を解析して地盤沈下防止対策に資している。

各観測局の測定項目(自動測定記録装置)

(令和7年4月1日現在)

観測所名	位置	井戸深度	地盤沈下	地下水位	設置年度
木田観測所	明倫中学校	28m 130m			昭和51年度
春山観測所	春山小学校	43m 150m			昭和59年度
湊観測所	湊小学校	204m			平成元年度(水位)
					平成4年度(沈下)
下荒井観測所	八幡神社境内	51m			昭和51年度

(注)下荒井観測所、木田観測所28m井は県設置

5 公共用水域水質調査

公共用水域の水質を的確に把握するために、市内14河川の19地点において5項目から68項目について、また越前海岸の7地先海域において5項目から7項目について調査を行っている。これらの調査結果を基に、公共用水域水質の状況を解析して水質汚濁防止対策に資している。

公共用水域の水質測定地点一覧

(令和7年4月1日現在)

番号	河川名	調査地点	番号	河川名	調査地点	番号	海域名	調査地点
1	日野川	清水山橋	11	八ヶ川	水門	20	石橋地先	
2	足羽川	美山橋	12	江端川	江守橋	21	浜住地先	
3	"	天神橋	13	朝六川	大島新橋	22	亀島地先	
4	"	水越橋	14	七瀬川	御鷹橋	23	菅生地先	
5	天王川	末端	15	未更毛川	やすだ橋	24	三本木川地先	
6	荒川	東今泉橋	16	底喰川	護国橋	25	一光川地先	
7	"	水門	17	"	西野橋	26	大味川地先	
8	狐川	狐橋	18	芳野川	古市ふれあい橋			
9	馬渡川	馬渡北橋	19	志津川	水門			
10	"	馬渡大橋						

ごみ処理

平成26年2月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、国や県の基本計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合性をはかりごみ処理の方向性を定めた。

令和5年度に基本目標を見直し、令和10年度を目途に、市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量を780グラムに設定し、市民、事業者、行政が主体的に3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組めるよう次のような施策を行っている。

意識啓発や排出知識の周知のため説明会や広報物の配布を実施

資源物回収拠点（わかるば）を設置

使用済み小型家電の持込場所の設置

「ふくいマル優エコ事業所」認定制度の実施

多量排出事業者に対するごみ減量の指導

市民団体や民間事業者が取り組む資源化の支援

また、本市では、環境への負荷ができる限り小さくなるよう、効率的な収集運搬と、適切な焼却、破砕等の処理を行い、最終処分（埋立）を行っている。

1 ごみ分別収集

（1）家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、下表のとおり分別収集を行っており、一部を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

ごみ集積所数 5,617か所（内、資源ごみ集積所数 2,480か所）

（令和7年4月1日現在）

種 類 ・ 品 目	収 集 回 数	収 集 方 法	
燃やせるごみ	週2回（指定の曜日）	ステーション方式	
燃やせないごみ	月2回（第1、3又は2、4の指定の曜日）		
プラスチック製容器包装	週1回（指定の曜日）	ステーション方式、または資源回収拠点への自己搬入	
缶	月2回（指定の水曜日）		
びん（無色、青・緑、茶、黒）	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
ペットボトル	月1回（指定の水曜日）		
ダンボール・紙製容器包装・紙パック	月1回（指定の水曜日）		
乾電池	月1回（指定の水曜日） 美山区域は1月、2月の収集なし		
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定の水曜日） 美山区域は1月の収集なし 越廼・清水区域は月1回第4木曜日		
スプレー缶・ライター	月2回（指定の曜日）		
燃やせる粗大ごみ	月～金曜日：戸別収集・自己搬入（祝日を除く）		自己搬入、または申し込みによる戸別収集
燃やせない粗大ごみ	第2日曜日：自己搬入 （広域圏清掃センターのみ第2・4日曜日）		

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、原則として許可業者によって収集されている。ただし、少量排出事業者（月に50袋以内（約250kg））については、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業系指定ごみ袋を使用して排出することができる。

(3) ごみ区分別 収集概要

（令和7年4月1日現在）

区 分	収 集 主 体	世帯数（世帯）	人口（人）	比率（％）
燃やせるごみ	直 営 （収集資源センター）	22,748	52,061	20.6%
資源ごみ（缶）		59,776	139,797	55.3%
燃やせるごみ	委 託	85,906	200,605	79.4%
資源ごみ（缶）		48,878	112,869	44.7%
燃やせないごみ		108,654	252,666	100.0%
プラスチック製容器包装				
資源ごみ（びん・乾電池）				
〃（ペットボトル）				
〃（ダンボール・紙製容器包装・紙パック）				

2 ごみの処理・再資源化

(1) ごみの処理・再資源化の状況

処理の方法・分別の種類		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
焼却等処理	燃やせるごみ	66,575	65,768	64,654	61,586	61,036
	燃やせないごみ	11,762	10,790	10,122	9,603	9,145
再資源化	びん	1,050	1,009	1,014	932	935
	缶	359	343	320	312	288
	ペットボトル	260	266	270	272	273
	プラスチック製容器包装	2,190	2,239	2,258	2,238	2,292
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック	675	653	617	588	571
	乾電池	54	55	53	53	51
	スプレー缶	4	4	3	4	4
	蛍光灯	19	18	15	14	12
	新聞・雑誌	12	12	10	10	10
	小型家電	70	86	80	50	66
ごみの量（t）		83,031	81,243	79,416	75,662	74,683
1人1日あたりのごみの量（g） *1		868	855	843	806	804
古紙等集団資源回収等		3,630	3,600	3,319	3,153	2,840
総排出ごみ量（t） *2		86,661	84,842	82,735	78,814	77,524
1人1日あたりの総排出ごみ量（g） *3		906	893	878	840	835

*1 ごみの量/人・日

*2 ごみの量 + 古紙等集団資源回収等

*3 総排出ごみ量/人・日

(2) ごみ処理施設

福井・美山区域の燃やせるごみの焼却施設として福井市クリーンセンターを、燃やせないごみの処理施設として福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターを指定するとともに、越廼・清水区域の燃やせるごみ・燃やせないごみの処理施設として、鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターを指定している。

また、収集資源センターは、直営による収集業務の基地として、収集車両の整備保管を行うとともに、資源ごみ等の拠点回収施設として、市民がいつでも資源ごみ等を持ち込むことが出来る拠点と位置づけている。

なお、主な資源ごみは、市内の民間処理施設で選別・梱包等の中間処理を行うとともに、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において、最終処分が行われている。

(令和7年4月1日現在)

施設名	福井市クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	
	焼却施設	焼却施設	破碎処理施設
所在地	福井市寮町50 - 41	あわら市笹岡33 - 3 - 1	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡	
建物面積	9,594㎡	14,243㎡	
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月	
公称能力	345t / 24h	222 t / 24h	90 t / 5h
基数	115t / 24h × 3基	74 t / 24h × 3基	1基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス除去装置	サイクロン バグフィルター
型式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式焼却炉	回転式破碎機
工事施工者	石川島播磨重工業㈱	JFE エンジニアリング㈱	
建設費	7,863,446千円	17,880,000千円	

施設名	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	破碎処理施設
所在地	鯖江市西番町15 - 11	
敷地面積	22,300㎡	
建物面積	3,355㎡	2,533㎡
竣工年月	昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	120t / 16h	50 t / 5h
基数	60t / 16h × 2基	1基
集塵装置	バグフィルター	サイクロン バグフィルター
型式	准連続式流動床炉	回転式破碎機
工事施工者	荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	2,070,000千円	2,389,600千円

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、 生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	焼却残渣、砂礫
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積		41,300 m ²	19,400 m ²
埋立容積		231,000 m ³	116,800 m ³
竣工年月		平成 11 年 3 月	平成 7 年 3 月
埋立開始		平成 11 年 4 月	平成 14 年 4 月
浸出水 処理方式		カルシウム除去処理、生物処理、 凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、滅菌	生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、滅菌

施設名	福井市収集資源センター			
	収集関係施設		資源ストックヤード	
所在地	福井市南江守町 2 - 1			
敷地面積	13,743 m ²			
建物面積	管理棟	1,497.87 m ²	資源物 ヤード	192 m ²
	車庫	648.50 m ²		
	倉庫等	601.35 m ²		
	計	2,747.72 m ²		
機種	高圧洗浄機	5 基		
開設年月	昭和 36 年 5 月		平成 5 年 1 月	

福
祉
健
康

民 生 委 員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談や、必要な援助等を行い、社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣が委嘱している。

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣は民生委員・児童委員のうちから主任児童委員を指名する。

1 民生委員・児童委員の現況

(1) 民生委員・児童委員の人数

本市の民生委員・児童委員及び主任児童委員定数は507名であり、一人あたり約2.31世帯を担当区域として配置されている。また全市を18地区に分け、それぞれ地区民生児童委員協議会が組織されている。

平成31年4月の中核市移行に伴い、民生委員の定数決定の権限が市に移譲されている。

〔現在の民生委員・児童委員の任期〕 令和4年12月1日～令和7年11月30日

(2) 各地域の民生委員・児童委員の定数(令和4年12月1日～)

(単位：人)

単位民生児童委員協議会名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	定数 合計	単位民生児童委員協議会名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	定数 合計
東 部	29	2	31	大 東	24	2	26
成 和	27	2	29	九頭竜	47	3	50
西 部	38	2	40	あさむつ	23	2	25
南 部	36	2	38	川 西	30	2	32
北 部	22	2	24	森 田	18	2	20
中 部	22	2	24	東足羽	25	2	27
明 道	27	2	29	美 山	17	2	19
足 羽	19	2	21	越 廼	7	1	8
社	37	2	39	清 水	23	2	25
				計	471	36	507

(3) 民生委員・児童委員の役割

子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいや高齢等によって社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域の身近な相談相手となり、さらに、行政など関係(支援)機関とのパイプ役を務める。

(4) 民生委員・児童委員の主な活動

- ・見守り活動(ひとり暮らし高齢者の訪問等)
- ・生活相談支援
- ・児童生徒見守り
- ・地域の福祉活動への参加
- ・調査、実態把握
- ・証明書作成事務

災 害 援 護 等

市民が火災等の不慮の人為的災害又は暴風・豪雨等の自然災害により被害を受けた場合に、被災者に対して応急的に必要な援護を行っている。

【災害見舞金支給状況】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	29	25	13	10	9
見舞金総額（円）	1,850,000	1,510,000	800,000	970,000	640,000

指 導 監 査

社会福祉事業を行う施設等の適正な運営の確保を目的として、関係法令・通知等に基づき、指導監査を実施している。

1 社会福祉法人指導監査

市の区域内で事業を行う社会福祉法人の認可および指導監査を行っている。

【監査実施法人数】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施法人数	17	19	21	18	20

2 社会福祉施設等指導監査

平成31年4月の中核市移行に伴い、児童・介護・高齢者・障がい者福祉事業に関する指導監査が県から移譲された。市内の社会福祉施設等に対し担当所属と連携を図りながら指導監査を実施している。

【令和6年度の監査実施事業数】

児童福祉関係（保育所、認定こども園、認可外保育施設）	126事業
介護・高齢者関係（介護保険施設、居宅サービス事業所、老人福祉施設等）	173事業
障がい関係（障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所等）	170事業

社 会 福 祉 審 議 会

平成31年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定により設置した。社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項の調査・審議を行っている。

・ 審議会及び分科会開催状況

5つの専門分科会と1部会で審議を行い、その決議を審議会全体の決議とすることができる。

令和6年度開催数 専門分科会13回

・ 審議会の委員

任 期：3年（R4.4.1～R7.3.31）

委員数：65名 + 臨時委員8名

市民福祉会館

市民福祉会館は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図る施設として、平成29年4月にフェニックス・プラザ内に移転した。

福祉関係者が気軽に利用できるように、ホールに車椅子用の昇降機を設けるなど、きめ細かな配慮がなされている。

2階には500人収容の小ホール、3階には60人収容の会議室等があり、文化、福祉活動のシンボルとして広く市民に利用されている。

1 施設概要

所在地	福井市田原1丁目13-6	
現施設移転	平成29年4月	移転前は春山2丁目（昭和48年開館、平成29年3月閉館）
指定管理者	公益財団法人 福井市ふれあい公社	
指定管理期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）	

2 主要設備

- 4階 ボランティアルームA・B
- 3階 301号室A・B
- 2階 小ホール 定員：500人（電動移動席196、スタッキングチェア席304）
楽屋、リハーサル室、ことばの教室、おもちゃ図書館
- 1階 （福）福井市社会福祉協議会、福井市身体障害者福祉連合会

3 利用実績

【令和6年度】

	利用件数（件）	利用人数(人)
小ホール	123	34,916
リハーサル室	148	2,528
301号室	143	5,408
ボランティアルーム	818	8,447
合計	1,232	51,299

重層的支援体制整備

地域共生社会の実現を目指し、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を令和5年度から実施している。

1 包括的相談支援

既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した事例について、多機関協働会議で支援を検討するなど各機関が連携して対応する。

【令和6年度実績】 (単位：回)

多機関協働会議	26
---------	----

2 参加支援

障がい者やひきこもりの方など社会参加への支援が必要な方に対し、就労体験やボランティア活動を提供する。

【令和6年度実績】 (単位：人)

就労体験	実人数	22
	参加延べ人数	144
ボランティア活動	実人数	6
	参加延べ人数	144

3 地域づくり

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における取組のコーディネートや多分野が繋がる地域のプラットフォームづくり等を行う。

- ・地域における居場所（サロン）開設の支援
- ・市民を対象とした地域づくり講座の開催
- ・ささえあいの家、地域活動支援センター、地域子育て支援センターが行う地域づくり活動の取組を促進
- ・関係団体と連携した地域づくりに関する企画の推進

生活困窮者

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら生活や就業などの自立に向けた支援を行っている。また、平成29年5月に生活困窮者向け常設ハローワーク窓口「福祉・就労支援コーナーふくい」を設置し、無料職業紹介と福祉支援業務をワンストップでできるよう、生活困窮者に対する一体的な支援を行っている。

【令和6年度実績】 (単位：人)

相談人数(延べ)	内訳	
	生活困窮者自立支援事業	福祉・就労支援コーナーふくい(ハローワーク)
6,531	4,407	2,124

生 活 保 護

被保護世帯の世帯類型別内訳は高齢世帯55.0%、母子世帯3.1%、障害・傷病世帯24.9%、その他世帯17.0%となっており、高齢世帯が半数以上を占めている。

1 保 護 状 況

(年度月平均)

年 度	保 護 世 帯	保 護 人 員	保 護 率(千分比)
R4	2,150	2,605	10.10
R5	2,182	2,629	10.27
R6	2,192	2,626	10.33

2 世 帯 類 型 別

(年度末時点)

年 度	高 齢 世 帯	母 子 世 帯	障 害・傷 病 世 帯	そ の 他 の 世 帯	総 数
R4	1,204	64	524	354	2,146
R5	1,201	70	531	363	2,165
R6	1,181	67	535	365	2,148

3 生 活 保 護 費

(単位：千円)

年 度	総 額	生活扶助	教育扶助	住 宅 扶 助	医療扶助	介護扶助	施設(委託)事務費	その他
R4	4,303,502	1,293,733	12,651	603,275	2,236,124	76,467	62,564	18,691
R5	4,438,340	1,298,124	12,855	613,753	2,346,779	85,521	62,928	18,380
R6	4,291,583	1,272,578	13,586	618,298	2,215,143	88,426	62,423	21,129

4 医 療 扶 助 人 員

(年度末時点)

年 度	総 数	入 院				入 院 外 総 数
		総 数	結 核	精 神	そ の 他	
R4	2,077	179	0	61	118	1,898
R5	2,103	153	0	50	103	1,950
R6	2,065	121	0	39	82	1,944

障 がい 福 祉

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や、障がいのある方の地域生活支援、社会参加活動支援に関する業務を行っている。

また、令和3年3月に策定した第4次福井市障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある人もない人も身近な地域で支え合うことができる共生社会の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んでいる。

1 手帳交付

障がいのある方に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種サービスの利用や社会復帰の促進と自立、および社会参加の促進を図ることを目的として障がい者手帳を交付している。

(1) 身体障害者手帳

平成31年4月1日より身体障害者福祉法第15条に基づき、福井市が発行する。診断書に基づき、福井市役所障がい福祉課が判定を行う。

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
R4	3,012	1,353	2,019	2,370	440	569	9,763
R5	3,000	1,355	1,962	2,287	437	535	9,576
R6	2,917	1,335	1,896	2,191	424	515	9,278

(2) 療育手帳

福井県知的障害者療育手帳交付要綱に基づき、福井県知事が発行する。各児童相談所、総合福祉相談所が判定を行う。各自治体独自の施策となっており、障害の程度の区分は各自治体により異なる。

(単位：人)

年度	A1	A2	B1	B2	計
R4	710	51	618	825	2,204
R5	713	49	627	862	2,251
R6	726	50	633	904	2,313

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、福井県知事が発行する。診断書に基づき、福井県総合福祉相談所が判定を行う。

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
R4	122	2,054	869	3,045
R5	118	2,193	907	3,218
R6	106	2,348	973	3,427

2 重度障害者（児）医療費助成制度

重度障がい者（児）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費を助成する。なお、精神障がい者については通院医療のみの対象となる。

年度	受給対象者数（人）	助成件数（件）	助成費総額（円）
R4	8,598	212,240	999,004,812
R5	8,659	214,432	992,814,751
R6	8,641	218,666	1,004,118,304

3 福祉手当の給付

精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され常時介護を必要とする者や、精神または身体に障がいのある児童を監護する者に、在宅生活の経済的一助となるよう手当を支給する。(特別児童扶養手当は申請手続のみ)

(単位：人)

種類	年度			6年度支給額 (円/月)	
	R4	R5	R6	1級	2級
特別障害者手当 (20歳以上)	270	275	272		28,840
障害児福祉手当 (20歳未満)	114	118	114		15,690
経過措置福祉手当 (20歳以上)	1	1	1		15,690
重症心身障害児(者) 福祉手当	2,665	2,607	2,585		3,000
特別児童扶養手当 (20歳未満)	545	563	614	1級	55,350
				2級	36,860

自立支援給付等

障害者総合支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい福祉サービスを提供する。障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月の児童福祉法改正により体系が一元化され、障がい児通所支援事業として再編された。

1 障がい福祉サービス

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」がある。

- 訪問系サービス（在宅で訪問を受け生活を支援するサービス）
- 日中活動系サービス（施設などで昼間の活動を支援するサービス）
- 居住系サービス（在宅や入所施設で住まいの場におけるサービス）
- 障がい児通所支援（障がい児を対象とした通所による支援サービス）

（1）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）＜介護給付＞

入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R4	4,387	76,153
R5	4,408	79,720
R6	4,316	84,998

重度訪問介護＜介護給付＞

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出の移動支援までを総合的に行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R4	133	53,061
R5	172	67,987
R6	176	75,793

同行援護＜介護給付＞

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人・日）
R4	558	6,816
R5	454	4,773
R6	472	5,390

行動援護＜介護給付＞

知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R4	74	1,938
R5	89	2,329
R6	130	2,806

重度障害者等包括支援<介護給付>

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

年度	利用延人数(人)	利用実績(時間)
R4	0	0
R5	0	0
R6	0	0

(2) 日中活動系サービス

生活介護<介護給付>

常に介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	8,593	164,798
R5	8,620	165,604
R6	8,559	164,030

療養介護<介護給付>

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	444	13,413
R5	490	14,820
R6	461	13,971

短期入所(ショートステイ)<介護給付>

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間に施設入所による入浴、排泄、食事の介護などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	1,304	7,545
R5	1,598	8,656
R6	1,708	8,787

自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)<訓練等給付>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	744	12,754
R5	737	12,172
R6	742	12,779

就労移行支援<訓練等給付>

就労を希望する人に、一定期間における就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	671	10,390
R5	657	10,471
R6	646	9,702

就労継続支援（A型・B型）＜訓練等給付＞

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。雇用契約に基づく就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がある。

就労継続支援A型

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	4,695	93,188
R5	4,371	87,606
R6	3,654	72,297

就労継続支援B型

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	10,807	184,680
R5	11,858	200,663
R6	13,541	227,779

就労定着支援＜訓練等給付＞

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人に、雇用に伴い生じる問題に関する助言などの支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	258	284
R5	266	271
R6	321	331

（3）居住系サービス

施設入所支援＜介護給付＞

介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	4,025	119,449
R5	3,939	115,662
R6	3,856	112,761

自立生活援助＜訓練等給付＞

一人暮らしに移行した障がい者について、自立した地域生活が継続できるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	9	23
R5	22	62
R6	13	29

共同生活援助（グループホーム）＜訓練等給付＞

主に日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R4	4,169	119,652
R5	4,511	129,568
R6	4,935	140,979

(4) 障がい児通所支援

児童発達支援

療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	1,769	9,011
R5	2,089	10,280
R6	2,278	11,799

医療型児童発達支援

肢体不自由がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

[実績：R4・R5・R6 支給決定者 0人]

放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	8,664	87,769
R5	9,396	97,729
R6	10,017	107,484

保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	579	783
R5	797	1,071
R6	1,055	1,552

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態があり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R4	7	24
R5	3	5
R6	0	0

2 補装具給付

障がい児者が身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付(修理)する費用から自己負担分を除いた金額を支援する。

年度	交付(件)	修理(件)	総計(件)
R4	373	172	545
R5	351	243	594
R6	336	228	564

3 自立支援医療

(1) 更生医療費の給付

障がいや軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳以上）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額（円）			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
R4	5,071	253,802,359	10,528,149	264,330,508	
R5	5,061	258,105,742	10,130,032	268,235,774	
R6	4,752	250,050,635	9,538,611	259,589,246	
内 訳	腎臓分 (うち人工透析)	4,563 (3,656)	233,568,822 (220,070,999)	8,693,921 (5,461,575)	242,262,743 (225,532,574)
	心臓分	2	139,435	7,500	146,935
	その他	187	16,342,378	837,190	17,179,568

(2) 育成医療費の給付

障がいや軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳未満）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額（円）			
		育成医療負担額	自己負担額	計	
R4	150	4,006,384	488,814	4,495,198	
R5	116	3,230,450	364,008	3,594,458	
R6	94	2,472,111	337,456	2,809,567	
内 訳	音声・言語 そしゃく分	72	890,340	171,977	1,062,317
	心臓分	15	1,151,027	129,790	1,280,817
	その他	7	430,744	35,689	466,433

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

精神疾患患者で通院している者の自己負担軽減および通院治療の継続を図ることを目的に、指定自立支援医療機関で治療を受ける場合に、窓口の利用者負担を1割にし、さらに月額負担上限額を設定している。

年度	交付数（件）
R4	5,826
R5	5,909
R6	6,262

4 地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい児者が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者の実情に応じた支援を行うことを目的として、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っている。

(1) 相談支援事業

障がいのある方やご家族などの身近な相談窓口として、地区別に障がい種別を問わず相談支援を行う「地区障がい相談支援事業所」を4か所と、発達障がいの相談を専門に行う「発達障がい相談支援事業所」を1か所設置している。

また、総合的・専門的な相談機関である「基幹相談支援センター」では、24時間体制で障がい者虐待の通報受付・相談を行う障がい者虐待防止センターの業務を行っている。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

年度	成年後見制度 申立件数(件)	事業費(円)	成年後見人報酬 支払件数(件)	事業費(円)
R4	4	29,390	17	3,742,000
R5	3	13,180	26	5,240,000
R6	2	7,536	19	3,771,757

(3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい児者等のコミュニケーションを援助するため、地域における手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

年度	手話通訳者等 延派遣回数(回)	要約筆記者等 延派遣回数(回)
R4	517	218
R5	580	198
R6	523	152

(4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい児者等の交流活動を促進するため、日常会話程度の手話技術を取得した手話奉仕員を養成している。

修了者数(人)

年度	入門課程	基礎課程	入門・基礎課程
R4	24	11	14
R5	-	16	21
R6	15	-	13

(5) 日常生活用具の給付事業

障がい児者に対し、日常生活をより円滑に行うために、必要に応じて日常生活用具費を給付する。(ただし、給付は介護保険が優先する。)

年度	給付数(件)
R4	6,248
R5	6,089
R6	5,930

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(時間)
R4	32	132	11,142
R5	34	143	11,530
R6	32	143	13,948

(7) 地域活動支援センター事業

障がい児者が通いながら、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とし、市が事業所に委託している。

年度	事業者数(か所)	利用実績(人)
R4	4	8,539
R5	4	8,736
R6	4	8,534

(8) 訪問入浴サービス事業

自宅浴槽や施設等で入浴することが困難な障がい者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、住宅への入浴車の訪問による入浴サービスを提供する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
R4	3	8	559
R5	3	8	484
R6	3	8	374

(9) 日中一時支援事業

障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場や療養の場を確保する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
R4	30	110	5,492
R5	30	115	4,444
R6	27	76	2,681

(10) 障がい者就労促進事業

雇用調整員2名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の発掘調査や企業開拓をし、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う。

(11) 自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合、その改造に必要な経費の一部を助成する。

年度	件数(件)	助成金額(円)
R4	5	400,000
R5	8	640,000
R6	3	240,000

5 その他の事業

(1) タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、通院や社会活動等の外出を支援するため、タクシーの利用料金の一部を助成する。

年度	発行実人数(人)	利用枚数(枚)	助成金額(円)
R4	2,783	35,551	20,681,440
R5	2,827	36,134	21,411,430
R6	2,827	35,579	21,952,110

(2) 重度身体障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成する。

ただし、視覚障がい者または肢体障がい者に限る。

助成限度額は60万円または80万円（改造費の8/10助成）

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
R4	13	5,615,075
R5	10	5,637,470
R6	8	4,432,320

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション能力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し、助成を行う。

年度	助成件数(件)	公費負担額(円)
R4	21	682,000
R5	21	825,000
R6	28	660,000

(4) 障がい者福祉団体等活動支援事業

障がい者の自立と社会参加を促進することを目的に、心身障がい者及びその家族で組織する障がい者福祉団体等が実施する社会福祉活動に対し、その費用を補助する。

年度	補助団体数	補助額(円)
R4	7	856,122
R5	7	1,108,501
R6	6	808,084

地域包括ケア

1 高齢者の現況

令和7年4月1日現在、本市の人口総数252,666人のうち、65歳以上の高齢者は76,213人、高齢化率は30.16%、このうち75歳以上の後期高齢者は44,368人、17.55%となっている。

また、総世帯108,654世帯のうち、在宅高齢者世帯は52,565世帯となっている。

(1) 高齢者人口（令和7年4月1日現在）

人口区分

年齢区分	男(人)	女(人)	小計(人)	累計(人)	累計人口比(%)
95歳以上	313	1,351	1,664	1,664	0.66
85～94	4,273	8,387	12,660	14,324	5.67
75～84	13,254	16,788	30,044	44,368	17.56
65～74	15,055	16,790	31,845	76,213	30.16
(60～64)	(7,803)	(8,252)	(16,055)	(92,268)	(36.52)

【100歳以上 男21人 女199人 合計220人】

高齢化率（各年4月1日現在）

年度	総人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)	75歳以上人口(人)	後期・高齢化率(%)
R3	260,322	76,246	29.29	39,411	15.14
R4	258,198	76,409	29.59	39,823	15.42
R5	256,435	76,170	29.70	41,425	16.15
R6	254,502	76,378	30.01	43,152	16.96
R7	252,666	76,213	30.16	44,368	17.55

日本の高齢化率：29.3%（令和6年10月1日現在）

福井県の高齢化率：31.9%（令和6年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯（令和7年4月1日現在）

高齢者ひとり暮らし世帯	65～74歳	5,851	(小計) 18,005	(合計) 52,565
	75歳以上	12,154		
高齢者世帯	高齢者のみの複数世帯	13,005		
	高齢者同居世帯（高齢者と非高齢者の同居）	21,555		

2 高齢者福祉施策の概要

団塊の世代が75歳以上となり超高齢化社会を迎えた今日、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっている。

本市の地域ケアシステムの構築に向けた段階的な取り組みを示す「すまいるオアシスプラン2024」(福井市第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第3期高齢者居住安定確保計画)の基本理念には「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を送れる社会づくり」を掲げており、地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりの実現に向け取り組んでいる。

(1) 生活支援事業

ひとり暮らし等高齢者登録

親族等との交流がなく、在宅の日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし等高齢者の現状を把握し、在宅生活を支援していくことを目的に、登録を希望された方に福祉サービス等の支援を行っている。(任意登録制)

【R6実績】

登録者数(人)
3,996

在宅福祉施設措置事業(平成12年度～)

虐待等やむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合に、市長の職権により施設等に緊急的な措置を行っている。

【R6実績】1件

老人福祉施設入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置している。

また、養護老人ホーム入所の適正化を図るため、入所措置等の要否を総合的に判定する、老人ホーム入所判定委員会(委員5名、昭和59年12月設置)を設置している。

【R6実績】

措置人数(人)	年間申込件数(件)
126	27

軽費老人ホーム事務費補助金(平成31年度～)

市内にある軽費老人ホーム(ケアハウス)9施設について、市が施設ごとに毎年定める事務費の基準単価と、施設が入居者から所得に応じて徴収する事務費との差額分を運営法人に対し補助している。

【R6実績】

対象施設(箇所)	月別入居者数合計(人)
9	4,873

日常生活用具給付事業(平成2年度～)

心身機能の低下により、防火の配慮が必要なひとり暮らし等高齢者に電磁調理器を給付し、在宅での安心した生活を支援している。

【R6 実績】

電磁調理器（台）
10

ひとり暮らし高齢者地域の見守り支援事業（平成16年度～）

会食会または配食により、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行うとともに、地域の人と交流を図ることで閉じこもりや孤立防止を図っている。

【R6 実績】

利用者実人数（人）	延利用者数（人）	実施回数（回）
2,091	13,777	438

地域ぐるみ雪下ろし支援事業（平成4年度～）

ひとり暮らし高齢者世帯等、自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、雪下ろし費用の一部を補助し、地域での雪下ろし作業が円滑に行われるよう支援している。

【R6 実績】

登録件数（件）	実績件数（件）
1,444	25

緊急通報体制整備事業（平成2年12月～）

ひとり暮らし等高齢者等の相談及び急病や事故などの緊急時に対処できる体制を確立し、在宅での安心した生活を支援している。

【R6 実績】

緊急通報装置(件)	携帯電話	見守りICT機器（件）	
	生活反応センサー(件)		短縮ボタン登録（件）
609	67	59	11

福祉電話レンタル事業（昭和54年2月～）

安否確認が必要なひとり暮らし等高齢者で、電話加入権を持つことが困難な方に、福祉電話（加入電話）を貸与している。

【R6 実績】

新規（台）	撤去（台）	移設（台）	設置数（台）
1	9	0	34

軽度生活援助（えがおでサポート）事業（平成13年度～）

ひとり暮らし等高齢者で、在宅での日常生活において軽作業の援助が必要な方に買物等の軽度なサービスを提供し、安心して自立した生活を送れるよう支援している。

【R6 実績】

利用登録者数（人）	延利用時間（h）
442	2,798.5

住まい環境整備支援事業（平成24年度～）

要介護状態の高齢者等が在宅生活を長期間継続できるよう、住宅改修を行った場合の費用の一部を助成している。（平成5年度～24年6月までは「要介護高齢者住環境整備事業」として実施）

【R6 実績】

件数 (件)	内訳(件)						
	拡幅	洗面台	蛇口	階段昇降機	扉の新設	トイレの移設	その他
3	0	0	0	1	0	0	2

複数箇所を工事している場合があるため、件数と内訳件数は一致しない。

外国人高齢者福祉手当給付事業(平成6年度～)

無年金の外国人高齢者の方の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給している。

【R6 実績】

給付対象者(人)
0

見守りネットワーク構築事業(平成26年度～)

高齢者と子どもが地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体や地域の民間事業者と連携し、高齢者と子どもの日頃の見守り活動と、認知症高齢者が行方不明となった場合の捜索活動を一体的に行う見守り体制を構築し運営している。

【R7.4.1 現在】

協力事業者(団体)
75

(2) 生きがいと健康づくり推進事業

高齢者いきいき展事業(平成元年度～)

高齢者の創作した絵画や手芸品等を展示し、広く一般市民に高齢者の培ってきた知恵や技術を披露している。

【R6 実績】

出品者数(人)	出品数(点)	入場者数(人)
182	125	566

地区敬老事業(平成10年度～)

市内各地で開催される敬老会や敬老の精神を活かした生きがい支援事業等の経費の一部を助成している。

【R6 実績】

地区数	参加者数(人)
48	17,601

老人クラブ助成事業

老人クラブは、同じ地域の仲間が、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動を通して、自らの生きがいづくりと健康づくり、互いの親睦を図る自主的な団体である(概ね60歳以上の方が加入できる)。市はその活動費の一部を助成するとともに、老人クラブの育成のため様々な支援を行っている。

【R7.4.1 現在】

30人以上のクラブ		30人未満のクラブ		計		加入率 (%)
クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	
94	4,172	17	303	111	4,475	4.85

ア 福井市あじさい元気クラブ大会

高齢者が集い、当面する諸問題を研究討議し、社会にアピールするとともに、お互いの意識の高揚と、積極的な社会参加を期して、年1回開催している。

イ 友愛訪問活動（老人家庭相談員設置事業）

地域のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者を老人家庭相談員が友愛訪問し、悩みごとや心配ごとの相談相手となり、地域の連帯を深める活動を行っている（各単位老人クラブに1名設置）。

【R7.4.1 現在】

相談員数（人）
111

ウ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるように自立を支援し、健康づくりの実践に結びつくよう、「高齢者向け体操普及事業」「屋内スポーツ大会等開催事業」及び「屋外スポーツ大会、囲碁・将棋大会等開催事業」を実施している。

【R6 実績】

シバ・囲碁	将棋	ゲートボール	パタンク	グラウンド・ゴルフ
36人	14人	4チーム、24人	12チーム、46人	32チーム、171人
いきいき健康体操		ワガ	フロアカーリング	スティックリング
18会場、454人		110人	32チーム、117人	40チーム、146人

生きがい講座開催事業（平成16年度～）

清水高齢者福祉センターで在宅の高齢者を対象に、生きがいや健康づくり活動、創作・趣味活動など公共施設を利用して実施することにより、生きがい・健康づくりと社会参加を促進している。

【R6 実績】

講座等の数（講座）	受講者数（人）
講座：25	3,163
イベント：3	122

敬老祝金進呈事業（昭和34年度～）

毎年9月の敬老の日を中心とする行事の一環として、満100歳を迎えられる方を市長等が訪問し、敬老祝い金及び総理大臣からの表彰状と記念品（銀杯）をお贈りするとともに、満88歳を迎えられる方には敬老祝い品をお贈りし、長寿を祝福している。

【R6 実績】

88歳（人）	100歳（人）
1,598	127

鍼灸マッサージ等施術費助成事業（平成8年度～）

高齢者の健康増進と福祉向上を図るため、鍼灸マッサージ等施術費の一部を助成している。

【R6 実績】

延利用者数（人）	延利用回数（回）
696	1,629

三世代合同のつどい

高齢者と若い世代との交流の場を設けることにより、各世代がお互いを理解しあい、さらに高齢者の積極的な社会参加を目指している。

保健・介護予防一体化事業

高齢者の生活習慣病の重症化予防及び心身機能低下防止（フレイル予防）を推進するため、保健事業と介護予防事業を関係各課と連携して一体的に実施している。

（３）高齢者福祉施設運営事業

旧すかっとランド九頭竜管理運営（平成６年度～）

旧すかっとランド九頭竜は、平成３年度に、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり、交流と憩いの場（高齢者生きがい総合センター）として建設した。

現在、体育館部分のみ開館している。

ア 施設概要

所在地	福井市天菅生町第３号10番地
敷地面積	33,717.36㎡
構造	鉄筋コンクリート造り５階建
建築面積	4,691.68㎡
宿泊、研修センター	（事務室、会議室、談話ホール、売店、ラウンジ、レストラン、 宿泊30室、大・中広間、休養室、娯楽室、多目的ホール）
健康センター	（体育館）
交流センター	（大浴場、陶芸室、園芸室、伝承室）
屋外施設	（ゲートボールコート6面、マレットゴルフ及びパットパットゴルフ 18ホール、イベント広場、バーベキュー広場、ふれあいの森）
建設費	46億8,000万円
開館	平成６年４月６日

すこやかドーム管理運営（平成８年度～）

すこやかドームは、スポーツの普及啓発を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを図るため、全天候型ゲートボール場としてすかっとランド九頭竜に併設して建設した。

ア 施設概要

所在地	福井市剣大谷町第２号６番地１
敷地面積	4,430.62㎡
構造	鉄骨造・平屋建
建築面積	1,673.22㎡
コート数	３コート
建設費	２億1,700万円
開館	平成８年４月１日

イ 利用料金

競技場	１コート１時間につき	620円
照明	１コート１時間につき	310円
器具	ゲートボール１セット１日につき	2,090円（スティック５本、ボール５個）

ウ 利用状況

【R6実績】

利用者数（人）	4,076
---------	-------

大安寺温泉泉源管理運営（平成 14 年度～）

旧すかつとランド九頭竜の敷地内にある、大安寺温泉第 2 号井の管理を行っている。

【R6 実績】

配湯量 (m ³)
600

こしの高齢者ふれあいセンター管理運営（平成 18 年 2 月～）

こしの高齢者ふれあいセンターは、高齢者の自主的活動、寝たきりの予防等及び生きがいとふれあいの活動のための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市蒲生町第 1 号 91 番地 2
敷地面積 887.57m²
構造 RC造りタイル貼り1階建
建築面積 160.00m²
建設費 3,956万円
開館 平成13年 7 月 10 日

イ 利用料金

無料

ウ 利用状況

【R6 実績】

利用者数 (人)
479

こしのゲートボール場管理運営（平成 18 年 2 月～）

こしのゲートボール場は、市民の憩いの場として高齢者の福祉施策、青少年の健全育成及び世代間の交流による地域の活性化を図るための施設として、高齢者などに開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市大味町第 33 号 34 番地 1
敷地面積 1230.89m²（更地）
建設費 1,900万円
開場 平成 6 年 7 月 1 日

イ 利用料金

無料

清水高齢者福祉センター管理運営（平成 18 年 8 月～）

清水高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、高齢者などに開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市風巻町第 28 号 8 番地 1
敷地面積 14,789m²
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

建築面積 3,883㎡
 建設費 9億5,387万円
 開館 平成18年8月1日

イ 利用料金

入館料 3歳未満無料、3歳～小学生300円、一般（中学生以上）500円、
 市内居住者：60歳以上300円、身体障がい者手帳をお持ちの方300円

ウ 利用状況

【R6実績】

利用者数（人）
3,212

（４）一般介護予防事業

自治会型デイホーム事業（平成12年度～）

在宅の高齢者を対象に、全地区において、月5回以上、最も身近な集会場等を利用し、介護予防（転倒骨折予防・認知症予防など）・健康チェック、創作・趣味活動及び各種相談等を行い、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくとともに、介護予防の様々な取組みを行っている。

【R6実績】

開催地区（地区）	開催区域（箇所）	開催回数（回）	実施会場（会場）	延参加者数（人）
49	51	3,753	517	42,472

多機能よろず茶屋設置事業（平成19年度～）

ア いきいき長寿よろず茶屋（平成19年度～）

元気な高齢者が自由に楽しく集える地域の仲間との交流拠点として、集会場などを利用した「よろず茶屋」を設置し、高齢者自身の生きがいづくりと地域との一層のネットワークづくりを支援している。

【R6実績】

実施箇所（箇所）	実施回数（回）	延参加者数（人）
45	4,770	55,626

イ ささえあいの家（平成28年度～）

小規模での見守り・サロン・互助活動を一体的に提供する多機能よろず茶屋（ささえあいの家）設置に補助し、地域による支え合い活動を支援している。

【R6実績】

実施箇所（箇所）
7

介護予防対象者把握事業（平成29年度～）

元気度調査票（あたまの元気度調査票と、からだの元気度調査票「基本チェックリスト」）による自己チェックの結果、生活機能の低下（運動機能・口腔機能・低栄養、認知機能）が疑われる場合には、地域包括支援センターに相談を促し、早期介護予防の取組を推進している。

また、公民館等の公共施設や医療機関等に元気度調査票を設置するとともに、自治会型デイホーム等、高齢者が集

まる場を活用して元気度調査を周知し、介護予防活動の取組につなげている。

口腔機能向上サービス事業（平成 29 年度～）

介護予防と関わりが深い口腔機能について、歯科医療機関における適切な指導を受けることにより、要介護状態になることを予防するとともに、かかりつけ歯科医療機関における定期的な歯科検診と指導につなげる。

【R6 実績】

利用者数（人）
516

地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度～）

高齢者の介護予防、自立支援に係る支援を行う地域包括支援センター職員のケアマネジメント力向上を図るため、リハビリテーション専門職を派遣している。

【R6 実績】

事業内容	実施回数（回）
地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援	55 回

認知症検診（平成 26 年度～）

認知機能の低下を自己チェック・自己判定できる「あたまの元気度調査」を実施し、認知機能の低下が疑われる高齢者には医療機関でのMMSE検査を行い、認知症の早期発見に努める。

【R6 実績】

一次検診 実施数（人）	二次検診（MMSE）	
	該当者（人）	受診者（人）
4,740	1,124	259

介護サポーターポイント制度（平成 21 年度～）

介護サポーターポイント制度に基づく活動を通して地域貢献することにより、はつらつと元気に暮らせる笑顔のコミュニティづくりを進めるとともに、サポーター自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進している。介護サポーター活動に対してポイントが付与され、1年間で最大5,000円の交付金として換金できる。

【R6 実績】

活動者数（人）
419

（5）包括的支援事業

地域包括支援センター（平成 18 年度～）

包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として「地域包括支援センター（ほやねっと）」を日常生活圏域毎に設置し、包括的支援事業（ ）を一体的に実施している。

	名称	担当地域	住所	電話番号
1	ほやねっと明倫	豊・木田	木田1丁目3308	33-5777
2	ほやねっとあたご	足羽・湊	明里町9-20	33-6800
3	ほやねっと中央北	宝永・春山・松本	文京2丁目9-1	28-7271

4	ほやねっと不死鳥	順化・日之出・旭	日之出 4 丁目 3-12	20-5683
5	ほやねっとあずま	和田・円山	和田中町舟橋 7-1	28-8511
6	ほやねっと大東	啓蒙・岡保・東藤島	丸山町 40-7	53-4092
7	ほやねっと九頭竜	中藤島・森田	高木中央 3 丁目 1701	57-0040
8	ほやねっと北	西藤島・河合・明新	新田塚 1 丁目 42-1	25-2510
9	ほやねっとみなみ	清明・麻生津	下荒井町 20-6	43-1316
10	ほやねっと社	社南・社北・社西	福 1 丁目 1710	36-1246
11	ほやねっと光	東安居・安居・一光・殿下・日新・清水東・清水西・清水南・清水北・越廼	大瀬町 23 字 101	35-0313
12	ほやねっと川西	大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下	仙町 6-4	97-8003
13	ほやねっと東足羽	酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山	下六条町 217	41-4135

(包括的支援事業： 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護予防マネジメント業務)

在宅医療・介護連携推進事業（平成 26 年度～）

在宅の医療・介護に関わる多職種が相互に関係づくりを進めるための会議や研修会、地域住民に在宅ケアを普及啓発するための講習会を開催している。

【R6 実績】

福井市在宅医療・介護検討協議会

開催回数（回）
2

委員 12 名（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員 等）

在宅ケア講習会

開催回数（回）	参加者数（人）
9	247

介護予防・生活支援サービス検討会議（平成 27 年度～）

市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス供給体制の整備に必要な事項を協議するため、検討会議を設置している。

【R6 実績】

開催回数（回）
2

委員 14 名（理学療法士、作業療法士、介護サービス事業者代表、社会福祉関係団体代表、市民団体代表 等）

認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、以下の事業を実施している。

ア 認知症施策検討委員会設置事業（平成 26 年度～）

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係団体の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行い、新たな課題につ

いても対応策を協議している。

【R6 実績】

開催回数（回）
2

委員 15名（医師、歯科医師、薬剤師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、民生児童委員 等）

イ 認知症地域支援推進員等設置促進事業（平成23年度～）

認知症の人や家族への効果的な支援を行うために、医療と介護、地域の支援機関等の連携強化、本人や家族への相談業務等の地域における支援体制の構築を図ることを目的に認知症地域支援推進員を配置している。

配置人数（人）
5

ウ 認知症初期集中支援チーム等設置事業（平成26年度～）

高齢者宅を訪問し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的に医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を配置している。

【R6 実績】

訪問件数（件）
280

エ 認知症カフェ運営補助金交付事業（平成26年度～）

認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集う場所として「認知症カフェ」を運営する団体に対し補助金を交付している。

【R6 実績】

団体数	実施回数（回）	延参加者数（人）
5	127	922

地域包括ケア推進協議会（平成27年度～）

地域包括ケアに向けた施策の調査審議、すまいるオアシスプランの進行管理、介護保険サービスに関する情報の調査分析及び検討、地域支援事業、地域密着型（介護予防）サービス事業の実施に必要な事項その他介護保険の円滑な運営について審議するため附属機関を設置している。

【委員】 21名（医師、薬剤師、栄養士、看護師、理学療法士、介護サービス事業者代表、市民団体代表等）

【委嘱】 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【会議】 4回（令和6年度）

（6）地域支援任意事業

介護者のつどい事業（平成12年度～）

要支援1・2及び要介護1から5までの在宅の要介護者の介護者を対象に、介護の仕方や健康に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流を通して在宅介護を支援している。

【R6 実績】

開催回数（回）	参加者数（人）
20	214

認知症理解普及促進事業（平成 22 年度～）

認知症に対する正しい知識を広め、偏見のない住みやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。認知症の人が利用しやすい店づくりに取り組む意向を示した店舗や企業、事業所を「認知症の人にやさしいお店等」として認定している。さらに、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者を対象としたステップアップ研修を開催し、知識の向上を図っている。

また、認知症理解普及啓発のため、普及啓発を行う団体に対して活動補助金を交付している。

【R6 実績】

認知症サポーター養成講座		ステップアップ研修		活動補助金		認知症の人にやさしいお店等
実施回数 (回)	サポーター 養成数(人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	団体数 (件)	助成金額 (円)	団体数 (件)
87	2,694	1	16	0	0	247

認知症高齢者ひとり歩き見守り事業（平成 27 年度～）

高齢者の認知症による行方不明等の事案が多く発生していることから、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、日頃からの見守りや適切な対応等が行える地域づくりを目的に、公民館区で実施する。

【R6 実績】

実施地区
1 地区

認知症行方不明高齢者事前登録制度（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者の氏名・住所・身体的特徴等を事前に市に登録し、万が一、行方不明になった場合に早期発見と早期保護につなげる。

【R6 実績】

登録人数(人)
497

成年後見制度支援事業（平成 12 年度～）

判断能力の不十分な高齢者を支援していくために成年後見制度があり、申立ての手続きは家庭裁判所で行うが、申立ての手続きをする親族がない場合は市長が申立てを行っている。また、後见人報酬等を負担できない方の費用を市が助成している。

【R6 実績】

市長申立件数(件)	報酬助成申請件数(件)
41	88

高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（平成 17 年度～）

高齢者の虐待防止、早期発見及び早期対応のための支援方を充実させるため、保健、福祉、介護、医療をはじめ法曹、警察等の関係機関、関係諸団体の有機的な連携ネットワークを運営している。（「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、平成 17 年 7 月設置）

【R6 実績】

養護者による高齢者虐待事例相談件数(件)	虐待と判断した件数(件)
93	57

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（平成 15 年度～）

福井市シルバーハウジング（福町市営住宅 S 棟）に入居している高齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援するため、生活援助員（LSA）を派遣し、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等を行っている。

【R6 実績】

入居世帯数（戸）	相談生活指導件数（件）	安否確認（件）
24	1	4,140

（7）介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業（平成 29 年度～）

介護保険法の改正により、平成 29 年度から要支援者を対象にした訪問介護・通所介護が市の実施する地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施している。

【R6 実績】

サービス種別	延べ利用者数（人）
訪問型サービス	8,028
通所型サービス	23,620

介護予防ケアマネジメント事業（平成 29 年度～）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標達成に取り組んでいけるよう支援している。

【R6 実績】

	件数（件）
介護予防ケアマネジメント	15,447

保 健 衛 生

本市は、平成31年4月に中核市となり、それまで県が行っていた保健所業務の移譲を受け、福井市保健所を開設した。福井市保健所においては「公衆衛生の拠点」として、医事・薬事、感染症対策、食品衛生、精神保健、難病支援等広域的、専門的な業務を行っている。

感染症や食中毒によって生じる市民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、その発生予防に努め、発生時には被害の拡大防止に迅速に対応している。また、精神保健や難病支援では、相談者の状況に応じて保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行っている。

一方、健康管理センターでは、健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくるために、第3次福井市健康増進計画「健康ふくふくプラン21」に基づき、各種保健事業により市民の生涯にわたる健康づくりを支援している。

健康増進事業としては、健康づくりと生活習慣病の発症と重症化予防のため各種健康教育・健康相談・訪問指導を行うとともに疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、健康診査や各種がん検診等を実施している。

また、高齢者等の定期予防接種事業を実施するほか、救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。

1 医 事 薬 事

(1) 医療施設

診療所や歯科診療所を開設する場合や、構造設備（診察室、給食施設等）診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可申請や届出が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

診療所の許可及び届出の受理 (単位：件)

年度	R4	R5	R6
一般診療所	226	170	158
歯科診療所	80	61	68

医療法第25条に基づく立入検査 (単位：件)

年度	R4		R5		R6	
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数
有床診療所	29	0	26	8	24	10
無床診療所	236	0	236	49	238	51
歯科診療所	137	0	133	16	132	14

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期。

医療安全相談窓口 (単位：件)

年度	R4	R5	R6
相談件数	17	52	28

(2) 薬事施設

薬局を開設する場合や医薬品の店舗での販売、毒物劇物の販売等を行う場合には、関係法令に基づく許可申請や登録申請等が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

薬局等の許可及び届出の受理

(単位：件)

年度	R4		R5		R6	
種別	許可申請数	届出	許可申請数	届出	許可申請数	届出
薬局	19	751	21	833	42	910
店舗販売業	13	694	18	649	28	742
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	72	95	41	118	48	142
管理医療機器販売業 （貸与）業		181		132		128

許可・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度	R4		R5		R6	
種別	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
薬局	122	23	126	32	133	44
店舗販売業	87	18	87	32	97	39
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	227	71	232	44	239	50
管理医療機器販売業 （貸与）業	757	1	777	0	771	0

毒物及び劇物取締法関係

毒物劇物販売業等の登録及び届出の受理

(単位：件)

年度		R4		R5		R6	
種別		登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数
毒物劇物販売業	一般	42	19	36	35	34	36
	農業用品目	3	3	0	10	7	7
	特定品目	6	0	3	3	0	2
業務上取扱者	電気メッキ業	0	0	0	1	0	1
	運送業	0	0	0	0	0	0

登録・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度		R4		R5		R6	
種別		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数
毒物劇物販売業	一般	160	36	159	36	156	21
	農業用品目	17	1	17	1	16	6
	特定品目	10	6	9	3	9	0
業務上取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0
	運送業	3	0	3	0	3	0

2 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により、一類から四類及び五類感染症の一部（全数把握対象感染症）の患者を診断した医師からの届出を受理している。保健所において発生届出を受理後、必要に応じ感染源との接触状況や発症までの行動等の調査を実施し、感染拡大を防止するための措置を講じている。

感染症発生状況数（各年1月1日～12月31日）

（単位：件）

	疾患名	R4	R5	R6
二類感染症	結核（新規登録者数） ¹	16	19	24
三類感染症	細菌性赤痢	0	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	5	5	1
四類感染症	E型肝炎	2	0	1
	つつが虫病	0	0	0
	日本紅斑熱	0	0	0
	レジオネラ症	5	5	6
五類感染症	アメーバ赤痢	0	0	1
	ウイルス性肝炎	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2	1	1
	急性脳炎	0	2	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	5	6
	ジアルジア症	0	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	8	7	13
	水痘（入院例）	0	0	3
	梅毒	44	26	24
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	0
	百日咳	0	2	2
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 ²	40,453		

1 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した件数を含む（R4 1件、R5 0件、R6 0件）。

2 全数届出の見直しにより、令和4年は9月25日までの届出数となっている（9月26日以降市町村ごとの発生数は把握できなくなった）。

(2) 結核対策

結核患者数は減少傾向にあるものの、依然として日本最大の感染症の1つであり、まん延防止対策が重要である。

医師から結核発生届出があった際は、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査し、必要に応じて接触者の健康診断を実施している。また、治療が終了した後も経過観察が必要な患者について、管理検診を実施している。

接触者健診・管理検診実施状況

(単位：人)

年度	R4	R5	R6
接触者健診受診者	58	69	287
管理検診受診者	27	37	24

(3) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し適切な治療につなげるため、肝炎ウイルス検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況

年度		R4	R5	R6
保健所実施分	検査実施回数(回)	5	29	28
	検査件数(件)	8	80	95
医療機関委託分	検査件数(件)	127	151	129

新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(4) 風しん抗体検査

胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施している。

風しん抗体検査実施状況

(単位：件)

年度	R4	R5	R6
検査件数	216	208	188

(5) HIV検査

受検者のプライバシーの保護と積極的な受検を勧めるため匿名・無料の検査を実施し、HIV感染症及びエイズの発生予防とまん延防止を図っている。

HIV抗体検査実施状況

年度	R4	R5	R6
検査実施回数(回)	5	30	28
検査件数(件)	17	119	106

新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(6) 梅毒・クラミジア検査

近年増加傾向にある性感染症の早期発見・早期治療に繋げるため、令和5年度から梅毒検査、令和6年度から性器クラミジア検査を実施している。

梅毒検査実施状況

		年度	R5	R6
梅毒	検査実施回数(回)		26	28
	検査件数(件)		109	96
クラミジア	検査実施回数(回)		-	23
	検査件数(件)		-	73

(7) 予防接種

年度	高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌			新型コロナウイルス感染症		
	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R4	77,471	44,621	57.6	12,025	2,183	18.2	-	-	-
R5	77,426	43,090	55.7	11,946	2,427	20.3	-	-	-
R6	77,489	39,073	50.4	3,038	649	21.4	78,089	16,239	20.8

高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期予防接種となった。

新型コロナワクチンは、令和6年4月から定期予防接種となった。

年度	風しんの追加的対策				
	実施数 (人)	抗体検査		風しん5期	
		内 訳		接種数 (人)	率 (%)
		接種対象 (人)	接種非対象 (人)		
R4	737	203	534	168	82.8
R5	778	196	582	197	100.5
R6	477	121	356	136	112.4

風しんの追加的対策は、令和元年度から6年間の実施。

風しん5期の対象者数は、抗体検査の接種対象 となる。

3 保 健 支 援

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進のため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

年度		R4	R5	R6
相談・訪問指導	面接相談（件）	24	19	43
	電話相談（件）	23	48	74
	訪問指導（件）	7	2	59
講演・相談会	参加者数（延べ人数）	-	3	11

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病児童等を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、医療費を助成している。

医療費助成数

年度	R4	R5	R6
医療費給付実人員（人）	213	205	190
給付延件数（件）	3,461	3,418	2,997

(2) 不妊治療支援

子どもの出生を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療の治療費の一部を助成している。

治療費助成数(男性不妊治療費助成を含む。)

(単位：件)

年度	R4	R5	R6
助成件数	367	640	675

(3) 難病支援

難病患者やその家族の不安を軽減するため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

また、地域の難病患者等への支援における課題について関係機関と情報共有するため、難病対策地域協議会を開催している。

年度		R4	R5	R6
相談・訪問指導	面接相談（件）	219	297	337
	電話相談（件）	16	51	38
	訪問指導（件）	2	11	16
講演・相談会	開催回数（回）	0	2	1
	参加者数（人）	-	6（相談会のみ）	44（講演会） 10（相談会）
	相談件数（件）	-	6	11

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

(4) 精神保健支援

精神保健事業

精神障がい者の早期治療や社会復帰の促進のため、精神科医による定例相談会や職員による相談・訪問指導を行うとともに、障がい理解への普及啓発を図っている。

年度		R4	R5	R6
精神科医による 定例相談	開催回数(回)	16	15	19
	相談件数(件)	37	38	40
職員(保健師、社会 福祉士)による相 談・訪問 指導	面接相談(件)	163	195	67
	電話相談(件)	775	1,493	988
	訪問指導(件)	220	278	218
講演会	参加者数(人)	56	44	39

自殺対策事業

自殺を防止するため、臨床心理士による相談の実施や様々な悩みに関する総合相談会を開催するとともに、自殺の危険を抱えた人に適切に関わることができるゲートキーパーを養成する研修会を開催している。

年度		R4	R5	R6
臨床心理士によ る相談	開催回数(回)	8	8	8
	相談件数(件)	25	28	21
悩みごと総合相 談会	開催回数(回)	3	4	4
	相談件数(件)	31	44	38
ゲートキーパー 養成研修	受講者数(人)	258	445	174

(5) 栄養管理支援

特定給食施設等の栄養管理支援

給食を通じた施設利用者の健康増進を図るため、特定給食施設を中心に巡回指導及び集団指導を実施し、適切な栄養管理の実施を推進している。

年度		R4	R5	R6
巡回指導	実施施設数	63	80	116
集団指導	開催回数(回)	-	0	0
	参加者数(人)	-	0	0

新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず。

食品表示(保健事項)相談対応等

食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法等(健康食品の虚偽誇大表示等の禁止について)に基づく適正な表示の実施について、周知啓発及び相談対応を実施している。

相談指導件数

(単位:件)

年度	R4	R5	R6
食品表示法	26	39	14
健康増進法	4	1	6

(6) 受動喫煙対策支援

望まない受動喫煙を防止するため、事業者向けポスターの配布や各種情報媒体による広報を実施し、制度の周知啓発及び相談指導等を行っている。

相談・届出数

(単位：件)

年度		R4	R5	R6
相談件数		22	18	20
喫煙可能室設置施設届出件数	新規	0	0	2
	変更	0	0	0
	廃止	1	0	1

4 救 急 医 療

(1) 救急医療対策

初期救急医療体制

- ・福井市休日急患センター（平成4年10月から開設、令和2年4月から診療時間変更）
福井市城東4丁目14 - 30（健康管理センター東隣）TEL22 - 2099
診療科目 内科
日曜・祝日、12月30日～1月3日...9時～18時
（12月～2月は9時～23時）
土曜夜間.....19時～23時
- ・福井県子ども急患センター（平成23年4月から開設）
福井市城東4丁目14 - 30（健康管理センター東隣2階）TEL26 - 8800
診療科目 小児科
日曜・祝日、12月30日～1月3日...9時～23時
月曜～土曜夜間.....19時～23時
- ・福井市休日急患歯科診療所（平成4年10月から開設、令和元年12月から診療時間変更）
福井市大願寺3丁目4 - 1（福井県歯科医師会館内）TEL26 - 8468
日曜・祝日、12月30日～1月3日、8月14日・15日・16日...9時～12時、13時～17時
- ・休日昼間在宅当番医制（昭和40年から実施、令和4年4月から診療時間変更）
外科1院を当番医に指定
日曜・祝日、12月30日～1月3日...9時～17時
在宅当番医の問い合わせはTEL21 - 2119（週末のみ）で対応。

2次救急医療体制

< 嶺北地区病院群輪番制 >

初期救急医療機関からの搬送及び入院治療を必要とする重症患者に対する医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院、福井勝山総合病院、福井総合病院、公立丹南病院が輪番制により担当（昭和53年から実施）

< 嶺北地区小児救急医療支援 >

毎日の夜間における初期救急医療機関から搬送される小児救急医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院が輪番制により担当（平成15年から実施）

3次救急医療体制

主に2次救急医療機関からの搬送による重篤な救急患者が対象となり、福井県立病院の救命救急センターが担当（昭和58年から実施）

5 生活衛生

(1) 食品衛生

食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。また、流通食品の細菌等の検査を行い、安全性を確認する。食中毒の疑いがある事案を探知した際には迅速に調査を行い、健康被害の拡大防止、原因究明及び再発防止を図った。

許可・届出、監視指導 (単位：件)

	R4	R5	R6
許可総数	4,784	4,869	4,913
届出総数	2,338	2,542	2,615
監視指導数	3,311	3,269	3,021

食中毒対応 (単位：件)

	R4	R5	R6
食中毒発生数	10	7	6
行政処分数	7	6	5

食品の収去 (単位：件)

	R4	R5	R6
検査件数	68	70	54

(2) 環境衛生

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法等に基づき、各種営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。

営業六法関係 (単位：件)

根拠法	R4		R5		R6	
	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数
興行場法	15	1	15	0	15	0
旅館業法	152	55	157	47	164	28
公衆浴場法	49	17	51	26	55	15
理容師法	295	12	291	9	279	70
美容師法	745	31	794	39	779	207
クリーニング業法	311	2	309	3	280	44

特定建築物関係 (単位：件)

	R4	R5	R6
施設総数	124	126	127
監視指導	29	40	48

(3) 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の保護、引取り、返還、譲渡等の業務を行う(実務は県に委託)。また、動物取扱業の登録届出、特定動物の飼養許可等の手続きを行うとともに飼養施設に対する監視指導等を行っている。

収容実績 (単位: 頭)

	R4	R5	R6
捕獲	4	4	7
引取	162	119	83
傷病	10	10	14

動物取扱業 (単位: 件)

		R4	R5	R6
第1種	施設数	68	75	78
	立入検査数	47	80	44
第2種	施設数	8	9	10
	立入検査数	3	8	3

(4) 狂犬病予防と畜犬登録

狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っている。

飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数 (単位: 頭)

		R4	R5	R6
犬の登録数	年度末登録数	10,766	11,245	10,569
	うち新規登録数	982	1,131	1,120
予防注射数		7,979	8,011	8,101

6 成人保健

(1) 長寿(後期高齢者)健康診査

年 度	長寿健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R4	5,785	15.8
R5	6,390	16.9
R6	6,909	17.6

(2) 一般健康診査

年 度	生活保護受給者の健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R4	162	7.6
R5	158	6.9
R6	149	7.1

(3)がん検診

年 度	肺 が ん			胃 が ん			大 腸 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R4	70,691	11,732	16.6	70,691	4,199	11.6	70,691	13,211	18.7
R5	70,691	11,703	16.6	70,691	3,885	11.4	70,691	13,752	19.5
R6	70,691	12,127	17.2	70,691	4,059	11.2	70,691	14,047	19.9

年 度	子 宮 頸 が ん			乳 が ん			前 立 腺 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R4	49,750	10,353	41.7	43,924	6,661	30.9	24,569	5,039	20.5
R5	49,750	10,215	40.4	43,924	6,783	30.4	24,569	5,092	20.7
R6	49,750	10,370	40.4	43,924	7,166	31.5	24,569	5,264	21.4

子宮頸がん検診は、妊婦健診を含む。

胃、子宮頸、乳がんの検診間隔は2年度に1回。

受診率は国勢調査をもとに算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算出。

(4)健康教育・相談

年 度	健康教室		健康相談
	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)
R4	83	1,270	372
R5	187	4,040	542
R6	201	6,093	465

保 健 所

本市の公衆衛生の拠点として、感染症対策や食中毒予防等の広域的、専門的な業務のほか、精神保健や難病等の相談支援などを行っている。

1 概 要

名 称	福井市保健所
所 在 地	福井市西木田2丁目8番8号 (福井健康福祉センター内)
開 設 年 月	平成31年4月
延 床 面 積	3,236.33㎡の一部915.90㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

健 康 管 理 セ ン タ ー

市民の健康ですこやかな日常生活を確保するため、市民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民一人ひとりが自主的な保健活動の場とすることを目的としている。

1 概 要

名 称	福井市健康管理センター	福井市清水健康管理センター
所 在 地	福井市城東4丁目14番30号	福井市風巻町第28号8番地 1
開 設 年 月	平成4年10月	平成18年8月
敷 地 面 積	7,839.48㎡	15,230.98㎡
建 物 面 積	1,867.06㎡	4,353.98㎡(検診車スペース等を含む)
延 床 面 積	3,508.36㎡	3,883.47㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
工 期	平成2年12月21日～平成4年3月25日 増築分 平成25年5月14日～平成25年10月18日	平成17年7月29日～平成18年7月10日
総 工 費	2,845,140千円(用地費を含む) 増築分 13,785千円	979,743千円

福井市清水健康管理センターの各面積及び総工費には福井市清水高齢者福祉センターを含む。

診 療 所

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図るため、診療所を設置している。

1 施 設 概 要

(令和6年4月1日現在)

施設名	美山診療所
所在地	美山町7-1 (美山連絡所内)
開設年月	昭和40年6月
建設年月	昭和48年9月
建物構造	鉄筋コンクリート3階建
延べ床面積	2,543㎡の一部167㎡
診療科目	リハビリテーション科
診療日	火 曜 日
診療時間	13:00～14:30

2 利 用 状 況

施設名		美山診療所
		リハビリテーション科
令和4年度	診療日数(日)	24
	利用者数(人)	98
令和5年度	診療日数(日)	26
	利用者数(人)	69
令和6年度	診療日数(日)	27
	利用者数(人)	41

聖苑

市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、施設内には、火葬炉10基のほか葬儀式場、告別室、収骨室、待合室、待合ロビー等を設け、人生の終焉の場として、遺族の方々にやすらぎと心の和む雰囲気を与える施設となっている。平成19年4月から指定管理者制に移行し、市民サービスの向上につなげている。

1 施設概要

(単位：㎡)

所在地	福井市安田町第11号1番地		敷地面積	46,670
建設年度	平成11年10月1日		建物面積	4,676
規模	火葬棟	鉄筋コンクリート2階建		2,525
	待合棟	鉄筋コンクリート2階建		1,470
	火葬炉	灯油 10基		
	斎場棟	鉄筋コンクリート平屋建		558
	その他	鉄筋コンクリート平屋建		123

2 使用料

(単位：円)

種別	金額		
	市内住民	市外住民	
火葬	12歳以上の者	10,000	50,000
	1歳以上12歳未満の者	5,000	30,000
式場	50,300	104,800	
待合室	和室	2,700	5,200
	洋室	2,700	5,200

3 使用状況

年 度	令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	
12歳以上(人)	3,341	262	3,603	3,247	258	3,505	3,352	248	3,600	
1歳以上12歳未満(人)	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
1歳未満・死胎児(人)	49	6	55	46	1	47	38	9	47	
身体の一部産汚物含む(件)	30	14	44	20	9	29	11	6	17	
式場(件)	83	3	86	72	2	74	54	4	58	
待合室(件)	和室	499	50	549	576	52	628	615	65	680
	洋室	118	14	132	105	11	116	133	5	138

国民健康保険

1 被保険者の概況

(年度平均)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被 保 険 者 数 加 入 率	41,608人 16.12%	39,456人 15.40%	37,330人 14.68%
世 帯 数 加 入 率	28,420世帯 26.68%	27,358世帯 25.48%	26,381世帯 24.35%

2 保険税賦課基準

(令和6年度)

区 分	課 税 対 象	税 率		
		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分
所 得 割	課税総所得金額	100分の7.20	100分の2.80	100分の3.00
均 等 割	被保険者1人につき	27,000円	9,600円	11,000円
平 等 割	1世帯につき	16,200円	6,000円	6,400円

3 保険税賦課状況

(令和6年度)

賦 課 期 日	4月1日
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)
賦 課 方 式	3方式(所得割額、均等割額、平等割額の合計額)
賦 課 限 度 額	医療分 65万円、支援分 24万円、介護分 17万円
限 度 額 超 過 世 帯 数	医療分 372世帯、支援分 408世帯、介護分 359世帯

4 保険税収納状況(現年課税分)

(各年度末)

区 分	令和4年度決算額	令和5年度決算額	令和6年度決算額
調 定 額	4,235,209,100円	4,092,110,500円	3,942,873,600円
収 納 額	4,080,428,549円	3,926,293,726円	3,792,725,000円
収 納 率	96.35%	95.95%	96.19%
1世帯当たり調定額	149,022円	149,576円	149,459円
1人当たり調定額	101,788円	103,713円	105,622円

5 低所得世帯の保険税軽減状況

(令和6年度)

区 分	軽 減 額	被 保 険 者 数	世 帯 数
7 割 軽 減	409,396,470円	9,762人	7,915世帯
5 割 軽 減	164,971,450円	6,141人	3,904世帯
2 割 軽 減	51,422,630円	4,781人	2,939世帯
計	625,790,550円	20,684人	14,758世帯

6 保険給付の種類

(令和6年度)

(1) 療養の給付

年齢	給付割合
未就学児	8割
就学児から69歳まで	7割
70歳以上	8割 現役並み所得者は7割

(2) 給付の内容

診療、治療材料の支給、処置手術、その他の治療、
病院又は診療所への収容、看護、移送、柔整、鍼灸の施術

(3) 高額療養費の支給

同じ月にかかった医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた分が支給される。(昭和50年1月より実施)

(4) 出産育児一時金の支給

分娩年月日	出産・満22週以降の死産	満12週以降22週未満の死産
分娩施設	H21.10.1~	H21.10.1~
産科医療補償 制度加入施設	分娩年月日 ~R05.3.31 420,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 500,000円	分娩年月日 ~H26.12.31 390,000円
産科医療補償 制度未加入施設	分娩年月日 ~H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円 分娩年月日 R04.1.1~ 408,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 488,000円	分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円 分娩年月日 R04.1.1~ 408,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 488,000円

(5) 葬祭費の支給 1件 50,000円

7 保険給付状況

(1) 一般被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R04	653,774件	17,970,219,868円	13,254,038,871円	4,311,896,545円	404,284,452円
R05	634,580件	17,469,792,657円	12,856,888,824円	4,238,398,509円	374,505,324円
R06	612,397件	16,953,335,099円	12,451,320,388円	4,169,197,259円	332,817,452円

(2) 退職被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年 度	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R04	0件	0円	0円	0円	0円
R05	0件	0円	0円	0円	0円
R06	0件	0円	0円	0円	0円

(3) 高額療養費給付状況

(各年度末)

年 度	一 般 被 保 険 者 分		退 職 被 保 険 者 分		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R04	34,509件	2,023,220,034円	0件	0円	34,509件	2,023,220,034円
R05	34,031件	2,029,574,802円	0件	0円	34,031件	2,029,574,802円
R06	32,818件	2,016,564,668円	0件	0円	32,818件	2,016,564,668円

(4) その他の保険給付費

(各年度末)

年 度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		傷 病 手 当 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R04	60件	24,708,000円	265件	13,250,000円	104件	2,251,865円
R05	92件	44,316,000円	245件	12,250,000円	4件	94,327円
R06	73件	36,464,000円	275件	13,750,000円	2件	57,012円

8 国民健康保険基金

国民健康保険事業の安定的な運営のため、各会計年度において生じた剰余金の範囲内で基金として積み立てをする。

令和5年度末 現在残高	令和6年度		令和6年度末 現在残高
	積立額	処分額	
1,616,715,651円	201,917,025円	320,291,000円	1,498,341,676円

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳～74歳までの方が加入する医療保険制度である。制度の運営は福井県内のすべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行い、本市は保険料の徴収事務や窓口業務等を担っている。

1 被保険者の概況 (令和6年度末)

区 分	令 和 6 年 度
75歳以上	43,585人
障害認定	626人
計	44,211人

2 保険料賦課基準 (令和6年度末)

区 分	賦 課 対 象	料 率
所 得 割	賦課のもととなる所得金額	100分の9.7
均 等 割	被保険者1人につき	49,700円

3 保険料賦課状況 (令和6年度末)

賦 課 期 日	4月1日		
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)		
賦 課 方 法	旧ただし書き方式(所得割、均等割の合計額)		
賦 課 限 度 額	80万円	限度額を超える被保険者数	65人
賦 課 緩 和 限 度 額	73万円	限度額を超える被保険者数	637人

4 保険料収納状況(現年課税分) (令和7年5月末)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	1人当たり調定額
令和6年度	3,887,765,400円	3,874,209,554円	99.65%	87,936円

5 低所得者の保険料軽減状況 (令和6年度末)

均 等 割 軽 減	7 割 軽 減	5 割 軽 減	2 割 軽 減	被用者保険の被扶養者	合 計
令和6年度	15,077人	6,490人	5,154人	269人	26,990人

6 申請・届出受付状況 (令和6年度末)

区 分	資 格 関 係	給 付 関 係	そ の 他	計
令和6年度	1,900件	9,229件	2,806件	13,935件

福井県後期高齢者医療広域連合提出分

国民年金

1 基礎年金

国民年金は、従来は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、昭和61年4月1日の国民年金法改正に伴い、被用者年金制度の被保険者等及び被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。老齢・障害・死亡についての年金給付として「基礎年金」が支給される。

加入状況

(令和7年3月31日現在)

加入者数			計
第1号加入者	任意加入者	第3号被保険者	
23,580人	389人	9,435人	33,404人

納付状況

(令和7年3月31日現在)

年度	納付対象月数	納付実施月数	納付率
R4	167,929	135,943	80.9%
R5	165,578	134,845	81.4%
R6	162,181	134,020	82.6%

保険料免除状況

(令和7年3月31日現在)

年度	法定免除	申請免除	若年者納付猶予	学生納付特例	計	免除率
R4	2,750	3,906	1,055	3,258	10,969	45.0%
R5	2,820	3,836	1,001	3,096	10,753	44.8%
R6	2,874	3,754	962	3,101	10,691	45.3%

免除申請等所得基準額

〔保険料免除制度〕

< 申請免除 >

本人、配偶者及び世帯主の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることでいずれかの免除となる。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 32万円 全額免除

令和2年度以前は22万円

所得 : 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の3免除

令和2年度以前は78万円

所得 : 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 半額免除

令和2年度以前は118万円

所得 : 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の1免除

令和2年度以前は158万円

< 法定免除 >

障害年金(1~2級)や生活保護法による生活扶助を受けているときなどに、届出により保険料の全額が免除となる。

〔納付猶予制度〕

本人(50歳未満)及び配偶者の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることで納付猶予となる。

(基準額) 所得:(扶養親族等数+1)×35万円+32万円 (令和2年度以前は22万円)

[学生納付特例制度]

対象校の学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されることで学生納付特例により納付が猶予される。

(基準額) 所得:128万円+扶養親族等数×38万円+社会保険料控除額等(令和2年度以前は118万円)

国民年金裁定請求受給要件

(令和7年4月1日現在)

給付名	受給要件	年金額
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として保険料納付済期間・カラ期間・保険料免除期間を合算し、10年以上(平成29年7月31日までは25年以上)ある場合は65歳から支給 <ul style="list-style-type: none"> :68歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の金額 :69歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の金額 (、は、老齢、障害、遺族の各基礎年金に共通) <ul style="list-style-type: none"> :平成20年度までは1/3、平成21年度からは1/2 :平成20年度までは1/2、平成21年度からは5/8 :平成20年度までは2/3、平成21年度からは3/4 :平成20年度までは5/6、平成21年度からは7/8 	$\{831,700円(829,300円) \times (納付月数 + 全額免除月数 \times 1/2 + 3/4免除月数 \times 5/8 + 半額免除月数 \times 3/4 + 1/4免除月数 \times 7/8)\} \div (加入可能年数 \times 12)$
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 初診日において国民年金の被保険者であることなど 初診日の前々月までに3分の2以上の保険料の納付済期間(免除期間等含む)があるか、又は初診日の前々月までの1年間に未納がなく、障害等級に該当する障害状態となったとき 20歳前の傷病等により、20歳を過ぎた後、年金の障害等級に該当する障害の状態であるとき 	1級 1,039,625円 (1,036,625円) 2級 831,700円 (829,300円) (子の加算有) 1~2人 各239,300円 3人以上 各79,800円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の納付期間及び免除期間が加入期間の3分の2以上ある人が亡くなったときに、死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給 子とは18歳に到達する年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者をいう 	831,700円 (829,300円) (子の加算有) 1~2人 各239,300円 3人以上 各79,800円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給 	夫が受けられる 老齢基礎年金の3/4

2 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設された。

受給要件

(令和7年4月1日現在)

種別	要件	年金額
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当した者に限る。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる者は対象外 	1級 56,850円(月額) 2級 45,480円(月額) 一定額以上の所得及び老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、半額又は全額停止あり

介 護 保 険

1 第1号被保険者の概況

(令和7年3月末現在)

65歳以上75歳未満 (人)	31,768
75歳以上85歳未満 (人)	30,007
85歳以上 (人)	14,304
(再掲)外国人被保険者	423
(再掲)住所地特例被保険者	183
計	76,079

2 要介護認定者数

(3月末現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者総数(人)	13,953	14,546	14,631
内訳			
要支援1	1,547	1,907	2,144
要支援2	1,951	2,117	2,132
要介護1	2,639	2,745	2,854
要介護2	2,389	2,386	2,286
要介護3	2,143	2,117	2,024
要介護4	1,912	1,968	2,011
要介護5	1,372	1,306	1,180

3 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法の定めにより介護保険事業計画に基づき3年ごとに設定される。第9期福井市介護保険事業計画に基づく保険料(令和6~8年度)は、保険料の上昇幅をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや低所得者層の方の保険料率に配慮しながら保険料月額(基準額)を6,600円の据え置きとした。

介護保険料基準額の推移

年 度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度	第8期 令和3~5年度	第9期 令和6~8年度
基準額(円/月)	4,400	5,560	6,100	6,300	6,600	6,600
年額 (円)	52,800	66,720	73,200	75,600	79,200	79,200

介護保険料の所得段階

令和6年度は80万9千円を80万円と読替える

所得段階区分		保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	基準額 ×0.15	11,880
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.40	31,680
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 ×0.65	51,480
第4段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	基準額 ×0.85	67,320
第5段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で第4段階に該当しない方	基準額	79,200
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	95,040
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	102,960
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	118,800
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	134,640
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.90	150,480
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.10	166,320
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,100万円未満の方	基準額 ×2.30	182,160
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,100万円以上の方	基準額 ×2.40	190,080

4 納 期

特別徴収（年金年額18万円以上）

仮徴収 = 4月、6月、8月

本徴収 = 10月、12月、2月

普通徴収（年金年額18万円未満、65歳到達・転入により資格取得した当初の一定期間）

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の月末納期の年8期払い

5 保険給付の種類

居宅サービス

訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話を行う。
訪 問 入 浴 介 護 介護予防訪問入浴介護	入浴設備を積んだ入浴車が居宅を訪問して、入浴の介助を行う。
訪 問 看 護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。
居 宅 療 養 管 理 指 導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行う。
通 所 介 護 (デ イ サ ー ビ ス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デ イ ケ ア)	主治医の判断にもとづき、日帰りで医療機関等のデイケアセンターなどに通い、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (シ ョ ー ト ス テ イ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (シ ョ ー ト ス テ イ)	老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行う。
福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与	居宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する。 1歩行器 2歩行補助つえ 3手すり（取り付けに工事不要なもの） 4スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの） 5車いす 6車いす付属品（クッション、電動補助装置など）7特殊寝台 8特殊寝台付属品（マットレスなど） 9床ずれ防止用具（エアーマットなど） 10体位変換器 11認知症高齢者徘徊感知機器 12移動用リフト 13自動排泄処理装置 5～12の品目は原則、要介護2～5の方のみ利用可。 13の装置のうち便を吸引できるものは原則、要介護4・5の方のみ利用可。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に用いる用具の購入費の一部を支給する。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 次の福祉用具は、貸与と購入を選択して利用可。 ・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・歩行補助つえ（松葉杖を除く）
住 宅 改 修 費 介護予防住宅改修費	居住する住宅に、手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を支給する。 ・廊下や階段、浴室等への手すり設置 ・段差の解消 ・滑り防止のための床または通路面の床材の変更 ・洋式便器等への便器の取り替え ・引き戸等への扉の取り替え

居宅介護支援 介護予防支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成するとともに、計画にもとづくサービス提供確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。
------------------	---

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況、環境等に応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行う。
夜間対応型訪問介護	巡回又は備え付けの通報装置による連絡等で、夜間専用の訪問介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等の入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターなどに日帰りを通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話と機能訓練を行う。

施設サービス

指定介護老人福祉施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
介護医療院	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。

特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者に対して、介護保険施設やショートステイを利用する場合の「食費」・「居住費・滞在費」について、負担が過重にならないよう軽減された負担限度額が設定される。

高額介護（予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った自己負担額が所定の上限を超えた分を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された上限額が設定される。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険上の世帯を単位とし、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された限度額が設定される。

6 保険給付状況

(1) 居宅介護(予防)サービス費(住宅改修費及び福祉用具購入費は除く)

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	279,752	9,715,387,897
R5	283,532	10,027,752,676
R6	292,575	10,244,346,716

(2) 地域密着型(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	29,765	5,523,642,348
R5	29,190	5,572,731,932
R6	29,836	5,775,834,037

(3) 施設介護サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	27,492	7,606,005,788
R5	27,587	7,764,581,788
R6	27,111	7,887,420,145

(4) 居宅介護(予防)住宅改修費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	566	50,957,547
R5	587	53,260,366
R6	546	50,068,983

(5) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	918	26,665,567
R5	906	27,826,990
R6	1,069	31,123,856

(6) 特定入所者介護(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	14,380	421,308,519
R5	14,684	427,892,817
R6	14,796	415,944,919

(7) 高額介護(予防)サービス費

年 度	件数(件)	保険者負担額(円)
R4	39,558	488,673,674
R5	40,071	503,452,530
R6	40,439	532,016,951

(8) 高額医療合算介護(予防)サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R4	2,326	71,537,056
R5	2,287	70,205,117
R6	2,387	74,102,339

7 居宅サービス利用者負担軽減事業

利用者負担額の2分の1を市が助成することにより、低所得者の自己負担額を軽減し、併せて居宅サービス利用の機会拡大を図る。

【施行】 平成15年7月1日

【対象者】 以下の条件をすべて満たす人

世帯全員が市民税非課税(生活保護受給者を除く)

世帯収入が130万円未満(世帯が2人以上の場合は1人につき75万円を上乗せ)

世帯で保有する預貯金の額が300万円以下

本人に地代等の不動産所得がないこと

本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと

本人が介護保険料を滞納していないこと

本人が給付制限を受けていないこと

【対象サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護

【助成額】 利用者負担額(1割)の2分の1

【事業実績】 認定者数 205人

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R4	2,125	9,112,177
R5	2,148	9,351,206
R6	2,003	8,820,058

8 すこやか介護用品支給事業

在宅の要介護者及び要支援者に対し、介護用品(紙おむつ等)の購入費用の一部を補助し、快適な在宅生活の維持を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としている。

年 度	登録者数(人)	保険者負担額(円)
R4	2,672	57,168,267
R5	2,506	59,494,793
R6	2,303	62,433,884

【支給要件】

福井市に介護保険料を納めている方

福井市に住所を有する方

給付制限を受けていない方

要介護3以下の場合、認定調査票の排泄項目において「介助」又は「見守り等」に該当していること

40歳から64歳の第2号被保険者においては、市民税非課税世帯であること

9 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き相談に応じるなど、介護サービスの質的向上を図ることを目的に活動を行っている。

- 【設置】 平成15年6月1日
- 【委嘱】 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 【相談員】 10名（令和7年4月1日現在）
- 【定例会】 12回
- 【訪問事業所】 109事業所（令和7年度予定）

10 介護サービス事業者連絡会（平成13年度～）

介護サービス事業者の横の連携を強めることによって、質の高い介護保険サービスをスムーズに提供することを目的として、福井市介護サービス事業者連絡会が設立された。市ではこの事業者連絡会に対し、必要な支援を行っている。

【R6実績】

会員数	回数	内容
151 法人	3	基調講演会、勉強会（Zoom）、意見交換会

11 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業者の指定

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるように支援するため、市が地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行っている。

（令和7年4月1日現在の指定状況）

指定地域密着型サービス事業者	事業所数
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5
2. 夜間対応型訪問介護	0
3. 認知症対応型通所介護	15
4. 小規模多機能型居宅介護	28
5. 認知症対応型共同生活介護	39
6. 地域密着型介護老人福祉施設	17
7. 看護小規模多機能型居宅介護	9
8. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0
9. 地域密着型通所介護	38

12 （公財）福井市ふれあい公社運営支援

高齢者や障がい者の福祉の増進及び市民の健康と生きがいづくりに貢献する事業に係る経費等に対して助成している。

こども未来

子育て支援

(1) 児童手当の給付

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、高校修了前までの児童を養育している人に手当を給付する。

【支給額】 (児童1人当たりの月額)

		【改正前】 ~R6年9月分	【改正後】 R6年10月分~
0~3歳未満 (3歳誕生日まで)	第1子、第2子	15,000円	15,000円
	第3子以降	15,000円	30,000円
3歳~小学校終了前	第1子、第2子	10,000円	10,000円
	第3子以降	15,000円	30,000円
中学生	第1子、第2子	10,000円	10,000円
	第3子以降	10,000円	30,000円
高校生	第1子、第2子	支給対象外	10,000円
	第3子以降	支給対象外	30,000円
所得制限世帯		5,000円	所得制限廃止
所得上限超過世帯		0円	所得制限廃止

【支給実績】 (人、千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
受給者数	18,427	18,109	16,822	16,317	19,545
支給金額	3,955,014	3,862,955	3,702,860	3,558,850	4,064,745

(2) 子ども医療費の助成

子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当までの子どもに対し、医療費等の一部を助成する。

- ・自己負担 なし

(助成実績)

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
令和4年度	38,447人	446,812件	920,609千円
令和5年度	37,863人	523,588件	1,117,297千円
令和6年度	36,893人	448,815件	1,132,657千円

(3) 未熟児養育医療の給付

医師に入院養育が必要と認められた未熟児に対し、医療費等の一部を給付する。

(給付実績)

年度	助成件数	支払額	うち、自己負担額 (子ども医療費等により公金振替)
令和4年度	136件	14,027,162円	3,492,028円
令和5年度	157件	15,933,630円	3,532,589円
令和6年度	217件	22,073,167円	4,322,700円

(4) 福井市在宅育児応援手当支給事業

こどもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児(0～2歳児)を家庭で子育てする世帯に手当を支給する。
令和6年9月から所得制限を撤廃した。

- ・支給対象者 育児休業給付金を受給していない方(その他 諸条件あり)
- ・所得制限 なし(令和6年9月 所得制限廃止)
- ・手当額 対象児童1人につき 月額10,000円

(給付実績)

年度	支給対象者数	支給金額
令和4年度	32人	1,740千円
令和5年度	19人	1,040千円
令和6年度	108人	3,010千円

(5) 病児保育事業

病気治療中又は病気回復期にあり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった児童について、病児保育施設にて一時的に保育を行う。

[実施施設]

- ・福井県済生会乳児院(病後児保育)
- ・福井総合クリニック(病後児保育)
- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス(病後児・病児保育)
- ・大滝病院 病児病後児保育園(病後児・病児保育)

(延利用人数)

年度	病後児保育	病児保育
令和4年度	348人	2,541人
令和5年度	404人	3,475人
令和6年度	538人	3,014人

(6) すみずみ子育てサポート事業

家庭で一時的に児童を養育できない保護者に対し、一時預かりや家庭支援などのサービスを提供する。

[実施施設]

- ・福井市(の～び・のび)
- ・シルバー人材センター(ひだまりの家、家庭支援サービス)
- ・福井県民生活協同組合(ハーツきっず羽水、ハーツきっず学園、ハーツきっず志比口、きらめきくらしのサポート)
- ・アイピーエージェント株式会社(とらいあんぐる、子育てサポートセンターとらいあんぐる)
- ・株式会社Select(すまいいきっず)
- ・一般社団法人シングルマザーの幸せな生活研究所(キッズ&ベビールームPRIBABY)
- ・ベビーシッターくわいどる

(延利用人数)

年度	延利用人数
令和4年度	14,313人
令和5年度	19,212人
令和6年度	19,235人

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場と、子育てに関する支援情報の提供など、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行う。

〔実施施設〕

ぱんだルーム、ひよこ広場、アオッサ子育て広場、
おやこの広場「あ・の・ね、」たんぼぼ広場、
ハーツきっず羽水・学園・志比口、ゆりかごと赤とんぼ、
きのこルーム、ぴょんぴょんルーム

(延利用人数)

年度	
令和4年度	74,335人
令和5年度	90,145人
令和6年度	100,758人

(8) 子どものまなび支援事業

生活に困窮している家庭やひとり親家庭などの子どもに対し、基礎学力や基本的な生活習慣の習得を支援するため、学習支援教室を開催する。

(実績)

年度	参加人数(延べ)	教室開催回数
令和4年度	1,011人	205回
令和5年度	1,183人	250回
令和6年度	1,215人	288回

(9) 児童小遊園遊具整備費補助事業

児童の健全育成を支援するため、地域の神社や寺院の敷地等に遊具を設置している自治会に、遊具の整備に要する費用の一部を補助する。

(遊具整備状況)

年度	所有自治会数	増設	取替	撤去
令和4年度	146自治会	-	-	2か所
令和5年度	146自治会	-	-	2か所
令和6年度	145自治会	-	-	5か所

(10) 児童相談

(相談件数：実件数)

年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談						
令和4年度	48件	788件	5件	6件	2件	163件	24件	1,036件
令和5年度	66件	631件	5件	3件	3件	145件	34件	887件
令和6年度	65件	531件	1件	8件	3件	69件	24件	701件

(11) 子ども相談・子育て支援事業

令和6年4月に開設したこども家庭センター「ふくっこ」で、母子保健及び児童福祉の専門職員が、こどもに関するあらゆる相談に応じ、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目ない支援を行う。

(相談件数：延件数)

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふくっこ	-	-	1,188件

A O S S A内のこども家庭センター分室とアオッサ子育て広場を一体的に運営し、こどもへの関わり方や育児に関して、専門の相談員に気軽に相談できる環境を提供する。

(利用・相談件数：延件数)

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分室	1,099件	1,164件	837件
子育て広場	5,405名(同伴者を含む)	7,519名(同伴者を含む)	7,899名(同伴者を含む)

(12) 子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業

虐待予防の観点から、妊婦、就学前の乳幼児を養育している家庭、又はヤングケアラーがいる家庭のうち、特に養育支援が必要な家庭に対し、専門的な指導・助言、育児・家事援助を行う。

(令和4年度から対象家庭にヤングケアラーがいる家庭を追加)

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども

(実績)

年度	訪問件数	
	養育支援訪問事業 指導・助言	子育て世帯訪問支援事業 育児・家事援助
令和4年度	78件	89件
令和5年度	70件	166件
令和6年度	172件	38件

(13) 子育て短期支援利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによって、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的

としている。

- ・ショートステイ：24時間体制で養育し、利用期間は月7日以内とする。
- ・トワイライトステイ：基本的に17時～22時まで養育し、利用期間は6ヵ月以内とする。

〔実施施設〕

(延利用人数)

単位：人

- ・福井県済生会乳児院（3歳未満）
- ・ほほ咲みの郷（3歳以上）
- ・吉江学園（3歳以上）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シ ョ ー ト ス テ イ	349	617	857
ト ワ イ ラ イ ト ス テ イ	0	2	0

母子福祉等

1 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭、あるいは父または母が極めて重度の障がいにある家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童を監護している父親や母親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している人に、児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで手当を給付する（所得制限有り）

（手当額）

	全部支給	一部支給
児童1人	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人以上	11,030円	11,020円～5,520円

（給付実績）

年度	受給対象者数	受給者数	支給額
令和4年度	1,881人	1,604人	823,623千円
令和5年度	1,800人	1,516人	792,383千円
令和6年度	1,742人	1,511人	784,159千円

2 ひとり親家庭等医療費等の助成

母子家庭、父子家庭及び養育者家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成する（所得制限有り）

（助成実績）

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
令和4年度	5,480人	50,461件	144,510,087円
令和5年度	5,218人	54,647件	152,824,418円
令和6年度	5,133人	54,924件	156,548,995円

3 ひとり親家庭支援

（1）ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の自立促進を図るため、生活上・経済上の悩みなどに関する相談、離婚に伴う養育費取得のための弁護士相談や公正証書等の作成に対する補助を行う。

（実績）

年度	ひとり親家庭等相談(延べ)	弁護士相談	公正証書等作成補助
令和4年度	1,167件	2件	7件
令和5年度	287件	1件	6件
令和6年度	258件	1件	7件

(2) ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親家庭等の自立を支援するため、指定された講座の受講者に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給する。

(受給者数)

年度	高等職業訓練 促進給付金	教育訓練給付金	高等学校卒業程度 認定合格支援者
令和4年度	2人	2人	0人
令和5年度	1人	0人	1人
令和6年度	1人	0人	0人

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が一時的な生活援助や保育サービス等を必要とする場合に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。

(派遣実績)

年度	延べ回数
令和4年度	169件
令和5年度	186件
令和6年度	167件

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と児童の健やかな育成を支援するため各種資金の貸付を行う。

令和元年度から令和6年度は新規貸付の実績なし。

4 女性支援

(1) 女性相談・啓発

DVや離婚、生活困窮など、女性が抱える様々な悩みに関する相談や、DV防止等に向けた啓発を行う。

(実績)

年度	女性相談(延べ)	DV防止等講座
令和4年度	320件	1回
令和5年度	327件	2回
令和6年度	511件	2回

(2) 母子生活支援事業

DV被害等の母子の社会適応を図るため、母子生活支援施設において母親と児童への助言、指導、自立支援を行う。

(実績)

年度	世帯数(人数)
令和4年度	0世帯(0人)
令和5年度	0世帯(0人)
令和6年度	0世帯(0人)

(3) 出産費用助成事業

生活保護世帯等の経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、入院助産にかかる費用の助成を行う。

(実績)

年度	助成数(人数)
令和4年度	3人
令和5年度	3人
令和6年度	3人

母子保健等

こども家庭センターでは、こどもの健やかな成育を支援するため、妊娠期から子育て期にわたり、健康診査や教室等、各種母子保健事業を通じた切れ目のない相談・支援を行っている。また、感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施している。

母子保健

(1) 母子健康診査

年度	妊婦健康診査	1 か月児健康診査			4 か月児健康診査			10 か月児健康診査			1歳6か月児健康診査			3歳児健康診査		
	受診延べ人数(人)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)
R4	21,751	1,782	1,756	98.5	1,867	1,798	96.3	1,911	1,836	96.1	1,870	1,798	96.1	2,077	1,992	95.9
R5	20,508	1,749	1,704	97.4	1,701	1,644	96.6	1,762	1,691	96.0	1,858	1,797	96.7	1,951	1,883	96.5
R6	19,597	1,633	1,601	98.0	1,649	1,636	99.2	1,693	1,643	97.0	1,774	1,723	97.1	1,796	1,717	95.6

妊婦健康診査は、全妊婦に14回分助成。多胎の場合は一人につき19回分助成。

(2) 母子健康教育・相談

年度	プレママ教室 両親学級		離乳食教室		きらきら教室			健康教育 (センター・地区教室)		口腔衛生教育	
	回数(回)	参加者数(組)	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	実人数(人)	延べ人数(人)	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
R4	9	162	36	1,037	3	9	15	6	81	3	73
R5	12	213	36	1,053	14	40	105	6	126	3	103
R6	12	209	36	1,023	14	33	118	10	172	4	138

年度	にこにこ相談会		幼児発達相談会		電話相談	来所相談	訪問指導	助産師ママくらぶ	
	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)	延べ人数(人)	延べ人数(人)	延べ件数(件)	回数(回)	参加者数(人)
R4	10	290	39	221	300	769	3,077	36	567
R5	12	357	24	171	434	810	3,237	34	635
R6	12	545	24	165	-	-	3,141	37	477

令和6年度以降は、こども家庭センター「ふくっこ」にて、母子保健及び児童福祉の相談に一体的に対応。

年度	助産師相談		カウンセラー相談	
	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
R4	12	22	12	21
R5	12	20	17	26
R6	12	20	-	-

予 防 接 種

(1) 個別予防接種事業

年度	4 種 混 合			3 種 混 合			2 種 混 合			不 活 化 ポ リ オ		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R4	7,078	7,034	99.4	-	-	-	2,314	1,515	65.5	-	-	-
R5	6,756	7,200	106.6	-	-	-	2,249	1,677	74.6	-	-	-
R6	-	1,827	-	-	-	-	2,183	1,792	82.1	-	-	-

5種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎・ヒブ感染症・令和6年度から定期接種となった。

3種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風

2種混合：ジフテリア・破傷風

年度	麻しん風しん 1 期			麻しん風しん 2 期			日 本 脳 炎			B	C	G
	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R4	1,835	1,766	96.2	2,139	1,925	90.0	-	10,842	-	1,746	1,764	101.0
R5	1,786	1,731	96.9	2,078	1,959	94.3	-	9,719	-	1,665	1,674	100.5
R6	1,733	1,634	94.3	1,984	1,872	94.4	-	8,461	-	1,581	1,597	101.0

日本脳炎は、平成17年度から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から再開した。

平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者で、積極的差し控えにより接種が行われなかった場合は、20歳の誕生日の前日まで接種可能。

年度	ヒ ブ			小 児 用 肺 炎 球 菌			子 宮 頸 が ん 予 防			水 痘		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R4	1,746	7,086	-	1,746	7,092	-	13,258	2,708	-	3,668	3,284	89.5
R5	1,665	6,774	-	1,665	6,770	-	-	4,468	-	3,581	3,287	91.8
R6	-	1,412	-	1,581	6,479	-	-	10,109	-	3,422	3,104	90.7

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始月齢により1~4回接種、子宮頸がん予防ワクチンは2~3回接種とする。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となった。

子宮頸がん予防ワクチンについては、令和4年度から積極的な接種勧奨を再開した。

水痘は、平成26年10月から定期予防接種となった。

年度	B 型 肝 炎			ロ タ ウ イ ル ス 感 染 症		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R4	5,238	5,309	101.3	5,238	4,355	-
R5	4,995	5,115	102.4	4,995	4,172	-
R6	4,743	4,833	101.9	4,743	3,949	-

B型肝炎は、平成28年10月から定期予防接種となった。

ロタウイルス感染症は、平成2年10月から定期予防接種となった。

年度	5 種 混 合		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R6	6,420	5,004	77.9

(2) 妊娠を希望する女性への風しんワクチン接種助成

年度	接種ワクチン	
	麻しん風しん混合ワクチン (人)	風しん単独ワクチン (人)
R6	38	40

接種助成は、令和2年度から実施。

児 童 福 祉

1 幼児教育・保育

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設における教育・保育の利用を希望する場合には、申請に基づき、市から支給認定を受ける必要がある。

< 支給認定区分 >

認定区分 (子ども・子育て支援法の根拠規定)	要件		給付内容	利用できる 特定教育・保育施設
	児童年齢	保育の必要性		
1号認定(第19条第1号)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定(第19条第2号)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定(第19条第3号)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

市から保育の必要性の認定(2・3号認定)を受けるためには、子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる保育の必要性の事由のいずれかに該当しなければならない。

< 保育の必要性の認定事由 >

事由	基準
就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
保護者の疾病、障がい	次のいずれかに該当すること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
就学	次のいずれかに該当すること。 ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
育児休業による育児	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。
育休によらない育児	子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。

< 保育の必要量 >

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分する。

保育必要量	保育の利用時間(1日上限)	対象事由
保育標準時間	11時間まで	月120時間以上の就労 妊娠・出産(予定日3か月前~産後8週まで) 災害復旧
保育短時間	8時間まで	月64時間以上120時間未満の就労 求職活動 育児休業(産後8週~満1歳到達まで) 育休によらない育児(産後8週~満1歳到達まで)

(1) 特定教育・保育施設

ア) 公立保育園 (19か所)

(令和7年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
西 部	80	花月2丁目	S24. 4	西 安 居	85	本堂町	S34. 4
北 部	100	松本2丁目	S27. 2	松 本	70	幾久町	S33.12
日 之 出	80	日之出5丁目	S27.10	上 北 野	100	上北野1丁目	S36. 1
湊	60	光陽1丁目	S27.10	啓 蒙	150	開発1丁目	S39. 1
西 藤 島	120	三郎丸1丁目	S28.10	牧 島	60	文京3丁目	S39.10
御 幸	80	御幸2丁目	S29. 3	本 郷	30	大年町	S30. 5
社	70	種池1丁目	S30. 3	森 田 東	85	上森田4丁目	S29. 4
花 堂	25	花堂北2丁目	S31. 4	森 田 浜	135	栗森町浜	S41. 4
河 合	80	山室町	S30. 3	森 田 栄	110	栄町	S48. 4
清 明	60	江端町	S34. 4				

イ) 公立認定こども園 (8か所)

(令和7年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
六 条	55	天王町	H28. 4	東 藤 島	90	藤島町	H30. 4
文 殊	60	太田町	H28. 4	麻 生 津	110	浅水二日町	H31. 4
鶉	110	砂子坂町	H29. 4	東 郷	120	東郷二ヶ町	H31. 4
棗	70	石新保町	H29. 4	み や ま	125	境寺町	R 2. 4

ウ) 私立保育園 (5か所)

(令和7年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
緑 ケ 丘	20	鮎川町	S35. 4	仁 愛 保	120	天池町	S49. 4
中 藤	100	高木北4丁目	S40. 4	ゆきんこ森田	100	石盛町	H27. 4
西 光 寺	40	左内町	S42. 9				

エ) 私立認定こども園 (60か所)

(令和7年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
昭 和	105	みのり1丁目	H23. 4	あ さ ひ	122	梅野町	H28. 4
福 井 佼 成	271	春日3丁目	H23. 4	み づ こ し	127	豊岡1丁目	H28. 4
み ど り	115	足羽1丁目	H23. 4	花 園	130	松本1丁目	H28. 4
梅 園	185	今市町	H23. 4	え ば た	105	江端町	H28. 4
栄 冠	65	大手3丁目	H25. 4	三心わくわく	142	高木中央1丁目	H28. 4
新 田 塚 幼	230	新田塚2丁目	H27. 4	杉 の 木 台	155	中野1丁目	H28. 4
暁	175	久喜津町	H29. 4	鷹 巢 ひ か り	75	西二ツ屋町	H28. 4
城 之 橋	75	日之出3丁目	H29. 4	清 水 台	135	グリーンハイツ1丁目	H28. 4
花園幼稚園	80	文京5丁目	H29. 4	やわらぎ木田	135	木田2丁目	H28. 4
聖三一幼稚園	80	宝永2丁目	H30. 4	三心えんざん	115	今泉町	H28. 4
光 の 子	120	日光2丁目	H30. 4	木 の 実	145	北四ツ居1丁目	H28. 4
藤島幼稚園	152	経田2丁目	H30. 4	た ん ぼ ぼ	135	栗森2丁目	H28. 4
藤島幼稚園分園	28	新田塚町	H30. 6	鹿 苑	135	みのり2丁目	H29. 4

エンゼル 幼稚園	255	加茂河原3丁目	H31. 4	文 京	99	文京4丁目	H29. 4
尾上幼稚園	105	松本4丁目	R 2. 4	経 田	135	二の宮3丁目	H29. 4
常葉幼稚園	75	花月1丁目	R 4. 5	は ち ま ん	110	月見4丁目	H29. 4
い ず み	115	若杉浜2丁目	H27. 4	あ さ む つ	96	下荒井町	H29. 4
竹 里	115	成和1丁目	H27. 4	若 草	116	城東2丁目	H29. 4
め ぐ み	175	久喜津町	H27. 4	ゆ り か ご	130	灯明寺3丁目	H30. 4
青 い 鳥	45	中央2丁目	H27. 4	岡 保	115	河水町	H30. 4
さ く ら	155	文京1丁目	H27. 4	日 光	96	日光2丁目	H30. 4
足 羽 東	142	東大味町	H27. 4	ゆ き ん こ 光 陽	78	光陽2丁目	H30. 4
あ さ か ぜ	150	淵1丁目	H27. 4	ふ じ し ま	120	四ツ井1丁目	H30. 4
三 谷 館	85	中央2丁目	H27. 4	中 藤 東	140	高柳3丁目	H30. 4
エンゼル 保育園	135	西谷2丁目	H27. 4	新 田 塚	140	新田塚1丁目	H31. 4
し み ず	145	風巻町	H28. 4	め い り ん	145	花堂東2丁目	H31. 4
ひ ま わ り	115	足羽3丁目	H28. 4	な の は な	140	下森田藤巻町	R4. 4
社中央第一	135	淵4丁目	H28. 4	ひ ば り	140	石盛2丁目	R4. 4
和 田	265	和田3丁目	H28. 4	森 田 さ く ら	155	上野本町4丁目	R4. 4
玉 ノ 江	180	大島町柳	H28. 4	高 木	115	高木北4丁目	R6. 4
社中央第二	95	運動公園1丁目	H28. 4	大 和 田	80	大和田町	R6. 4

認可定員は、1号、2号、3号認定の合計

オ) 私立幼稚園 (4か所)

(令和7年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
聖 徳	180	松本3丁目	S25. 4	小 鳩	250	志比口2丁目	S29. 4
報 徳	140	手寄1丁目	S30.11	仁 愛 幼	120	天池町43-1-1	S41. 2

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設のみ

(2) 保育時間帯表

ア) 保育園・認定こども園(2・3号認定)

< 保育標準時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	18:30	19:00	22:00
7時開所	利用可能な保育時間 7時～18時(11時間)					延長保育		
7時30分開所	利用可能な保育時間 7時30分～18時30分(11時間)					延長保育		

< 保育短時間 >

	7:00	7:30	8:00	16:00	18:00	19:00
7時開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)		延長保育		
7時30分開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)		延長保育		

イ) 幼稚園・認定こども園(1号認定)

開園時間	教育標準時間		閉園時間
一時預かり (幼稚園型)	4時間～(園によって異なる)		一時預かり (幼稚園型)

(3) 利用者負担額階層区分別入所児童数

2・3号認定

単位：人 (令和7年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳												
	A	B	C ₁	C ₂	D ₁	D ₂	D ₃	D ₄	D ₅	D ₆	D ₇	D ₈	D ₉
7,609	20	367	281	390	340	448	505	896	849	766	2,045	343	359

(広域委託児29人を含み、広域受託児45人を除く)

1号認定

単位：人 (令和7年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳									
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
743	4	44	12	23	27	23	180	173	107	150

(広域委託児3人を含み、広域受託児34人を除く)

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

2・3号認定の階層記号、1号認定の階層番号は、それぞれ(9)令和5年度福井市利用者負担額表を参照

(4) 年齢別入所児童数

2・3号認定

単位：人（令和7年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
管内	保育園	公立	29	243	155	332	759
		私立	14	119	54	118	305
	認定 こども園	公立	9	123	72	165	369
		私立	235	2,268	1,201	2,443	6,147
	計			287	2,753	1,482	3,058
広域委託	保育園	公立	0	2	1	2	5
		私立	0	2	0	2	4
	認定 こども園	公立	0	0	0	0	0
		私立	1	5	6	8	20
	計			1	9	7	12
合計			288	2,762	1,489	3,070	7,609

（広域委託児29人を含み、広域受託児45人を除く）

1号認定

単位：人（令和7年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
幼稚園	公立			0	0	0	
	私立			52	103	155	
認定こども園	公立			1	10	11	
	私立			207	370	577	
計				260	483	743	

（広域委託児3人を含み、広域受託児34人を除く）

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

(5) 要保育児童数の推移

（令和7年4月1日現在）

年度	人口 (A) 人	就学前児童数 (B) 人	定員 (C) 人	要保育児童数 (D) 人	定員充足率 (D/C) %	入所率 (D/B) %
R 3	260,322	12,271	9,662	8,374	86.7	68.2
R 4	258,198	11,848	9,820	8,198	83.4	69.2
R 5	256,435	11,401	9,876	7,921	80.2	68.5
R 6	254,502	10,911	9,616	7,706	80.1	70.6
R 7	252,666	10,473	9,519	7,605	79.9	72.6

2・3号認定のみ

(6) 障がい児等保育

心身の発達に障がいのある幼児に対しては、早期から適切な療育を行い、成長、発達を積極的に促進させていくことが必要であり、また、保育園等に入園した障がい児についても指導内容や方法、設備、施設の面で特別の配慮が必要となる。

本市では、家庭や専門機関との連携のもと、早期発見、早期支援を目指し、専門委員による面接等を通して障がい児及び保護者に対し適正な指導及び相談、判定を行いながら加配保育士制度による障がい児の保育を行っている。また、専門講師（保育カウンセラー）が訪園し、専門的な指導・助言を行い、障がい児保育の充実を図っている。

（障がい児等保育児童数：3月末現在）

単位：人

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	96	127	99
私立	183	169	172
計	279	296	271

(7) 一時預かり事業

ア 一般型・余裕活用型

週平均3日程度断続的に家庭保育が困難となる児童や、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、保育を行っている。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延数）	7,556	7,931	10,756	9,919

イ 幼稚園型

平成27年度から、従来の幼稚園における預かり保育の後継として実施。

教育標準時間認定（1号認定）を受けて特定教育・保育施設に在籍している子どもに対して、教育標準時間の前後に当該施設において保育を行っている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延数）	111,671人	100,282	105,948	100,526

(8) 休日保育

就労形態の多様化に対応するため、認定こども園において、日曜日、国民の祝日等において保育を行っている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延数）	50人	44人	61人	27人

(9) 令和6年度 利用者負担額(保育料)表

< 2号・3号認定 >

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額 単位:円)				
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)		保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
層	定義		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	
B階層	市町村民税非 課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	0	0	0	0	
C階層	第1	市町村民税所得割額 24,300円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
		(市町村民税均等割 課税世帯を含む。)	上記以外の世帯	9,100 (0)	0	8,900 (0)	0
	第2	市町村民税 所得割額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	13,100 (0)	0	12,800 (0)	0
D階層	第1	市町村民税所得割額 48,600円以上64,700 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	16,400 (0)	0	16,100 (0)	0
	第2	市町村民税所得割額 64,700円以上77,101 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	21,800 (0)	0	21,400 (0)	0
		市町村民税所得割額 77,101円以上80,800円未満		21,800 (0)	0	21,400 (0)	0
	第3	市町村民税所得割額 80,800円以上97,000円未満		27,200 (0)	0	26,700 (0)	0
	第4	市町村民税所得割額 97,000円以上121,000円未満		33,400 (0)	0	32,800 (0)	0
	第5	市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満		36,700 (0)	0	36,000 (0)	0

第6	市町村民税所得割額 145,000円以上 169,000円未満	41,100 (0)	0	40,400 (0)	0
第7	市町村民税所得割額 169,000円以上 301,000円未満	45,600 (22,800)	0	44,800 (22,400)	0
第8	市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	48,600 (24,300)	0	47,700 (23,850)	0
第9	市町村民税所得割額 397,000円以上	54,900 (27,450)	0	53,900 (26,950)	0

表中()内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定する。
このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがある。

(2) 多子軽減

当該世帯内で施設(保育園、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となる。

世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となる。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限る。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要。

世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(第一子の年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とする。

(3) すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく2人目以降は無料となる。

<1号認定>

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額 単位:円)	
階層	定義		
第1	生活保護法による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第3	市町村民税所得割額 24,300円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第4	市町村民税所得割額	ひとり親世帯等	0

	24,301 円以上 48,600 円以下	上記以外の世帯	0
第 5	市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第 6	市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第 7	市町村民税所得割額 77,101 円以上 144,100 円以下		0
第 8	市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下		0
第 9	市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下		0
第 10	市町村民税所得割額 301,001 円以上		0

児童健全育成

(1) 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康及び体力を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。また、各児童館で、保護者が共働きなどで学校から家に帰っても誰もいない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブ事業を実施している。

開館日等

毎週月曜日から金曜日まで（12時から18時まで）

長期休業中（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）及び土曜日（8時30分から18時まで）

休館日 日曜日、祝日、年末年始

指定管理者 （福）福井市社会福祉協議会（くりのみ児童館を除く）（福）竹伸会（くりのみ児童館）

児童館一覧

（R7.4.1現在）

	児童館名	所在地		児童館名	所在地
1	つばき	種池2丁目309番地	13	たちばな	光陽1丁目25番29号
2	ひまわり	文京6丁目20番21号	14	たんぽぽ	和田1丁目7番26号
3	さざんか	春日町221番地2	15	すみれ	上野本町2丁目1302番地
4	とちのき	松本1丁目30番24号	16	どんぐり	北四ツ居2丁目7番14号
5	もくせい	太田町第14号7番地	17	くるみ	若杉4丁目2102番地
6	とまと	大瀬町第24号5番地1	18	つくし	西堀町第8号107番地
7	すいせん	灯明寺2丁目2109番地	19	すぎのこ	市波町第25号3番地4
8	すずらん	江端町第29号101番地	20	くりのみ	グリーンハイツ9丁目165番地
9	ふじ	高木北2丁目1106番地	21	まきやま	東郷二ヶ町第25号16番地
10	もみじ	新保1丁目920番地	22	たけのこ	砂子坂町第5号58番地
11	こすもす	日之出5丁目14番1号	23	ちゅうりっぷ	荒木新保町第45号7番地1
12	くすのき	花堂北2丁目5番3号	24	まつのき	松本4丁目8番4号

平成28年4月1日から春山小学校及び足羽小学校、平成30年4月1日から旭小学校、令和4年4月1日から麻生津小学校、令和7年4月1日から東藤島小学校の余裕教室等を活用し、遊びを通して心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした「げんキッズ育成事業」を実施している。（事業実施時間及び事業休止日は児童館と同様）

	名称	所在地
1	さくらじどうかん	文京3丁目13番1号（春山小学校内）
2	あじさいじどうかん	足羽3丁目1番1号（足羽小学校内）
3	さつきじどうかん	手寄2丁目2番5号（旭小学校内）
4	あさがおじどうかん	浅水二日町第28号5番地（麻生津小学校内）
5	さくらんぼじどうかん	藤島町第44号8番地（東藤島小学校内）

(2) 児童クラブ

学校の余裕教室等を利用して、放課後留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供している。

(R7.4.1現在)

	名 称	所 在 地		運 営 者
1	木田児童クラブ	春日町 221 番地 1	旧木田公民館内	NPO 法人
2	第 2 木田児童クラブ	木田 1 丁目 1406 番地	旧木田保育園内	NPO 法人
3	さざんか児童クラブ	春日町 221 番地 2	さざんか児童館内	社会福祉法人
4	のびっ子クラブ木田	木田 1 丁目 1360 番地	木田小学校内	労働者協同組合
5	放課後児童クラブわくわく木田ほのか	みのり 1 丁目 5 番 16 号	ル レーブほのか敷地内	社会福祉法人
6	のびっ子クラブ豊	月見 3 丁目 9 番 1 号	豊小学校内	労働者協同組合
7	のびっ子クラブ豊第 2	月見 3 丁目 9 番 1 号	豊小学校内	労働者協同組合
8	くすのき児童クラブ	花堂北 2 丁目 5 番 3 号	くすのき児童館内	社会福祉法人
9	あじさい児童クラブ	足羽 3 丁目 1 番 1 号	足羽小学校内	社会福祉法人
10	ハーツきっず湊児童クラブ	学園 1 丁目 4 番 8 号	湊小学校内	福井県民生活協同組合
11	たちばな児童クラブ	光陽 1 丁目 25 番 29 号	たちばな児童館内	社会福祉法人
12	さくら児童クラブ	文京 3 丁目 13 番 1 号	春山小学校内	社会福祉法人
13	まつのき児童クラブ	松本 4 丁目 8 番 4 号	まつのき児童館内	社会福祉法人
14	順化児童クラブ	大手 3 丁目 16 番 1 号	順化小学校内	社会福祉法人
15	まつもと児童クラブ	町屋 3 丁目 14 番 20 号	松本小学校内	社会福祉法人
16	とちのき児童クラブ	松本 1 丁目 30 番 24 号	とちのき児童館内	社会福祉法人
17	ハーツきっず日之出児童クラブ	日之出 5 丁目 11 番 1 号	日之出小学校内	福井県民生活協同組合
18	こすもす児童クラブ	日之出 5 丁目 14 番 1 号	こすもす児童館内	社会福祉法人
19	さつき児童クラブ	手寄 2 丁目 2 番 5 号	旭小学校内	社会福祉法人
20	日新児童クラブ	文京 5 丁目 25 番 30 号	日新小学校内	地区運営委員会
21	ひまわり児童クラブ	文京 6 丁目 20 番 21 号	ひまわり児童館内	社会福祉法人
22	のびっ子クラブ清明	江端町第 37 号 18 番地 2	旧清明公民館	労働者協同組合
23	のびっ子クラブ清たん	江端町第 37 号 18 番地 2	旧清明公民館	労働者協同組合
24	すずらん児童クラブ	江端町第 29 号 101 番地	すずらん児童館内	社会福祉法人
25	東安居児童クラブ	水越 2 丁目 503 番地	東安居小学校内	労働者協同組合
26	とまと児童クラブ	大瀬町第 24 号 5 番地 1	とまと児童館内	社会福祉法人
27	社南児童クラブ江守の里	江守の里 1 丁目 1412 番地	ふれあいセンターあさかぜ	社会福祉法人
28	社南児童クラブあさかぜ	湊 1 丁目 3211 番地	認定こども園あさかぜ内	社会福祉法人
29	社南児童クラブみなみっこ	種池 2 丁目 128 番地	社南小学校内	社会福祉法人
30	のびっ子クラブ社南	種池 2 丁目 305 番地	旧治水記念館	労働者協同組合
31	つばき児童クラブ	種池 2 丁目 309 番地	つばき児童館内	社会福祉法人
32	社北児童クラブ	若杉 4 丁目 143 番地	社北小学校内	地区運営委員会
33	くるみ児童クラブ	若杉 4 丁目 2102 番地	くるみ児童館内	社会福祉法人
34	社児童クラブ	下江守町第 22 号 18 番地	社西小学校内	社西地区社協
35	社第 2 児童クラブ	下江守町第 22 号 18 番地	社西小学校内	社西地区社協

	名 称	所 在 地		運 営 者
36	あさがお児童クラブ	浅水二日町第 28 号 5 番地	麻生津小学校内	社会福祉法人
37	あさがお児童クラブ第 2	浅水二日町第 28 号 5 番地	麻生津小学校内	社会福祉法人
38	和田児童クラブ	和田東 1 丁目 1504 番地	旧和田公民館	地区運営委員会
39	和田第 2 児童クラブ	勝見 3 丁目 20 番 12 号	いちごの森内	医療法人
40	たんぼぼ児童クラブ	和田 1 丁目 7 番 26 号	たんぼぼ児童館内	社会福祉法人
41	円山なごみ児童クラブ第 1 教室	北四ツ居 3 丁目 15 番 17 号	円山小学校内	社会福祉法人
42	円山なごみ児童クラブ第 2 教室	北四ツ居 3 丁目 15 番 17 号	円山小学校内	社会福祉法人
43	どんぐり児童クラブ	北四ツ居 2 丁目 7 番 14 号	どんぐり児童館内	社会福祉法人
44	ハーツきっず啓蒙児童クラブ	開発 1 丁目 1008 番地	啓蒙小学校内	福井県民生活協同組合
45	もみじ児童クラブ	新保 1 丁目 920 番地	もみじ児童館内	社会福祉法人
46	岡保児童クラブ	河水町第 18 号 8 番地	岡保幼小学校内	地区運営委員会
47	さくらんぼ児童クラブ	藤島町第 44 号 8 番地	東藤島小学校内	社会福祉法人
48	つくし児童クラブ	西堀町第 8 号 107 番地	つくし児童館内	社会福祉法人
49	のびっ子クラブ中藤	高柳 3 丁目 3001 番地	中藤小学校内	労働者協同組合
50	のびっ子クラブ中藤第 2	高柳 3 丁目 3001 番地	中藤小学校内	労働者協同組合
51	のびっ子クラブ中藤第 3	高柳 3 丁目 3001 番地	中藤小学校内	労働者協同組合
52	ふじ児童クラブ	高木北 2 丁目 1106 番地	ふじ児童館内	社会福祉法人
53	河合児童クラブ	山室町第 10 号 12 番地	河合小学校内	地区運営委員会
54	森田児童クラブ	八重巻中町 29 の 3 番地	八重巻公会堂	地区運営委員会
55	森田第 2 児童クラブ	下森田新町 1143 番地	森田会館	地区運営委員会
56	森田第 3 児童クラブ	下森田新町 1136 番地	森田小学校内	労働者協同組合
57	森田第 4 児童クラブ	下森田新町 1136 番地	森田小学校内	労働者協同組合
58	森田第 5 児童クラブ	下森田新町 1136 番地	森田小学校内	労働者協同組合
59	森田さくら児童クラブ	上野本町 4 丁目 2408 番地	森田さくら認定こども園内	社会福祉法人
60	はるかぜ児童クラブ	栗森 2 丁目 2711 番地	はるかぜ児童クラブ	社会福祉法人
61	すみれ児童クラブ	上野本町 2 丁目 1302 番地	すみれ児童館内	社会福祉法人
62	わかば児童クラブ	灯明寺 1 丁目 1801 番地	旧明新公民館	地区運営委員会
63	わかば第 2 児童クラブ	灯明寺 1 丁目 1801 番地	旧明新公民館	地区運営委員会
64	わかば第 3 なかよし児童クラブ	灯明寺 1 丁目 2101 番地	明新小学校内	地区運営委員会
65	わかば第 4 なかよし児童クラブ	灯明寺 1 丁目 2101 番地	明新小学校内	地区運営委員会
66	すいせん児童クラブ	灯明寺 2 丁目 2109 番地	すいせん児童館内	社会福祉法人
67	安居児童クラブ	本堂町第 4 号 12 番地	安居小学校内	地区運営委員会
68	越廼児童クラブ	菜崎町第 1 号 68 番地	越廼公民館内	地区運営委員会
69	清水西放課後児童クラブ	大森町第 34 号 1 番地	旧清水西保育園	社会福祉法人
70	清水南児童クラブ	真栗町第 15 号 33 番地	清水南小学校内	労働者協同組合
71	くりのみ児童クラブ	グリーンハイツ 9 丁目 165 番地	くりのみ児童館内	社会福祉法人
72	大安寺児童クラブ	田ノ谷町第 14 号 6 番地	大安寺幼稚園内	地区運営委員会
73	国見児童クラブ	鮎川町第 92 号 23 番地	緑ヶ丘保育園内	社会福祉法人

	名 称	所 在 地		運 営 者
74	たけのこ児童クラブ	砂子坂町第5号58番地	たけのこ児童館内	社会福祉法人
75	なつめ児童クラブ	石新保町第12号32番地	棗小中学校内	地区運営委員会
76	鷹巣児童クラブ	大窪町43字堂之後山10番1	鷹巣児童クラブ	社会福祉法人
77	本郷児童クラブ	大年町第65号32番地	本郷小学校内	地区運営委員会
78	ちゅうりっぷ児童クラブ	荒木新保町第45号7番地1	ちゅうりっぷ児童館内	社会福祉法人
79	一乗児童クラブ	西新町第1号4番地	一乗小学校内	地区運営委員会
80	上文殊児童クラブ	生部町第36号6番地	上文殊小学校内	社会福祉法人
81	もくせい児童クラブ	太田町第14号7番地	もくせい児童館内	社会福祉法人
82	六条児童クラブ	上筋生田町第5号16番地	六条小学校内	地区運営委員会
83	まきやま児童クラブ	東郷二ヶ町第25号16番地	まきやま児童館内	社会福祉法人
84	啓明児童クラブ	朝谷町第1号20番地	美山啓明幼稚園内	社会福祉法人
85	すぎのこ児童クラブ	市波町第25号3番地4	すぎのこ児童館内	社会福祉法人

(3) こどもの健全育成

家庭や地域と連携した取組を進め、こどもの健やかな成長を目指す。

こどもの居場所づくり(こども食堂活動等)支援事業

放課後子ども教室推進事業

姉妹友好都市青少年交流事業(熊本市・結城市)

青少年育成団体等支援事業

商 工 勞 働

産 業 政 策

日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調となっているものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっており、市内中小企業者にとっては、エネルギー価格や物価高騰による厳しい状況が続いている。

このような状況下で、制度融資等による資金面での事業継続支援を行うとともに、引き続き企業立地の推進による雇用の創出、デジタル人材の育成、ものづくりをベースとした企業のイノベーションの促進などに積極的に取り組み、活力と魅力あふれる商工業のまちづくりを展開していく。

1 起 業 の 促 進

(1) スタートアップ支援事業

若者・学生の創業に対し、事業費の一部を支援することで、起業の促進を図る。

(2) 事業承継促進事業

企業の廃業は本市の経済に直接的な打撃を与えるとともに、貴重な技術が受け継がれないことにもつながるため、事業承継の円滑化を支援し、地域経済の活性化を図る。

2 製品開発・販路拡大の支援

(1) 産学MONOづくり支援事業

福井のものづくり企業と研究機関による産学連携の場の創出を支援することで、ものづくりをベースとした企業のイノベーションを促進する。

(2) 中小企業団体販路開拓支援事業

中小企業団体等が国内外への販路拡大を目的に開催又は出展する展示会等に対して助成し、新規需要の開拓と地域経済の発展を図る。

(3) 地域産品販路拡大促進事業

中小企業者等が地域資源を活用して開発した加工食品の販路拡大を支援することで、地域産業の活性化を図る。

3 人材育成支援

ふくい嶺北連携中枢都市圏域内の企業の中核を担う人材を対象に、DX等に焦点を当てた研修会を開催し、DX等を用いた経営課題の解決や生産性の向上を図る。

4 産業・企業連携の推進

(1) ビジネスプランコンテスト開催事業

地域産業の担い手となる起業家の創出と育成、地域の企業や団体、大学等との連携による新たなビジネス展開の創出を目指し、ビジネスプランコンテストを開催する。

(2) 北陸技術交流テクノフェアの開催

福井商工会議所等との共催で、産学官が一堂に会して北陸内外の優秀な新技術・新製品等を幅広く展示・実演する北陸技術交流テクノフェアを開催する。

5 企業立地の推進

(1) 企業立地支援事業

産業の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、「福井市企業立地促進条例」に基づく各種助成措置等により、企業立地を推進するとともに、受け皿となる工場用地等の情報収集に努める。

制度名	制度の概要
企業立地助成金	<p>対象：工場等の建設に要する経費</p> <p>要件：投下固定資産取得額及び新規雇用者等</p> <p>助成：投下固定資産相当額の10%又は20%（限度額1億円～8億円）</p>
研究開発施設立地助成金	<p>対象：研究開発施設の建設に要する経費</p> <p>要件：投下固定資産取得額</p> <p>助成：投下固定資産相当額の10%又は20%（限度額1億円又は2億円）</p>
本社機能施設立地助成金	<p>対象：本社機能施設の建設に要する経費</p> <p>要件：投下固定資産取得額及び新規雇用者等</p> <p>助成：投下固定資産相当額の10%（限度額2億円）</p>
研究員雇用奨励助成金	<p>対象：研究員として雇用した新規雇用者等に要する経費</p> <p>要件：研究開発施設を設置する企業</p> <p>助成：新規雇用者1人につき80万円、転属者1人につき40万円（限度額1億円）</p>
空き工場等活用助成金	<p>対象：市に事前登録している、空き工場等（延べ床面積概ね500㎡以上）の取得又は賃貸に要する経費</p> <p>助成：取得）投下固定資産相当額の10%以内（限度額1千万円） 賃貸）賃借料の2の1以内（最長3年間）（限度額月額20万円）</p>
中心市街地オフィス立地助成金	<p>対象：市に事前登録している、中心市街地に立地する空きオフィス（延べ床面積20㎡以上）に製造業等のオフィス（従業員2名以上）を新設又は増設するのに要する経費</p> <p>助成：家賃補助（賃借料の2分の1、最大3年間） 限度額：10万円/月（従業員10人以下） 20万円/月（従業員11人以上20人以下） 30万円/月（従業員21人以上） 雇用奨励金（操業開始後3年間、限度額300万円） 新規雇用者1人につき20万円、転属者1人につき10万円</p>
サテライトオフィス立地助成金	<p>対象：県外事業者が、市内にIT関連業務又は事務系業務を行うサテライトオフィスを設置するのに要する経費</p> <p>要件：新規雇用者</p> <p>助成：オフィス環境整備・運営費補助（操業開始後3年間、限度額750万円又は1,500万円） ・土地建物の取得・改修、土地建物の賃借、事務機器の取得、事務機器のリース（経費の2分の1） ・通信回線の使用料（全額） 雇用奨励金</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・UI ターン新規雇用 1人につき 30 万円（限度額 270 万円） ・子育て世帯雇用 1世帯につき最大 50 万円（限度額 450 万円） ・住居賃借料 賃借料の 2 分の 1（限度額 180 万円）
--	--

（２）産業団地整備事業

北陸新幹線福井開業や中部縦貫自動車道県内全線開通の機会を最大限生かして企業誘致を促進するため、県と協働し新たな産業団地の整備を進める。

6 商業の振興

（１）装飾灯・路上融雪装置維持管理支援

商店街等が維持管理する装飾灯及び路上融雪装置の電気料の一部を助成することで、来街者の利便性を向上し、商店街の活性化を図る。

（２）魅力ある商店街創出支援事業

商店街の魅力向上や来街者の増加を図る取組について、ハード・ソフトの両面から支援を行い、商店街の活性化を図る。

（３）福井フェニックスまつり開催事業

市民、産業界、そして行政が一体となった夏の一大行事「福井フェニックスまつり」を開催することで、本市の商工・観光産業の活性化を図る。

（４）ショッピングセンター活性化支援事業

市内のショッピングセンターが実施する行政課題の解決や市民生活を向上に資する取組を支援することで、地域の防災や市民交流の拠点施設としての魅力向上や活性化を図る。

7 中小企業金融支援

（１）小規模企業者サポート資金

小規模企業者の事業運営を支援する。

（２）SDGs推進サポート資金

SDGs推進、子育て支援企業または環境保全に取り組む企業の事業運営を支援する。

（３）経営安定借換資金

中小企業者の資金繰りの改善を行い、経営安定を図ることにより、中小企業の振興を促進する。

（４）観光関連事業資金

積極的に観光客の誘致及び観光の活性化に取り組む中小企業者を支援する。

（５）創業支援資金（若者・女性等）

創業資金の円滑化を図り、新事業の創出を支援する。

8 中小企業経営支援

経営上の問題を抱える中小企業者や制度融資の利用者等に対して、市が助成する商工会議所のサポートチーム又は市の経営専門指導員による経営アドバイスやフォローを実施する。

また、事業継承の課題を抱えている企業のサポート体制を充実させるとともに、税理士等の専門家を対象にしたセミナーや個別相談会を開催し、市内中小企業者の事業承継の円滑化を図る。

市内の事業所数及び従業者数（民営）

（令和3年経済センサス活動調査）

産 業 大 分 類		事 業 所 数 (事業所)	従 業 者 数 (人)
総 数		15,338	149,002
第 一 次 産 業	農 業 、 林 業	76	1,249
	漁 業	5	35
第 二 次 産 業	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	9	56
	建 設 業	1,493	11,252
	製 造 業	1,311	20,001
第 三 次 産 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	15	725
	情 報 通 信 業	192	3,307
	運 輸 業 、 郵 便 業	320	7,801
	卸 売 業 、 小 売 業	3,893	32,160
	金 融 業 、 保 険 業	379	5,509
	不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	763	3,197
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	826	4,470
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,813	12,276
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	1,324	5,855
	教 育 、 学 習 支 援 業	455	6,185
	医 療 、 福 祉	1,079	19,988
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	92	1,263
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,293	13,673

観 光

北陸新幹線福井開業を契機に、これまで遠くてあまり繋がっていなかった街と繋がる、福井を知らなかった人たちが訪れる、そんな100年に1度の機会が訪れた。

令和2年3月に策定した福井市観光振興計画は、『日々の暮らしにある「福」があふれるまち～オール福井で取り組む福井周遊の玄関口』を基本理念としている。市民が福井に誇りと愛着を持っておもてなしすることで、本市を来訪される方に、ひとや歴史文化、自然、食といった福井の日々の暮らしの中にあふれているいろいろな「福」を感じていただけるよう、オール福井で取組を進める。また、「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の構成自治体の産業、歴史、風土、食といった資源を一体的に活用し、観光地としての認知度向上につなげていく。

(1) 観光地別観光客入り込み状況

(令和6年)

区 分		各観光地の 合 計	観 光 地 の 内 訳		
			朝倉氏遺跡	越 前 海 岸	そ の 他
入 込 観 光 客 合 計 (人)		4,481,000	1,141,000	390,000	2,950,000
宿泊の別 日帰りの別	日帰り(立寄客を含む)客 (人)	3,806,000	988,000	269,000	2,549,000
	宿 泊 数 (人)	675,000	153,000	121,000	401,000
居住地別	県 内 客 (人)	2,393,000	105,000	179,000	2,109,000
	県 外 客 (人)	2,088,000	1,036,000	211,000	841,000
消 費 額 合 計 (千円)		32,050,262	9,664,140	4,134,668	18,251,454
消費額の内訳	宿 泊 費 (千円)	8,711,040	2,048,726	1,581,635	5,080,679
	土 産 品 購 入 費 (千円)	8,701,166	2,895,902	909,541	4,895,723
	そ の 他 入 場 料 等 (千円)	14,638,056	4,719,512	1,643,492	8,275,052

1. 入込観光客数の単位... 1,000人未満四捨五入し(人)単位で記入
2. 消費額の単位 1,000円 " (千円) "
3. 消費額は福井県観光客入込数(推計)の令和6年平均観光消費額を用いた推計

(2) 観光案内所

ふくい観光案内所(観光交流センター1階(公社)福井県観光連盟に運営を委託)福井市まちなか案内所(JR福井駅西口「ハピリン」1階所在、(公財)福井市観光協会に運営を委託)、その他各地区の観光協会等にて観光案内を実施

(3) 情報発信

国内外のテレビ番組、新聞、観光雑誌等への情報提供、ホームページ等での情報発信

(4) 観光イベント

- ふくい桜まつり(3月下旬～4月中旬)
- 足羽川並木・まちなかライトアップ、ハピテラスイベント
- 水仙まつり(12月中旬～1月中旬)
- 水仙いけばな展、海産物抽選会、水仙プレゼント

(5) そ の 他

市内観光素材の掘り起こし、観光客へのおもてなし向上の取組み、永平寺町等周辺自治体との広域観光の推進等

市内の主な観光地

一乗谷朝倉氏遺跡（城戸ノ内町）

一乗谷朝倉氏遺跡は、文明3年（1471）から天正元年（1573）まで、戦国大名朝倉氏が5代103年にわたって支配の本拠地としていた都市の遺跡である。当時の様子は、京の文化を取り入れた非常に華やかな街であったことが、発掘などの調査により明らかになっている。昭和46年、山城跡を含む延べ278haが国の特別史跡に指定され、平成3年には、遺跡内の朝倉館跡庭園、湯殿跡庭園、諏訪館跡庭園、南陽寺跡庭園が特別名勝に、平成19年には、遺跡出土品2,343点が重要文化財に指定され、令和元年には、「石」をテーマに、日本遺産（「400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり越前・福井～」）に認定され、現在も発掘調査や研究が進められている。

一帯は史跡公園化され、「県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館」（令和4年10月開館）町屋・武家屋敷を再現した「復原町並」、「史跡公園センター」等の施設がある。

また、史跡公園センター内には、コンセプトやメニューに“福井ならではの”を盛り込んだレストラン「一乗谷レストラン」があり、遺跡が見えるレストランとして、特別な空間で地元の食を楽しむことができる。

名勝養浩館庭園（宝永3丁目）

旧福井藩主松平家の別邸で、かつては「御泉水屋敷」と呼ばれ、明暦2年（1656）頃には庭園も完成していたと考えられている。建物は戦災で焼失したが、庭園は文政6年（1823）の御泉水指図と合致し、よく旧態を残し優秀であるとして、昭和57年国の名勝に指定された。現況の回遊式林泉庭園と復元された数寄屋造りの優雅な建物は、元禄年間の改修時に、7代藩主吉品の創意によって茶師山田宗偏が設計したと伝えられる。

越前加賀海岸国定公園（三里浜・鷹巣・鮎川・越廼海岸）

越前海岸は日本海の激しい荒波を受けた奇岩怪石が相並ぶ海岸であり、その中に砂丘地や山岳、さらに温泉もあり美しい変化に富んだ景観を持っている。この日本海の眺めや海水浴、磯釣り、キャンプを楽しもうと多くの観光客が訪れている。

足羽山公園

市の南西部にある標高116.4mの丘陵で、緑に包まれた都市公園である。ここからの展望は極めてよく、福井市街や白山連峰を眺望できる。また、開拓の祖・継体天皇の石像や同天皇を主祭神とする足羽神社を始め、自然史博物館、橘曙覧記念文学館などの文化施設や平和のシンボルとしての平和塔、親子で楽しめるミニ動物園などがあり、春の桜や夏のあじさい等四季の花木が植え込まれている。付近の史跡、名勝とともに市民の憩いの場として、四季を通じて観光客を楽しませている。

足羽川桜並木

市の中心を流れる足羽川の堤防（木田橋・新明里橋の間）には、「さくらの名所100選」にも選ばれた約600本・約2.2kmもの桜並木があり、春にはピンク色の花のトンネルくぐりが楽しめる。

藤島神社（毛矢3丁目）

足羽山の中腹に鎮座する。南朝の忠臣新田義貞公を主祭神とし、明治9年別格官幣社に列せられた。近年まで皇室や越前松平家の御崇敬厚く、文書や重要文化財を蔵し、明暦年間に、灯明寺囃より発掘されたとされる兜とともに貴重な御宝物がある。

福井神社（大手3丁目）

福井城址西側に鎮座し、幕末の名君 松平春嶽（慶永）公が祀られている。春嶽公は橋本左内をはじめ、優秀な人材を登用

するなど開明的な思想の持ち主で「幕末四賢侯」と称され、現在も市民からひとしく敬われている。

きたのしょう

北庄城址・柴田公園（中央1丁目）

天正3年（1575年）に柴田勝家が政治拠点として建築した北庄城の本丸であったと伝えられている。園内には、勝家公、お市の方と茶々、初、江の三姉妹の銅像が建てられているほか、資料館では勝家公が行った偉業を紹介し、北庄城に関する遺物や史料も展示している。

福井城址（大手3丁目）

慶長5年（1600）家康の二男結城秀康が越前68万石に封ぜられ、翌年から北庄城の大改修に着手し、同11年に完成した。壮大な4重5階の天守閣は寛文9年（1669）の大火で類焼したまま再建されなかったが、明治4年の廃藩になるまで藩主松平家17代の居城であり続けた。北庄の名称は、寛永元年（1624）に福居、元禄14年（1701）頃に福井と改められた。この改称は、本丸にある名井「福ノ井」に由来したのもであるとも言われている。

往時は本丸を中心に4重の堀が廻り、櫓や城門が立ち並び広大な城郭であったが、廃藩後次々に壊され、現在は本丸を残すのみである。

橋本左内の墓

早くから蘭学を修め、藩主松平春嶽（慶永）に仕えて藩政の改革に尽力した。安政6年（1859）26歳のとき、安政の大獄で梅田雲浜などとともに江戸伝馬町獄舎刑場で死罪となり江戸小塚原の回向院に埋葬されたが、間もなく国許（くにもと）福井のこの地に移葬された。

なお、墓所前の銅像は、昭和38年10月建立された。

たちばなのあけみ

橘曙覧の生家跡及び宅跡（生家跡碑 つくも1丁目・宅跡 照手2丁目）

郷土が生んだ幕末の歌人橘曙覧は、旧家の紙商であった正玄五郎右衛門の長子として足羽山山麓で生まれた。足羽山の黄金舎（こがねのや）に隠棲するまで住んだ生家跡と、37歳のとき足羽山から居を移し病没するまでの21年間、家族とともに過ごした宅跡藁屋（わらや）がある。作品に詠まれている井戸跡は今もなお宅跡に形を残し、その傍らには歌碑が建てられている。

橘曙覧記念文学館（足羽1丁目）

正岡子規に絶賛され、クリントン大統領のスピーチにも引用された郷土の卓越した歌人・国学者である橘曙覧を記念した文学館。曙覧の生涯や業績を紹介する展示、郷土文学に関する企画展示の他、曙覧の住居であった「藁屋（わらや）」の復原コーナーや著名な連作である独楽吟を紹介した展示などがある。

愛宕坂茶道美術館（足羽1丁目）

茶道史の概説や、戦国時代の茶の湯、華道や建築など市の茶道の歴史をわかりやすく紹介している。また、趣向を凝らした企画展示も随時開催している。

グリフィス記念館（中央3丁目）

福井藩初の留学生・日下部太郎との親交を縁に、お雇い外国人教師として来福したグリフィスが住んでいた洋館を再現した記念館。館内には、アンティーク家具が配され、当時の雰囲気が味わえる。

福井市立郷土歴史博物館（宝永3丁目）

福井城の一角にあたり養浩館庭園に隣接する。外堀や門などを再現した屋外展示「福井城舎人門遺構」を歩くことができる。また、福井城本丸の模型や九十九橋の実物大模型を常設展示しており、楽しみながら歴史を学ぶことができる。

大安禅寺（田ノ谷町）

萬松山大安禅寺は、歴代福井藩主の廟所で、万治元年（1658）第4代松平光通が師父として推服した播磨法幢寺の大愚禅師を招いて、竜王山田谷寺跡に創建した。本堂、他の建物は国の重要文化財に指定されており、宝物は宝物庫で公開している。また、境内には橘曙覧、笠原白翁の墓がある。

丹巖洞（加茂河原1丁目）

弘化3年（1846）福井藩医山本瑞庵が建てた草庵で、平成28年に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。幕末のころ、勤皇派の志士や文人墨客がひそかに交遊した所と伝えられており、松平春嶽をはじめ、横井小楠、小原鉄心、橘曙覧などの墨跡がある。

五太子の滝（五太子町）

落差20m、年中変わらぬ水量で、緑の谷間を縫って激しく流れ落ちる清流は、真夏の太陽の下でも涼風を呼び、滝つぼから流れ出るせせらぎの中で河鹿の美しい声が響き、静けさが心にしみるやすらぎの世界がある。

一乗滝・一乗滝小次郎の里ファミリーパーク（浄教寺町）

落差17m、泰澄大師がここに小白山大権現を祭り、滝水山浄教寺を建て、また佐々木小次郎がこの滝で燕返しの秘技を編み出したと伝えられる。近くの一乗滝小次郎の里ファミリーパークでは、バーベキューの施設が完備されアウトドアライフを楽しむことができる。

槇山園地（栃泉地係槇山）

15世紀初め頃、朝倉正景によりつくられた城で、朝倉氏が一乗谷を本拠とすると、その出城となった。その後、長谷川秀一が入り、現在の城に改修し、秀一の後丹羽長秀の第二子、長昌が5万石を賜りここにいたが、関ヶ原の役で、西軍について除封となり、以後廃城となった。

木ごろの森（朝谷町）

平成21年に開催された全国植樹祭の植樹会場を、自由に自然とふれあい、森林への理解を深める場として整備した森林公園。オリエンテーリングや森林浴を楽しめる散策道や走り回れる芝生広場があり、自然を肌で感じることができる。

清水きららの森 ～おばやま自然公園～（小羽町）

野鳥観察や昆虫採取が出来る森と、複合遊具などを設置している広場を併設した森の中で遊べる森林公園である。また、民間企業と連携して森林の育成にも取り組んでいる。

おさごえ民家園（月見5丁目）

福井に生きた先人たちの暮らしを垣間見ることができる古民家園。市の文化財に指定されている。県内を代表する古民家5棟、板倉1棟のほか、土蔵や灰小屋などの建物が移築・復原され、地域により異なる茅葺屋根についてもうかがい知ることができる。

伊自良館（伊自良温泉）（中手町）

日本には数少ない「脳卒中に効能のある湯」といわれる天然温泉である。泉質は、ナトリウム・塩化物・硫酸塩・炭酸水素・塩泉で、「美肌の湯」ともいわれる。動脈硬化症・火傷・慢性皮膚病・神経痛・筋肉痛など多様な効能を有している。

足見滝（浜北山町）

高さ18m、幅10mの滝で、滝口から二つの流れをつくって日本海を目の前に控えた国道305号沿いに清水を落とす。その昔、岩浜づたいの危険な道中を旅する人の安息の場であり、滝水にふれて旅の安全を祈願したという滝である。

越前水仙の里公園（居倉町）

水仙にまつわる歴史、文化、世界の水仙等の資料が展示された「水仙ドーム」、越廼地区の暮らしの移り変わりや歴史を垣間見ることができる「越廼ふるさと資料館」からなる施設である。

また、公園内の芝生広場には俵万智女史の短歌の歌碑も設置されている。

ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場（赤坂町）

ログキャビンをはじめ、オートキャンプサイトやドッグラン、テニスコート等を備えたキャンプ場である。また、ログキャビンには、全棟に温泉を引いている。

越前海岸を一望できる絶好のリゾート地で、贅沢なアウトドアライフを楽しむことができる。

平成27年6月より改修工事のため休園、平成29年4月よりリニューアルオープンした。

市の主な観光施設

一乗滝・小次郎の里ファミリーパーク

落差17m、泰澄大師がここに小白山大権現を祭り、滝水山浄教寺を建て、また佐々木小次郎がこの滝で燕返しの秘技を編み出したと伝えられる。近くの一乗滝小次郎の里ファミリーパークではバーベキューの施設が完備されアウトドアライフを楽しむことができる。

1 施設概要

【所在地】 福井市浄教寺町16字堰ノ谷 8 番地 1 【施設】 バーベキュー広場
【敷地面積】 15,180m²

2 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	1,752	5,015	4,769

越前水仙の里公園

越前水仙の里公園は「越前水仙」発祥の地と云われている居倉町において、通年の越前水仙栽培展示及び水仙関連資料展示による観光客の増加と越前水仙の消費拡大を目的とした「水仙ドーム」と「水仙ギャラリー」、更に越前地域の文化の保存とPR及び将来への継承を目的として建設された「越前ふるさと資料館」からなる施設である。

1 施設概要

水仙ドーム

【所在地】 福井市居倉町第43号25番地
【敷地面積】 8,443.51m²
【建物総面積】 624m² (内水仙コーナー 140m²)
【建物の構造】 鉄筋コンクリート平屋建
【開設】 平成3年4月

越前ふるさと資料館

【所在地】 福井市居倉町第50号 1 番地 2
【建物総面積】 1,247.84m²
【建物の構造】 鉄筋コンクリート3階建て
【開設】 平成15年4月

2 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水仙ドーム	5,148	2,946	4,981
越前ふるさと資料館	1,391	1,523	1,734
総利用者数(人)	6,539	4,469	6,727

越前水仙の里温泉「波の華」

越前水仙の里温泉「波の華」は越前加賀海岸国定公園の景勝地において、誰もが気軽に利用でき、市民及び観光客の保養と健康増進に資することを目的として建設された施設である。

平成27年4月より、指定管理者制度が導入された。

1 施設概要

【所在地】	福井市蒲生町第1号94番地		
【敷地面積】	5,998.88㎡	【建物総面積】	1,145.75㎡
【建物の構造】	鉄筋コンクリート平屋建て、一部地下1階		
【施設内容】	男・女大浴場（露天風呂・サウナ室有）、大広間、個室2室（和室8畳）、食事処		
【開設】	平成16年7月		
【利用時間】	9：30～21：30		

2 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	52,198	59,798	61,759

ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場

ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場は、日本海に面した越前加賀国定公園の山間部に位置し、自然に親しむ野外活動の場を提供し、健康づくりの推進と地域の観光の発展に寄与するために建設した施設である。

近年におけるアウトドアレジャー志向の拡大やレクリエーション需要の多様化にあわせ、平成27年6月から改修工事を行い、平成29年4月に指定管理者制度を導入し、リニューアルオープンした。

1 施設概要

【所在地】	福井市赤坂町第66号84番地
【敷地面積】	68,325.95㎡

施設名	設備
キャンプ場	ログキャビン（8人用：6棟、4人用：11棟） オートキャンプサイト：16区画 屋内バーベキューハウス
運動広場	テニスコート：2面、多目的コート：1面
その他	ドッグラン、芝生広場、遊具広場

2 利用状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	9,983	11,977	9,846

国 際

姉妹友好都市との市民交流を支援し、多様な文化との交流を進め、地域の国際化を推進する。また、外国人市民の増加に対応し、日本人も外国人もともに安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを推進する。

1 国際化推進事業

(1) 目的

国際化の進展に対応し、多様な文化に触れ合う機会を増やすため、海外の姉妹友好都市と、青少年や市民訪問団の相互訪問などを中心とした交流を推進する。

(2) 主な事業の内容

・福井市ジュニア大使派遣事業

国際的視野を持った青少年の健全育成を目的に、福井市の中学生をジュニア大使として姉妹友好都市に派遣し、学校訪問などを通して国際理解を深める。

・ジュニア大使受け入れ事業

青少年の相互交流を促進し国際理解を深めることを目的として、姉妹友好都市から学生を受け入れ、学校訪問やホームステイなどを実施する。

・周年における市代表者相互派遣

周年事業として、節目の年となる姉妹友好都市と市代表者の相互訪問を行う。

・福井市国際文化交流大使活用事業

本市の国際化の推進を目的として、米国ニューブランズウィック市やフラトン市等、交流のある海外都市から人材を招聘し、保育園・幼稚園・認定こども園や地域行事における国際理解活動、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した福井の情報発信等に従事している。

(3) 各姉妹友好都市について

アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューブランズウィック市

・姉妹都市提携の経緯について

慶応3年(1867年)、福井藩初の海外留学生として、日下部太郎が渡米、ニューブランズウィック市のラトガース大学で学んだ。日夜勉学に励み、優秀な成績を修めた日下部太郎だが、貧しい生活の中で、過労から病に倒れ、26歳の若さで亡くなってしまった。

当時、ラトガース大学入学前の日下部太郎にラテン語を教え、交流があったウィリアム・E・グリフィスは、志半ばで亡くなった日下部の友情に報いるため、福井行きを決断し、福井の藩校である「明新館」で英語や物理、化学などを教えた。

福井市とニューブランズウィック市とは、日下部とグリフィスの時代からおよそ100年後の昭和49年(1974年)、郷土史を研究していた青年会議所の人々が、日下部太郎の足跡を訪ねるため渡米したことが契機となり、その交流が再び始まった。さらに、福井大学とラトガース大学の間で、昭和56年(1981年)に締結された姉妹大学盟約などをきっかけとし、昭和57年(1982年)5月25日、福井市とニューブランズウィック市の両市長は、両市の永遠の友好を約束し、姉妹都市盟約書に調印した。



・ニューブランズウィック市の概要

ニューブランズウィック市は、ラリタン河のほとりの木々の緑に囲まれた、静かな美しい学園都市であり、市内には、ラトガース大学を中心に 15 の公立学校と 3 つの私立学校があり、人口の約半数を学生で占めている。

古くからニューヨークとフィラデルフィア、首都ワシントンなどの大都市を結ぶ交通の要衝の地にあり、アムトラック鉄道が市と、ニューヨーク、フィラデルフィアと連絡し、市の郊外には数本のハイウェイが走り、交通網が良く発達している。

【概況】

提携日：1982 年（昭和 57 年）5 月 25 日（43 年目）

位置：ニューヨーク市の南西約 50Km
北緯 40° 49" 西経 74° 45"

時差：- 14 時間（夏時間中 - 13 時間）

気候：日本同様四季があるが、寒暖の差が激しい。降水量は少なく乾燥している。（年平均 12 ）

面積：15.02K m²

人口：5.6 万人（2024 年 7 月）

主要産業：医療産業

特産物：ブルーベリー、クランベリー

アメリカ合衆国カリフォルニア州フラトン市

・姉妹都市提携の経過について

1980 年に福井北ロータリークラブとフラトンサウスロータリークラブ間で姉妹クラブ提携がなされ、それ以来、学生の相互派遣などが続けられてきた。両クラブの交流を契機とした両市長の往来を経て、1987 年 11 月に開催された福井カリフォルニア展参加のため、フラトン市長一行が福井市を訪れたことから、姉妹都市締結への機運が盛り上がり、姉妹都市提携が実現した。



・フラトン市の概要

フラトン市は、1860 年頃にアメリカ東部から移住した開拓者が牧場を開き、オレンジや野菜などを生産していたが、1887 年にサンタフェ鉄道が開通すると、街並みが本格的に形成され、現在のフラトン市発展の基盤となった。その時の功労者であるジョージ・フラトンにちなんでフラトン市の名前がつけられた。

交通環境としては、オレンジ郡が運営するバス路線、アムトラック鉄道、そして南カリフォルニア全域の主要交通路である高速道路網（フリーウェイ）があり、非常に便利な立地条件を備えている。

フェンダーギターの創業の地として知られ、多くの市民が音楽に親しみ毎年 “The Day of Music” という大規模な音楽フェスティバルが開催される。

【概況】

提携日：1989 年（平成元年）11 月 5 日（36 年目）

位置：ロサンゼルス市の南東 36Km（南カリフォルニア地域）
北緯 33° 53" 西経 117° 55"

時差：- 17 時間（夏時間中 - 16 時間）

気候：半乾燥性亜熱帯に属し、乾燥している。（年間平均 16.8 ）

面積：57.8K m²

人口：14.1 万人（2024 年 8 月）

主要産業：石油産業、航空機械関連産業

特産物：オレンジ

セッコウショウコウシュウシ
中国浙江省 杭州市

・友好都市提携の経過について

浙江省と福井県との関わりは、永平寺を開山した道元禅師が寧波市で禅の修業を行ったことや、文豪魯迅と福井出身の師・藤野巖九郎との関係があげられる。また、杭州市と福井市はそれぞれ省都と県都であり、繊維産業が盛んであることなど多くの共通点があった。

1975年に第一次中日友好福井県青年の翼一行が杭州市を訪問して以来、福井市からは、書道、小学校、婦人、放送局などの交流団の訪問やファッションフェアの開催、杭州市からは雑技団、歌謡団の訪問など活発な交流が行われた。その熱意が実を結び、1988年9月、両市の間で人の交流を柱とする「友好会談合意書」を交わし、1989年11月23日杭州市において友好都市提携に関する議定書の調印が行われた。



・杭州市の概要

杭州市は、中国の東南沿海、長江の南を流れる銭塘江下流の北岸にあり、北京、杭州をつなぐ大運河の最南端に位置している。浙江省の省都であり、政治、経済、科学、教育、文化の中心を担う都市である。近年著しい経済発展を遂げており、中国内都市競争力ランキングでも上位に位置している。

白居易や蘇東坡の詩にうたわれ、人々にこよなく愛され続けている西湖のほか多数の観光資源を備え、国内外観光客で賑わいをみせる観光都市で、13世紀のイタリアの旅行家マルコポーロが「世界で最も美しく華やかな都市」と誉め讃えたことでも有名である。

【概況】

提携日：1989年（平成元年）11月23日（36年目）

位置：上海市の南西約170km（上海市まで車で2時間、高速列車で45分）
北緯30°16" 東経120°12"

時差：-1時間

気候：亜熱帯季節風気候に属し、四季がはっきりしている。（年間平均18.0℃）

面積：16,596km²

人口：1262.4万人（2024年11月）

主要産業：機械、電子、食品、紡績、化学、医学産業

特産物：杭州シルク、龍井（ろんじん）茶

キョングド スウォンシ
大韓民国京畿道水原市

・友好都市提携の経過について

福井青年会議所と水原青年会議所は、1964年11月に姉妹提携を締結してから、さまざまな分野で交流を行ってきた。この事がきっかけとなり、1983年に両市の商工会議所が姉妹提携を結び、また、学校間においては、水原市の新豊国民学校と福井市の栗小中学校が姉妹校となった。それ以降、絵画交換等の交流も実施されており、文化・スポーツ・教育など民間レベルでの多様な交流が行われている。

ワールドカップサッカー大会共同開催の2002年、両国は「日韓国民交流年」として多様な交流を積極的に推進していくことで合意。このような社会情勢を背景に、両市の友好都市提携へ向けた動きは急速に進展し、2001年12月22日友好都市提携にいたった。



・水原市の概要

水原市は、朝鮮半島のほぼ中央、京畿道（キョンギド）にある道庁所在地であり、バイオテクノロジー研究開発、先端電子産業、教育、文化、芸術の中核を担う都市である。

市内中心部には「水原華城（スウォンファソン）」という李氏朝鮮王朝末期（18世紀末）に造られた行宮と城壁があり、これらはユネスコ世界文化遺産に登録され、国内外からたくさんの観光客が訪れる。

2002年のサッカーワールドカップ開催時には、市内にワールドカップ競技場が建設された。また、ソウル地下鉄の乗り入れがソウルから水原市へ、そして天安（チョナン）市まで延長され、ソウルと地方都市を結ぶ重要な企業団地としても発展している。

【概況】

提携日：2001年（平成13年）12月22日（24年目）

位置：首都ソウル特別市から南に約35キロ（地下鉄で約1時間）

北緯37° 東経127°

時差：なし

気候：温帯性気候に属する。（年間平均11.8℃）

面積：121.00K m²

人口：119.1万人（2025年6月）

主要産業：電気電子産業

特産物：水原カルビ

熊本県熊本市

・姉妹都市提携の経過について

天保11年（1840年）熊本藩主・細川斉護の三女勇姫が福井藩主・松平春嶽と婚約し、嘉永2年（1849年）に輿入れした。また安政5年（1858年）には、熊本藩士・横井小楠が春嶽に招かれ、藩政改革を指導した。このような縁を礎として、両市の恒久的な友好関係を確立するため、姉妹都市提携調印を行った。



・熊本市の概要

熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、「水と緑の都」と呼ばれる美しい街である。日本三大名城の一つである熊本城をはじめ、豊かな自然と歴史に彩られた多くの観光資源が残されており、九州の一大観光拠点として、国内外から多くの観光客を集めている。

2016年（平成28年）4月の熊本地震では多大な被害を被った。

【概況】

提携日：1994年（平成6年）11月16日（31年目）

位置：熊本県北西部

北緯32°48′ 東経130°42′

気候：内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑い。

（年間平均16.5℃）

面積：390.32 k m²

人口：73.6万人（2025年6月）

主要産業：サービス産業、IC産業、都市型農業・水産業

特産物：デコポン、馬刺し、大平燕

茨城県結城市

・友好都市提携の経過について

福井市と結城市は、初代福井藩主である結城秀康公の歴史的な繋がりを縁として、市民の方々による交流が行われてきた。平成12年12月に民間組織による福井結城会が発足し、平成13年7月には、初代藩主結城秀康公の越前入国400年を迎えるなど、両市の交流の気運が生じているこの時期に、結城市との友好都市提携を図ることに両市の合意が得られ友好提携を行った。



・結城市の概要

結城市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西北端に位置し、東西6 km、南北13 kmと南北に長い形をしている。

鎌倉時代には、結城朝光が築城し、以来結城家歴代の城下町で、常陸紬（結城紬）の特産地として発展し、江戸時代には、結城水野家の城下町となり、結城紬をはじめ各種農産物の集散地として発達した。「本場結城紬」は、国最古の織機を使って生産され、その製作工程が国の重要無形文化財に指定されている。現在でも、市内には神社・寺院等が点在し、まちなみには土蔵等もみられ城下町の名残を残している。

【概況】

提携日：2002年（平成14年）4月13日（23年目）

位置：茨城県西北端の県境

北緯 36° 19' 東経 139° 54'

気候：年間を通して温暖（年間平均 13.2℃）

面積：65.76 K m²

人口：4.9万人（2025年7月）

主要産業：伝統産業、桐工芸

特産物：結城紬、日本酒

2 多文化共生の推進事業

（1）目的

外国人市民の増加に対応し、すべての市民が互いのちがいを認めあい、対等な関わりを築きながら共に安心して暮らせる地域づくりを実現するために、令和7年3月に策定した福井市多文化共生推進プラン（第4次）を基に事業を実施する。

（2）主な事業の内容

・行政通訳員配置事業

日本語が不自由な外国人市民にも等しく行政情報を提供できるよう、行政通訳員を配置し、各窓口の手続きや制度説明の通訳及び通知等の翻訳を行う。

・職員対象多文化共生推進研修会の開催

多文化共生の啓発を目的に、職員を対象に研修会を実施する。

・市民対象多文化共生啓発事業の開催

多文化共生の啓発を目的に、（公社）ふくい市民国際交流協会と協働して、市民対象の事業を実施する。

3 国際化市民活動促進事業

(1) 目的

市民が主体となった本市の国際化を推進するために、中核的な役割を担う「(公社)ふくい市民国際交流協会」等の各市民団体を支援する。

(2) 主な事業の内容

・(公社)ふくい市民国際交流協会支援事業

市と市民の中核的な役割を担う「(公社)ふくい市民国際交流協会」を支援し、市民の国際化意識の醸成を図る。

(3) (公社)ふくい市民国際交流協会の概要

令和7年度体制

- ・役員 25人 (会長1人 副会長3人 常務理事(兼)1人 理事18人 監事2人)
- ・事務局 4人 (事務局長(兼)1人 事務局員3人)
- ・会員 合計171人 (法人25人 個人146人)
- ・事業推進体制

(1) 姉妹都市交流委員会 ... 海外姉妹友好都市との交流イベント等企画

(2) 多文化共生交流委員会 ... 在住外国人への支援・交流イベント等企画

令和7年度事業計画(予算)

青少年文化交流事業、市民訪問団受入事業、市民訪問団派遣事業、市民文化交流促進事業、交流型日本語教室事業、日本文化体験学習事業、外国人の防災対策事業、文化理解交流事業、外国人講師派遣事業、外国人児童生徒サポーター研修事業、福井の歴史文化通訳研修事業、やさしい日本語推進事業、会員等研修事業、広報誌発行・情報発信事業

文化振興・歴史文化

本市では、市民の誇りとなる文化の振興と、歴史や文化遺産の保存継承に努めるとともに、文化芸術活動の交流と発信を促進し、歴史や文化を活かした個性的で魅力あるまちづくりを進めている。

1 文化振興

市民の文化活動の振興に努め、優れた文化芸術に触れる機会を創出するとともに、文化芸術活動を支える人材育成を支援している。

(1) 文化団体の育成

福井市文化協会

設立年月 昭和26年4月

加入団体 63団体（令和7年4月1日現在）

主な事業 「福井市民文化祭」の開催

福井県市町文協選抜美術展参加

福井県市町文協選抜芸能祭参加

市補助金 令和6年度 1,300千円

NPO法人 福井芸術・文化フォーラム

設立年月 平成11年7月（NPO法人認証：平成13年9月）

事業目的 「文化は人をつくり、まちをつくるコミュニケーションの礎である」との基本理念に立ち、地域社会に豊かな文化環境を構築することを目的に、多彩な文化事業への主体的な市民参画を図り、行政と連携して地域文化の創造と発展に寄与する。

市補助金 令和6年度 11,500千円

福井芸術・文化フォーラム事業

事業内容	令和5年度		令和6年度	
	事業数	入場者数	事業数	入場者数
市民の芸術文化企画を支援する事業	2	273	1	316
企画・運営・舞台技術などの担い手育成	1	1,409	1	1,389
文化交流の促進	1	91	3	56

(2) 文化奨励賞の授与

文化・芸術の分野において、優れた活動と業績をあげた市民の栄誉を称賛し、併せて文化創造を志す者の努力目標として、福井市文化奨励賞を授与する。

2 歴史文化

(1) 一乗谷朝倉氏遺跡

一乗谷朝倉氏遺跡は、文明3（1471）年から天正元（1573）年まで、戦国大名朝倉氏が5代103年にわたって支配の本拠地としていた戦国時代の歴史が残された貴重な中世の都市遺跡である。昭和46年、山城跡を含む延べ278haが国の特別史跡に指定され、平成3年には、遺跡内の主要な4庭園が特別名勝に、平成19年には、遺跡出土品約160万点の内、2,343点が重要文化財に指定され、現在も発掘調査や研究が進められている。

指定年月日、面積等

特別史跡	昭和46年7月29日指定	278ha	(うち公有地 29.4ha)
特別名勝	平成3年5月28日指定	15,549m ²	(特別名勝指定区域内ですべて公有地)
重要文化財	平成19年6月8日指定	出土品	(2,343点)

施設の概要

施設	一乗谷史跡公園センター (一乗谷朝倉氏遺跡事務所)		復原町並管理棟
所在地	福井市城戸ノ内町10字48番		福井市城戸ノ内町28字37番
電話番号	0776-41-2173		0776-41-2330
開設年月日	昭和58年5月15日		平成7年11月1日
着工年月日	平成19年9月10日		平成7年5月12日
竣工年月日	平成20年3月7日		平成7年9月14日
敷地面積	1,919.87m ²		
建物面積	619.4 m ²		92.74m ²
建物区分	管理棟	休憩棟	渡廊下
建築面積	115.9m ²	429m ²	74.5m ²
主要施設	事務所	レストラン 休憩所	案内所 保存協会事務所
建物概要	木造2階建、屋根垂鉛メッキ葺		木造平屋建て、屋根銅板葺
総事業費	129,627千円		25,235千円

施設	復原町並 (立体復原地区)		
所在地	福井市城戸ノ内町川合殿、平井地区		
開設年月日	平成7年4月28日	(武家屋敷は昭和59年3月31日)	
着工年度	平成3年度	(武家屋敷は昭和57年12月1日)	
竣工年度	平成7年度	(武家屋敷は昭和59年3月31日)	
敷地面積	約3 ha		
主要施設	武家屋敷構	武家主屋、蔵、便所、使用人小屋、薬医門、棟門、土塀	
	町屋構	町屋、便所、井戸、土塀、柴垣	
	ガイダンス施設	展示室、案内所	
総事業費	663,800千円		
入場料	大人330円、団体(20人以上)割引 小中学生、70歳以上の者100円 障害者及び未就学児無料(令和4年10月1日より)		
使用料	立体復原建造物	武家主屋	6,600円 (1棟当たり 1回につき)
		町屋	4,400円 (1棟当たり 1回につき)
	平面復原遺構		8,800円 (1区画当たり 1回につき)
休場日	年末年始(12月28日～1月4日)		
開場時間	午前9時から午後5時まで(ただし、入場は午後4時30分まで)		

(2) 名勝 養浩館(旧御泉水屋敷)庭園

養浩館庭園は、江戸時代「御泉水屋敷」と呼称された福井藩松平家の別邸の庭園である。庭園は、方形に近い広い池を中心に展開し、園池の東岸には池を望んで書院を、南岸には臼ノ茶屋を配し、南西隅にも清廉と呼ばれた小規模の建物が設けられた回遊式林泉庭園である。現状が文政6年(1823)の御泉水指図とも合致しており、よく旧態を残した優秀な庭園であるとして、昭和57年国の名勝に指定され、昭和60年度から平成4年度までの8カ年で庭園及び建造物の復元整備を実施し、平成5年6月に開園した。

指定年月日、面積等

名勝 昭和57年7月26日指定 8,595.91m² (敷地面積の内)

施設の概要

所在地	福井市宝永3丁目11番36号	
電話番号	0776-20-5367 (福井市文化振興課)	
開設年月日	平成5年6月17日	
敷地面積	12,309.25m ²	
建築面積	書院、清廉、雪隠、門、塀 (復元面積 384.87m ²) 御花造居宅 (規模外観復元、復元面積59.49m ²)	
復原整備費	庭園関係	513,734千円
	建物関係	712,313千円
	合計	1,226,047千円
用地買収費	1,372,570千円	
総事業費	2,598,617千円 (調査関係費を除く)	
用地買収面積	5,844.48m ²	
復元の方針	文政6年(1823)の「御泉水指図」を基礎にして復元	
復元の期間	昭和60年度から平成4年度	
入園料	大人220円、団体(20人以上)割引 中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者無料 歴史博物館との共通券 大人350円	
休園日	年末年始(12月28日～1月4日)	
開園時間	午前9時から午後7時まで(ただし、入園は午後6時30分まで) (11月6日～2月末日 午前9時～午後5時まで 入園は午後4時30分まで) 早朝無料開園(東門のみ開門、庭園の散策のみ可、建物への立入不可) 4月1日～10月31日: 午前5時30分～午前8時45分 (9月1日～10月31日: 午前6時～午前8時45分)	
使用料	1回につき3時間以内の使用料 (閉園時間後、特別に使用する場合の使用料は下記の額に5割加算) ----- 御月見ノ間、鎖ノ間、金砂子ノ間、御座ノ間 御次ノ間、櫛形ノ間、御台子、土間、御台所 御廊下、御上り場、御湯殿、内池空間 御花造蔵、芝生広場	
	1部屋(箇所)1,650円	

(3) 愛宕坂茶道美術館

茶道文化の果たした歴史的な役割について市民の理解を深め、文化教養の向上を図るため、足羽山の中腹にこの施設を建設した。

施設の概要

所在地	福井市足羽1丁目8番5号
電話番号	0776-33-3933
開設年月	平成11年10月
敷地面積	634.22㎡
延床面積	〔美術館〕409.45㎡ 〔茶室〕85.43㎡
施設内容	常設展示室、企画展示室、映像コーナー、展示会議室（貸室）、茶室（貸室）、庭園
建物の構造	〔美術館〕鉄筋コンクリート造4階建 〔茶室〕木造平屋建

利用状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	12,749	8,201	11,343

(4) 橘曙覧記念文学館

幕末の歌人で国学者でもあった橘曙覧の業績を顕彰し、郷土の文学活動の振興を図るため、足羽山の中腹にこの施設を建設した。

施設の概要

所在地	福井市足羽1丁目6番34号
電話番号	0776-35-1110
開設年月	平成12年4月
敷地面積	870.24㎡
延床面積	553.52㎡
施設内容	第1展示室（企画展示）、第2展示室（常設展示）、「藁屋（わらや）」復元コーナー、映像コーナー、図書閲覧室、収蔵庫、五嶽テラス、庭園
建物の構造	鉄骨造2階建

利用状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	6,268	4,476	5,510

(5) グリフィス記念館

福井藩のお雇い外国人教師であったウィリアム・エリオット・グリフィスの功績を中心に郷土の歴史等を学ぶ場を提供すると共に、まちなか散策の拠点としてにぎわいを創出するため、浜町に開館した。

施設の概要

所在地	福井市中央3丁目5番4号
電話番号	0776-50-2911
開設年月	平成27年10月
敷地面積	764.95㎡
延床面積	〔グリフィス館〕134.86㎡ 〔おもてなし館〕54.98㎡
施設内容	〔グリフィス館〕1階展示室、2階展示室、グリフィスの執務室復元コーナー、映像コーナー、収蔵庫、テラス、ベランダ 〔おもてなし館〕休憩スペース、職員事務室、トイレ
建物の構造	〔グリフィス館〕木造2階建 〔おもてなし館〕木造平屋建

利用状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	13,190	11,008	10,141

(6) 歴史のみえるまちづくり事業

歴史拠点施設を活用した事業

- ・愛宕坂にぎわい事業(灯の回廊)

公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会補助事業

- ・歴史ボランティアの育成及び派遣事業
- ・歴史講座、歴史ツアー開催事業

博 物 館 ・ 美 術 館

1 自然史博物館

自然豊かな足羽山に位置する自然史博物館は、全国的にも歴史の古い博物館である。旧館は、昭和27年に開催された福井復興博覧会の第二会場となった建物を利用しており、平成29年には、国の登録有形文化財に登録された。

足羽山など、市内に生息するほとんどの動植物の実物標本の展示をはじめ、特別展や企画展、自然史講座や観察会を通じて、福井の自然の魅力を楽しみながら学ぶことができる。また、足羽山のビジターセンターとして、足羽山の自然と観光についての情報を発信している。

さらに、平成28年4月に「自然科学教育の推進」と「中心市街地の賑わいづくり」のため、福井駅西口に天文分野に特化した博物館としてセーレンプラネット(福井市自然史博物館分館)が開館。全国屈指のリアル8Kによる高精細な美しいプラネタリウムの投映はもとより、コンサートや講演会などの会場としても利用されている。

(1) 施設概要

<自然史博物館>

所在地	福井市足羽上町147(足羽山公園内)
設立	昭和27年4月(同年7月 福井市立郷土博物館として開館)
増設	第一次増設 昭和33年5月(増築) 第二次増設 昭和56年5月(本館増築) 第三次増設 平成4年3月(新館増設)
建物構造	鉄筋コンクリート地下1階、地上3階
建物延面積	1,989.01m ²

<セーレンプラネット>

所在地	福井市中央1丁目2番1号(ハピリン5階)
設立	平成28年4月
建物構造	鉄筋コンクリート地下2階、地上21階のビル5階部分
面積	1,837.70m ²

(2) 主要設備・展示内容

<自然史博物館>

屋上	天文台(20cm屈折望遠鏡)、展望所
3階	講堂(レクチャーホール)、収蔵庫
2階	特別展示室、研究室、実習室、展望所(白山テラス)
1階	常設展示室(足羽山をはじめ、市内に生息する1,467種、1,753点の動植物の標本を展示) 足羽山ビジターセンター、普及図書コーナー、事務室等
地下	作業室、収蔵庫

<セーレンプラネット>

展示室	地球、太陽系をはじめ、その先の宇宙の解説のほか、先人の宇宙へのあこがれや想像から生まれた文化を映像やクイズを交えて紹介。
ドームシアター	水平式全天周スクリーン160席(内径17m)
その他	多目的室、シアター工房、受付・エントランス、事務室等

(3) 入 館 料

<自然史博物館>

常 設 展 100円 (20人以上の団体は半額) ただし中学生以下、70歳以上及び障害者は無料

企 画 展 その都度定める額

<セーレンプラネット>

常 設 展 410円 (20人以上の団体は2割引) ただし高校生以下、70歳以上及び障害者は無料

企 画 展 その都度定める額

ドームシアター 620円 (20人以上の団体は2割引) ただし3歳以上高校生以下は310円、3歳未満は無料

(4) 所 蔵 資 料

令和7年4月1日現在 (単位:点)

	動物	植物	キノコ	昆虫	貝類	岩石	化石	鉱物	天文	参考標本	合計
自然史博物館	6,936	79,005	2,991	43,258	17,989	2,583	14,294	2,748	109	439	170,352
セーレンプラネット						2			109*		111

* ドームシアター用映像資料 (81点) 含む

2 美 術 館

市民が気軽に美術に親しめる美術文化活動の拠点として、地域に根ざした市民の創造的な美術活動を支援育成することを目的に平成9年10月1日に開館した。

建物は、自然との関係を意識し、外壁の大部分がガラス張りで、曲線を多用した有機的な形とすることにより、周辺の自然と調和した美術空間を演出している。

事業は、優れた芸術作品に直に触れ、鑑賞するだけでなく、創作することもできるようにし、「みる」と「つくる」を一体化した活動を通して、市民がより芸術を体感し、感動できるよう工夫している。

「みる」場として、福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚の足跡と業績を常設展示するほか、自主企画をはじめマスコミ、他の美術館、美術団体等と提携した様々な分野の展覧会を企画し、幅広い芸術作品に触れる機会の提供に努めている。

一方、「つくる」場として、公募による“市美展ふくい”の開催及び市民ギャラリーの貸出しにより、「つくる」市民に作品発表の機会を提供することはもとより、「みる」市民とのコミュニケーションの場も創出している。さらに、子どもから大人までが「つくる」ことの楽しさを通して、豊かな創造力を育むとともに、新たな創作活動へのいざないとなることを願って、アトリエ事業（市民アトリエ、子どもアトリエ、アトリエチャレンジ等）を開催している。

(1) 施 設 概 要

所在地	福井市下馬3丁目1111番地
建物構造	鉄骨造り（一部鉄筋コンクリート造り）地上3階、地下1階
敷地面積	34,113.77m ²
建築延面積	5,262.84m ²
開館	平成9年10月

(2) 建 物 概 要

展示部門	常設展示室 福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚の全貌を紹介するとともに福井ゆかりの美術家の作品も紹介 企画展示室・市民ギャラリー 当館主催の企画展の他、共催展や公募展の開催、市民の美術創作活動の発表の場としても活用
教育普及部門	市民アトリエ1、市民アトリエ2、子どもアトリエ 市民や子どもたちの創作活動の場
収蔵部門	収蔵庫（絵画収蔵庫、彫刻収蔵庫、前室）、荷解室
管理部門他	喫茶室、エントランスホール、講堂、会議室、事務室、学芸員室等
屋外施設	屋外アトリエ、屋外ギャラリー等

(3) 観 覧 料

常設展	大人 100円（20人以上の団体は50円）ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料
企画展	その都度定める額

(4) 収 蔵 作 品

高田博厚作品	213点
福井ゆかりの美術作家の絵画造形作品	101点

3 郷土歴史博物館

郷土歴史博物館は、昭和28年足羽山に開館して以来、地方の草分け的博物館として郷土の歴史啓蒙を進めてきた。平成16年には名勝「養浩館(旧御泉水屋敷)庭園」の隣接地へ移転し、郷土への誇りと愛情を育み、知る喜び学ぶ楽しみの輪を広げる博物館となることを活動の理念として、資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及等に関する様々な事業を行っており、養浩館庭園を含む「福井 歴史の庭 散策ゾーン」として情報発信にも努めている。

また、清水郷土資料館を所管している。

(1) 施設概要

所在地	福井市宝永3丁目12番1号
電話番号	0776-21-0489 / FAX 0776-21-1489
建物構造	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造 地上2階地下1階
敷地面積	6,574.93㎡ / 建物延面積 3,915.19㎡
移転開館	平成16年3月

(2) 主要設備

展示部門	平常展示 常設展示室(ふくいのおゆみ、古代のふくい、城下町と近代都市、幕末維新の人物) 松平家史料展示室(越前松平家に伝来した資料などの展示、概ね2カ月で展示替え) 館藏品ギャラリー(収蔵資料紹介や時季にあわせたタイムリーな展示、概ね1カ月半で展示替え) 企画展示室(特別展覧会を、概ね春、夏、秋の年3回開催)
収蔵部門	考古収蔵庫、収蔵庫1、収蔵庫2、特別収蔵庫
教育普及部門	講堂
その他	エントランスホール、授乳・救護室、休息スペース等
駐車場	一般車30台 *養浩館庭園駐車場バス3台

(3) 観覧料等

平常展示観覧料	220円(20人以上、団体割引あり)ただし、中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者は無料
特別展覧会観覧料	その都度定める額(平常展示観覧料含む)
休館日	年末年始(12月28日～1月4日)及び展示替え等による臨時休館日
開館時間	午前9時～午後7時(11月6日～2月末日は、午後5時閉館)

(4) 収蔵資料

(令和7年4月1日現在)

館蔵資料	34,373件 (内、指定文化財 国 0件、県 4件、市 4件)
寄託資料	7,828件 (内、指定文化財 国 8件、県 5件、市 2件)
計	42,201件 (内、指定文化財 国 8件、県 9件、市 6件)

(5) 所管施設の概要

施設名称	清水郷土資料館
所在地	福井市風巻町21-17(清水図書館内)
電話番号	0776-98-3820(清水図書館)

建築面積 312.6㎡ (展示面積230㎡)
観覧料 無料
休館日 月曜日、第3日曜日、国民の祝日、年末年始、他に臨時休館有り
開館時間 10時～18時

社 会 体 育

令和6年度を始期とする「第2期福井市スポーツ推進計画」では、国の「第3期スポーツ基本計画」の考え方や方向性を参酌・反映した上で、『スポーツの力で創る！元気で明るく楽しい！まちふくい』を基本理念とし、スポーツ機会の創出「する・つづける」、スポーツ文化の振興「みる・たのしむ」、スポーツ活動への参加促進「ささえる・かかわる」、スポーツを活かしたまちづくりの推進「あつまる・つながる」の4つの基本方針を掲げ、スポーツの推進に取り組んでいるところである。

1 生涯スポーツ推進事業

「第八次福井市総合計画」の中で、「市民の生涯スポーツを支援する」ことを目標に取り組んでいく。近年体力の維持増進や健康への関心が高まる中、市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルや、体力に合わせてスポーツやレクリエーションを楽しむ傾向が強まっていることを踏まえ、各種教室や大会を通して、子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことのできる環境づくりに努めていく。

(1) スポーツ教室

健康増進や生きがいに繋がる生涯スポーツの推進のため、誰でも気軽に参加できるスポーツ教室を開催している。

(2) ファミリーミニマラソン大会

家族のふれあいと健やかな子どもの育成を目指し、5歳から小学6年生とその保護者を対象としたファミリーミニマラソン大会の企画・運営を行っている。

(3) 各種団体主催スポーツ・レクリエーション教室

(公社)福井市スポーツ協会や福井市レクリエーション協会加盟団体が、スポーツ・レクリエーションの普及活動の一環として実施するもので、市が委託又は助成する教室から加盟団体が独自で主催する教室まで、多様な教室が開設されている。

2 スポーツコミッション事業

スポーツを通じた交流人口の拡大や地域の経済効果を創出するため、スポーツを通じて地域活性化を目指す取り組みを推進していく。

(1) ふくい桜マラソン開催事業

全国最後発のフルマラソン大会として「ふくい桜マラソン」を開始し、「かける思い、サクラサク。」をスローガンに、はしる・みる・ささえるの様々な視点からスポーツ推進に取り組んでいる。

(2) 地元トップスポーツチームとの連携

スポーツを活かした活気あふれるまちづくりに向け、本市に拠点を置くトップスポーツチームの知名度向上や応援機運の醸成、地域活動の支援に取り組む。また、市民が地元トップスポーツチームを愛し応援したくなるイベント等をチームと連携して開催し、スポーツを通じた地域活性化を図る。

(3) 県スポーツまちづくり推進機構

スポーツ大会の誘致やスポーツイベントの企画・開催、県内スポーツチームの応援など、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となり地域活性化を図る。

3 関係団体の育成と事業の充実

関係団体の健全な運営と組織力・指導力の強化及びスポーツ推進への支援に努める。

(1)(公社)福井市スポーツ協会

市民スポーツ大会や種目別委託事業の開催のほか、選手・指導者強化事業、県民スポーツ祭への派遣、地区（区民）スポーツ大会への補助事業などを行っている。

（公社）福井市スポーツ協会 加盟団体

競技団体 42、地区体育団体 49、学校体育団体、スポーツ少年団、レクリエーション協会 計 94 団体

（２）福井市スポーツ少年団

青少年がスポーツを楽しみながら心身の健全な育成を図ることを目的として、各単位スポーツ少年団とともに、自主性をもって連携や協議を進めながら運営・活動をしている。

令和 6 年度登録団 43 団 登録団員数 891 人

（３）福井市レクリエーション協会

「ともに生きる」社会、「ともに遊ぶ」文化を求めて、多くの市民が気軽に、いつでも、どこでも、スポーツレクリエーションに親しめる環境づくりを推進するため、各種事業を行っている。

加盟団体 オリエンテーリング協会 サイクリング協会 ターゲットバードゴルフ協会

フォークダンスサークル「リズムの会」

（４）福井市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員が相互の連絡を密にし、その活動の活発化を図ることにより、委員の資質向上と市民のスポーツ推進に寄与することを目的に、各種研修・事業を行っている。

4 スポーツ推進委員育成支援

平成23年に施行されたスポーツ基本法では、これまでの「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が変更され、その役割に「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が追加された。したがって、市の指導担当者間（行政職員及び民間指導者）の連携・協調体制の充実を図りながら地域におけるスポーツの実技指導、スポーツ環境の整備充実への協力が期待されている。

具体的には、スポーツプログラムの企画・立案やその参画と推進、また、地域住民が自主的・自律的にスポーツ活動が行えるよう、スポーツ教室の実践及びクラブの組織化等の指導が求められる。

本市では、上記のことをふまえ、社会的信望 スポーツに関する深い関心と理解 その職務を行うために必要な熱意と能力をもつという3つの観点で、各地区体育団体長の推薦を受けた124名に対し、市が委嘱している。

5 学校体育施設開放事業

地域のスポーツ活動の拠点として、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設の一般開放を昭和51年度から実施している。学校の体育施設を開放することによって、地域を主体とした各種教室・大会等の開催による地区スポーツの振興、スポーツを通じたコミュニティづくりに大きな役割を果たす場となっている。

（１）体育館・校庭

市内小学校（49校）と中学校（18校）の体育館及び校庭を開放している。

運営管理

開放事業運営機関として各開放校に学校体育施設開放運営委員会を組織し、企画、運営に当たる。

（２）夜間屋外運動場（夜間照明設置校のみ）

森田小、越廼小、清水西小、清水南小、足羽中、光陽中、川西中、足羽第一中、鷹巣小中、美山中

（午後 7 時 30 分～ 9 時まで）

（３）プー ル

小学校プールを夏季休業期間（7月下旬～8月上旬の午前）に開放している。

6 社会体育施設

(令和7年4月現在)

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千円)
体育館	体育館 (松本4丁目)	13,824	メインアリーナ 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て一部4階建て 建築面積 3,709.36㎡ 床面積 延5,884.87㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面(練習用3面) バドミントン 10面 テニス 3面 ハンドボール 1面(練習用2面) フットサル 1面(練習用2面) エスキーテニス 8面 卓球 24台	H23. 3 (改修)	1,890,069
			サブアリーナ 鉄骨造平屋建 建築面積 1,367.71㎡ 床面積 延1,344.24㎡ バスケットボール 1面 バレーボール 1面(練習用2面) バドミントン 3面(練習用6面) テニス 1面 フットサル 練習用1面 エスキーテニス 6面 卓球 10台	H27.12 (増築)	485,508
用途別 優先体育館	ちもり体育館 (淵4丁目)	8,339	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 2,311㎡ 床面積 延2,415.04㎡ バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 テニス 1面 ソフトバレー 6面 卓球 11台	H24. 3 (改修)	70,242
屋内運動場	中藤屋内運動場 (高木町)	5,198	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部3階建て 建築面積 1,634.55㎡ 床面積 延1,688.27㎡ フットサルコート(1F) 1面 テニスコート(1F) 1面 軟式・硬式野球(1F) 練習用 ソフトボール(1F) 練習用 卓球(2F) 3台 1F 人工芝、2F フローリング	H26.11 (改修)	88,681

区分	施設名	敷地面積 (m ²)	施設の概要	竣工 年月	-
地域体育館	東体育館 (東郷二ヶ町)	7,353	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,527 m ² 床面積 1,660.97 m ² バスケットボール 1 面 バレーボール 2 面 バドミントン 6 面 テニス 1 面 卓球 11 台	H 4. 7	477,106
	西体育館 (飯塚町)	14,824 (わかばテニ スコート含 む)	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,553 m ² 床面積 1,845.92 m ² バスケットボール 2 面 バレーボール 2 面 バドミントン 6 面 テニス 1 面 卓球 13 台	H 5. 6	622,000
	北体育館 (天池町)	10,500	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,602 m ² 床面積 1,886.32 m ² バスケットボール 2 面 バレーボール 2 面 バドミントン 6 面 テニス 1 面 卓球 7 台	H 8.11	612,000
	南体育館 (下筋生田町)	11,708	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建て 建築面積 1,943 m ² 床面積 1,950.54 m ² バスケットボール 2 面 バレーボール 2 面 バドミントン 6 面 テニス 1 面 卓球 6 台 武道室 250 m ²	H14. 5	550,000
	美山トレーニング センター (境寺町)	8,217	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋一部2階建て 建築面積 1,875 m ² 床面積 1,972.83 m ² バスケットボール 1 面 バレーボール 2 面 バドミントン 6 面 ハンドボール 練習用1 面 フットサル 練習用1 面 テニス 2 面 卓球 20 台	S58. 7	340,000

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千 円)
テニスコート	西公園テニスコート (花月1丁目)	14,178	管理棟 鉄骨2階建て 326.20㎡ 砂入り人工芝コート 8面 夜間照明 4面	S48. 8 H28. 3 (改修) S63. 7	17,838 71,010 10,510
	わかばテニスコート (飯塚町) (西体育館内)	14,824	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 160㎡ 砂入り人工芝コート 8面 夜間照明 8面	H 5. 6 H29. 2 (改修)	225,000 146,178
	東体育館テニスコート (東郷二ヶ町)	2,132	クレーコート 2面	H10.10	10,503
	北体育館テニスコート (天池町)	3,116	クレーコート 1面 (フットサルコート 1面)	H10.10	11,401
	南体育館テニスコート (下筋生田町)	11,708	クレーコート 2面	H14. 5	
グラウンド (野球)	成和グラウンド (成和2丁目)	12,692	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 115.5㎡ 軟式野球 1面	S53. 6	53,818
グラウンド (ソフトボール)	開発グラウンド (西開発3丁目)	13,363	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 140㎡ ソフトボール 2面 夜間照明施設 6基 (1基あたり20灯)	S53. 6	58,528
	町屋グラウンド (町屋2丁目)	10,229	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 99㎡ ソフトボール 2面	S54. 6	8,880
	米松グラウンド (米松1丁目)	9,590	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 66㎡ ソフトボール 2面	S56. 6	8,520
	大島グラウンド (大島町)	10,993	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 121.76㎡ ソフトボール 2面	S61.10 S45.11	8,520
	東公園グラウンド (豊島2丁目)	6,088	ソフトボール・少年野球 1面	S23.10	-
	和田グラウンド (御幸4丁目)	9,598	ソフトボール 2面	S50. 5	-
	高木中央グラウンド (高木中央1丁目)	8,200	ソフトボール 2面	S54. 7	-
	山奥グラウンド (月見4丁目)	6,010	ソフトボール 2面	S54. 9	-
	宮ノ下グラウンド (御所垣内町)	8,918	ソフトボール 2面	S60. 3	37,954
	西藤グラウンド (大宮5丁目)	9,900	ソフトボール 2面	S61. 4	-
江尻グラウンド (下江尻町)	8,069	少年野球・ソフトボール 1面	H 4.12	13,620	
グラウンド (野球)	越廼グラウンド (菜崎町)	11,800	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 63.5㎡ 軟式野球・硬式野球・少年野球 1面 ソフトボール 2面	S63. 3	96,225
グラウンド (サッカー)	藤岡サッカー場 (原目町)	21,514	管理棟 鉄筋コンクリート平屋建て 54㎡ サッカー (一般) 1面 サッカー (少年) 3面	S53. 4 H26. 3 (改修)	86,985

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千 円)
学校屋外 夜間照明	森田小学校	10,835	6基(1基あたり44灯)	S54.6	12,140
	川西中学校	9,353	6基(1基あたり35灯)	S54.9	北陸電力(株) 福井支店寄付
	光陽中学校	8,855	6基(1基あたり40灯)	S54.9	北陸電力(株) 福井支店寄付
	足羽第一中学校	15,907	6基(1基あたり44灯)	S55.7 H26.2 (改修)	14,005 12,925
	足羽中学校	16,583	6基(1基あたり44灯)	S54.6	12,470
	鷹巣小中学校	12,280	4基(1基あたり44灯)	S62.8	12,280
	美山中学校	14,586	4基(1基あたり36灯)	S54.7 H12.8	14,600 11,870
	越廼小学校	3,318	4基(1基あたり64灯)	S53.10	41,750
	清水西小学校	7,602	5基(1基あたり35灯)	S53.9	-
	清水南小学校	4,800	4基(1基あたり32灯)	S54.9	-
プール	美山B&G 海洋センター (美山町)	3,376	管理棟 鉄筋平屋建て 135㎡ 上屋付 プール 6コース 25m×13m 幼児用プール 10m×6m	S61.6	110,000
弓道場	弓道場 (市体育館敷地内)	967	木造平屋建て 建築面積 461.37㎡ 床面積 延 449.44㎡ 近的6的・巻ワラ2的	H27.12	181,790
ゲートボール場	わかばテニスコート付設 (飯塚町)		ゲートボールコート 1面		-
	東体育館付設 (東郷二ヶ町)		ゲートボールコート 2面	H12.2	9,288
アーチェリー場	アーチェリー練習場 (豊島2丁目)	550	アーチェリー 4人立50m	S62.1	13,250
トレーニング場	基礎体力づくり トレーニング場 (豊島2丁目)		鉄骨組立ハウス 練習場 103.68㎡ 2面	S57.6	7,400

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	施設の概要	竣工 年月	建設当時の 工事費(千 円)
刈エテ-リング コース	足羽山コース 文殊山コース	10 k m 10 k m			-
福井市 スポ-ツ公園	野球場 「福井フェニックス スタジアム」 (安田町)	13,588	軟式野球・硬式野球 グラウンド面積 10,223 ㎡ (両翼 100m、センター122m) 収容人員 内野席 4,164 人 外野席 6,000 人 夜間照明施設 6 基	H20. 6	1,295,971
	野球場 「サググラウンド」 (同上)	9,862	軟式野球・硬式野球(両翼 90m、センター 110m)	H20. 6	123,824
	サッカー場 兼ラグビー場 「福井市 フットボールセンター」 (同上)	30,000	クラブハウス 木造 2 階建て 651 ㎡ サッカー(一般) 2 面 サッカー(少年) 4 面 ラグビー 1 面 夜間照明施設 4 基	H12. 4 R6.3 (改修)	-
	ソフトボール場 兼少年野球場 (同上)	22,000	管理事務所 木造平屋建て 228 ㎡ ソフトボール 3 面 少年野球 1 面	H13. 4	-
	マレットゴルフ場 (同上)	43,220	マレットゴルフ 5 4ホール	H22. 5	-
	グラウンドゴルフ場 (同上)		グラウンドゴルフ 1 8ホール	H15. 4	-
美山アンデ バンダン広場	グラウンド (縫原町)	66,259	管理棟 鉄骨 2 階建て 689 ㎡ 軟式野球・硬式野球 1 面 ソフトボール 2 面 夜間照明施設	H 5. 3	1,197,000
	アイアイドーム (同上)		バレーボール 2 面 テニス 1 面 ゲートボールコート 2 面 砂入り人工芝		
きららパーク	多目的 グラウンド (風巻町)	58,079	管理事務所 399 ㎡ 軟式野球・硬式野球 1 面 ソフトボール 4 面 夜間照明施設	H11. 9 H28.12 (改修)	1,890,000 63,828
	テニスコート (同上)		砂入り人工芝コート 4 面 夜間照明施設	R3.12 (一部改修)	
	ふれあいドーム (島寺町)	9,390	鉄骨平屋建て 1,223 ㎡ バドミントン 3 面 テニス 1 面 フットサル 1 面 ゲートボール 2 面 人工芝	H17.11	241,731

労 政

現在、少子高齢化の進行や若者の県外流出に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻である。本市では、勤労者の生活と雇用の安定を図るだけでなく、U・Iターン希望者や若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の地元企業への就職促進に取り組むとともに、労働環境の改善や働き方改革に積極的に取り組む企業を支援する。

1 企業への人材確保に向けた支援事業

(1) 地元企業認知度アップ事業

企業の人材確保とU・Iターン就職や地元就職を促進するため、学生等に対し市内企業の認知度を高める事業を実施する。

(2) 多様な人材発掘事業

障がい者や若者・就職氷河期世代及び子育て中の女性等の多様な人材の確保を図るため、求職者に向けたセミナー等の開催や、市民や企業に向けた雇用啓発事業を実施する。また、事業主への雇用奨励金を支給する。

(3) 働く環境整備事業

中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済制度等の掛金の一部を事業主に助成する。また、働きやすい職場環境づくりを推進するため、企業を対象とした啓発セミナーを開催する。

(4) 中小企業労働相談事業

雇用対策や職場環境の改善を図るため、中小企業雇用促進相談員2名を配置し、企業の抱える課題等の情報収集や労働相談を行う。

(5) 未来を拓く奨学金返還支援事業

市内中小企業への就職を促進し、人材確保を図るため、貸与型の奨学金を返還しなければならない若者に対し、奨学金の返還を支援する。

2 労働者の生活支援事業

勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、低利で融資を行う金融機関にその原資を預託する。また、勤労者が住宅資金を借り入れた場合の利子を補給する。

3 就業機会確保推進事業

高齢者が自身の経験や技能を生かせる就業の場を確保し、健康増進及び生きがいづくりを推進するため、(公社)福井市シルバー人材センターを支援する。

4 技能振興事業

優れた技能を有し、後継者育成及び本市の産業発展に貢献した方を技能功労者として表彰し、技能功労者の技能と仕事の魅力を広く市民に周知するため、巡回パネル展を開催する。また、市民が職人の技に関心を持ち、技能の継承及び後継者の育成を図るため、ものづくり実演・体験イベントを開催する。

福井競輪場

競輪事業は、自転車競技法に基づき、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため実施している。福井競輪においては昭和25年の開設以来、収益金の一部を一般会計に繰り入れ、学校教育、住宅建設、下水道整備、道路建設等の公共事業の振興に寄与しており、本市における貴重な自主財源となっている。

【所在地】	福井市明里町2番65号
【所有管理施行者】	福井市（昭和25年4月6日総理府告示第81号）
【設置者】	福井市（敷地所有者 福井市）
【登録】	昭和25年5月26日

1 施設概要 【令和7年4月1日現在】

（1）敷地

29,411.32㎡

（2）駐車場

市有地 13カ所 35,978.63㎡ 借上地 3カ所・5筆 933.17㎡

（3）収容人員

4,701人（内 特別観覧室 60人 サイクルシアター 264人）

（4）観客席

メインスタンド 947㎡ 第1北スタンド 540㎡

サイクルシアター 1,138㎡ 特別観覧室 279㎡

中央客溜り（屋根面積） 2,058㎡

（5）競走路

周長 400m 設計速度 15.00m / s

軸の長さ 長軸 156.582m、短軸 80.444m

幅員 ホーム 10.5m、バック 9.0m、センター 7.5m

傾斜角 直線部 2° 51' 45"、センター部 31° 28' 37"

退避路 1.1m 内周路 2.0m、曲線種類 マッコーネル

フィールド内 芝生植樹

（6）入場券発売所

サイクルシアター入口 座席指定券発売機 2台

（7）車券発売所

第4投票所 13窓 前売投票所 8窓 特別観覧室 3窓 サイクルシアター 11窓

第2投票所 3窓 来賓室 2窓 計 40窓（発払機含む）

（8）発売機器

自動発売機（14窓分） 自動発払機（19窓分）

有人発売機（1窓分） 有人発払機（6窓分）

(9)車券払戻所

前売払戻所	8窓(手払 2、自動 6)
第4払戻所	13窓(手払 1、自動 12)
特別観覧室	3窓(手払 1、自動 2)
サイクルシアター	11窓(手払 2、自動 9)
第2投票所	3窓(手払 1、自動 2)
来賓室	2窓(手払 1、自動 1)
計	40窓(発払機含む)

(10)サービス施設

湯茶接待所	5カ所	手荷物預り所	2カ所	食堂・売店	1カ所
救護所	1カ所	トイレ	9カ所		

2 主な施設整備・改修状況

整備・改修内容	竣工(購入)年月	事業費(千円)
選手宿舎(福井サイクルハウス)新築工事	平成6年3月	1,155,660
サイクルシアター新築工事	平成10年3月	680,000
中央コンコース・入場門整備・ゲート・便所新築及び選手管理棟等増築工事	平成16年3月	219,000
バンク補修工事	平成18年5月	22,000
特別観覧室改修工事	平成19年5月	70,000
選手管理棟大規模改修工事及び選手宿舎改修工事	平成20年3月	96,000
客溜空調機改修工事(委託)	平成21年3月	20,630
バンク補修工事	平成21年11月	17,640
中央スタンド棟・中央コンコース屋根塗装改修工事	平成21年12月	17,140
備品:投票コンバータ購入	平成23年2月	12,910
バンク補修工事	平成25年11月	21,850
競輪場中央スタンド棟耐震補強及び改修工事	平成29年7月	358,533
バンク補修工事	平成30年7月	30,844
外周堀改修工事	平成30年9月	68,299
オープスタジオ整備(機器移設含む)	令和2年3月	32,552
選手管理棟小荷物昇降機設置工事	令和3年3月	10,261

3 従業員数と報酬・手当

令和7年4月1日現在

従業員	50人(車券発売関係 41人 施設管理 3人 専門官 1人 企画官 1人 宿舎管理人 2人 治安警備員 1人 事務職 1人)
報酬	日給平均 8,593円
手当	期末・勤勉手当(夏期・年末)年4.6か月分 週4日以上勤務が対象 (令和7年度実績 令和7年6月30日支給 令和7年12月10日支給予定)

4 事業実績状況

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
開 催 回 数		15回	15回	13回		
開 催 日 数		64日	65日	58日		
入 場 者 数		21,573人	21,230人	20,154人		
車 券 売 上 額		21,027,364,300円	22,577,421,900円	22,216,744,900円		
一日平均	入 場 者 数	337人	327人	348人		
	売 上 高	328,552,567円	347,344,952円	383,047,326円		
経 常	歳 入	車 券 売 上 金	21,027,364千円	22,577,422千円	22,216,745千円	
		そ の 他	1,287,380千円	1,141,495千円	1,128,145千円	
		計	22,314,744千円	23,718,917千円	23,344,890千円	
	歳 出	総 務 費	131,408千円	110,275千円	229,868千円	
		開 催 事 業 費	賞 金	683,809千円	715,535千円	695,120千円
			従 業 員 人 件 費	107,723千円	108,234千円	127,675千円
			払 戻 金	16,087,276千円	16,944,412千円	16,630,747千円
			競 輪 振 興 法 人 交 付 金	409,584千円	444,824千円	448,260千円
			そ の 他	4,034,917千円	4,327,991千円	4,085,941千円
		公 営 競 技 納 付 金	43,447千円	99,318千円	148,619千円	
一 般 会 計 繰 出 金		230,000千円	330,000千円	200,000千円		
計	21,728,164千円	23,080,589千円	22,566,230千円			
翌 年 度 繰 越 金	586,581千円	638,328千円	778,659千円			

5 過去の最高記録

種 別		年 月 日	記 録
車(自 券売場 上分 高)	1 開 催 最 高 (特 別)	平成12年8月31日～9月3日	22,432,651,700 円
	1 開 催 最 高 (普 通)	昭和54年12月22日～昭和55年1月4日	1,997,823,700 円
	1 日 最 高	平成12年9月3日	8,162,007,900 円
	1 レ - ス 最 高	平成12年9月3日	2,312,348,100 円
入 場 者	1 開 催 最 高	昭和47年1月3日～16日	71,767 人
	1 日 最 高	昭和49年1月3日	21,012 人
最	高 払 戻 金	平成15年4月12日	2,340,220 円

農
林
水
産

農 業

本市の農業は、九頭竜、足羽、日野の三大河川流域を中心とした水稲単作で、越前の米どころとして長い歴史をもち、地域特性を生かした農業等が営まれている。農地の約95%を水田が占めているが、近年の不安定な米価や連作障害等へのリスク低減を図るため、水稲+大麦+大豆、そばの2年3作や水稲にキャベツやネギなどの園芸作物の栽培を組み合わせた水稲と園芸の複合経営が進んでいる。また、高齢化の影響により農家戸数、就業人口は減少しているものの、農地中間管理事業の推進等により、認定農業者等の担い手農家への農地集積が進んでいる。

1 県農業に占める本市農業

(1) 農 家 戸 数

(2020年農林業センサス・2020年国勢調査)

区 分	総世帯数	農家戸数	販売農家
県	戸 291,662	戸 16,058	戸 9,777
市	104,470	3,387	2,179
市/県(%)	35.8	21.1	22.3

(2) 耕 地 面 積

(北陸農林水産統計年報：令和6年耕地面積調査)

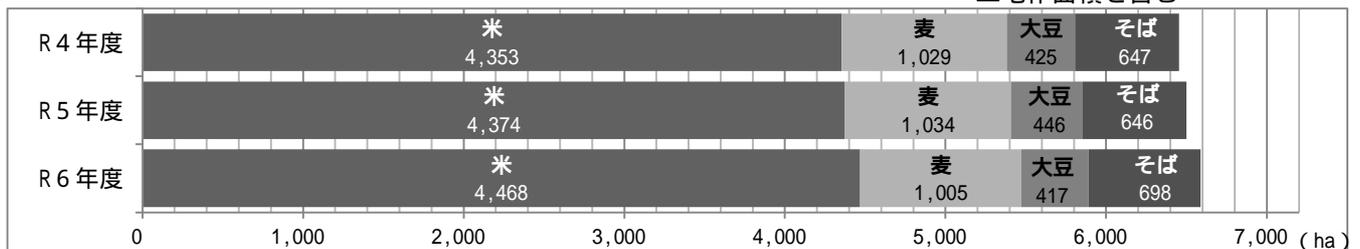
区 分	田 畑	田	畑
県	39,500 ha	35,800 ha	3,660 ha
市	7,710 ha	7,300 ha	408 ha
市/県(%)	19.5	20.4	11.1

2 農産物作付面積

(農政企画課)

区 分	作付面積		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米	4,353 ha	4,374 ha	4,468 ha
麦	1,029 ha	1,034 ha	1,005 ha
大豆	425 ha	446 ha	417 ha
そば	647 ha	646 ha	698 ha

二毛作面積を含む



3 中山間地域等対策

中山間地域は、まとまった平坦な耕地が少なく農業生産条件が不利な地域である一方、農業生産活動の営みは、多様な農林水産物を供給するとともに、水資源の涵養や洪水の防止など公益的な役割を果たしている。

本市における中山間地域（特定農山村地域）は16地区（152集落）で、高齢化や過疎化、担い手不足が進む中、生産・生活条件の改善と多面的機能の維持増進をめざし、各種の活性化策を講じており、中山間地域等における適切な農業生産活動の継続と多面的機能の確保を図るための施策として、中山間地域等直接支払制度を実施している。

< 中山間地域等直接支払制度実績 >

年 度	協定締結集落	対象面積（ha）	交付金額（円）
R4	46集落	321.9	53,461,642
R5	46集落	323.8	53,699,924
R6	47集落	328.2	54,647,860

4 家畜家きん飼養頭羽数

（農政企画課）

調 査 年 月 日	乳 用 牛			肉 用 牛							豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼 養 戸 数	飼養頭数		飼 養 戸 数	飼 養 頭 数						飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 羽 数	飼 養 戸 数	飼 養 羽 数
		総 数	左 経 の 産 内 牛		繁 殖 牛			肥 育 牛								
					繁 殖 牛	仔 牛	小 計	肉 専 用 種	交 雑 種	小 計						
R5. 3. 31	3	143	136	4	14	1	15	11	207	218	0	0	5	6,920	1	24,200
R6. 3. 31	3	146	134	5	14	0	14	16	231	247	0	0	5	6,451	1	27,000
R7. 3. 31	3	146	135	5	14	0	14	17	229	246	0	0	5	5,041	1	26,000

林 業

本市の森林面積は31,955aで全面積の59.5%を占め、林業生産の重要な基盤であるとともに、国土の保全及び水資源の確保、さらには市民の保健休養の場としての役割も極めて大きいものがある。

しかしながら社会経済情勢の変化に伴い、山村地域の過疎化及び国産材の価格の低迷等、森林、林業には非常に厳しい現況となっている。

そのため、今日では、木材生産を主体としたものから、水源かん養・土砂流出の防止・二酸化炭素の吸収等、森林の多面的機能の持続的な発揮を目的とした適正な森林の管理が必要となっている。

1 森 林 面 積

(単位: ha)

区 分	民 有 林			国 有 林		合 計
	公 有 林	私 有 林	小 計	官行造林	林野庁所管外	
面 積	1,530	30,316	31,846	57	52	31,955
人 工 林	1,141	18,229	19,370	45	27	19,442
人 工 林 率	74.5%	60.1%	60.8%	78.9%	51.9%	60.8%

(注) 合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。 (令和5年度福井県林業統計書抜粋)

2 林 道

(1) 林道網整備計画

(越前地域森林計画書 R3.4.1~R13.3.31)

幅 員	1.8m~3.0 m	3.0m~4.0 m	5.0 m~	計
路 線 数	35	30	2	67
計 画 延 長	17,774 m	31,168 m	2,090 m	51,032 m

(2) 既設林道の状況

(令和7年3月31日 現在)

軽 車 道	46,556m	65路線
自 動 車 道	353,277m	194路線
計	399,833m	259路線

(3) 林道による森林保全計画

(令和2年12月現在)

区 分	計 画 面 積	蓄 積
林 道 に よ る 保 全	5127.02 ha	1,540,690 m ³

3 林産物生産状況

(1) 特 用 林 産 物

きのこ類(kg)								木 炭 (kg)	木酢液 ()	山 菜・薬 草 類(kg)		
乾 しいたけ	生 しいたけ	なめこ	えのきたけ	まいたけ	ひらたけ しめじ	乾 きくらげ	生 きくらげ			わらび	ぜんまい	ふ き
177	9,506	36	38	420	6,621	101	2,171	7,859	200			2,109

(令和5年度福井県林業統計書抜粋)

4 保安林面積

(単位：ha)

水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	潮害防備	干害防備	なだれ防止	落石防止	魚つき	保健	風致	合計
4,384	701	69	33	26	278		9	111	1	5,611

(令和5年度福井県林業統計書抜粋)

5 造林事業

福井市公団造林及び市有林の実施概要

単位：ha (令和6年3月31日現在)

地係	鮎川	国見	国見元	五太子	二ツ屋	国山	鷹巣	奥平	西大味	東郷	大丹生	四の谷	上一光	横谷
総面積	35.36	63.30	43.97	95.99	51.36	8.63	162.08	24.84	1.81	6.10	1.22	44.92	2.01	3.45
造林面積	33.75	56.39	36.33	63.40	41.04	8.60	92.59	20.00	1.00	3.82	1.22	28.40	1.10	2.20

地係	河内	仁位	合計
総面積	6.40	4.97	556.89
造林面積	6.40	4.97	401.21

6 森林公園

木ごころの森

樹木とふれあい自然の豊かさを体感できる森林公園である。散策道では、森林浴で癒されながら、クイズラリーを楽しむことができ、家族や友人で森林の多面的な役割への理解を深めることができる。

施設概要

・広場エリア

多目的広場	940㎡ (ウッドデッキ)
芝生広場	2,290㎡
あずまや	1棟
屋外便所	1棟
駐車場	普通車27台 (内 障がい者用2台) 大型バス1台

・里山エリア

遊歩場	724m
散策道	608m

清水きららの森～おばやま自然公園～

遠足や自然学習の場として自然とふれあえ、子ども連れの家族が森の中で遊べる公園。冒険の広場には複合遊具などがあり、野鳥の森、昆虫の森は、企業と連携して野鳥、昆虫の集まる樹木を植栽している。

施設概要

冒険の広場	5,260 m ²
(複合遊具を含む。)	
野鳥の森	5,250 m ²
昆虫の森	4,040 m ²
展望台	1棟
あずまや	1棟
遊歩道	350.00m
屋外便所	35.41 m ² (木造)
駐車場	普通車 39台 (内身障者用 1台) 大型バス 1台

水 産

本市の海岸線は日本海特有の地勢急峻で漁業活動に適さない地形であったことから、漁港整備を進めてきた。主要漁業は、定置網漁業、底曳網漁業であるが、いか釣、刺網、一本釣、はえ縄、採貝採藻漁業も営まれている。令和6年の属人生産量は、655 tとなっている。漁船数は3 t未満 165隻、3 ~ 5 t 38隻、5 ~ 10 t 14隻、10 ~ 20 t 10隻、総数227隻（R7.3.31）であり、日本海中部の玄達瀬、松出シ瀬付近で操業している。現在、老朽化が進んだ漁港施設の改修を計画的に実施するとともに、ヒラメ、アワビ等の稚魚稚貝の放流、海底耕うんによる漁場環境改善等の取組を支援することで、水産資源の保全を図っている。

1 漁 港 施 設（市管理）

（令和6年3月31日現在）

漁 港 名		白浜（国見）	長橋菅生	鮎 川	大丹生	大 味	居 倉
種 別		第 2 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種
外 郭 施 設	防 波 堤	424.9 m	613.9 m	267.5 m	394.4 m	69.3 m	318.8 m
	防砂堤・突堤	10.0 m	34.2 m	49.9 m		58.0 m	
	護 岸	290.5 m	1,108.7m	197.4 m	957.7 m	133.2 m	557.1 m
係 留 施 設	物 揚 場	217.9 m	192.0 m	128.0 m	126.0 m		51.0 m
	船 揚 場	125.1 m	226.1 m	103.9 m	190.8 m	30.8 m	111.7 m
航 行 補 助 施 設 水 域 施 設 輸 送 施 設	灯 台	1 基	1 基				
	泊 地	9,100 m ²	18,392 m ²	8,063 m ²	9,232 m ²	3,592 m ²	1,470 m ²
	航 路	4,080 m ²					
漁 獲 物 施 設 及 び 保 存 加 工 施 設	道 路	201.8 m	264.0 m	29.1 m	111.9 m	170.0 m	
	冷 蔵 庫	1 棟					
	荷さばき所	1 棟	1 棟				

2 稚 魚 の 放 流

水産資源の確保を図るため、ヒラメ・マダイ・サザエの直接放流及びアワビの中間育成放流を行っている。

魚 種 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒ ラ メ	36,000尾	36,000尾	36,000尾	7,500尾	7,500尾
ア ワ ビ	22,800個	14,000個	17,000個	18,000個	18,835個
マ ダ イ	10,000尾	10,000尾	10,000尾	12,150尾	12,150尾
サ ザ エ	-	10,000個	-	7,000個	4,000個

3 海岸保全施設

(令和6年3月31日現在)

漁港名	白浜(国見)	長橋菅生	鮎川	大丹生	大味	居倉
海岸保全区域延長	148.0m	592.0m	390.0m	489.0m	390.0m	446.0m
護岸	158.0m	592.2m	101.0m	442.0m	113.2m	490.1m
消波堤	20.0m	93.8m				84.0m
離岸堤			127.1m	219.6m	135.0m	

4 漁業協同組合

漁業協同組合は、共済、購買、販売、利用、指導等の各事業を営み、漁業者の経済的、社会的地位の向上を図っている。

(令和6年12月31日現在)

区分	福井市漁業協同組合	越廼漁業協同組合
設立年月日	昭和46年4月1日	昭和38年6月1日
組合員数	892人	189人
出資金	64,199,000円	22,140,000円
役員数	12人	7人

土 地 改 良

1 土地改良施設

(1) 農業排水(施設) (令和7年4月1日現在)

区 分	施 設 の 個 所 数			
	排 機	樋 門	樋 管	計
河川に排水される 農業排水	17	184	94	295

(2) 農業用道路 (令和7年4月1日現在)

全 延 長	800 km
舗 装 延 長	303 km
舗 装 率	38.0 %

(3) ほ場整備状況 (令和4年度末現在)

整備対象水田面積	7,536.2ha
一 次 整 備 済	6,306.2ha(83.7%)
大規模ほ場整備済	762.9ha(10.1%)

2 農業農村整備事業

(1) 市単事業 (令和6年度)

事業内容	用排水施設 整備	ほ場整備	農道整備	ため池整備	集落内環境 整備	災害復旧
件 数	56	4	28	3	2	30
市負担額	27,273 千円	1,040 千円	23,808 千円	2,784 千円	392 千円	38,796 千円

(2) 県単事業 (令和6年度)

事業内容	用排水施設 整備	農道整備
件 数	12	4
市負担額	4,508 千円	15,502 千円

(3) 国庫補助事業

(ア) 団体営事業 (令和6年度)

事業内容	かんがい排水	災害復旧
件 数	11	20
市負担額	15,400 千円	128,147 千円

(イ) 県営事業 (令和6年度)

事業内容	かんがい排水	ほ場	農道	農地防災
件 数	6	6	2	11
市負担額	66,011 千円	55,638 千円	49,735 千円	123,523 千円

園芸センター

福井市の農業は稲作が主体であるが、都市近郊としての立地条件を生かし野菜、花卉、果樹の園芸作物の振興を図るため園芸技術の普及・支援を行ってきた。

また、金福すいかやオリーブ、越前水仙といった福井市特産品の普及拡大や現地巡回、生産者の育成・確保など、地域に即した園芸振興に力を入れてきた。

施設の概要 総面積2.46ha 圃場面積0.48ha (令和7年4月1日現在)

名 称	構 造	棟 数	面 積
本館（作業場合）	鉄骨平屋建て	1棟	1,168 m ²
堆肥・農機具格納庫舎	〃	1	172
温室	鉄骨アルミ製	11	2,988
ビニールハウス	鉄パイプ製	22	2,435
屋外トイレ	鉄筋コンクリート	1	21

令和7年度主要事業計画の概要

1 試験研究事業

(1) 野菜に関する試験

金福すいかの花落ち部形態の経過的観察

種子繁殖「金福すいか」品種の育成

銀福すいか後継品種の開発（雑種第13代、3倍体、4倍体）

銀福すいか後継品種の開発（雑種第14代、3倍体、4倍体）

金福すいかの尻割れ症原因追及試験（寒暖差緩和試験）

長期どりアスパラガスの品種比較試験(5年目)

きゃろふく根色固定化、根形選抜試験

(2) 果樹に関する試験

ブドウのアグレプト液剤の処理時期の検討（1年目）

ブドウのCX-10による催芽処理時期の検証（1年目）

三里浜砂丘地のオリーブ栽培における品種比較試験

オリーブ立枯病対策試験（防風対策、他）(1年目)

(3) 花卉に関する試験

トルコギキョウ秋植え二度切り栽培

ハボタン収穫後の下葉黄化防止方法の検討

越前水仙圃場改良試験（草丈伸長）

越前水仙圃場改良試験（定植方法の比較）

越前水仙球根の形状不良球の調査

2 実証栽培事業

(1) 野菜

金福すいか・銀福すいか
きゃろふくニンジン
ディノケール
アスパラガス

(2) 花卉

アスター
菊(夏～冬咲き)
ハボタン
原種系水仙
ユーカリ

(3) 果樹栽培

ナシ
カキ
ウメ
ブルーベリー
イチジク
ブドウ
モモ
オリーブ

3 特産物の産地育成事業

(1) 産地育成技術指導及び生産者支援

金福すいか、銀福すいかの特産化の推進
サラダのヒロインきゃろふくの特産化の推進
ディノケールの普及
水田園芸の推進
野菜・花卉生産者の育苗受託支援、現地技術指導
越前水仙の現地技術指導
三里浜オリーブの栽培支援、現地技術指導
果樹栽培の普及、現地技術指導
各種園芸相談
土壌分析や病虫害の診断
SNS を活用した情報発信

(2) 新規就農技術支援講座

座学・実技研修

市特産品(金・銀福すいか、きゃろふく、ディノケール、小菊、ハボタン、ブドウ等)

(3) ふくい園芸チャレンジ塾事業

座学・実技研修

直売所等での販売品目(野菜・花卉・果樹)

(4) 農作業体験講座

「オリーブの収穫体験」(市内の小学生や中学生を対象)

4 花と緑の普及事業

(1) 家庭園芸の普及、各種講座、講習会など

園芸講習会 年間講座 7回

その他講座(不定期) JA、農業団体等からの要請により講師として職員を派遣

園芸相談 来園者による個別相談や電話・メールによる相談など

(2) 花と緑の環境づくり

春・夏花壇用苗の供給 (対象: 公民館、自治会等 約40,000本)

中央卸売市場

福井市を中心に福井県の生鮮食料品等の集配拠点市場として、卸売市場法に基づき昭和49年10月7日農林大臣の認可を受けて開設したものである。この中央卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市（県）民の生活安定を目的としており、生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な諸施設並びに駐車場を完備し、法及び業務条例等に基づき市の指導監督のもとに的確な集荷と公正な卸売業務を行っている。

1 施設概要

【所在地】	福井市大和田1丁目101番地		
【敷地面積】	140,198㎡		
【構造】	鉄筋、鉄骨2階～3階、塔屋4階		
【着工】	昭和48年1月	【完成】	昭和49年9月
【工費】	36億円		

2 中央卸売市場のしくみ

(1) 開設者 / 福井市

市場施設の維持管理、市場の運営にあたり、法律・条例・規則に基づいて指導監督を行っている。また、卸売業者・仲卸業者の業務を検査し、毎日の入荷量や価格などの市場統計情報を市民に知らせる者。

(2) 卸売業者 / 集荷・販売代行機関、青果部1社、水産物部1社、花き部1社

全国各地の出荷者から生鮮食料品等の販売の委託を受け（買付けをする場合もある）、これをせり売り、入札売り又は相対売りで仲卸業者や売買参加者に販売し、出荷者から決められた手数料を受け取る者。

(3) 仲卸業者 / 評価・分荷機関、青果部13社、水産物部3社、花き部1社

せり売り、入札売り又は相対売りに参加して、卸売業者から買い取った生鮮食料品等を市場内の店で、売買参加者や買出人に細かい単位に分けて、販売（相対売り）する者。

(4) 売買参加者 / 評価・小売機関、青果部154人、水産物部167人、花き部33人

小売商、加工業者、大口消費者のうち、卸売業者のせり売り、入札売り又は相対売りに参加できる資格を持ち、市場外で主として一般消費者へ販売する者。

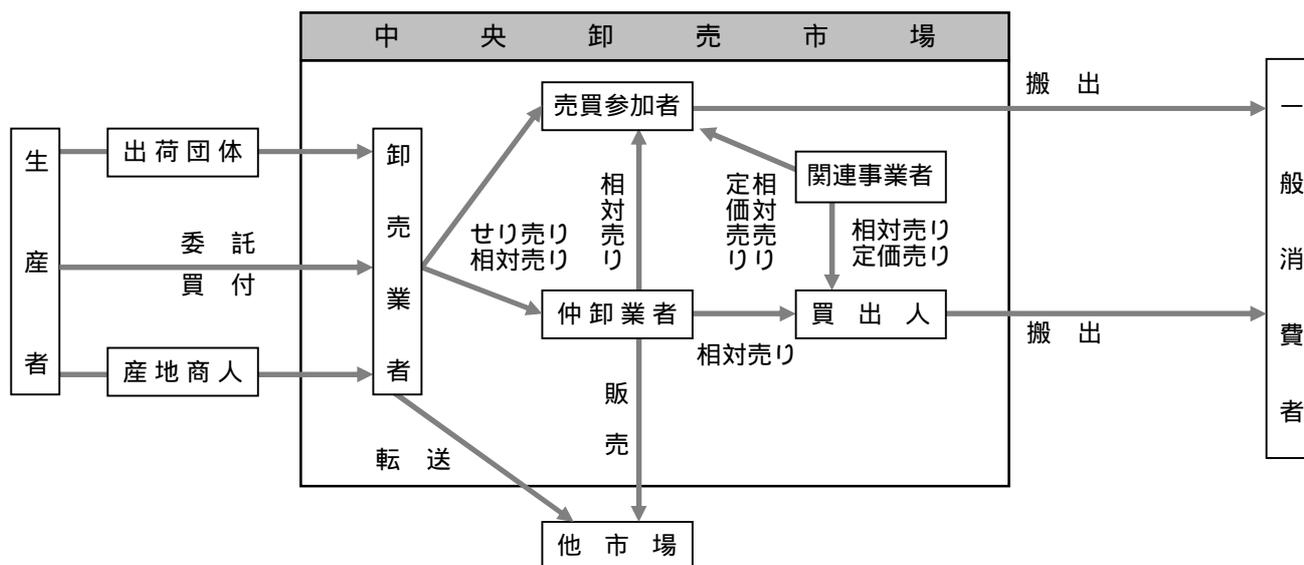
(5) 関連事業者 / 市場機能の充実及び市場利用者へのサービス機関53社

開設者の許可を受けて、市場機能を補完するため又は市場を利用する人達の便益を図るため、市場内の店舗、その他の施設において営業している者で、関連商品、冷蔵庫業、飲食業などを営む者。

(6) 買出人 / 小売機関等、青果部45人、水産物部86人、花き部35人

小売商、加工業者、大口消費者のうち、仲卸業者から生鮮食料品等を購入している者。

3 流通の経路



4 取扱高

年度	青果部		水産物部		花き部		総取扱高
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
R4	t	千円	t	千円	千本	千円	千円
	23,161	6,991,670	6,601	8,246,791	6,150	535,209	15,773,670
R5	22,497	6,994,980	6,163	8,041,179	5,839	495,707	15,531,866
R6	21,469	7,942,885	5,934	7,931,750	5,164	490,005	16,364,640

5 1日あたりの取扱高

区分	青果部	水産物部	花き部
数量	86 t	20 t	25 千本
金額	31,772 千円	26,528 千円	2,333 千円

都市政策

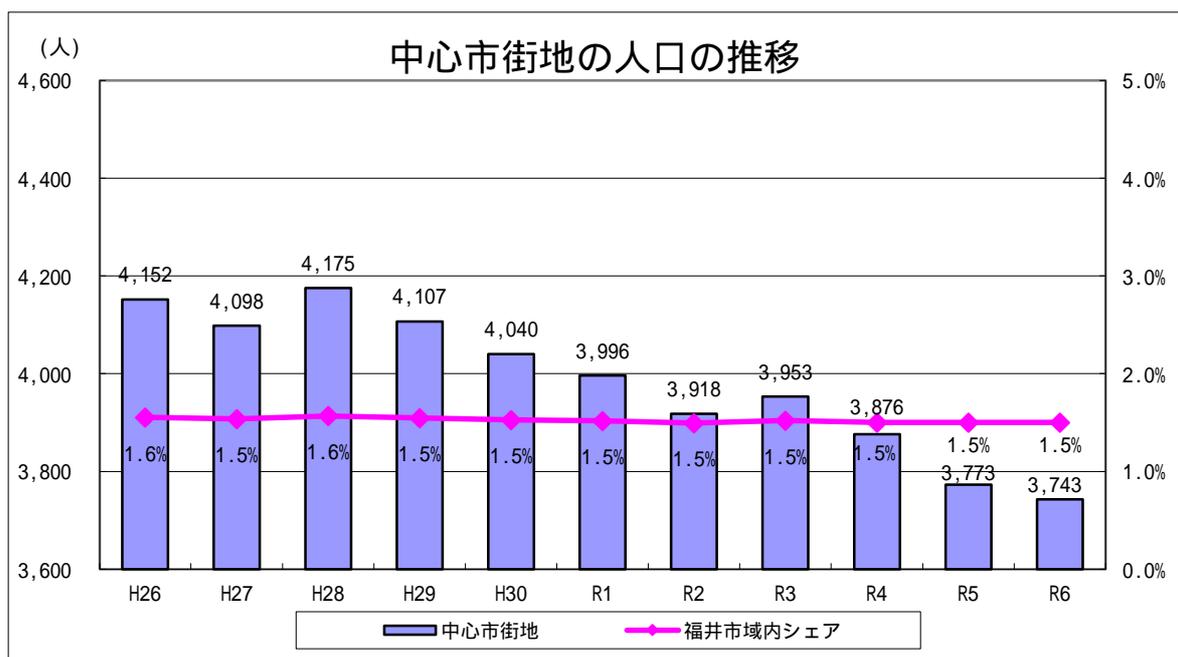
中心市街地活性化

本市の中心市街地は、県庁や市役所などの行政機関や商業、業務機能が集積し、ＪＲ福井駅をはじめとする公共交通機関の集まる利便性の高い場所として、経済、文化の中心的な役割を果たしてきた。しかし、市街地周辺部の発展やモータリゼーションの進展に伴い、人口や商業販売、就業者などの減少が続き、中心市街地の空洞化、衰退の現象が起きている。

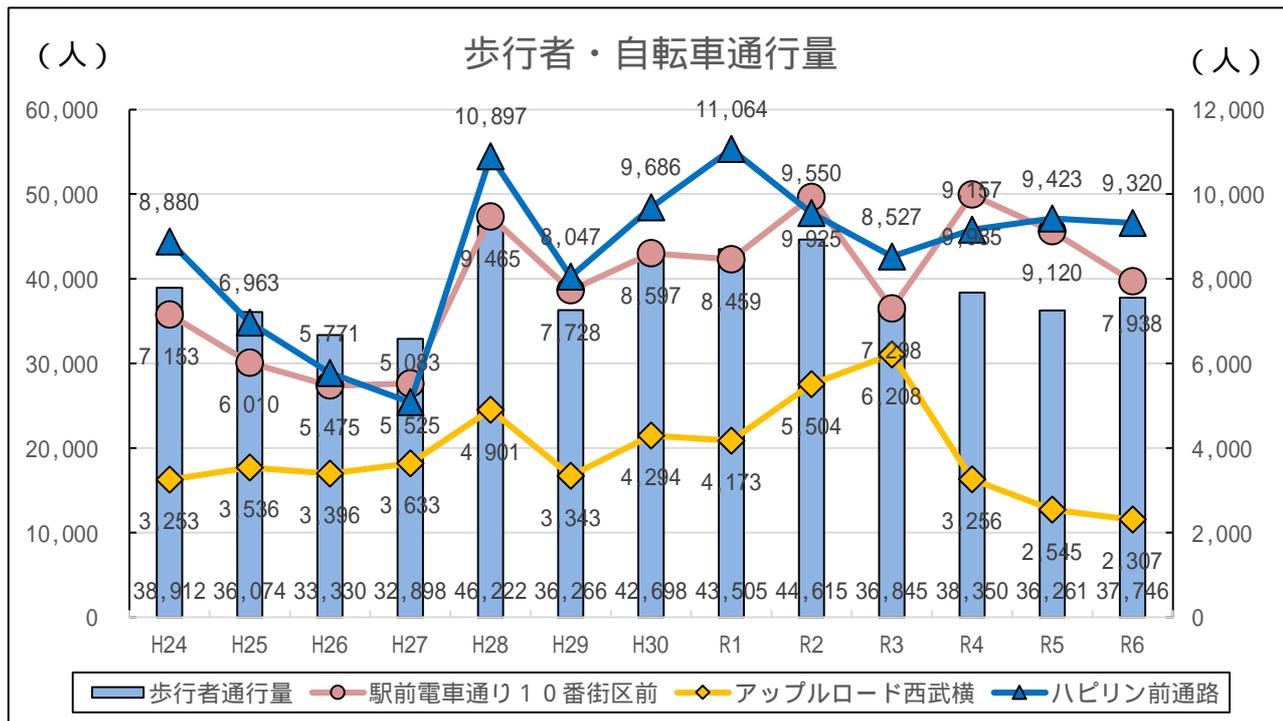
こうした中、中心市街地活性化は、人口減少、少子・高齢社会が進展していく中で、コンパクトなまちづくりに向けた第一歩として取り組むもので、商業、居住、文化等の都市機能を集約し、交通結節機能の維持強化を図り、市民が集い、誇りの持てるまちづくりを進めるものである。そのため、中心市街地の商業振興や都市交通政策、都心居住などのソフト・ハード両面から総合的に取り組んでいく。

中心市街地の人口の推移（10月1日現在）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大手1丁目	185	173	162	159	152	153	144	138	137	132	116
大手2丁目	716	713	722	701	683	684	676	648	649	633	622
大手3丁目	127	121	118	110	104	103	97	112	103	105	102
中央1丁目	509	491	566	556	558	551	514	605	581	576	638
中央2丁目	620	616	611	609	600	579	579	561	564	552	534
中央3丁目	338	350	365	352	366	358	370	369	351	328	317
順化1丁目	461	469	475	474	454	455	436	446	440	424	409
順化2丁目	700	665	661	655	641	637	632	612	610	582	575
手寄1丁目	217	213	211	215	211	209	214	215	208	202	199
日之出1丁目	279	287	284	276	271	267	256	247	233	239	231
計	4,152	4,098	4,175	4,107	4,040	3,996	3,918	3,953	3,876	3,773	3,743
市全体	267,345	266,690	266,032	265,298	264,316	263,311	261,898	260,082	258,286	256,260	254,333



中心市街地の歩行者通行量の推移（休日平均）



1 中心市街地のまちづくりの推進

中心市街地活性化基本計画は、第1期（H19.11～H25.3）第2期（H25.4～H30.3）の二期10年にわたり活性化事業を行ってきた。

まちづくりの推進には現状の把握と推進体制の維持が重要であることから、今後も中心市街地の活性化に向け官民が方向性を共有し、一体的な取組を継続することでPDCAサイクルを継続するとともに、計画に位置付けていた「公共交通機関乗車数」、「観光案内所利用者数」、「中心市街地の人口」及び「歩行者・自転車通行量」の4つの指標について継続して調査する。

また、北陸新幹線福井開業という好機を捉え、民間主体の再開発や共同建替の支援を行い、福井駅・城址周辺地区市街地総合再生計画を推進するほか、都市再生緊急整備地域の制度を利用することにより、県内外からの民間投資を呼び込み、中心市街地の活性化を図っていく。

中心市街地の区域 約105.4ha（大手、中央、順化、日之出・手寄の一部）

調査する指標

	公共交通機関乗車数 (人/日)	観光案内所利用者数 (人/年)	中心市街地の人口	歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)
最新値 (R6)	18,661人/日	58,428人/年	3,743人	30,166人/日

2 中心市街地の振興

(1) まちづくり福井株式会社の支援

福井市中心市街地のまちづくりを官民一体となって進めていくための推進機関として、賑わい創出を目的とした各種ソフト事業等の中心市街地活性化事業を実施しているまちづくり福井株式会社を支援する。

(2) アクティブスペース管理事業

まちなかに設置したアクティブスペース（ギャラリーポケット）について文化・スポーツ・音楽・ボランティアなどの活動拠点として管理運用する。

(3) 民間によるまちなか活性化活動支援事業

まちなかの魅力と回遊性の向上を図るため、市民、各種団体など民間が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する。

(4) 中心市街地賑わい波及事業

中心市街地の賑わいを持続し、更なる活性化に繋げるとともに、中心市街地への訪問目的の創出や集客力の向上を図るため、賑わいイベントやファッション・美容関連店舗集客力向上事業を実施する。

市街地再開発

本市における再開発事業は、建築物防災不燃化の建設促進を目的とした防災建築街区造成事業により昭和38年に大名町ロータリー街区で4棟を整備したのが始まりで、以後、福井駅前街区4棟、元町街区1棟、中央1丁目街区1棟及び駅前南街区で2棟が整備されている。

昭和44年には既成市街地の整備を加速させるため、都市再開発法が制定された。本市では同法に基づき、昭和59年に御屋形地区で再開発組合が設立され、昭和63年に工事着工した。本地区は、佐佳枝迺社の境内に仲見世商店街(約80棟)があったことから同神社施設を取り込み、ホテル、商業施設及び事務所とともに一体的に整備を図り、平成4年3月に完成した。

三の丸地区では平成3年8月に再開発組合が設立され、医療・福祉・住宅を中心とする複合ビルとして、平成13年に工事着工し、平成15年3月に完成した。

また、手寄地区では福井駅周辺市街地総合再生計画に基づき、駅東口の拠点づくりを目指すため、平成15年8月に手寄地区市街地再開発組合を設立し、公共公益施設と民間施設とが一体となった都市型複合施設として、平成17年に工事着工し、平成19年3月に完成した。

福井駅西口中央地区では、県都の玄関口にふさわしいにぎわい交流拠点の形成を図るため、平成19年12月に福井駅西口交通広場の都市計画の変更及び市街地再開発事業の都市計画を決定したが、その後の経済情勢の変化等を受け、平成24年3月には事業全体の再構築に伴う都市計画の変更を行った。平成24年5月に市街地再開発組合が設立され、公共公益施設と民間施設の複合施設として、平成25年に工事着工し、平成28年3月に完成した。

さらに、福井駅前電車通り北地区A街区では、令和6年3月の北陸新幹線福井開業に向け、新たな「福井の顔」となる交流拠点へと都市再生を図るため、平成30年10月に福井駅周辺地区(約66ha)が国から「都市再生緊急整備地域」としての指定を受け、平成31年3月には都市再生特別地区(福井駅前電車通り北地区)の都市計画決定を受けた。令和元年12月に市街地再開発組合の設立が認可され、ホテル、事務所、商業施設、駐車場、住宅等の複合施設として、令和2年に工事着手し、令和6年3月に一部先行開業、同5月に完成した。

地区名	面積 (ha)	都市計画 決定	権利者		組合設立 認可	工事 完成	主要用途
			土地所有者	借地			
御屋形地区	1.2	昭和59年3月 昭和61年10月 (変更)	従前 5 従後 3	従前 62 従後 16	昭和59年 12月	平成4年 3月	ホテル、商業、業務、 駐車場、神社
三の丸地区	0.5	平成2年3月 平成12年12月 (変更)	従前 18 従後 10	従前 6 従後 3	平成3年 8月	平成15年 3月	共同住宅、医療施設、 福祉施設、健康増進施設、 店舗、駐車場
手寄地区	0.7	平成14年8月	従前 12 従後 9	従前 0 従後 0	平成15年 8月	平成19年 3月	公共公益施設、 商業・業務施設、駐車場
福井駅 西口中央地区	0.7	平成19年12月 平成24年3月 (変更)	従前 22 従後 14	従前 5 従後 2	平成24年 5月	平成28年 3月	商業・業務施設、共同住宅、 公共公益施設、駐車場

福井駅前電車通り北地区A街区	1.3	平成31年 3月	従前 34 従後 34	従前 5 従後 0	令和元年 12月	令和6年 5月	商業施設、業務施設、住宅、 ホテル、駐車場
----------------	-----	----------	----------------	--------------	-------------	------------	--------------------------

その他、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給に資する優良建築物等整備事業としては、これまでに、浜町桜橋地区、中央1丁目18番地区など7地区が完了した。

景 観

福井市における戦後のまちづくりは、戦災復興計画から始まり、整備は必要不可欠な機能面にとどまっていた。

しかし、近年、人々の価値観、意識は急速に変わってきており、その結果、多様な精神的、文化的豊かさが求められる時代となってきた。

このような趨勢を背景として、都市の整備においても従来の「用」、「強」から、さらに「美」を重視する方向への発想の転換が求められている。また、道路や公園、水辺、建築物等を個別に整備するだけでなく、それを総合的にコントロールし、質の高い都市景観を生み出す文化行政としての都市行政が求められている。

そこで、平成元年に、福井市の都市景観整備の基本的な方向性を示した「福井市都市景観基本計画・1989」を策定し、また平成3年3月には「福井市都市景観条例」を制定した。

現在は、平成16年6月に制定された「景観法」により、これまで地方公共団体が独自に行ってきた景観に対する取組みに法的な位置付けが与えられたことや、平成18年2月の市町村合併によって地域固有の景観資源が新たに加わったことなどから、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定した。また、平成18年4月に「景観行政団体」となり、平成20年3月には景観法に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せてこれを運用していくために「福井市都市景観条例」を改正し「福井市景観条例」として、平成20年10月から施行している。

1 福井市景観条例

公布日 平成20年3月31日

施行日 平成20年10月1日

2 民間誘導・支援制度

(1) 特定景観計画区域

重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地域（福井都心地区、一乗谷地区）では、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導するための基準を定め、建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導を行っている。

特定景観計画区域内の行為届出件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
31件	51件	56件

(2) 福井市景観計画区域

福井市全域を対象に、景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等の建築などの行為（建築物の新築等、工作物の建設等、土地の開墾等、木竹の伐採、特定照明、広告物の表示等）について規制・誘導を行っている。

景観計画区域内の行為届出件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
202件	253件	239件

(3) 景観づくり地域団体等の認定

認定年度	種別	団体名
平成3年度	景観づくり地域団体	福井西商店街振興会（グリーンロードやしろ商店街振興組合）
平成4年度	景観づくり地域団体	東郷ふるさとおこし協議会
	景観づくり地域団体	城の橋景観整備を進める会
平成6年度	景観づくり地域団体	鮎川21
平成10年度	景観づくり地域団体	上文殊地区総合開発委員会
平成16年度	景観づくり地域団体	中央1丁目景観整備を進める会
平成21年度	景観づくり地域団体	一乗谷をよくする会
平成24年度	福井ふるさと百景活動団体	朝倉氏遺跡保存協会
	福井ふるさと百景活動団体	宝永まちづくり委員会
平成26年度	福井ふるさと百景活動団体	ふくい笏谷石の会
	福井ふるさと百景活動団体	東郷ふるさとおこし協議会
平成27年度	福井ふるさと百景活動団体	清明まちづくり委員会
平成28年度	福井ふるさと百景活動団体	ふくい桜守の会
平成29年度	福井ふるさと百景活動団体	木曜お堀の会
平成30年度	福井ふるさと百景活動団体	まちづくり宮ノ下地区委員会
令和元年度	福井ふるさと百景活動団体	ROBAの会
令和2年度	福井ふるさと百景活動団体	ノカテ
令和3年度	福井ふるさと百景活動団体	ナナセカイ
	福井ふるさと百景活動団体	新幹線開業に向けて越美北線を考える会

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
景観形成助成金等	3件	4件	1件	3件	1件	0件
景観づくり活動助成金等	2件	1件	2件	4件	2件	1件

3 公共サイン整備事業

平成5年度 サインマニュアル、基本方針策定
 平成6～9年度 中心市街地歩行者系公共サイン整備
 平成10年度 車両系公共サイン整備
 平成27～28年度 歴史回廊歩行者系公共サイン整備

年度	6	7	8	9	10	27	28
設置基数	21基	20基	8基	7基	2基	8基	3基

4 彫刻のある街づくり事業

人々の関心が都市景観づくりに向けられる中、今日では全国各都市で様々な取組みがなされている。本市では屋外彫刻を通じた魅力ある都市空間の演出や市民文化の向上を目指し彫刻のある街づくり事業を行ってきた。

作品名	設置場所	作家名	材質
LOVE IN SKY	下馬中央公園	常松大純	ステンレス・白御影石
風と少女'91	福井市美術館敷地内	山本正道	ブロンズ
詩人 愛と生を見つめて	福井市美術館敷地内	綿引道郎	コールテン鋼
LOCUS IN THE SKY'92	御屋形再開発地区内都市広場	大隅秀雄	ステンレス・銅・真鍮・アルミニウム
my family	福井市美術館敷地内	中岡慎太郎	黒御影石
はじまりの形	西公園内植栽帯	伊藤知之	ブロンズ
記念撮影 風と	福井城址御本城橋東植栽帯	峯田敏郎	ブロンズ
母と子・この地に	和田公園	池田雅彦	ブロンズ
風の記憶	フェニックス通り東側	青野 正	コールテン鋼
WATER OF LIFE	フェニックス通り東側	関 正司	ステンレス・足羽川の石
夕べの花	フェニックス通り東側	津田裕子	ブロンズ
行列	フェニックス通り東側	三木俊治	ブロンズ・コールテン鋼
森に風	山奥公園	山本敏弘	コールテン鋼
ひな	フェニックス通り西側	西村文男	赤花崗岩
波に乗って	フェニックス通り西側	田中 毅	黒花崗岩
循環・メビウス	フェニックス通り西側	後藤良二	ステンレス・アルミニウム・FRP
ひととき	西藤公園	中村セイ	ブロンズ
TRIPLE SPIRAL	森田公園	斎藤路子	ブロンズ
春	本町通り南側	黒川晃彦	ブロンズ
夏	本町通り北側	黒川晃彦	ブロンズ・花崗岩
5つの積層と並列	ちぐさ公園	前川義春	赤御影石

都 市 計 画

本市の都市計画の取り組みは、昭和2年に旧都市計画法の適用を受けたのがはじまりであるが、本格的には戦災及び福井震災後の戦災復興土地区画整理事業（557ha）からはじまる。その後現在まで、都市基盤整備は土地区画整理事業によるところが大きく、市街化区域（4,685ha）の約79%を占めており全国有数の施行率を誇る。

なお、昭和43年の新都市計画法の制定により、昭和45年4月に福井都市計画区域において市街化区域及び市街化調整区域の設定を行った。当初の市街化区域の規模は4,120haであったが、以後4回の見直し等を経て、565haを市街化区域に編入している。

また、平成12年3月に福井市都市計画マスタープランを策定したが、市町村合併による市域の拡大、社会情勢の変化や全国的な都市づくりの潮流の変化を受けて見直しを行い、平成22年3月に「暮らしの豊かさを実感できる『歩きたくなる』まち」を理念とする【改訂】福井市都市計画マスタープランを策定した。

さらに急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が制度化された。本市では、平成29年3月に都市機能誘導区域及び誘導施設を、平成31年3月に居住誘導区域を設定し、【改訂】福井市都市計画マスタープランの一部として、福井市立地適正化計画を策定、公表した。

1 都市計画区域

(1) 福井都市計画区域

昭和4年11月に市街地及びその周辺5,790haにわたる区域を福井都市計画区域として定め、その後の町村合併に伴い順次都市計画区域への編入を行ってきた。昭和43年には、これまでの行政区域を単位とする都市計画区域にとどまらず、広域的かつ一体的な都市としての整備開発、保全を図るため本市に隣接する旧足羽町及び旧清水町の一部を編入した。

その後、昭和44年10月に隣接する旧松岡町の一部を都市計画区域に編入し、さらに昭和54年5月同町において都市計画区域の拡大を行った。また、平成8年4月には本市の一部を都市計画区域に編入して区域の拡大を図った。

都市計画区域の変遷

区域決定及び変更年月日	区域面積	区域人口	備 考
昭和 4. 11. 29	5,790ha	108,357人	隣接7カ村合併
33. 12. 26	12,822	135,363	隣接3カ村合併
34. 12. 24	14,781	141,958	隣接1カ村合併
36. 12. 23	16,716	156,493	隣接1カ村合併
42. 7. 30	17,346	179,492	隣接1カ村合併
43. 1. 30	17,215	194,500	隣接2カ町の一部区域編入
44. 10. 28	17,540	208,854	隣接1カ町の一部区域編入
54. 5. 15	18,609	232,137	隣接1カ町の一部区域編入
平成 元. 6. 17	18,609	248,621	鯖江市との境界変更
8. 4. 30	19,189	253,741	細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部を編入

都市計画区域の範囲

(令和7年4月1日現在)

区 分	範 囲	面 積
福 井 市	行政区域の一部	17,800ha
永 平 寺 町	"	1,389
合 計		19,189

(2) 嶺北北部都市計画区域

昭和47年1月、福井新港整備事業及び臨海工業団地造成事業に伴う後背地の広域都市計画を策定するため、福井市の川西地区の一部を含む1市7町にわたり、嶺北北部都市計画区域を設定、その後、昭和51年12月、公有水面埋立による一部区域の拡大、昭和56年7月に地先公有水面の一部編入と一部地区除外を行った。

(令和7年4月1日現在)

区 分	範 囲	面 積
福 井 市	行政区域の一部	2,560ha
あ わ ら 市	行政区域の一部	10,794
坂 井 市	行政区域の一部	13,735
永 平 寺 町	行政区域の一部	472
合 計		27,561

2 市街化区域と市街化調整区域

都市への人口や産業の集中により、無秩序に宅地化されていくことを防止するため、昭和43年に新都市計画法が制定され、農林漁業との調和を保ちながら、効率の良い公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街地として整備する市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域の二つに区域区分（いわゆる都市計画の線引き）を行うこととなった。本市では昭和45年4月に、福井都市計画区域に市街化区域及び市街化調整区域を定め、同時に「整備、開発及び保全の方針」を定めた。その方針に基づき用途地域などの地域地区、道路、公園、下水道等の都市施設及び土地区画整理事業などの市街地開発事業の都市計画が総合的に定められた。

(1) 変遷

告示年月日

昭和45年4月1日……都市計画法の抜本的改正により、市街化区域（4,120ha）及び市街化調整区域を定める。

昭和51年8月6日……第1回見直し

昭和54年10月9日……松岡町の一部を市街化調整区域として編入

昭和56年6月19日……下六条地区他（47.4ha）を除外し、下馬地区他（47.4ha）を市街化区域に編入

昭和59年2月3日……第2回見直し

昭和60年12月17日……八ツ島町（2.7ha）、東下野町他（6.9ha）を市街化区域に編入

平成7年3月31日……第3回見直し

平成8年4月30日……細坂町の全部並びに本堂町、羽坂町及び更毛町の一部（580ha）を市街化調整区域として編入

平成9年8月15日……大和田町他（92.9ha）、漆原町他（66.4ha）、南居町他（28.4ha）を市街化区域に編入

平成16年5月14日……清水町の一部（19.4ha）を市街化区域に編入

(2) 福井都市計画区域

（令和7年4月1日現在）

市 町 名	都 市 計 画 区 域 面 積	市 街 化 調 整 区 域 面 積	市 街 化 区 域 面 積
福 井 市	17,800ha	13,115ha	4,685ha
永 平 寺 町	1,389	1,200	189
計	19,189	14,315	4,874

3 用 途 地 域

用途地域は土地利用計画に基づき、地域別に建築物の用途及び形態について制限し、無秩序な施設混在の防止や生活環境の維持、業務能率の向上、公共施設の効率的整備及び都市の調和ある発展と都市空間を確保することを目的としている。

(1) 福井都市計画用途地域

昭和12年に用途地域の最初の指定を受けたが、戦災復興計画の際既定計画を全面的に廃止し、福井駅を中心として商業地域の拡大、繊維工業の育成、住みよい住宅地の提供などを主眼とした用途地域変更指定を行った。平成8年4月30日に都市計画法及び建築基準法の改正により新用途地域の指定を行った。この間、用途地域拡大に伴う変更、市街化区域の設定に伴う変更、土地利用の計画の見直しに伴う変更等を行ってきた。

福井都市計画用途地域の面積(福井市分)

(令和7年4月1日現在)

区 分	面 積	建築物延面積 の敷地面積に 対する割合	建築物建築面積 の敷地面積に 対する割合	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 高さ制限	備 考
第一種低層住居専用地域	約 306ha	8/10 以下	5/10 以下		10m	6.53%
	約 186	10/10 以下	6/10 以下		10	3.97
	約 492					10.50
第一種中高層住居専用地域	約 829	20/10 以下	6/10以下			17.69
第二種中高層住居専用地域	約 237	20/10 以下	6/10以下			5.06
第一種住居地域	約1,193	20/10 以下	6/10以下			25.46
第二種住居地域	約 72	20/10 以下	6/10以下			1.54
近 隣 商 業 地 域	約 11	20/10 以下	6/10以下			0.24
	約 221	20/10 以下	8/10以下			4.72
	約 82	30/10 以下	8/10以下			1.75
	約 314					6.71
商 業 地 域	約 83	40/10以下	8/10以下			1.77
	約 11	50/10以下	8/10以下			0.24
	約 39	60/10以下	8/10以下			0.83
	約 133					2.84
準工業地域	約1,183	20/10以下	6/10以下			25.25
工業地域	約 192	20/10以下	6/10以下			4.10
工業専用地域	約 40	20/10以下	6/10以下			0.85
合 計	約4,685					100

(2) 嶺北北部都市計画用途地域

建築基準法の改正に伴い、新制度による用途地域に切り替えるとともに、福井臨海工業団地造成事業に伴う土地利用計画を検討して、本区域の用途地域を決定した。また、福井臨海工業団地造成事業の変更に伴い一部変更した。

嶺北北部都市計画用途地域の面積(福井市分)

(令和7年4月1日現在)

用途地域別	福 井 市
工業専用地域	約 275 ha

4 防火地域及び準防火地域

本市の防火地域は市街地建築物法時代から指定していたが、建築基準法の施行に伴い用途地域との関連において根本的な再検討を余儀なくされ、昭和26年にこれを変更し約181.63haを指定した。翌27年、市街地中心部の幹線街路沿いに帯状の防火地域を指定し、昭和37年には土地の合理的利用から、従来の防火帯のうち特に業務及び商業中心の地域では街区形式の防火地域に変更した。さらに昭和42年には中心部のビル化並びに不燃化に対処して、防火地域の拡大と市街地の膨張に伴う準防火地域の追加等の変更を行った。また、平成14年及び平成15年には、福井駅周辺における土地の高度利用などを目的とした用途地域の変更に伴い、準防火地域の一部を防火地域にする変更を行った。

防火地域及び準防火地域の変遷

地域指定及び変更年月日	防 火	準 防 火	計
昭和 26. 5. 31		約 181.63 ha	約 181.63 ha
27. 10. 30	約 2.84 ha	約 179.14	約 181.98
29. 12. 13	約 2.84	約 181.94	約 184.78
29. 12. 23	約 2.84	約 181.94	約 184.78
37. 9. 20	約 16.30	約 177.10	約 193.40
39. 3. 28	約 16.30	約 312.06	約 328.36
42. 9. 12	約 33.40	約 595.33	約 628.73
平成 14. 8. 26	約 35.2	約 593.5	約 628.7
15. 5. 27	約 41.3	約 587.4	約 628.7

5 風 致 地 区

昭和13年に福井城跡地区、足羽川地区、足羽山地区の3地区を風致地区として指定したが、昭和45年6月に新しい都市計画法の趣旨に基づき再検討した結果、3地区を変更し、また昭和55年4月には足羽山風致地区の一部を変更した。

地 域 指 定 及 び 変 更 年 月 日	福井城跡風致地区	足羽山風致地区	足羽川風致地区	計
昭和 13. 5. 13	約 18.17 ha	約 88.11 ha	約 78.95 ha	約 185.23 ha
45. 6. 12	約 6.9	約 197.8	約 108.8	約 313.5
55. 4. 4	約 6.9	約 194.9	約 108.8	約 310.6

6 駐 車 場 整 備 地 区

昭和39年に福井駅西地区の約162haを駐車場整備地区に指定し、昭和41年に路上駐車場設置計画及び大規模建築物の駐車施設の附置義務条例を定め、都市機能の向上や豊かでゆとりある市民生活の実現に寄与するため、都市内における駐車需要への対応を図ってきた。

しかし、社会情勢が変化するなかで、現下の駐車場問題の顕在化とともに、福井駅周辺の諸整備事業の進展に伴い、福井駅の東西地区の一体的発展が見込まれるため、平成4年に従来の駐車場整備地区に駅東地区を追加し、全体で約225haの駐車場整備地区に拡大変更した。また、店舗等の郊外進出等による都市周辺部の駐車問題にも対応すべく、幹線沿いに自動車ふくそう地区約145haも併せて設定した。

指定年月日	指 定 種 別	面 積	備 考
昭和 39.12.25	駐 車 場 整 備 地 区	約225ha	平成4.10.2追加変更
41. 3.28	建築物における駐車施設の附置地区	約822ha	駐車場整備地区含む
平成 4.10. 1	自 動 車 ふ く そ う 地 区	約145ha	

7 高度利用地区

高度利用地区とは、用途地域内の市街地における土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度と、必要な場合には壁面の位置の制限を定める地区である。

(1) 御屋形高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

昭和59年3月30日	決 定
昭和61年8月19日	変 更
容積率の最高限度	600%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	80%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

(2) 三の丸高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

平成2年3月30日	決 定
平成12年12月7日	変 更
容積率の最高限度	650%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

(3) 手寄地区高度利用地区の建築等の制限

告示年月日

平成14年8月26日	決 定
容積率の最高限度	700%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

(4) 福井駅西口中央地区の建築等の制限

告示年月日

平成19年12月11日	決 定
平成24年3月16日	変 更
容積率の最高限度	600%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	70%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

(5) 福井駅前南通り地区の建築等の制限

告示年月日

令和2年10月8日	決 定
容積率の最高限度	600%又は500%
容積率の最低限度	200%
建蔽率の最高限度	80%
建築面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	あ り

8 都市再生特別地区

都市再生特別地区とは、都市再生緊急整備地域()において、国が定める「都市再生緊急整備地域の整備に関する方針」に沿った都市開発事業等を迅速に実現するため、用途地域等による用途規制や容積率制限、斜線制限、日影規制等を適用除外とした上で、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導することを目指すものである。

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域

福井駅前電車通り北地区の建築等の制限

告示年月日

平成31年3月29日	決 定	
	[A 街区]	[B 街区]
容積率の最高限度	850%	600%
容積率の最低限度	200%	200%
建蔽率の最高限度	70%	70%
建築面積の最低限度	200m ²	200m ²
高さの最高限度	130m	35m
壁面の位置の制限	あ り	あ り

9 特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定め、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るものである。

本市では、平成19年11月に、福井市特別用途地区建築条例を施行させ、地区内での建築物の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めている。

地域指定及び 変更年月日	種 類	区 域 面 積	備 考
平成 19. 11. 30	大規模集客施設立地制限地区	約1,500ha	準工業地域及び 近隣商業地域
22. 12. 2	〃	約1,502	〃
26. 1. 23	〃	約1,501	〃
31. 1. 11	〃	約1,498	〃
令和 2. 3. 16	〃	約1,497	〃

10 地区計画

地区計画は、ふさわしい魅力あるまちをつくるために、地域の特性に応じて、住民の方々の意見を取り入れながら、住民と共にまちづくりの方針とルールを定めるまちづくりの手法である。計画の内容は、建物の用途・形態などの制限や、道路・公園などの公共施設の配置規模をきめ細かく定め、良好なまちづくりを推進するものである。

名 称	位 置	面 積	当初告示 年 月 日	変更告示 年 月 日
文 京 地 区 計 画	文京4丁目の一部	約1.2ha	平 2. 3. 30	平30. 4. 1
上 北 野 地 区 計 画	上北野1丁目、大東1丁目、河増町の各一部	約14.7	平 2. 3. 30	平30. 4. 1
西 木 田 地 区 計 画 (区域の全部が再開発等促進区)	北地区 西木田2丁目の一部	約0.65	平 2. 12. 10	平 4. 3. 7
	南地区 西木田2丁目の一部	約0.65		
花 堂 南 地 区 計 画 (区域の全部が再開発等促進区)	花堂南2丁目の一部 江端町13字、同町14字及び25字の各一部	約8.0	平 3. 12. 11	平 4. 3. 7

森田北東部地区計画	定正1丁目、定正2丁目、石盛1丁目、石盛2丁目、石盛3丁目、栗森1丁目、栗森2丁目、河合寄安町、上野本町1丁目、上野本町2丁目、上野本町3丁目、上野本町4丁目、上森田6丁目、東森田1丁目、東森田2丁目、東森田3丁目、東森田4丁目、下森田新町の全部 上森田3丁目、上森田5丁目、下森田桜町、下森田藤巻町、古市町、栗森町浜の各一部	約240.4	平7.8.23	令2.3.16
市場周辺地区計画	大和田1丁目、大和田2丁目、高柳1丁目、高柳2丁目、高柳3丁目、堂島町、新保北1丁目、寺前町、高木中央3丁目、開発5丁目の各一部	約191.9	平7.8.23	平26.1.23
飯塚地区計画	飯塚町の一部	約5.1	平8.4.30	平19.11.30
上六条地区計画	上六条町の一部	約0.9	平12.5.29	
福井駅周辺地区計画	中央1丁目、大手2丁目、手寄1丁目、日之出1丁目の各一部	約17.0	平12.12.7	令2.10.8
清水地区計画	三留町、清水杉谷町、風巻町の各一部	約19.4	平16.5.14	平30.4.1
福井市中央工業団地地区計画	南居町、三尾野町の各一部	約28.4	平17.4.25	平30.4.1
松本上町地区地区計画	松本上町、開発町の各一部	約2.8	平17.12.22	平30.4.1
淵4丁目地区地区計画	淵4丁目の一部	約2.5	平22.12.2	
経田2丁目第1自治会地区地区計画	経田2丁目の一部	約4.7	平22.12.2	
豊島1丁目西地区地区計画	豊島1丁目、中央2丁目の各一部	約1.3	平23.10.13	令5.2.24
西一本木自治会南部地区地区計画	春日町、春日3丁目の各一部	約2.0	平31.1.11	
町屋本町第2自治会北部地区地区計画	町屋3丁目の一部	約1.8	平31.1.11	
福井駅前電車通り北地区地区計画	中央1丁目の一部	約2.2	平31.3.29	

1.1 都市計画道路

都市計画道路とは、都市施設のうち都市計画に定められた道路である。本市においては、南北の路線として、東縦貫線（国道8号）福井縦貫線、嶺北縦貫線及び福井川西線等、東西の路線として、明治橋吉野塚線、松岡菅谷線及び中央線等があり、一部の区間を除きほぼ整備を完了している。

市全域における都市計画道路は、これらの路線を含め117路線、延長233,660mであり、その整備率は85.0%となっている。

都市計画道路の整備状況

(令和7年4月1日現在)

道路種別	区 分	計 画 延 長	改 良 済		概 成 済		備 考
			延 長	進 捗 率	延 長	進 捗 率	
国 道	国土交通省 管 理	15,210m	15,210m	100.0%	0m	0%	
"	県 管 理	30,730	18,460	60.1	4,070	13.2	
県 道		71,090	60,280	84.8	6,280	8.8	
市 道	幹 線 街 路	92,960	81,260	87.4	3,060	3.3	
"	区 画 街 路	14,780	14,780	100.0	0	0	
"	特 殊 街 路	8,890	8,890	100.0	0	0	
合 計		233,660	198,880	85.1	13,410	5.7	

立地適正化計画

立地適正化計画は、居住や必要な都市機能の適正な誘導を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを推進していくための計画である。

本市では、福井都市計画区域を計画の対象区域として、平成29年3月に、まちなか地区と田原町駅周辺を都市機能誘導区域として設定し、利用対象者が市民にとどまらず県民にも及び広域的な機能を有する施設を誘導施設として設定した。また、平成31年3月には、一定の範囲において人口密度を維持するため居住誘導区域を設定した。

都市機能誘導区域

区域公表 年 月 日	区域面積	備 考
平成 29.3.31	601ha	まちなか地区と田原町駅周辺半径500m圏

誘導施設

誘導施設公表 年 月 日	分 類	施 設
平成 29.3.31	行政サービス	市役所、県庁等
	教育文化	国立大学、図書館、博物館、美術館、大規模ホールを有する複合交流施設、体育館（学校体育館、地域体育館などを除く。）等
	商業	百貨店
	福祉	通所介護施設、通所リハビリテーション施設（地域密着型サービスを提供する施設を除く。）

居住誘導区域

区域公表 年 月 日	区域面積	備 考
平成 31.3.29	3,832ha	市街化区域の81.79%

開発許可制度

開発許可制度は、都市周辺部などにおける無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備など一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を規制・誘導する制度である。

一般には、開発面積や予定建物に応じて、道路・公園・排水施設などが技術基準に適合していれば開発できるが、市街化調整区域では、目的が基準に該当するもの以外については開発を禁止している。

本市では、昭和59年7月1日から、開発許可の権限が県から移譲されている。

開発行為許可（法29条）処理件数及び面積

年 度	市 街 化 区 域		市 街 化 調 整 区 域		嶺北北部都市計画区域		都市計画区域外	
	処理件数	面積	処理件数	面積	処理件数	面積	処理件数	面積
R2	17	33,091.33	33	56,759.95	0	0	0	0
R3	23	62,454.84	13	11,365.94	1	5,230.13	0	0
R4	14	30,658.69	21	24,579.20	1	10,332.20	0	0
R5	11	28,769.03	18	37,831.46	1	9,990.00	0	0
R6	18	34,986.15	21	85,074.85	0	0	0	0

土地区画整理

街路・公園・その他の都市基盤施設を整備し、健全な住環境の整備を図るため、昭和21年から実施した戦災復興土地区画整理事業および昭和23年から実施した震災復旧土地区画整理事業に引き続き、市街化区域内の土地区画整理事業を実施している。

現在、本市においては、109地区、約3,742haが完了または施行中である。市街化区域内では、105地区、約3,703haが完了しており、これは市街化区域約4,685haの約78.7%に当たる。

市街化区域内での施行者別の内訳は、県施行の1地区 約98ha、組合及び個人等施行の77地区 約1,347ha、市施行の27地区 約2,258haである。

1 市施行の土地区画整理事業

名 称	面 積 (㎡)	認 可 年 月 日	事 業 費 (千円)	施 行 年 度	減 歩 率 (%)
北 部	1,283,712	昭33.12. 5	604,604	昭33~44	16.50
南 部	1,140,662	37. 4. 6	510,149	37~47	22.58
西 部	1,153,815	39.12.25	951,823	39~50	24.17
東 部	1,401,366	40. 3. 5	1,450,000	39~50	23.67
南 部 第 二	449,690	40. 9.28	447,022	39~50	25.50
北 部 第 二	273,997	41. 4. 6	119,535	40~45	20.60
西 部 第 二	922,110	41. 4.12	870,509	40~50	25.92
東 部 第 三	884,161	42.12.27	426,547	42~48	24.83
北 部 第 三	806,700	44. 4.16	2,860,724	44~59	26.17
東 部 第 四	244,823	45. 9.22	152,578	44~52	25.16
東 部 第 五	1,037,496	47. 8.17	4,083,350	46~62	24.19
北 部 第 四	234,586	48. 3.16	538,637	47~57	21.70
南 部 第 四	1,258,745	49. 3.20	5,974,000	48~平 4	24.19
西 部 第 三	249,435	49. 9. 6	787,140	49~昭62	24.94
北 部 第 六	557,986	50. 3.29	146,000	49~55	27.33
北 部 第 五	419,638	51. 2.18	1,525,000	50~61	23.00
南 部 第 五	310,706	52. 6.25	1,313,398	51~平 3	24.03
東 部 第 六	713,010	53. 1.10	4,280,000	52~ 5	26.95
南 部 第 六	680,235	57. 5.27	4,312,000	57~ 9	24.54
南 三 社 北	1,196,811	57.10. 6	10,037,000	57~15	25.93
南 三 社 南	1,176,582	57.11.19	9,265,000	57~13	21.90
東 部 第 七	799,901	58. 5.31	6,193,900	58~ 9	24.66
南 部 第 七	151,006	平 4. 9.16	2,306,000	平 4~18	23.27

福井駅周辺	165,817	4.12.1	43,635,000	4~30	8.99
北部第七	746,885	4.12.28	13,813,000	4~25	24.06
市場周辺	1,919,466	8.8.29	20,245,000	8~26	21.76
森田北東部	2,404,056	8.8.27	39,650,000	8~令2	24.57

交 通 政 策

既存の都市機能を効率よく活用しながら、誰もが利用しやすい快適な市内全域の交通ネットワークを構築し、公共交通の利便性向上と利用促進を図っている。

また、北陸新幹線の大阪までの早期全線開業を目指し、さまざまな取組を行っている。

1 北 陸 新 幹 線 ・ 並 行 在 来 線

(1) 経 緯

- 昭和45年5月.....全国新幹線鉄道整備法公布
- 昭和47年6月.....基本計画決定
- 昭和48年11月.....整備計画決定
- 昭和57年3月.....高崎・小松間の駅・ルート公表
- 昭和60年1月.....小松・芦原温泉間の駅・ルート公表
- 昭和62年2月.....芦原温泉・南越間の駅・ルート公表
- 昭和62年10月.....小松・南越間の環境影響評価報告書案提示
- 平成7年9月.....福井駅部調査着手
- 平成8年3月.....小松・南越間の工事実施計画の認可申請
南越・敦賀間のルート公表
- 平成14年1月.....南越・敦賀間の環境影響評価完了
- 平成16年12月.....政府・与党申合せ
金沢車両基地・南越間
福井駅部について、平成17年度初に認可・着工し、平成20年度末の完成を目指す。
南越・敦賀間
所要の手続きを経て、直ちに工事実施計画の認可申請を行う。
- 平成17年4月.....福井駅部工事実施計画認可
- 平成17年6月.....福井駅部高架橋工事着工
- 平成17年12月.....南越・敦賀間の工事実施計画の認可申請
- 平成21年2月.....福井駅部高架橋工事完成
- 平成23年12月.....金沢・敦賀間の着工方針の決定
- 平成24年5月.....並行在来線の経営分離について県及び沿線7市町が同意
- 平成24年6月.....金沢・敦賀間工事実施計画認可（用地、土木構造物関係）
- 平成24年8月.....金沢・敦賀間建設工事着工
- 平成25年3月.....福井県並行在来線対策協議会の設置
- 平成27年1月.....政府・与党申合せ
金沢・敦賀間の開業を3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指す。
- 平成27年3月.....長野・金沢間開業
- 平成28年12月.....敦賀・大阪間のルートが小浜京都ルートに決定（小浜市（東小浜）附近経由）
- 平成29年3月.....京都・新大阪間のルートが南回りルートに決定（京田辺市（松井山手）附近経由）
- 平成29年5月.....福井駅、敦賀駅の乗換利便性向上施設の整備方針の決定

平成29年10月.....金沢・敦賀間工事実施計画（その2）認可（軌道、電気設備関係）
 平成30年2月.....敦賀駅、南越（仮称）駅の駅舎デザイン案の決定
 平成30年3月.....福井駅、加賀温泉駅、小松駅、芦原温泉駅の駅舎デザイン案の決定
 平成30年8月.....並行在来線の経営・運行に関する基本方針の策定
 平成31年3月.....金沢・敦賀間工事実施計画変更認可
 平成31年4月.....北陸新幹線各駅舎（小松、加賀温泉、芦原温泉、福井、南越（仮称）、敦賀）の外観・内観公表
 令和元年5月.....敦賀・新大阪間の駅・ルート公表
 令和元年8月.....福井県並行在来線準備株式会社の設立
 令和元年11月.....敦賀・新大阪間の環境影響評価方法書を公表
 令和2年2月.....福井県並行在来線経営計画（検討項目）の策定
 令和2年4月.....北陸新幹線福井駅建築工事 着工
 令和3年3月.....金沢・敦賀間工事実施計画変更認可
 令和3年4月.....福井県、石川県に鉄道・運輸機構北陸新幹線建設局を設置
 令和3年9月.....北陸新幹線福井駅（東口）拡張施設新築工事 着工
 令和3年10月.....福井県並行在来線経営計画の決定、福井県並行在来線対策協議会の解散
 令和4年3月.....福井県並行在来線利用促進協議会の設置
 令和4年7月.....福井県並行在来線準備株式会社が本格会社に移行（「株式会社ハピラインふくい」に社名変更）
 令和4年8月.....北陸新幹線福井駅建築工事 完了
 令和5年1月.....北陸新幹線福井駅（東口）拡張施設新築工事 完了
 令和5年10月.....新幹線W7系電車入線歓迎セレモニー・福井市観光交流センターオープン
 令和6年3月.....北陸新幹線金沢・敦賀間 及び 株式会社ハピラインふくい開業

（2） 福井駅部の整備

名 称	延長（m）	認可年月日	施行年度	事業費（千円）
北陸新幹線 福井駅部	800	平17.4.27	平17～20	5,099,000

（3） 金沢・敦賀間工事実施計画認可の主な概要

工事実施計画	区 間	工事延長（km）	認可年月日	工事の完成予定時期	工事費（億円）
その1	金沢・敦賀間	約114.4	平24.6.29	長野・金沢間の開業から 概ね10年強後	約8,968
その2	金沢・敦賀間	約114.6	平29.10.6	令和4年度末	約1兆1,858
変 更	金沢・敦賀間		平31.3.29		約1兆4,121
変 更	金沢・敦賀間		令3.3.31	令和5年度末	約1兆6,779

2 公共交通の利用促進や利便性向上に向けた取り組み

(1) 公共交通の活性化及び再生に向けた取り組み

第2次福井市都市交通戦略

策定時期 令和3年3月

目的

だれもが、目的やニーズに応じた交通手段を選択して移動することができるようにするため、日常生活の中心となる各地域拠点の特性に応じた必要な機能の集約を図るとともに、市全域のモビリティ(移動のしやすさ)を支える交通ネットワークを構築する。

福井市地域生活交通活性化会議

会議設置時期 平成18年9月

目的

地域公共交通の利用者代表、関係行政機関、交通事業者、学識経験者により、公共交通サービスの在り方や利便性向上、主にバス等の住民生活に必要な交通の確保および利用促進の具体的方策について協議・検討し実現を図る。

令和4年度から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の実施や変更等に関する協議も併せて行う。

(2) 公共交通の利用状況及び利用促進の状況

京福バス 輸送人員の推移(千人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
京福バス (市内発着路線)	2,007	2,137	2,378	2,414	2,412

えちぜん鉄道 乗車人員の推移(千人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
えちぜん鉄道(全線)	2,651	3,003	3,391	3,598	3,919

福井鉄道 乗車人員の推移(千人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福井鉄道(全線)	1,590	1,757	1,873	1,925	1,893

路線バス等に対する補助実績(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
京福バス・福鉄バス ・光タクシー 合計	257,639	269,896	298,484	302,650	329,000

えちぜん鉄道に対する補助実績(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設備維持補修費 (福井市負担分)	59,381	58,378	72,924	74,539	75,994

福井鉄道に対する補助実績(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設備維持補修費 (福井市負担分)	58,350	58,350	58,350	68,800	68,800

乗合タクシー

運行開始時期 平成15年4月

事業概要

路線バスの廃止に伴ってできた公共交通空白地域において、乗合タクシーを運行している（予約型含む）

運行状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乗車人数（人）	52,461	51,535	49,444	48,101	45,842
運行地区数	17地区	18地区	14地区	14地区	14地区

地域バス

運行開始時期 美山（芦見・味見）海岸：平成21年4月

美山（羽生等）：平成17年4月（旧美山町から事業継承）

清水：平成21年7月（平成22年度末まで試行運行 23年度から本格運行）

事業概要

地域の特性に応じた移動手段を確保するため、合併3地区（美山・越廼・清水）で地域バスを運行している。

乗車人員数（人）

地域名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
美山（芦見・味見）	8,945	10,609	8,648	8,162	7,725
うちスクール利用	6,504	8,044	6,798	6,541	6,214
美山（羽生等）	2,802	2,379	2,339	2,254	1,711
海岸地域	6,390	5,624	7,437	7,173	7,253
うちスクール利用	3,275	3,017	3,609	2,984	3,312
清水地域	1,987	1,921	2,129	2,007	1,627

地域コミュニティバス

運行開始時期 平成23年4月

事業概要

公共交通空白地域等において、地域住民が交通事業者と連携・協力し、地域拠点や公共交通幹線軸上の乗継拠点等に接続する地域コミュニティバスを運行する経費を支援する。

乗車人員数（人）

地域名	開始時期	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鷹巣・棗地域	平成23年4月	2,508	2,344	1,799	1,747	1,408
酒生地域	"	6,541	6,866	6,642	7,003	7,867
殿下地域	"	2,176	2,256	2,702	2,423	1,374
鶉～宮ノ下～ 大安寺地域	平成23年6月	1,854	1,813	1,272	1,233	1,233
日新地域	平成24年11月	2,509	2,407	2,951	3,613	6,047
岡保地域	平成25年10月	6,415	6,947	6,517	6,497	6,561
森田地域	平成30年10月	4,524	7,191	11,073	10,866	11,882
東郷地域	令和元年10月	3,588	2,524	2,977	3,382	2,925

(3) 自転車利用推進に向けた取り組み

市民や観光客・ビジネス客等の利便性や回遊性の向上を図るため、令和5年3月以降は福井市まちなかレンタサイクル運営協議会を解散し、新たにICTを活用したシェアサイクル「ふくチャリ」の運営（福井市シェアサイクル事業協同体に委託）を行っている。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出拠点数	16	15	15	15	19	19
利用回数	7,240	3,686	5,051	6,729	11,022	23,436

3 駐車場

令和6年度利用状況

駐車場名	利用台数 (台)	定期契約総数 (台)	収入 (円)			
			時間貸	定期券	回数券他	合計
大手	373,062	43,314	50,177,900	48,651,450	6,964,362	105,793,712
大手第2	76,546	17,240	28,450,740	12,666,500	1,399,400	42,516,640
本町地下	25,289	19,946	2,959,425	20,984,700	1,048,525	24,992,650

大手駐車場 昭和52年3月23日開設 収容台数264台 大手3丁目10-1
 大手第2駐車場 平成4年4月17日開設 収容台数102台 大手3丁目12-20
 本町通り地下駐車場 平成8年12月25日開設 収容台数316台 順化1丁目中央3丁目地係
 令和7年3月31日休止

4 自転車駐車場

設置箇所	所管	用地面積	収容台数	供用開始
J R 足羽駅	自転車利用推進課	55.00㎡	50台	S52年
えちぜん鉄道鷺塚針原駅	"	75.00	50	S54年
えちぜん鉄道新田塚駅	"	40.00	40	S55年
福井鉄道浅水駅	"	181.38	100	S55年
えちぜん鉄道東藤島駅	"	95.96	30	S56年
J R 一乗谷駅	"	74.00	40	S56年
福井鉄道江端駅	"	76.88	100	S57年
えちぜん鉄道追分口駅	"	90.00	50	S59年
八ピラインふくい越前花堂駅	"	175.20	132	S60年
J R 越前高田駅	"	37.95	15	S60年
J R 越前大宮駅	"	319.00	15	S60年
フェニックス・プラザ 自動車駐車場地下1階	施設活用推進課	276.66	207	S60年
えちぜん鉄道越前新保駅	自転車利用推進課	60.00	40	S61年
J R 市波駅	"	34.00	30	S62年
福井鉄道赤十字前駅	"	132.79	61	S62年
八ピラインふくい森田駅	"	654.00	370	H7年
八ピラインふくい大土呂駅	"	328.70	134	H9年
J R 越前東郷駅	"	524.00	132	H10年

福井駅北側高架下	〃	2,435.90	2,154	H17年
えちぜん鉄道越前島橋駅	〃	8.76	12	H17年
えちぜん鉄道八ツ島駅	〃	21.50	20	H19年
えちぜん鉄道日華化学前駅	〃	21.50	20	H19年
えちぜん鉄道越前開発駅	〃	4.80	15	H24年
ハピリン	〃	238.70	156	H28年
えちぜん鉄道田原町駅	〃	54.00	48	H29年
福鉄ベル前駅	〃	54.05	45	H29年
えちぜん鉄道福井口駅	〃	70.00	60	H30年
えちぜん鉄道中角駅	〃	7.85	12	R3年
福井駅南自転車駐車場	〃	342.52	250	R5年

交通安全対策

1 交通安全の推進・啓発

(1) 幼児、児童、高齢者等の交通安全教室

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、児童館、公民館等において、ビデオ、指人形等の教材を使用した指導や路上・交通公園等での実地指導を行う。

[交通公園]

開設 昭和49年

所在地 福井市和田2丁目401(淵上公園)

面積 1,400㎡

主な設備 アスファルト舗装路、幅員4m、1周90m

交通信号機1式、踏切警報機1式、大人用三輪車2台、子供用自転車20台

(2) 交通安全市民運動

春、夏、秋、年末の交通安全運動を通じて交通ルール・マナーの啓発を行うほか、交通安全推進団体と連携して啓発運動を行う。

(3) 交通指導員による交通指導

各地区に交通指導員を配置し、交通指導を行う。

指導員数 男性99人 女性18人 計117人 (令和7年4月1日現在)

任務内容 (定例)毎週金曜日の街頭指導

(臨時)四季の交通安全市民運動や交通の混雑が予想される各種行事での街頭指導、交通安全の広報活動

(4) 各種交通安全推進団体の支援

交通安全推進協議会連合会、交通安全協会、交通指導員会、交通安全やまびこクラブ推進協議会の事業活動の支援を行う。

2 自転車等の適正駐車指導・啓発

道路、駅前広場など公共の場所及び自転車駐車場内に長期間置かれている自転車等の整理・警告・撤去作業を実施することにより、歩行者の安全と円滑な交通環境を維持する。

令和6年度事業実績

警告数	撤去数	返還数
1,425	497	60

事業内容	事業費(千円)
自転車撤去・運搬業務	1,616
自転車整理・返還業務	4,640
自転車廃棄・処分業務	20
合計	6,276

3 交通事故発生状況(高速道路での交通事故を除く)

(1) 市内での発生件数及び死傷者数

年	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
R4	369	1	420
R5	452	3	509
R6	428	6	476

(2) 子どもの交通事故状況(市内)

年	R4				R5				R6			
	死者	傷者	計	構成比(%)	死者	傷者	計	構成比(%)	死者	傷者	計	構成比(%)
総数	0	14	14	100.0	0	23	23	100.0	0	28	28	100.0
幼児	0	6	6	42.8	0	4	4	17.4	0	6	6	21.4
小学生	0	4	4	28.6	0	10	10	43.5	0	12	12	42.9
中学生	0	4	4	28.6	0	9	9	39.1	0	10	10	35.7

(3) 高齢者の交通事故状況(市内)

年	R4			R5			R6		
	死者	傷者	計	死者	傷者	計	死者	傷者	計
人数	1	60	61	3	94	97	5	83	88

建

設

道 路

安全で快適な道路環境を確保するため、市道及び市道橋梁の新設・改良、維持補修を行っている。特に、国道や県道とネットワークを構成する幹線道路や生活道路の整備を重点的に推進しており、子ども、高齢者、障がいのある方など、誰もが安全・安心で快適に通行ができる歩行者空間となるようバリアフリーを進めるとともに、防災・震災対策に配慮した橋梁の整備についても計画的に取り組んでいる。

1 道路・橋梁現況

(1) 道 路

区 分	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	路 線 数
国 道	123,412	5.5～36.0	123,412	100.0	7
県 道	303,087	4.0～44.0	292,884	96.6	53
	1 級	165,894	163,245	98.4	126
	2 級	164,341	159,462	97.0	179
	そ の 他	1,784,929	1,717,788	96.2	7,016
	計	2,115,164	2,040,495	96.5	7,321

(国道及び県道：令和5年4月1日時点数値 / 市道：令和4年度道路台帳整備済数値 専用自歩道を除く)

(2) 橋 梁 (専用自歩道を含む)

区 分	橋 数	橋 長 (m)
永 久 橋	1,735	13,663.8
木 橋	0	0
計	1,735	13,663.8

(3) 市道認定基準(抜粋)

幅員が6m以上で、用地が市に帰属され、かつ、国道、県道、市道又は公共施設に接続するもの。ただし、通り抜けが不可能な場合は、回転広場を有すること。

その他都市計画法、土地区画整理法等により築造された道路で、法定の手続きが完了しているもの。

2 整 備 状 況

(1) 生活道路整備

道路パトロールにより道路不良箇所の早期発見、事故防止を図るほか、道路改良、舗装、側溝整備及び補修・修繕等を行っている。

(2) 歩 道 整 備

高齢者や障がい者をはじめ、市民が安全で安心して歩けるまちを実現するため、歩道の段差解消や視線誘導ブロックを設置し、歩道のバリアフリーを行っている。

(3) 橋 梁 整 備

橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕や架替を行うとともに、近視目視による点検を行っている。

(4) 幹線道路整備

道路ネットワークの充実を図るため、市街地と周辺地域を結ぶ幹線道路の整備を行っている。

3 交通安全施設の整備・拡充

交通事故を防止するため、防護柵、道路反射鏡及び道路照明灯等の交通安全施設を必要箇所に整備・更新する。

交通安全施設の整備状況

事業名	令和6年度
	事業量
防護柵	0.1km
道路反射鏡	45基
視線誘導標	0本
区画線	37.6km

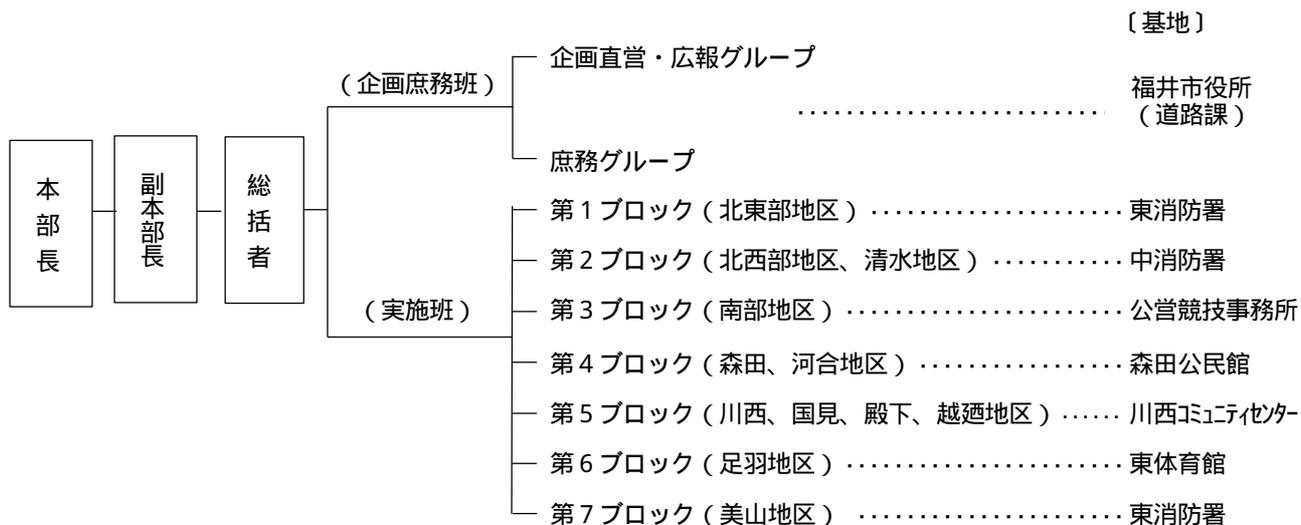
除雪業務

市の除雪業務は市民協働のもと、国、県及び関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施することにより、安全かつ安心な市民生活と地域の経済活動の確保を図るものである。

1 除雪組織（令和6年度）

福井市除雪対策本部を設置し、市内7か所に除雪基地を設ける。

除雪対策本部



2 除雪実施計画

(1) 除雪体制(令和6年度)

除雪対策本部は、本部長(建設部長)の指揮の下に適切な道路除排雪を実施する。除雪体制は次表のとおりとする。

体制	降積雪の状況	内容
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	除雪協力企業及び職員の待機
平常体制	道路上の積雪深が、10cm以上ある場合	出勤基準に基づき除雪出動(最重点除雪路線は5cm) 雪捨場の準備・開設 主要交差点部等の排雪
警戒準備体制	福井地方気象台の福井観測所の積雪深が、60cm程度ある場合、異常な降雪がある又は見込まれる場合など	必要箇所の拡幅除雪及び排雪 雪捨場の開設・増設 公園の雪置き場の活用 応援除雪の準備・実施 情報連絡の強化 道路雪害対策本部設置準備
		日中除雪の実施 県と連携した応援除雪の準備・実施
警戒体制	福井地方気象台の福井観測所の積雪深が、警戒積雪深の90cmに達した場合	<u>道路雪害対策本部の設置</u> 県と連携した応援除雪の実施 応援除雪の実施 雪捨場の増設 広域応援等の要請 情報連絡の強化 市民協働除雪の支援強化

(2) 除雪計画路線及び出勤基準

(令和6年度)

路線名	区分内容	延長
最重点除雪路線	県の最重点除雪路線とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路 中核サービスステーション(中核給油所)へのアクセス道路 (積雪深5cm以上を目安とし、県の最重点除雪路線出動と連携し出動)	19.9km
重点除雪路線	県と連携し、重点的な除雪を実施する道路 公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するための道路 (平常時は、積雪深が10cmを超え、県の除雪出動と連携し出動。 異常な降雪時には、重点的な除雪を実施するため、県の重点除雪路線出動と連携し出動)	36.6km
緊急確保路線	国・県道とアクセスする幹線道路及びバス路線などの生活幹線道路 (積雪深が10cmを超え、県の除雪出動と連携し出動)	191.8km
一般除雪路線	その他の未除雪路線、自治会等協力除雪路線を除いた道路 (積雪深が10cmを超え、気象情報等から更に降雪が予想される時、早朝2時頃までに出勤)	1,472.7km
消雪施設路線	消雪施設が設置された道路	83.7km
春期除雪路線	冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路	55.5km
合計		1,860.2km

河 川 ・ 水 路

市内を流れる河川は、九頭竜川など1級河川37、大味川など2級河川4、一本木川など準用河川13、その他の河川、水路は約900で、総延長はおよそ480kmにも及んでいる。

このうち1級河川は国と県において、また2級河川は県において、その他の河川、水路は市において、それぞれ管理している。

1 河川（水路）改修事業等状況

（令和6年度）

事業区分	個所数	事業量	事業費
河川整備事業	29	延長計 317.3m	140,270千円
水路整備事業	66	延長計 2173.9m	59,976
総合流域防災事業 （底喰川）	1	護岸工	37,766
浸水対策事業	6	調整池整備 ほか	119,437
計	102	2491.2m	357,449

2 河川改修状況

（令和6年度末）

区分	流路延長	改修延長	改修率
準用・普通河川	173.46 km	101.52 km	58.5%

公園緑地

戦後、戦災震災の復興計画として戦災復興土地区画整理事業に着手し、公園緑地を増加すべく、都市緑化と市民の憩いの場の整備を進めてきており、その後も土地区画整理事業により多くの公園緑地が整備された。

また、市民が楽しめる公園として、足羽山公園や西部緑道などの整備を進めてきたほか、既存公園の再整備にも取り組んできた。平成30年度には野球場、サッカー場などの各種スポーツ施設を備えた福井市総合運動公園の整備、また令和6年度には中央公園内において、全天候型の子どもの遊び場「しろっぱ」の整備が完了している。

1 公園緑地の現況

(令和7年4月1日現在)

区分	都市公園		整備済公園			未整備公園	
	個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)	率(%)	個所数	面積(ha)
街区公園	344	63.86	343	63.75	99	1	0.11
近隣公園	30	43.07	30	43.07	100	0	0.00
地区公園	5	19.44	5	19.44	100	0	0.00
総合公園	2	210.29	(2)	82.93	39	2	127.36
運動公園	3	83.06	2(1)	70.90	85	1	12.16
都市緑地	11	29.04	10(1)	25.39	88	1	3.65
広場公園	1	0.02	1	0.02	100	0	0.00
緩衝緑地	1	61.39	1	61.39	100	0	0.00
緑道	1	2.50	1	2.50	100	0	0.00
風致公園	1	4.60	1	4.60	100	0	0.00
歴史公園	2	1.10	2	1.10	100	0	0.00
墓園	2	5.56	2	5.56	100	0	0.00
合計	403	524.93	398(4)	381.65	72	5	143.28

()は一部供用開始外数 一部供用開始の公園については未整備公園の箇所数に計上。

2 主な公園

名称	面積(m ²)	施設概要
足羽山公園	1,233,000	自然史博物館、郷土植物園、展望台、遊具、足羽山公園遊園地、おさごえ民家園、カルチャーパーク、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館
東山公園	870,000	芝生休憩広場、遊歩道、コミュニティプール、ウォータースライダー、日本庭園
中央公園	22,600	日本庭園、ピジターセンター御座所、堀割広場、堀跡噴水、梅広場、子どもの遊び場しろっぱ
東公園	31,000	グラウンド、遊具、芝生広場、植栽

西 公 園	14,000	遊具、植栽、テニスコート
福井市総合運動公園	520,000	サッカー場、ソフトボール場、マレットゴルフ場、管理棟、野球場、サブグラウンド
西部緑道	25,000	カルチャースクエアゾーン、アスレチックスクエアゾーン、オープンスクエアゾーン、フラワーガーデンゾーン、ウォーターフロントスクエアゾーン、古墳広場ゾーン、和風庭園ゾーン
養浩館庭園	10,000	名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園
北の庄城址・柴田公園	2,400	休憩所・展示資料館、多目的広場
左内公園	6,100	橋本左内像、植栽
福井運動公園 （ 県 管 理 ）	280,000	陸上競技場、野球場、水泳場、テニスコート、体育館
福井少年運動公園 （ 県 管 理 ）	39,000	屋内休憩場、遊具

3 足羽山総合公園

足羽山公園は、足羽山、八幡山、兎越山を含めた三山で形成されており、昭和37年都市公園としての指定を受け、休養慰安、観光等の施設拡充を図り、市民の憩いの場とするように計画された。

足羽山は多年にわたり整備されてきたが、八幡山及び兎越山は未開発であったため、陸上自衛隊の協力を得て道路の新設、広場の造成を図り、その後年次計画により改良整備を行ってきた。

標高116.4mの足羽山には福井の礎を築いた継体天皇像や十数基の古墳群があり、「日本さくらの名所100選」にも選ばれている。

足羽山三段広場を中心にツバキやサザンカ等、数々の花木が四季それぞれに咲くように植栽してある。特に市の花アジサイは、市政80周年記念として植栽したものを含め、足羽山の各所で植栽されている。

区 分	足 羽 山	兎 越 山	八 幡 山	計
公 園 面 積	49.4 ha	25.0	48.9	123.3
道 路 延 長	6,528 m	1,990	2,758	11,276
広 場 数	2カ所	1	2	5
広 場 面 積	10,100 m ²	3,300	3,300	16,700

足羽山公園内にある足羽山公園遊園地は、市民が楽しく憩い、自然の中で動物と親しみ、健全な運動を行いながら、豊かな情操を養うことを目的に昭和52年から整備を開始した。

さらに、昭和53年6月には羊、ロバ、ポニー、鳥類など動物と一緒に遊べる小動物園を建設し、昭和55年7月21日に福井市足羽山公園遊園地として開園した。

以降、園内での繁殖や寄贈等により動物の種類も増え、動物に関連した体験や工作等の様々なイベントを実施するなど、市民に親しまれている。

平成30年9月には、新たに全天候型の動物舎を整備し、カピバラやナマケモノなど熱帯地方に生息する動物を中心に展示をしている。

墓 地 造 成

墓園として戦災復興事業にて都市計画により決定した西墓地は、市街地の南西に位置する足羽山にあり、足羽山公園に通じる車道も新設された。戦災復興事業で墓碑数の約9割を西墓地に、残余は南墓地に収容した。特に西墓地造成にあたっては、天然の風致を生かし、休憩所、便所、水道施設、照明、幹線道路の舗装も完備し、親しみやすいようにした。

また、市民からの墓地造成の要望により岡保地区に、風致景観・環境に留意した広域な東山墓地公園を計画し、昭和41年度には、陸上自衛隊により幹線道路を築造し、翌42年度から市土地開発公社が園地造成に着手し、昭和53年度に完成した。

さらに、平成17年9月の足羽山西墓地の陥没災害による代替墓地として、兎越山に兎越山墓地を新たに造成した。

名 称	総面積 (㎡)	区画数 (区画)	工事費 (千円)	着 工	竣 工
西 墓 地	176,000	8,228	56,811	昭和23年	昭和34年
南 墓 地	3,960	1,090	420	昭和27年	昭和27年
東 山 墓 地	60,500	4,812	278,976	昭和42年	昭和53年
兎 越 山 墓 地	5,100	601	101,769	平成18年	平成19年

使 用 料

使 用 面 積 基 準		3.3㎡当りの単価 (円)
1.65㎡ (0.5坪) から	3.30 ㎡ (1.0坪) までの区画	65,000
3.30㎡ (1.0坪) を超え	4.95㎡ (1.5坪) までの区画	78,000
4.95㎡ (1.5坪) を超え	6.61㎡ (2.0坪) までの区画	91,000
6.61㎡ (2.0坪) を超え	8.26㎡ (2.5坪) までの区画	110,000
8.26㎡ (2.5坪) を超え	9.91㎡ (3.0坪) までの区画	130,000
9.91㎡ (3.0坪) を超え	13.22㎡ (4.0坪) までの区画	156,000
13.22㎡ (4.0坪) を超える区画		182,000

住 宅 政 策

ふくいらしい住まい方である同居・近居や、新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯等の空き家取得・家賃等を補助することにより、子育てしやすい住環境の確保と、定住人口の維持を図っている。また、民間事業者がまちなか地区に建設した地域優良賃貸住宅の家賃減額に対する補助を行い、高齢者世帯などに配慮した良質な賃貸住宅の供給を行っている。

さらに、市民の安全で安心な環境を確保するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市内に所在する老朽化して周囲に悪影響を及ぼす空き家等の所有者に対し、適正な管理を促している。

1 ふくいの住まい支援事業

補助メニュー		補助の内容	令和6年度 補助実績
建替住宅取得補助		新築住宅建替えのための旧耐震住宅の除却費用への補助	6戸
多世帯近居中古住宅取得補助		新たに多世帯で近居するための中古住宅の取得費用への補助	0戸
多世帯同居リフォーム補助		新たに多世帯で同居するために必要なリフォームに要する費用への補助	6戸
多世帯同居近居住替補助		新たに多世帯で同居や近居するための引越し費用への補助	1戸
U・Iターン世帯特公賃家賃補助		県外からのU・Iターン世帯に対し、市営特定公共賃貸住宅の家賃への補助	5戸
空き家利活用	空き家取得補助	県外からのU・Iターン世帯や新婚・子育て世帯等の空き家購入への補助	14戸
	空き家リフォーム補助	空き家所有者、または空き家の購入・賃借者が行う空き家のリフォーム費用への補助	5戸
	空き家家賃補助	賃貸空き家の家賃への補助	7戸

2 地域優良賃貸住宅支援事業概要

まちなか地区において、高齢者世帯など居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けに、良質な賃貸住宅の供給を促進し、地域優良賃貸住宅の家賃の負担軽減を図るため補助を行っている。

令和6年度 地域優良賃貸住宅家賃支援 3棟(87戸)

3 空き家等対策事業概要

福井市内において空き家等が増加している中、空き家等の所有者に対し適正な管理を促すとともに、市内に所在する老朽危険化した空き家等の解体に対し費用の一部を補助している。

令和6年度 福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付 16件

市 営 住 宅

市民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、市営住宅として公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅を管理している（令和7年4月1日現在：1,807戸）。これらの市営住宅の整備に当たっては、快適なまちづくりの推進、入居者の居住水準の向上、周辺住環境との調和を図ることとし、建替事業や改修事業は、「福井市住宅基本計画」に基づき推進している。

また、既存市営住宅の長寿命化の観点から、外壁や屋上防水の改修事業を継続する予定である。

今後も市営住宅の適切な管理運営に努め、住宅に困窮する市民に対し住宅の供給を行う。

1 市営住宅建設概要

(1) 公 営 住 宅 概 要

公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

団地名	所在地	建設年度	構 造	管理戸数	間 取	使用料(月額・円)	棟 数
湫	湫町	S62～63	中耐4～5階建	72	3DK	24,200～48,200	2
			木造2階建	24	3DK	22,900～39,700	6
江端	江端町	S56～60	中耐3～5階建	199	3DK	20,100～45,200	5
福	福新町	S39～42	中耐4階建	79	2K	7,200～14,300	5
				37	1K (UB)	10,800～23,900	
				4	2K (UB)	10,600～23,200	
		H7～23	中耐3階建	36	3DK	30,400～59,700	2
				30	2DK	23,800～46,700	1
				26	1LDK～2LDK	25,200～58,400	1
				27	1LDK～3DK	28,800～68,200	1
39	2K～3DK	18,700～61,500	1				
社	運動公園 1・2丁目	S43～44	簡耐平屋建	12	2K	*募集停止中	3
			中耐4階建	82	2K	7,900～15,100	5
		2		2K (UB)	11,000～23,300		
		28		1K (UB)	11,500～25,300		
		S48		21	2K	11,800～23,300	
明里	桃園1丁目	S28～31	簡耐2階建	8	1DK	*募集停止中	5
				20	3K	*募集停止中	
東安居	豊岡2丁目	S45	中耐5階建	70	3DK	*募集停止中	1
		H25	高耐8階建	32	1LDK～4DK	20,100～69,500	1
			高耐6階建	26			1

		H27	高耐 8 階建	72	2DK ~ 4DK	25,300 ~ 72,800	1
		H30	高耐 7 階建	43	1LDK, 2LDK 2DK ~ 4DK	19,200 ~ 68,800	1
		R2	中耐 5 階建	23	1LDK, 2LDK 2DK ~ 3DK	19,600 ~ 53,900	1
		R5	高耐 6 階建	54	1LDK ~ 4DK	19,800 ~ 70,800	1
新田塚	新田塚 2 丁目	H4 ~ 5	低耐 2 階建 中耐 3 ~ 4 階建	18	2LDK, 3DK	27,900 ~ 57,900	1
			中耐 3 階建	30	2 D K	20,400 ~ 44,100	1
新保	丸山 2 丁目	S32	簡耐 2 階建	8	1 D K	*募集停止中	2
				2	2 K	*募集停止中	
上野	上野本町新	H 元 ~ 3	中耐 3 階建	84	3 D K	24,500 ~ 49,500	5
森田東	河合寄安町	S51 ~ 54	中耐 5 階建	165	3 D K	15,800 ~ 39,500	4

(2) 改良住宅概要

改良住宅は、不良住宅が密集する地区の環境改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与することを目的としている。福井市の改良住宅は、戦後又は震災後、生活困窮者のために建てられた応急市営住宅や民間不良住宅が老朽化などしたため、環境整備事業を行い建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取	使用料(月額・円)	棟数
月見	月見 2 丁目	S45 ~ 46	中耐 5 階建	53	2 K	11,500 ~ 12,000	1
明里	明里町	S46 ~ 47	中耐 5 階建	98	3 K	*募集停止中	2
立矢	足羽 3 丁目	S39 ~ 44	中耐 4 階建	119	2 K	6,600 ~ 7,900	5
経田	大宮 2 丁目	S39 ~ 42	中耐 4 階建	64	2 K	7,300 ~ 7,800	4
新保	新保 1 丁目	S47	中耐 4 階建	58	3 K	13,000	2

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘(52戸)を含まない。

(3) 特定公共賃貸住宅(特公賃住宅)概要

特公賃住宅は、中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としている。福井市の特公賃住宅は、公営住宅の入居希望者のうち収入超過世帯の受け皿を目的として建設している。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
新田塚	新田塚 2 丁目	H6	中耐 3 階建	12	3 D K	58,000	1
福	福新町	H8	中耐 3 階建	18	3 D K	64,000	1

(4) 定住促進住宅概要

定住促進住宅は、人口の過疎化・高齢化・少子化対策として、都市部の人口流入を図るべく、特に若年層を中心とした U・I ターン者を受け入れ、さらに若年世代等の人口流失に歯止めをかけるとともに、高齢者にも配慮したバリアフリー対策を施して建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
越廼定住 促進住宅	茱崎町	H13	中耐 3 階建	3	2 L D K	28,000	1
				9	3 L D K	33,000	

2 市営住宅の申込件数の推移

年度	新築住宅			既設住宅				摘要
	建設戸数	申込件数	倍率	管理戸数	申込件数	入居戸数	倍率	
27	72	72		2,011	165	51	3.2	28.3.31 現在
28				1,931	125	48	2.6	29.3.31 現在
29				1,919	82	46	1.8	30.3.31 現在
30	43	37		1,918	120	75	1.6	31.3.31 現在
R元				1,916	138	62	2.2	R2.3.31 現在
2	23	16		1,932	118	51	2.3	R3.3.31 現在
3				1,881	131	77	1.7	R4.3.31 現在
4				1,853	59	51	1.2	R5.3.31 現在
5	54	81		1,789	169	105	1.6	R6.3.31 現在
6				1,807	214	71	3.0	R7.3.31 現在

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘（52戸）を含まない。

3 市営住宅の構造別管理戸数

団地名	公 営				特公賃	改 良	定住促進	合 計
	木 造	簡 平	簡 二	耐 火	耐 火	耐 火	耐 火	
淵	24			72				96
江 端				199				199
福				278	18			296
社		12		133				145
東 安 居				320				320
新 田 塚				48	12			60
上 野				84				84
森 田 東				165				165
月 見						53		53
明 里			28			98		126
立 矢						119		119
経 田						64		64
新 保			10			58		68
越 廻							12	12
合 計	24	12	38	1,299	30	392	12	1,807

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘（52戸）を含まない。

建 築 指 導

生活の基盤をなす建築物について、安全性の確保や良好な環境の確保、住み良いまちづくりに資するため、建築基準法等に基づく審査・指導等を行っている。また、既存の特定建築物や昇降機の定期報告等による維持管理への指導、建築物の耐震化への指導や支援により、建築物の安全性の向上に努めている。

さらに、長期優良住宅、低炭素建築物の認定や建設リサイクル法に基づく届出制度の運用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けたまちづくりの一翼を担っている。

1 建築確認申請等受付件数及び手数料徴収状況

年度		R 4		R 5		R 6	
確認申請	建築物	(275 件)	3,905,000 円	(233 件)	3,897,000 円	(240 件)	3,792,000 円
	昇降機	(11 件)	94,000 円	(8 件)	93,000 円	(4 件)	48,000 円
	工作物	(5 件)	40,000 円	(4 件)	40,000 円	(3 件)	30,000 円
計画通知		(26 件)	0 円	(34 件)	0 円	(25 件)	0 円
仮使用		(2 件)	120,000 円	(6 件)	120,000 円	(4 件)	240,000 円
許可認定		(15 件)	526,000 円	(14 件)	595,000 円	(18 件)	840,000 円
長期優良 低炭素		(237 件) (32 件)	3,009,000 円	(208 件) (11 件)	2,576,000 円	(245 件) (11 件)	3,052,000 円
エネ向 エネ適		(4 件) (21 件)	1,706,800 円	(1 件) (21 件)	1,764,000 円	(2 件) (16 件)	948,400 円
合計		(625 件)	9,400,800 円	(539 件)	9,085,000 円	(568 件)	8,950,400 円

2 特定建築物・昇降機の定期報告制度

不特定多数の人々が利用する特定建築物（病院、ホテル、百貨店等）については、その構造及び避難設備などの不備による大きな被害の発生を防止するため、規模、時期等を定め、報告することが義務づけられている。

特定建築物等定期報告件数

（令和6年度 単位：件）

	特定建築物	建築設備	防火設備	昇降機	小荷物専用 昇降機
定期報告対象件数	-	329	269	1663	143
報告件数	-	222	170	1630	142
報告の結果改善を必要とする件数	-	112	42	20	4
改善を指示した件数	-	112	42	20	4
改善報告のあった件数	-	13	1	9	2

特定建築物の報告時期は3年に一度で、令和5年度以降3年ごと

3 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性などに一定の性能を有し、かつ、居住環境等への配慮や一定の住戸面積を有する住宅の建築・維持保全計画の認定を行っている。

認定件数 令和4年度：238件
令和5年度：205件
令和6年度：251件

4 低炭素建築物の認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置（節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策等）が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 令和4年度：32件
令和5年度：11件
令和6年度：11件

5 エネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、省エネ基準に適合した措置が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 令和4年度：4件
令和5年度：1件
令和6年度：2件

6 エネルギー消費性能適合判定

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、建築確認に際して、非住宅部分の床面積が300平方メートル以上の建築物を新築等する場合に義務付けられている、省エネ基準への適合性の判定を行っている。

判定件数 令和4年度：21件
令和5年度：20件
令和6年度：18件

7 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な分別解体及び再資源化を促進するため、解体工事等の事前届出（通知）書の審査及び現場パトロールを実施している。

令和6年度建設リサイクル法（建築工事関係）届出件数：689件

建設リサイクル一斉パトロールの実施結果

（令和6年度 単位：件）

実施月日	確 認 件 数				現場標識 未揭示件数
	解体工事	新築工事	リフォーム工事	土木工事	
6月17日	23	15	3	10	5
10月24日	25	9	4	10	4

8 中高層建築物等の届出

中高層建築物等は、一般的にその規模が大きいことから、近隣の住民の居住環境に影響を及ぼす恐れがある。このため、周辺への日照の確保やプライバシーの保護、電波障害の防止等について十分な説明がなされなければ、トラブルが発生する恐れがある。このようなトラブルを未然に防止するために「福井市中高層建築物等に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、あっせんを行っている。(平成19年10月1日施行)

(単位：件)

年 度	届 出	あっせん
R 4	8	
R 5	10	
R 6	3	

9 木造住宅耐震診断等促進事業・木造住宅耐震改修促進事業

昭和56年6月の建築基準法改正以前に建築された一戸建て木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を支援している。また、耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判断された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助している。

(単位：件)

年 度	耐震診断	補強プラン作成	耐震改修
R 4	15	15	5
R 5	28	28	4
R 6	200	200	21

10 吹付けアスベスト対策事業

吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物の所有者に対し、アスベスト含有調査に要する費用の一部を補助している。

補助件数 令和4年度： 16件
令和5年度： 15件
令和6年度： 12件

11 危険ブロック塀除却事業

通学路に面した倒壊の危険性があるブロック塀の除却等に要する費用の一部を補助している。

補助件数 令和4年度： 3件
令和5年度： 9件
令和6年度： 21件

工事検査

工 事 検 査

請負工事の工事目的物や設計委託業務の納品物が、契約図書に定められた出来形や品質を確保し適正に契約が履行されているかを検査し、また工事等の成績を評定することにより受注者の指導育成、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図る。

さらに公正入札調査等委員会の事務並びに、公共工事の入札から履行までの総合監察を行い、公共工事の品質確保を図る。

1 工 事 検 査

福井市財務会計規則及び福井市工事執行規則に基づき、下記の検査・設計審査を行った。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
完成・完了検査	568 回	615 回	589 回
中間検査	28 回	16 回	25 回
部分引渡検査	6 回	0 回	0 回
部分払検査	6 回	4 回	4 回
製品・材料検査	14 回	9 回	5 回
段階検査	88 回	87 回	76 回
計	710 回	731 回	699 回
設計審査	167 件	154 件	128 件

2 工 事 監 察

建設工事現場の施工体制・技術者の適正配置・下請負等に関する各関連法規の遵守状況を監察し、公共工事の品質確保を図る。

また、第三者としての公平かつ中立な立場から、本市が行う建設工事の入札及び契約に係る事務の適正な施行を確保するため福井市公正入札調査等委員会を設置し、その事務局として事務処理を行う。

技 術 管 理

各種共通仕様書、設計積算基準等の改定、改正及び土木積算システムによる設計、積算業務の合理化、省力化とともに工事の適正な執行を図る。

「福井市工事コスト改善マネジメント実施要領」に基づき施策の周知徹底を図り、組織的に施策を実行し工事コスト構造改善を推進する。

市発注工事における建設副産物の発生を抑制するとともに再資源化を推進し、循環型社会の形成を図る。

「福井市建設CALS/EC運用指針」に基づき、計画的に建設CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）を推進する。

建設業に関する現状と課題を踏まえ「福井市建設工事生産性向上・働き方改革指針」を策定し、建設工事の品質を確保するための取組みを進めている。

技術職員の基礎技術や現場での安全管理等を習得するため、「技術職員研修プログラム」に基づき計画的に研修を実施し、技術指導や最新技術等の情報提供を行うとともに、職員のスキルアップを図っている。

また、基礎的な研修を実施しながら、建設業の生産性向上・働き方改革やインフラDXに関する施策についても柔軟に対応できる職員の育成に取り組んでいる。

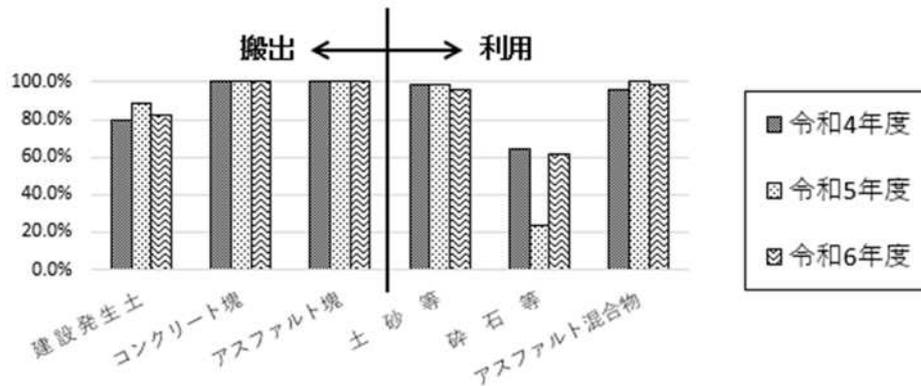
1 技 術 管 理

土木工事積算システムの運用及び設計積算基準にかかる単価改定について、毎月変更し、工事担当課の設計・積算業務に活用する。

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」及び「福井市建設副産物対策指針」に基づき建設副産物の発生を抑制し、建設資材のリサイクルの徹底を図る。

建設副産物の「発生・処理・利用実態調査」

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設副産物の 再利用（搬出）	建設発生土	80.0%	88.3%	82.4%
	コンクリート塊	100.0%	100.0%	100.0%
	アスファルト塊	100.0%	100.0%	100.0%
建設資材の 再利用（使用）	土 砂 等	98.5%	98.9%	96.0%
	砕 石 等	64.6%	23.2%	61.1%
	アスファルト混合物	95.7%	100.0%	98.6%



限られた財源を有効に活用し、コストと品質の両面を重視した、社会資本の効率的な整備・維持を図るため、「工事コスト改善マネジメント実施要領」の施策に基づき公共工事のコスト構造改善を図る。

コスト構造改善マネジメント指針実績報告

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業のスピードアップ	305 件	285 件	270 件
計画・設計・施工の最適化	515 件	620 件	670 件
維持管理の最適化	191 件	170 件	156 件
調達の最適化	763 件	887 件	981 件
計	1,774 件	1,962 件	2,077 件

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な分別解体及び再資源化を促進させるため、解体・新築工事等の事前届出（通知）書の審査及び現場パトロールを実施する。

建設リサイクル法（土木工事関係）受付・審査・パトロール件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通 知	472 件	466 件	439 件
届 出	81 件	99 件	63 件
計	553 件	565 件	502 件
パトロール回数	2 回	2 回	2 回
パトロール件数	20 件	20 件	20 件

2 建設CALS/EC

「第2次福井市建設CALS/EC運用指針(平成28年2月策定)」に基づき、電子納品の運用・普及啓発を行い、ペーパーレス化を促進するとともに土木積算システムにより、積算に掛かる時間を短縮し、事業執行の効率化を図る。また、電子納品保管・維持管理システムを運用し情報の共有化を進める。さらに、情報共有システムの運用し、受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図る。

3 インフラDX

遠隔臨場（WEB技術を用いた工事の監督確認）や業務委託等打合せに用いるために必要となる機器の整備を図る。

危機管理

危機・防災対策

福井市民の生命、身体及び財産を守り、市政に重大な影響を及ぼす危機の発生を抑止・軽減するため、「福井市危機管理計画」を策定した。危機事象のうち、自然災害及び油流出事故などの大規模な事故災害については、「福井市地域防災計画」に基づき、種々の対策を実施している。また、武力攻撃事態等、緊急対処事態については、「福井市国民保護計画」に基づき、必要な措置を講じる。災害時には、行政の「公助」としての防災活動と、市民の「自助」、「共助」の精神に基づく自主的な防災活動との連携が極めて重要となることから、市民の防災意識の高揚に努める。

1 自主防災組織

昭和 57 年度から、災害時における地域防災活動の中心的存在となる自主防災組織の結成を促進しており、組織の結成に際しては、設置補助を行っており、結成率は 95%に達した。

また、平成 17 年度から、各地区に対して自主防災組織連絡協議会の設置を推進し、結成率は平成 19 年度で 100% (48 地区) に達した。

さらに、防災活動に対して、活動補助、防災資機材整備補助を行い、地域防災力の向上を図っている。

(自主防災組織結成率)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
結成率 (%)	95.98	95.40	95.89	95.83	95.95

2 福井市避難支援プラン（避難行動要支援者避難支援制度）

高齢者や障がい者の方などの災害時の避難に支援を必要とする方（避難行動要支援者）から、地域への情報提供に関する同意申請を受け付けている。申請者の情報は名簿形式で自治会長や自主防災会長などに提供され、地域での平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てられている。

3 防災情報システム

災害時等に情報をいち早く伝達するための「デジタル防災行政無線固定系（同報系）システム」、情報を素早く収集し迅速な対応を行うための「デジタル防災行政無線移動系システム」を福井市内全域で整備している。また、屋外拡声子局等で放送した内容を電話で確認することができる自動応答装置を設置している。【電話 0 7 7 6 - 2 5 - 2 9 1 4（ニコリ フクイシ）】

4 非常用貯水装置

災害時における飲料水を確保するため、昭和 57 年度から拠点避難所である小学校のグラウンド等に耐震性を有する非常用貯水装置を年次計画で設置し、非常用貯水装置設置困難地区にはペットボトル飲料水の備蓄を行っている。

年度	設置場所	年度	設置場所	年度	設置場所
S57	順化・足羽小学校	H14	社西小学校	H25	大安寺・棗・清水北小学校・ 安居公民館 (飲料水備蓄) 上宇坂・下宇坂・羽生・越廼・ 鷹巣・文殊・上文殊・本郷地区
S63	日之出小学校	H15	東安居小学校		
H2	湊小学校、防災センター	H16	清明小学校		
H3	松本小学校	H17	河合小学校		
H4	春山小学校	H18	東郷小学校		
H5	豊小学校	H19	東藤島小学校	H26	清水東小学校
H6	和田小学校	H20	酒生小学校	H27	清水南小学校
H7	宝永小学校	H21	鶉小学校	H28	清水西小学校
H8	日新・木田・旭・円山・啓蒙・ 社北・明新・西藤島小学校	H22	六条小学校	H29	宮ノ下公民館
		H23	国見小中学校		
H9	社南小学校	H24	岡保・中藤小学校 (飲料水備蓄) 一光・長橋・高須城・殿下 芦見・上味見・下味見地区		
H11	森田小学校				
H12	麻生津小学校				
H13	中藤・一乗小学校				

5 防災備蓄倉庫

福井豪雨の教訓をふまえ、市民による災害時の防災活動が的確かつ迅速に実施できるよう、福井市内 56 ヶ所の小学校等に防災備蓄倉庫等を設置し、非常食、毛布及び簡易トイレ等を備蓄している。また、平常時においては、自治会や自主防災組織が防災訓練等に活用するなど、地域防災活動の拠点としている。

地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所	地区	設置場所
木田	木田小学校	西藤島	西藤島小学校	啓蒙	啓蒙小学校	鷹巣	高須城小学校
豊	豊小学校	河合	河合小学校	東藤島	東藤島小学校	国見	鮎川会館
足羽	足羽小学校	中藤島	中藤島小学校	岡保	岡保公民館	殿下	殿下小中学校
清明	清明小学校	森田	森田公民館	和田	和田小学校	美山	美山公民館
麻生津	麻生津小学校	明新	明新小学校	酒生	酒生小学校	下宇坂	下宇坂分館
上文殊	上文殊小学校	日新	日新小学校	東郷	東郷小学校	羽生	羽生分館
文殊	文殊小学校	春山	春山小学校	一乗	一乗小学校	芦見	芦見分館
六条	六条小学校	宝永	宝永小学校	大安寺	大安寺小中学校	上味見	上味見分館
社南	社南小学校	松本	松本小学校	本郷	本郷小学校	下味見	下味見分館
社北	社北小学校	湊	湊小学校	棗	棗公民館	越廼	越廼中学校
社西	社西小学校	順化	順化小学校	鶉	鶉小学校	清水西	清水西小学校
安居	安居公民館	旭	旭小学校	宮ノ下	宮ノ下公民館	清水東	清水東小学校
一光	一光公民館	日之出	日之出小学校	鷹巣	鷹巣小中学校	清水南	清水南小学校
東安居	東安居小学校	円山	円山小学校	鷹巣	長橋小学校	清水北	清水北小学校

6 防災ステーション

阪神・淡路大震災の教訓を受け、災害時における支援物資の集積機能を持つ防災拠点施設として、平成 12 年 9 月に開館した。

(1) 建物概要

- ・ 所在地 福井市土橋町 3-80-1
- ・ 敷地面積 11,634.98 m²
- ・ 延床面積 1,215.09 m²
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造(地上 2 階建)
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 工期 平成 11 年 9 月～平成 12 年 9 月

(2) 施設概要

- ・ 1 階 多目的ホール、防災資機材展示室、水防工法展示、煙中体験室、炊出室、備蓄倉庫
発電機室、事務所
- ・ 2 階 対策指令室、待機室

(3) 利用状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6	開館からの累計
入館者数 (人)	565	1,079	1,026	2,114	1,377	48,174

生活安全対策

犯罪のない明るく住みよい地域社会を実現するため、全国でも福井県にしか設置されていない防犯隊を中心として、地域安全活動に取り組んでいる。

(令和7年7月1日現在)

名 称	設置年度	構 成	事 業 内 容
福井市防犯隊	昭和 46 年度	隊員総数 798 名 内) 隊長 1 名 副隊長 7 名 支隊長 49 名 副支隊長 49 名 隊員 692 名	防犯広報、防犯診断、警備警戒、少年非行の防止、行方不明者の捜索、他市町との相互応援
暴力追放福井市民会議	平成 10 年度	会長 1 名 副会長 4 名 理事 19 名 監事 2 名 (顧問 3 名)	暴力追放のための広報・啓発活動 暴力追放に関する情報等の提供

消

防

消 防

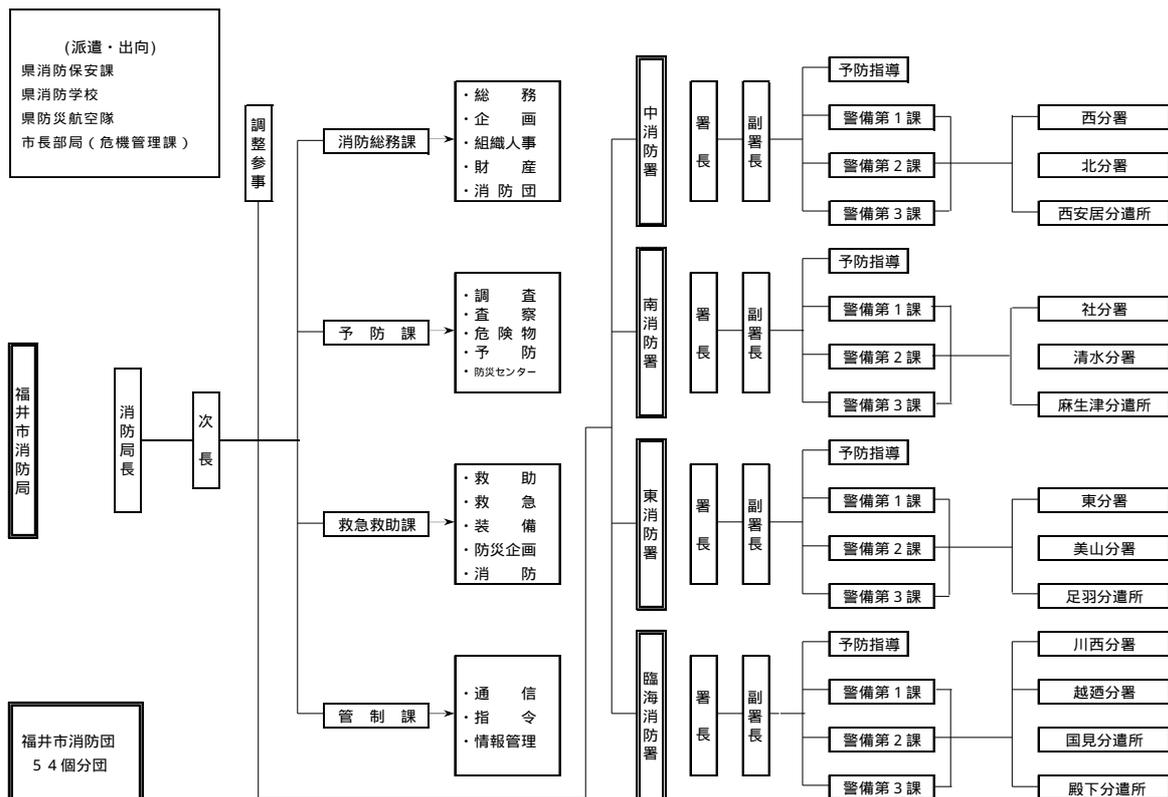
近年、社会経済情勢の著しい変化や都市構造の変遷等、消防を取り巻く環境は一段と厳しさを増す中、災害事象も複雑多様化、大規模化の様相を呈し、国内のみならず世界各地においても予想しがたい大災害の発生危険が増大している。福井市では、これまでに昭和20年7月の空襲や23年6月の福井大地震では壊滅的な被害を受け、更には昭和38年や56年の豪雪災害、そして平成16年7月18日の福井豪雨など、幾多の災害に見舞われながらも、不死鳥のようによみがえり、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げてきた。

このような各種災害の教訓を礎に、自助、共助、公助の連携体制を強化し、市民が安心して安全に暮せるまちづくりを目指して、市民から信頼される組織機構の充実を図っている。

当市の消防は、昭和23年5月消防組織法の施行により福井市消防本部を設置。昭和30年から40年代前半にかけて周辺町村との相次ぐ合併による市域の拡大とともに、所要の地区に分遣所を設置した。

国の消防力の強化拡充策として、広域消防体制が強く推し進められるに至り、昭和46年11月1日、福井市、美山町、越廼村、清水町の1市2町1村で福井地区消防組合を設立、消防力の強化を図るとともに消防事務を共同処理することとした。そして、昭和47年4月には南消防署の新設に伴い、これまでの消防署を中消防署に改めた。昭和56年4月には勝見分遣所を発展的に解消して、東消防署を設置、昭和61年4月には、福井臨海工業地帯の防災拠点として臨海消防署を新設し、組織体制は1本部、4消防署に拡充された。また、平成3年6月28日には、老朽化した消防本部庁舎を防災行政と消防行政の複合施設としてオープンした「総合防災センター」内に新築移転し、消防及び防災行政が一体となった組織機能の充実を図った。平成18年2月には、福井地区消防組合を構成していた旧福井市、旧美山町、旧越廼村、旧清水町による市町村合併が行われ、福井市消防局として、新たな消防組織がスタートした。また、平成26年1月には老朽化した中消防署を建て替えし、平成28年4月には福井市卸売市場の北側に中藤島・東藤島分遣所を整理統合して東分署を新設、令和3年4月には森田・河合分遣所を整理統合して北分署を新設、令和4年4月には大安寺・鶉分遣所を整理統合して川西分署を新設した。

1 消防組織機構図



2 消防団員の組織

当市の消防団は、常備消防の前身として明治27年4月に「福井消防組」として組織され、昭和14年の勅令により「福井警防団」に改編、その後、昭和22年9月の消防団令により「福井市消防団」に改組された。昭和46年11月には広域消防体制により福井市、美山町、越廼村、清水町の1市2町1村で「福井地区消防組合」を構成したことに伴い、消防団についても大同団結を図り、昭和48年11月には「福井地区消防団」として全国初の消防団の統合を達成、常備・非常備一体の理想的な自治体消防をつくりあげた。平成18年2月には、消防組合を構成していた福井市、美山町、越廼村、清水町の枠組みで合併したことに伴い「消防組合」を解散し、「福井市消防局」として再編、消防団も「福井市消防団」として新たなスタートをきった。平成19年4月、減少化傾向にある消防団員の確保や福井市国民保護計画による、災害時の避難住民の迅速な誘導等の新たな任務に対応するため、「消防団総合戦略検討委員会」を設置し、検討を重ねた結果、平成21年4月から消防団員の定数を1,011人に変更し、分団の管轄区域を小学校区単位に見直し、合わせて名称も数字から小学校区と同一の名前とした。更に、平成29年4月から定数を1,055人に増員し、カラーガード隊として活動している女性消防団員の定数を増員するとともに、応急手当等の指導を行う女性消防団員を新たに任用した。また、サラリーマン団員が増える中、消防団の活動環境の整備と従業員の入団勧誘を促進することを目的として、「消防団協力事業所」の認定制度を導入し、平成21年5月に5事業所を認定したのを皮切りに、現在は35事業所を認定している。

消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、常備消防と連携を強固にして、災害活動、住民の自主防災意識及び防火思想の普及高揚など、地域と密着した多彩な消防活動を続けている。

階級別人員

(令和7年4月1日現在)

区分	消防団長	地区団長	地区副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定員	1	4	4	54	54	102	103	733	1,055人
実員	1	4	4	54	54	102	103	649	971人

3 消防設備

(1) 各種別車両状況

(令和7年4月1日現在)

車両種別	消防車	梯子車	屈折車	大型化学車	高所放水車	泡原液車	化学車	救急車	救助工作車	掘形点成機能車	燃料補給車	指揮車	広報車	調査車	査察車	連絡車	輸送車	機材車	合計
台数	73	3	1	1	1	1	3	11	2	1	1	5	10	5	6	3	2	5	134

(2) 消防水利状況

(令和7年4月1日現在)

	消火栓				防火水槽				その他							
	公設		私設	合計	公設		私設		合計	河川	ほり	沈砂池	プール	受水槽	その他	合計
	150mm以上	150mm未満			40m ³ 以上	40m ³ 未満	40m ³ 以上	40m ³ 未満								
福井市	3,429	6,189	60	9,678	832	30	179	48	1,089	120	1	1	74	63	55	314

4 消防情報管制

消防通信は、災害通報の受信、消防部隊の出動指令、現場活動の支援情報収集及び伝達など、警防活動の成否を左右するものであり、消防業務遂行上、極めて重要な役割を果たしている。

また、平成28年3月に消防救急無線がデジタル化され、秘匿性の高い消防無線の運用が可能となった。さらに、平成30年4月1日から新消防情報管制システムの運用を開始し、市民の安全の確保、火災等の災害による被害の軽減、傷病者の救命率向上、住民サービスの向上等、総合的な消防力の向上を図り、災害時には輻輳する119番の受付機能の強化、多言語化への対応、聴覚・言語等の障がいがある方に対応した緊急通報システムNET119等の新機能を備えたシステムの更新を行った。

続いて、令和6年10月1日から通報者が撮影した映像を消防に送信する映像通報119の運用を開始し、災害現場の状況を明確に伝えることができるようになり、応急手当が必要な急病人やけが人に対してより効果的な応急手当の指導を行えるようになった。

5 救助業務

近年、都市化の進展、社会経済の発展、国民の生活様式の変化等により、災害及び事故等の態様も複雑・多様化し人命の危険性が增大していることから救助業務体制の強化を図るため、昭和63年10月1日に中消防署、平成元年10月1日に東消防署に特別救助隊を配置し、救助隊員の救助知識、技術の向上に努めた。また、平成18年度には、東消防署特別救助隊が運用していた救助工作車の老朽に伴い、地震警報器等を備えた新型車両を購入配備し、平成20年7月10日に東消防署特別救助隊を福井県内初の「高度救助隊」として発足させた。平成26年3月には、中消防署特別救助隊が運用する救助工作車の老朽に伴い、車内で水難救助装備の着脱が可能なスペースを備えた新型車両を導入配備するほか、平成30年11月には中消防署及び南消防署のはしご車を更新し、令和4年4月から無人航空機（ドローン）の運用を開始するなど、複雑多様化する救助業務に対応できる体制の強化を図っている。

救助活動状況

年別 及び 比較	出動件数 及び 救助人員	事故種別									合計
		火災	交通事故	水難事故	風水害 自然災害	機械 による 事故	建物 による 事故	ガス 酸欠 及び 事故	破裂 事故	その 他の 事故	
令和5年	出動件数	20	67	14	0	1	68	1	0	57	228
	救助人員	1	41	10	0	0	63	1	0	20	136
令和6年	出動件数	20	44	5	0	1	62	0	0	52	184
	救助人員	4	33	2	0	0	38	0	0	23	100
前年との 比較	出動件数	0	23	9	0	0	6	1	0	5	44
	救助人員	3	8	8	0	0	25	1	0	3	36

6 救 急 業 務

救急業務開始当初は、急病人等を単に医療機関へ搬送するだけの業務であったが、今日は都市構造の複雑化や高齢社会の到来等により需要が年々増加し、市民の救急業務に対する期待も増大し、これに応えるべく救急救命士法が制定されて、より専門的、かつ、高度な知識と救命医療技術により救命率の向上が図られるようになった。

消防局において、毎年救急救命士養成計画に基づき育成し、令和7年4月1日現在87名の救急救命士がおり、高度な医療処置である気管挿管による気道確保が実施できる救急救命士の養成も順次実施している。又、救急救命士が救命処置を行う上で必要な救急資器材や防振ストレッチャーを備えた高規格救急車についても4消防署、5分署に配備し、救急需要の対応と救命率の向上を図っている。

また、今後、救命処置を拡大していく上で、救急救命士及び救急隊員の再教育・研修等を通して救急業務の資質を高めるとともに、バイスタンダーに対する応急手当やAEDの指導を推進し、総合的な救命率の向上に努めていく。

(1) 救急出動件数及び搬送人員

年	出動件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による出動件数(B)	(A)に対する(B)の構成比(%)	(A)のうち急病による出動件数(C)	(A)に対する(C)の構成比(%)
	件数(A)	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)				
令和5年	12,053	7.3	11,299	7.3	777	10.8	7,900	65.5
令和6年	11,972	0.7	11,200	0.9	743	6.2	7,893	65.9

(2) 事故種別、救急出動件数及び搬送人員

(令和6年中)

区分	急病	交通	一般負傷	労働災害	運動競技	自損行為	火災	加害	水難	その他	合計
出動件数	7,893	743	1,897	124	115	82	41	29	5	1,043	11,972
構成比率(%)	65.9	6.2	15.8	1.0	0.9	0.7	0.4	0.3	0.1	8.7	100
搬送人員	7,367	768	1,806	122	116	55	6	27	3	929	11,199
構成比率(%)	65.8	6.8	16.1	1.1	1.0	0.4	0.2	0.3	0.1	8.2	100

(構成比率の合計については、事故種別毎の値を積算することから差異が生じるもの。)

7 防 災 訓 練

平成10年6月に開催した福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」を契機として、福井地震の教訓を風化させることなく後世に伝えるため、平成11年度から市内全地区における自主避難訓練、平成12年度からは、6月の日曜日に市内4箇所の重点推進地区において市民参加型の防災訓練を実施している。平成17年度からは、平成16年7月に発生した福井豪雨災害から得た教訓をふまえ、総合的な防災訓練を実施している。

年 度	重点推進地区
H28	春山地区、社西地区、美山地区、鷹巣地区
H29	社北地区、松本地区、旭地区、大安寺地区
H30	東藤島地区、河合地区、足羽地区、殿下地区

R 元	東安居地区、豊地区、東郷地区、国見地区
R2	未実施
R3	未実施
R4	日新地区、文殊地区、岡保地区、宮ノ下地区
R5	清水南地区、宝永地区、酒生地区、棗地区
R6	円山地区、順化地区、社南地区、越廼地区（荒天により中止）

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施
令和6年度は荒天のため中止

8 火災統計

年別火災発生状況

区 分	令和5年	令和6年	前年との比較		
			増減		
火 災 件 数	45件	35件	10件 減		
	建 物	19件	27件	8件 増	
	林 野	2件	0件	2件 減	
	車 両	10件	6件	4件 減	
	船 舶	0件	0件		
そ の 他	14件	2件	12件 減		
焼 損 面 積	建物	床	964m ²	1,694m ²	730m ² 増
		表	38m ²	314m ²	276m ² 増
	林 野		3 a	0 a	3 a 減
損 害	76,611千円	105,869千円	29,258千円 増		
死 傷 者	死 者	0人	5人	5人 増	
	傷 者	5人	7人	2人 増	
	30日死者	0人	0人		
り 災 世 帯	15世帯	33世帯	18世帯 増		
	全 損	4世帯	8世帯	4世帯 増	
	半 損	2世帯	0世帯	2世帯 減	
	小 損	9世帯	25世帯	16世帯 増	
り 災 人 員	29人	71人	42人 増		
焼 損 棟 数	26棟	46棟	20棟 増		
	全 焼	9棟	11棟	2棟 増	
	半 焼	2棟	2棟		
	部 分 焼	6棟	20棟	14棟 増	
ぼ や	9棟	13棟	4棟 増		
1 日 平 均 損 害 額	建物(床)	2.61m ²	4.64m ²	2.03m ² 増	
	林 野	0.008 a	0 a	0.008a 減	
1 日 平 均 損 害 額	210千円	290千円	80千円 増		
1 件 平 均 損 害 額	建 物	50.21m ²	62.74m ²	12.53m ² 増	
	林 野	1.5 a	0 a	1.5 a 減	
1 件 平 均 損 害 額	1,702千円	3,025千円	1,323千円 増		
住 民 1 人 当 り 損 害 額	299円	419円	120円 増		
火 災 発 生 間 隔	8.11日	10.43日	2.32日 増		
人 口 1 万 人 当 り の 出 火 率	1.76件	1.40件	0.36件 減		

9 防災センター利用状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	開館からの累計
入館者数(人)	8,248	10,449	11,078	12,809	17,176	534,834

上下水道

上 水 道

本市の水道は、大正10年10月に水道事業に着手し、3年後の大正13年に初めて市内に給水して以来、市民の方に安全でおいしい水を提供し続け、令和6年度に100年目を迎えた。

その間、戦災、震災復旧事業や町村合併による市域の拡大など水需要の増加に対応するため、7次にわたる拡張・整備事業を行った。そして今日では、簡易水道事業を含めると水道普及率は99.8%を超え、市民生活や社会活動には不可欠なものとなっている。

しかしながら今後は、人口減少や節水意識の向上により水需要が減少し続ける一方、高度成長期に整備した水道施設の多くが一斉に更新時期を迎え、水道事業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しいものになると予測されている。さらに、大地震や豪雨などに対する災害対策の見直しも必要となったことから、事業の財源を確保するため、平成31年1月1日には23年ぶりとなる水道料金改定を行ったところである。

こうした中、近年の経営環境の変化に対応するため、今後も信頼に応える水づくりを進めていくための指針となる「福井市水道事業ビジョン2020」2024中間見直し版を策定し、「安全で安心な水道」「災害に強い水道」「持続可能な水道」の観点から、基幹施設の更新や耐震化を中心とした第八次整備事業を進めている。

1 第八次整備事業計画

H30.2.1 厚生労働省変更認可（届出）

区 分	現 在 計 画
計 画 給 水 人 口	257,000人
計 画 給 水 量(1日 最 大)	125,200m ³
” (1人1日最大)	487ℓ
計 画 目 標 年 度	令和10年度
事 業 年 度	令和2年度～令和10年度
事 業 費	186億円

2 施 設

(令和6年度)

水 源	配 水 池	管 路
一本木水系 9井深層地下水	足羽山 7,300m ³	2,113,793m
九頭竜水系 11井浅層地下水 15井深層地下水 表流水	原目 10,000m ³ 九頭竜第1 15,000m ³ 九頭竜第2 30,000m ³	
森田水系 5井深層地下水	森田(上部槽) 2,000m ³ (下部槽) 900m ³	
江端水系 4井深層地下水	杉谷 2,900m ³	
田治島水系 5井深層地下水	田治島 2,000m ³	
篠尾水系 1井浅層地下水	篠尾 600m ³	
川西水系 2井深層地下水	川西 4,270m ³ 川西南 1,900m ³	
清水水系 5井深層地下水 県浄水	真栗西 1,700m ³ 真栗 1,200m ³ 滝波 400m ³ 末 1,300m ³ 片粕 1,520m ³	

3 給水人口及び配水量

年度	行政区域内		計画給水区域		給水区域		総配水量 (千m ³)	普及率
	総人口	総戸数	人口	戸数	人口	戸数		
R4	256,435	106,722	251,409	104,617	251,093	104,491	33,030	99.87
R5	254,502	107,583	249,644	105,503	249,334	105,376	32,724	99.88
R6	252,666	108,654	247,983	106,599	247,688	106,467	32,412	99.88

(備考) 1日最大配水量104,890m³、1日平均配水量88,800m³

4 需要者別給水量

(令和6年度)

区 分	一 般 用	湯 屋 用	計
給水栓数(栓)	109,464	3	109,467
有収水量(m ³)	28,852,069	2,563	28,854,632
構成比(%)	99.99	0.01	100.00

5 水道料金

(平成31年1月1日改定)

用途	メーター口径	基本料金 (1月につき)	従量料金	1 m ³ 当り
一 般 用	13mm	1,023円	10m ³ までの分 10m ³ を超え20m ³ までの分 20m ³ を超え30m ³ までの分 30m ³ を超え40m ³ までの分 40m ³ を超え150m ³ までの分 150m ³ を超える分	15.4円
	20mm	1,045円		107.8円
	25mm	1,210円		126.5円
	40mm	2,310円		162.8円
	50mm	5,390円		211.2円
	75mm	13,750円		238.7円
	100mm	22,440円		
	150mm	47,190円		
	200mm	82,720円		
湯屋用	-	9,900円	100m ³ を超える分	107.8円

(上記料金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

6 加 入 金

メーターの口径	加入金の額(円)
13mm	44,000
20mm	105,600
25mm	193,600
40mm	592,900
50mm	877,800
75mm	2,194,500
100mm以上	管理者が定める額

(上記加入金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

簡 易 水 道

本市は、昭和33年度に旧美山町（現在の美山地区）及び旧越廼村（現在の越廼地区）で供用を開始した公営簡易水道を、平成18年2月の市町村合併により、福井市が引き継いだ。

平成31年4月に地方公営企業法を適用させた簡易水道事業会計に移行し、健全な経営に努め、安全で安心な水道水を安定的に供給している。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の簡易水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、多くの問題に直面している。

このような中であっても、重要なライフラインである水道を次の世代へ確実に引き継ぐことが必要であるため、安定した経営基盤を実現するための指針として「福井市簡易水道経営戦略」を令和4年3月に策定した。

また、民営簡易水道は、殿下地区や本郷地区などに点在している地元組合が運営している簡易水道及び飲料水供給施設であるが、福井市健康管理センターより委任事務を受け、管理運営に関することや技術的指導を行っている。

1 公営簡易水道・飲料水供給施設概要

（令和7年3月31日現在）

種別	地区	施設名	給水地区	給水人口(人)	給水戸数(戸)	浄水処理	原水の種類
簡易水道	美	下宇坂第二	大久保町、福島町、宇坂大谷町、高田町、獺ヶ口町及び小和清水町の各一部	581	227	急速ろ過・塩素消毒	深井戸
		下宇坂	田尻町、三万谷町、市波町及び奈良瀬町の各一部	644	272	塩素消毒	湧水・浅井戸
		宇坂別所	宇坂別所町の一部	23	13	塩素消毒	湧水
		南西俣	南西俣町の一部	29	10	塩素消毒	湧水
	易	大宮・縫原	大宮町及び縫原町の各一部	230	83	塩素消毒	深井戸
		下薬師	薬師町の一部	54	12	緩速ろ過・塩素消毒	表流水
		間戸	間戸町の一部	68	26	塩素消毒	湧水
		上味見	中手町、南野津又町及び小当見町の各一部	117	71	塩素消毒	湧水・深井戸
		神当部	神当部町の一部	21	14	塩素消毒	湧水
		水	味見河内	味見河内町の一部	25	15	塩素消毒
	折立		折立町の一部	91	41	塩素消毒	湧水
	下味見		東河原町及び西河原町の各一部	146	61	前処理・膜ろ過 塩素消毒	表流水
	上宇坂第二		朝谷町、椋谷町、境寺町、美山町及び品ヶ瀬町の各一部	376	136	膜ろ過・塩素消毒	湧水
	道	上宇坂第一	小宇坂町、蔵作町及び小宇坂島町の各一部	176	60	塩素消毒	湧水
東天田		東天田町の一部	47	21	塩素消毒	湧水	

簡 易 水 道	越 迺	北部	茱崎町、蒲生町及び大味町の各一部	706	380	塩素消毒	浅井戸・深井戸
		居倉	居倉町の一部	100	46	塩素消毒	湧水
		城有	城有町、八ツ俣町及び赤坂町の各一部	35	19	塩素消毒	湧水
飲 料 水 供 給 施 設	美 山	皿谷	皿谷町の一部	3	3	塩素消毒	湧水
		西中	西中町の一部	25	10	塩素消毒	深井戸
		美山大谷	美山大谷町の一部	34	12	塩素消毒	湧水
		上吉山	吉山町の一部	14	11	塩素消毒	深井戸
		下吉山	吉山町の一部	7	3	塩素消毒	湧水
		東俣	東俣町の一部	11	6	塩素消毒	深井戸
		南宮地	南宮地町の一部	30	12	塩素消毒	深井戸
		上薬師	薬師町の一部	54	28	塩素消毒	深井戸
		西市布	西市布町の一部	11	5	緩速ろ過・塩素消毒	表流水
		横越	横越町の一部	9	4	塩素消毒	浅井戸
		西天田	西天田町の一部	45	18	塩素消毒	深井戸
	越 迺	浜北山	浜北山町の一部	49	29	膜ろ過・塩素消毒	湧水
	八ツ俣	八ツ俣町及び城有町の各一部	14	6	緩速ろ過・塩素消毒	表流水	
合 計	3 1 施設		3,774	1,654			

2 公営簡易水道使用料（料金）

1 か月あたりの料金は、福井市水道給水条例にて上水道と同じ料金に定めている。（参考 277 ページ）

3 民営簡易水道・飲料水供給施設一覧

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種 別	地 区	施 設 名	施 設 数
簡易水道	一光	五太子、下一光	2
	殿下	尼ヶ谷、国山、千合、西別所・宿堂、畠中・風尾、武周	6
	鷹巣	高須	1
	一乗	浄教寺・東新	1
飲料水 供給施設	殿下	謡谷、大矢、白滝、二ツ屋、別畑、水谷	6
	本郷	足谷、奥平、河内、中平	4
合 計			2 0

下 水 道

本市の下水道は、昭和23年に旧市街地666haの全域を対象に事業に着手した後、市街地の拡大に伴い計画区域を順次拡大しながら、平成24年度に策定した「福井市汚水処理施設整備基本構想」に基づき、下水道の整備を進めてきた。

また、中長期的な経営の基本計画である「福井市下水道事業経営戦略」を平成28年度に策定（令和3年度改定）し、安全・安心な下水道サービスを将来にわたって、安定的・効率的に提供するため、公共下水道の未普及地区への管渠整備、老朽化が進む下水道施設の更新や耐震化、洪水被害軽減のための雨水対策等に取り組んでいる。

令和6年度には、未普及地区解消に向けた管渠整備が完了し、公共下水道は概成した。

1 下水道の計画規模

（令和7年4月1日現在）

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道
協 議 完 了 年 月 日	平成6年10月1日 令和7年3月14日	令和3年3月23日	令和7年3月14日
予 定 処 理 区 域 面 積	5,173ha	679ha	264ha
計 画 人 口	208,190人	19,970人	5,540人
主 要 な 管 渠 の 延 長	汚水 100,390m 雨水 53,710m 合流 51,820m	汚水 17,900m 雨水 4,510m	汚水 16,910m 雨水
ポ ン プ 場	19カ所	1カ所	1カ所
処 理 場	3カ所		3カ所
排 除 方 式	分流式及び合流式	分流式	分流式
処 理 方 式	標準活性汚泥法及び オキシデーションディッチ法		オキシデーションディッチ法
事 業 費	329,815,868 千円	20,146,980 千円	17,085,487 千円

2 事業進捗状況

(令和7年4月1日現在)

区分	単独公共下水道		流域関連公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	計画	現在	計画	現在	計画	現在
工期	昭和23年～令和7年度末まで	令和6年度末	昭和58年～令和7年度末まで	令和6年度末	平成4年～令和7年度末まで	令和6年度末
事業費	329,815,868千円	234,193,687千円	20,146,980千円	19,313,228千円	17,085,487千円	10,211,863千円
処理面積	5,173 ha	4665.4 ha	679 ha	565.7 ha	264 ha	250.0 ha
処理人口	208,190 人	203,124 人	19,970 人	20,880 人	5,540 人	6,538 人
ポンプ場	19力所	16力所	1力所	1力所	1力所	1力所
処理場	3力所	3力所			3力所	3力所
普及率	99.5%					

3 事業費と財源

区分	単独公共下水道			流域関連公共下水道			特定環境保全公共下水道			
	計画	令和6年度末 実施状況		計画	令和6年度末 実施状況		計画	令和6年度末 実施状況		
事業費	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	
	329,815,868	100.0	234,193,687	20,146,980	100.0	19,313,228	17,085,487	100.0	10,211,863	
財源	起債	170,205,197	51.6	123,849,875	10,320,551	51.2	10,970,474	8,104,560	47.4	4,975,878
	国補助金	119,935,942	36.4	75,190,039	5,053,764	25.1	5,137,776	6,653,858	38.9	3,701,931
	負担金	10,208,055	3.1	9,550,488	1,131,295	5.6	877,338	615,982	3.6	310,472
源	一般財源	29,466,674	8.9	25,603,285	3,641,370	18.1	2,327,640	1,711,087	10.0	1,223,582
	計	329,815,868		234,193,687	20,146,980		19,313,228	17,085,487		10,211,863

4 下水道受益者負担金・分担金制度

- (1) 根拠 省令昭和23年5月8日総理庁第25号 福井都市計画事業下水道受益者負担に関する件
 条例昭和45年3月30日条例第16号 福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
 条例平成5年12月24日条例第40号 福井市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例
 条例平成9年3月24日条例第2号 福井市公共下水道事業及び九頭竜川流域関連福井市公共下水道事業に係る分担金に関する条例

(2) 受益者負担金・分担金賦課の方法

下水道事業における受益者負担金及び分担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に整備するため、下水道の整備により利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度で、都市計画法及び地方自治法を根拠法令として、本市の条例に基づき賦課徴収を行っている。

受益者負担金等の額は、原則、所有又は地上権等を有する土地の面積に受益者負担金等の単価を乗じて算定している。受益者負担金等の単価は、下水道事業の計画区域ごとに下表のとおり定めている。

【受益者負担金等の単価】

計画区域	第1次	第2次	第3次	第4次 流域関連	特環	第4次	第4次
負担区域 (決定年次)	第1次 (S23年度)	第2次 (S37年度)	第3次 (S44年度)	第4次 (S58年度)	特環 (H5年度)	第5次 (H9年度)	第6次 (H26年度)
単価	72 円/m ²	117 円/m ²	190 円/m ²	350 円/m ²	410 円/m ²	530 円/m ²	460 円/m ²

(3) 納付の方法等

受益者負担金等の納付方法は、当初、5年分割の年1回納付としていたが、昭和33年から、下水道が完成する約1カ月前に、下水道を整備する区域毎に賦課徴収する方法に改めている。さらに、昭和58年度に福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正を行った際に、3年間、年2回、計6回の分割納付を認めることとし、平成3年度からは、納付期間はそのままに、年4回、計12回の分割納付に改め、平成12年度には、工事完了後に賦課徴収することとしている。さらに、第6次負担区域及び平成26年9月1日以降に「受益者申告書」を送付するものについては、5年間、年4回、計20回に分割して取扱うこととしている。

受益者負担金及び分担金は、公共下水道の整備を推進するうえで、欠くことのできない制度である。そのため、下水道工事の説明会や、各受益者に対する資料配布などを通して、当該制度に対する理解と協力をお願いしている。

5 下水道使用料

(平成31年1月1日改定)

用途	基本使用料 (1月につき)	従量使用料	
		汚水量	金額(1m ³ につき)
一般汚水	1,155 円	10 m ³ までの分	12.1 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	134.2 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	151.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	177.1 円
		50 m ³ を超え 200 m ³ までの分	228.8 円
		200 m ³ を超え 500 m ³ までの分	244.2 円
		500 m ³ を超える分	253 円
公衆浴場汚水	4,554 円	100 m ³ までの分	0 円
		100 m ³ を超える分	50.6 円

(上記使用料には、消費税相当額(10%)が加算されている。)

6 水洗化の普及促進

下水道法及び福井市公共下水道条例では、下水道が供用開始された区域において、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に、また、し尿浄化槽付便所、浴室、台所、洗面所等からの汚水は、6カ月以内に下水道に接続することが義務付けられている。そこで本市においては、下水道に接続する排水設備工事に必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付金）を設け、水洗化の普及促進に努めている。

<排水設備工事資金貸付金の内容>

（1）貸付対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水設備工事

単独浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

公共下水道処理区域における合併処理浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

（2）貸付金額 当該工事に要した費用の範囲内で、100万円（1万円単位）を限度

（3）貸付利子 無利子

（4）償還方法 貸付けした月の翌月から月2万円の均等返済

普及状況

年 度	事業対象工事件数	うち貸付制度利用件数	貸付金額（円）
R2	349	3	1,530,000
R3	264	1	717,000
R4	370	1	650,000
R5	403	5	2,945,000
R6	385	1	715,000

7 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所や浴室などの生活雑排水を併せて処理し、短期間かつ比較的少ない費用で設置できるという特徴を有している。また、放流水の水質が良いことから、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に有効な手段であることに鑑み、合併処理浄化槽の普及を図るため、平成2年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度（浄化槽設置整備事業補助金）を設けた。

平成15年度には、「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、この中で合併処理浄化槽区域に位置付けられた区域での合併処理浄化槽設置費用に対し、従前の4割補助から9割補助（住宅以外については7割補助）に補助率を引き上げた。さらに、平成20年度には川西・大安寺地区、平成21年度には高須町を合併処理浄化槽区域に加え、更なる普及促進に努めている。

令和7年度から単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既設の単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去費、宅内配管工事費についても補助対象とした。

そのほか、平成16年度には維持管理補助金制度を新設し、法定検査や清掃などの維持管理に係る経費の一部を補助することによって、適正な維持管理を促すとともに、公共下水道区域の住民との負担の均衡を図っている。

普及状況

年 度	合併処理浄化槽区域内設置件数	合併処理浄化槽区域内人口普及率
R2	3,268	90.0%
R3	3,069	90.8%
R4	3,058	91.0%
R5	3,100	91.1%
R6	3,107	91.0%

8 ポンプ場

区 分				ポンプ場（施設数）				雨水ポンプ（台数）				汚水ポンプ（台数）				
				認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	
単 独 公 共 下 水	境 処 理 区	合 流	雨水汚水	5		5		15		13		20		19		
			雨水	1	3	1	3	2	5	2	5					
	日 野 川 処 理 区	合 流	雨水汚水	3		3		9		8		9		9		
			雨水	1		1		2		2						
		分 流	汚水	2	59	2	59					7	118	6	118	
			雨水	7	2	4	2	20	6	7	6					
	東 部 清 水	分 流	汚水		23		23					46		46		
	小計				19	87	16	87	48	11	32	11	36	164	34	164
	流 域 関 連	第 1 福 井	分 流	汚水	1	11	1	11					3	22	2	22
		第 2 福 井	分 流	汚水		1		1					2			2
第 3 福 井		分 流	汚水		5		5					10			10	
特 環 公 共	国 見 鷹 巣	分 流	汚水	1	41	1	41					2	82	2	82	
	西 部 清 水	分 流	汚水		21		21					43			43	
	美 山	分 流	汚水		21		21					42			42	
小計				2	100	2	100					5	201	4	201	
計				21	187	18	187	48	11	32	11	41	365	38	365	

9 終末処理場

本市の下水処理場は、市街中心部より約4km、市街地周辺部より約1kmの市街地西北部の境町にて昭和30年度に着工した。昭和32年12月には、まず、汲み取りし尿の処理を開始し、昭和34年4月には一部区域の簡易処理を開始した。処理区域の増加とともに施設の増設を行い、処理能力92,800m³/日で中級処理と高級処理の併用運転を行っていたが、現在は、処理能力23,800m³/日の高級処理のみの運転を行っている。

また、昭和56年度から日野川浄化センターの建設に着手し、昭和60年10月8日より処理能力22,000m³/日で一部供用開始、翌年3月31日には処理能力44,000m³/日の施設が完成し、現在は、128,800m³/日の処理能力である。(各処理場の処理能力は、晴天時日最大処理能力。)

さらに、鷹巣浄化センターは、平成6年度より着工し、平成10年4月1日より一部供用を開始、平成12年度に施設が完成し、現在は、2,300m³/日の処理能力である。平成18年2月1日の市町村合併に伴い羽生浄化センター、美山浄化センター、清水東部環境センター及び清水西部環境センターが本市の下水道事業に加わった。美山浄化センターは、令和4年3月31日に処理能力を600m³/日に増設し、廃止する羽生浄化センター及び朝谷島・境寺地区農業集落排水事業を編入した。

(1) 境浄化センター

施設概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	着工	昭和30年4月1日
全体計画人口	47,860人	処理開始	昭和34年4月1日
処理能力	23,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(2) 日野川浄化センター

施設概要

所在地	福井市黒丸町第3号1番地	着工	昭和56年7月
全体計画人口	160,500人	処理開始	昭和60年10月8日
処理能力	128,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(3) 清水東部環境センター

施設概要

所在地	福井市竹生町第112号38番地	着工	昭和46年度
全体計画人口	3,430人	処理開始	昭和48年8月20日
処理能力	3,100m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(4) 鷹巣浄化センター

施設概要

所在地	福井市蓑町21字1番	着工	平成6年6月
全体計画人口	2,390人	処理開始	平成10年4月1日
処理能力	2,300m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(5) 清水西部環境センター

施設概要

所在地	福井市大森町第77号33番地1	着工	平成4年度
全体計画人口	2,950人	処理開始	平成6年3月31日
処理能力	1,970m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(6) 美山浄化センター

施設概要

所在地	福井市小宇坂町第16号16番地1	着工	平成17年7月
全体計画人口	1,240人	処理開始	平成20年5月1日
処理能力	600m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

10 し尿投入所

境浄化センターには、市民生活部所管のし尿投入所が併設され、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れている。

(1) 施設の概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	処理能力	170kl/日（し尿：45kl/日、浄化槽汚泥：120kl/日、その他：5kl/日）
着工	平成4年9月（更新）	敷地面積	2,543m ²
竣工	平成6年2月		

(2) 主な設備

- 受入設備……トラックスケール、受入槽、揚砂装置
- 前処理設備……破砕機、細目スクリーン、スクリュープレス
- 貯留設備……貯留槽、投入ポンプ
- 脱臭設備……高濃度：薬品による湿式脱臭＋活性炭吸着
低濃度：活性炭吸着（収集車排ガス吸引装置付き）

(3) し尿処理状況

し尿処理

（令和7年3月31日現在）

区分	世帯数	人口	人口比率 （%）
公共下水道	95,963	221,501	87.67
集落排水	4,221	11,363	4.50
浄化槽水洗	8,045	18,749	7.42
くみとり	403	1,000	0.40
自家処理	22	53	0.02
計	108,654	252,666	100.00

し尿等の収集量 (キロリットル)

年度	収 集 量			
	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	そ の 他	計
R4	2,194	28,270	688	31,153
R5	1,879	28,304	687	30,870
R6	1,674	27,028	488	29,190

(4) し尿収集運搬手数料並びにし尿及び浄化槽汚泥処理手数料

収集運搬手数料 18 リットルまでごとに176円

し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 180リットルまでごとに27.5円

11 下水道記念室

下水道管は地下に埋設されるものであり、いったん埋設されてしまうと多額の費用を費やした工事でも、その後は一切人の目に触れることがない。下水道に対する理解と普及促進のため、昭和28年、当時の福井市長熊谷太三郎氏が、埋設後の下水道管を見せるために整備したものが下水道記念室である。

かつて故高松宮殿下ご覧になられたことのある下水道記念室は、福井市春山2丁目にあり、地下鉄の入口のような階段を降りると、広さ100平方メートルの地下室がある。埋設された下水道管を間近で見ることができ、内径1.37メートルと1.50メートルの幹線が1.80メートルの幹線につながる接合点が一目でわかるようになっている。

また、下水道に関する資料や水道管、ガス管も同時に見ることができる。

通常は、安全のために施錠してあるが、下水施設課に連絡すれば見学が可能である。

集 落 排 水

本市の集落排水事業は、平成元年に農村総合整備モデル事業として岡保地区で着手し、平成8年に供用開始した。その後、農業集落排水事業、林業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業の4事業により施設整備を行い、平成18年2月の市町村合併を経て、27地区で供用開始している。さらに、令和6年度から、旧地域生活排水特別会計で行っていた公共浄化槽事業が加わり、美山地区において公共浄化槽の維持管理を行っている。

将来にわたって安定的・効率的に下水道サービスを提供するために「福井市集落排水事業経営戦略」を令和3年に策定し、財政基盤の強化や施設の長寿命化による計画的な更新及び維持管理に取り組んでいる。

農業集落排水処理施設

(令和7年3月31日現在)

名 称	所在地	供用開始日	処理能力 (m ³ /日)	計画処理 人口(人)	処 理 方 式
岡保地区農業集落排水処理施設	殿下町 51-6	H8. 4. 1	311	1,150	J A R U S - 型
大味地区農業集落排水処理施設	東大味町 5-32-3	H8.10. 1	198	730	J A R U S - 型
河水地区農業集落排水処理施設	河水町 10-12	H8.10. 1	130	480	J A R U S - 型
末地区農業集落排水処理施設	末町 35-7	H8.12. 1	76	280	J A R U S - 型
荒木地区農業集落排水処理施設	荒木町 17-8-2	H10. 8. 1	306	1,130	J A R U S - O D型
酒生東部地区農業集落排水処理施設	成願寺町 11-9-1	H14. 4. 1	360	1,330	J A R U S - O D型
岡保南部地区農業集落排水処理施設	曾万布町 16-9-2	H17.11. 1	222	820	J A R U S - 型
重立地区農業集落排水処理施設	重立町 42-28-2	H18. 7. 1	68	250	J A R U S - 型
酒生西部地区農業集落排水処理施設	稲津町 1-8	H20. 4. 1	500	1,850	J A R U S - O D型
上文殊南部地区農業集落排水処理施設	北山町 22-14-1	H21. 4. 1	206	760	J A R U S - X I V G 型
岡保東部地区農業集落排水処理施設	宮地町 29-2-5	H22. 4. 1	308	1,140	J A R U S - X I V G 型
上文殊地区農業集落排水処理施設	徳光町 2-20-1	H24. 4. 1	306	1,130	J A R U S - X I V G 型
文殊地区農業集落排水処理施設	下河北町 14-42-2	H26. 4. 1	719	2,660	J A R U S - X I V G 型
品ヶ瀬地区農業集落排水処理施設	品ヶ瀬町 4-70	H6. 9.10	84	310	J A R U S - V型
市波地区農業集落排水処理施設	市波町 14-1-1	H11. 4. 1	519	1,920	J A R U S - O D型
下味見地区農業集落排水処理施設	西河原町 8-1	H16. 4. 1	157	580	J A R U S - 型
下宇坂地区農業集落排水処理施設	福島町 2-29-2	H20. 5. 1	260	960	J A R U S - X I V G 型
居倉地区農業集落排水処理施設	居倉町 35-6-1	H6. 4. 1	219	810	J A R U S - 型

越迺大味地区農業集落排水処理施設	大味町 27-20-1・2	H11. 4. 1	81	300	J A R U S - 型
風巻地区農業集落排水処理施設	風巻町 24-1	S62. 4. 1	84	310	J A R U S - 型
杉谷地区農業集落排水処理施設	清水杉谷町 11-1-2	H2. 3. 1	135	500	J A R U S - V型
天下地区農業集落排水処理施設	下天下町 13-28	H5. 4. 1	135	500	J A R U S - V型
清水南地区集排センター	真栗町 4-9	H7. 4. 1	748	2,770	J A R U S - O D型

林業集落排水処理施設

名 称	所在地	供用開始日	処理能力 (m ³ /日)	計画処理 人口(人)	処 理 方 式
間戸地区林業集落排水処理施設	間戸町 15-3-1	H15. 1. 1	41	150	沈殿分離接触ばっ気方式
天田地区林業集落排水処理施設	東天田町 19-109	H21. 4. 1	38	140	沈殿分離接触ばっ気方式

漁業集落排水処理施設

名 称	所在地	供用開始日	処理能力 (m ³ /日)	計画処理 人口(人)	処 理 方 式
蒲生・菜崎地区漁業集落排水処理施設	蒲生町 1-93-2	H16. 8. 1	810	3,000	長時間ばっ気方式

小規模集合排水処理施設

名 称	所在地	供用開始日	処理能力 (m ³ /日)	計画処理 人口(人)	処 理 方 式
城有地区小規模集合排水処理施設	城有町 65-35	H12. 4. 1	27	100	沈殿分離接触ばっ気方式

公共浄化槽

名 称	5人槽	7人槽	8人槽	10人槽	12人槽	合計
公共浄化槽	88基	134基	2基	8基	2基	234基

教

育

学 校 教 育

令和7年度 学校教育方針

学びをつなぐ・未来につなげる

～「つながる」を大切にしたい学校づくり～

これまで市教委では、平成29年度～令和3年度の学校教育方針を『地域に根ざす学びの「一貫性」』とし、発達段階ごとの課題に対応しながら系統性のある連続した学びを展開する「縦のつながり」と、目指す子どもの姿を家庭や地域と共有・連携し、地域に根ざした学校教育を展開する「横のつながり」を重視して取り組んできた。

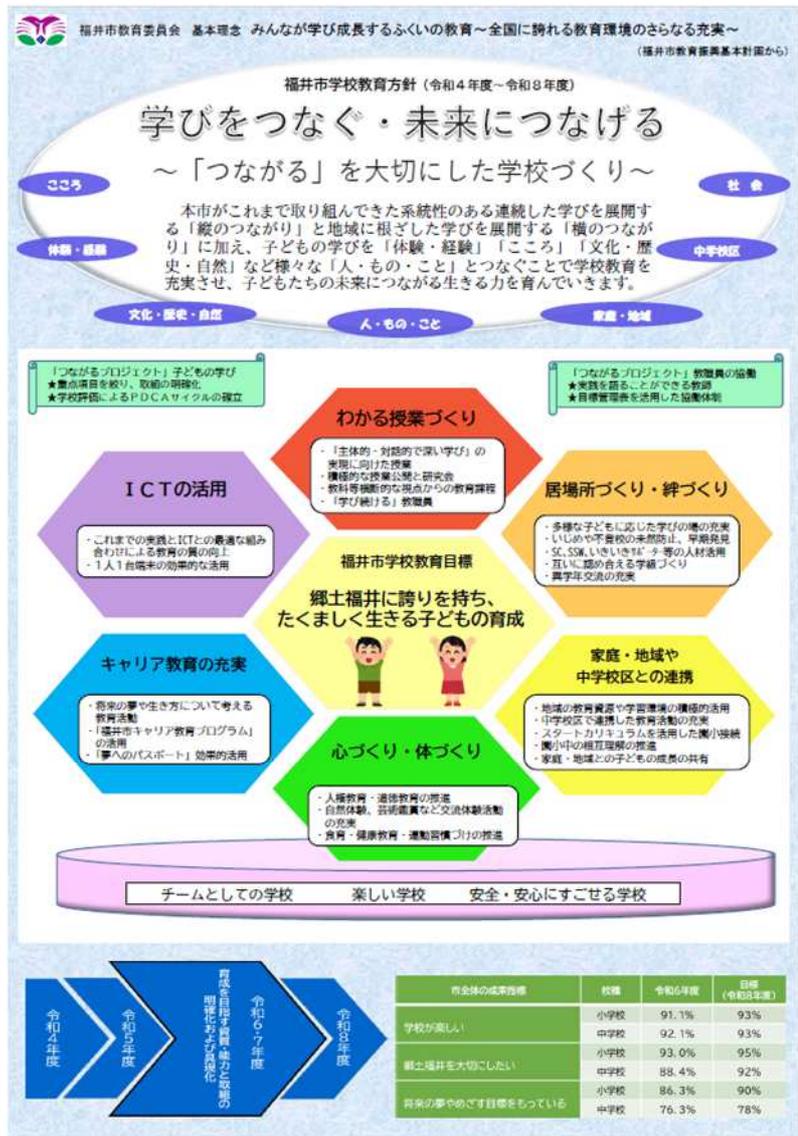
「縦のつながり」においては、園・小・中が連携し、特に「授業づくり」「夢を育む生き方教育」「気がかりな子ども支援」等に関する部会を中学校区ごとに開催し、学習規律の連携や共通したスマートルールなど生徒指導面、教育ウィークやわくわく交流デーなどの学校行事関係、気がかりな児童生徒の移行支援など、多くの面で園・小・中が連携した取組を進めることができた。

「横のつながり」においては、「地域と関わる取組一覧表」を作成し、地域との連携した取組を推進した。各学校において自然、文化、人、企業などさまざまな分野、領域において地域と連携した活動や学びを進めることができ、大きな成果を得ることができた。

これを受けて、令和4年度から令和8年度の学校教育方針を「学びをつなぐ・未来につなげる～『つながる』を大切にしたい学校づくり～」

とし「郷土福井に誇りを持ち、たくましく生きる子どもの育成」を目指す。本市がこれまで取り組んできた系統性のある連続した学びを展開する「縦のつながり」と地域に根ざした学びを展開する「横のつながり」に加え、子どもの学びを様々な「人・もの・こと」とつなぐことで学校教育を充実させ、子どもたちの未来につながる生きる力を育てていく。

また、全教職員が協働し「つながる」を大切にしたい学校づくりに取り組み、一人一人が「自分の学校の実践を語る事ができる教師」を目指していく。



教 育 施 設

本市は、幼稚園16、小学校53、中学校25を設置し、約18,350人の園児、児童、生徒数を有している。子どもたちにとって安全で快適な学習環境を確保するため、施設の整備・充実を進めている。

1 教育施設の現状

(令和7年3月31日現在)

区 分	学 校 数	校 地(㎡)	建 物 (㎡)
幼稚園	本園 16	3,344	園舎 3,106
小学校	本校 53	828,682	校舎 198,659
			体育館 58,523
中学校	本校 24	460,084	校舎 115,938
	分校 1		体育館 40,579

幼稚園全16園、小学校2校、中学校3校は現在休園または休校中

2 学校建設費

(単位:千円)

年 度	R4	R5	R6	整 備 内 容 (R 6)
幼 稚 園	-	-	-	
小 学 校	213,058	339,873	420,292	校舎長寿命化改修事業、特別教室空調整備等
中 学 校	1,006,375	492,297	1,411,502	北部地域学校規模適正化事業等
計	1,219,433	832,170	1,831,794	

3 教育施設の充実と環境整備

平成20年度に、本市初の「異学年型教科センター方式」を導入した至民中学校を新築移転、平成24年度には、「全校一体型教科センター方式」を導入した安居中学校を新築分離移転により開校し、新たな中学校教育の環境を創出した。また、平成25年度には、中藤小学校の児童数増加に伴う新築移転、平成27年度には、明道中学校の老朽化に伴う校舎改築、平成28年度には、森田小学校の児童数増加に伴う北校舎の増築を実施した。平成30年度から令和元年度にかけては、順化小学校の長寿命化改修にあわせた順化公民館との複合化を行い、令和2年度には、社北小学校南校舎の長寿命化改修を行い、令和6年度から令和7年度にかけて、木田小学校の長寿命化改修を行っている。令和3年度から、森田地区を中心とした北部地域の学校規模適正化を進めており、令和8年4月の開校を目指して九頭竜中学校の整備を進めている。

安全・安心な教育環境を整備するための施策としては、平成18年度から、校舎・体育館の耐震補強を重点課題とし、平成27年度には耐震化を完了した。平成28年度からは、校舎等の外壁落下防止対策や小学校の体育館窓ガラスの飛散防止対策に着手し、令和3年度までに、避難所の機能を有する小学校の体育館窓ガラス飛散対策を完了した。令和4年度からは、校舎等の外壁落下防止対策に外壁塗装及び屋上防水対策を加えた予防保全事業に取り組んでいる。

4 幼 稚 園

(1) 市 立 幼 稚 園 (16園)

(令和7年5月1日現在)

幼 稚 園 名	学級数	園児数 (人)	教員数 (人)	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	
					建物敷地	屋外運動場敷地
大安寺 (休園)				319	426	1,027
岡保 (休園)				362		
殿下 (休園)				240		
鶉東部 (休園)				480	814	1,077
本郷 (休園)				279		
鷹巣 (休園)				92		
長橋 (休園)				70		
高須城 (休園)				46		
酒生 (休園)				248		
一乗 (休園)				153		
上文殊 (休園)				156		
下宇坂 (休園)				391		
羽生 (休園)				270		
清水西 (休園)						
清水東 (休園)						
清水北 (休園)						
計	0	0	0	3,106	1,240	2,104

大安寺幼稚園、鶉東部幼稚園以外は小学校に併設

5 学校施設状況

(1) 小学校(53校)

(令和7年5月1日現在)

学校名	学級数	児童数 (人)	建物面積(m ²)		敷地面積(m ²)	
			校舎	体育館	建物敷地	運動場敷地
木田	27	828	5,807	1,510	10,668	6,423
豊	18	449	4,824	1,191	5,992	6,750
足羽	9	178	5,300	1,457	12,466	6,942
東安居	13	261	4,776	1,446	9,012	6,902
湊	15	312	5,460	1,456	9,652	11,880
春山	14	279	5,427	1,615	13,371	5,850
順化	8	118	3,587	1,520	8,858	5,416
宝永	9	188	4,239	1,693	6,212	8,280
松本	17	424	7,155	1,663	9,823	6,749
日之出	13	272	5,228	1,483	9,045	7,289
旭	10	213	5,042	1,498	8,012	4,375
和田	23	608	5,156	1,570	8,493	9,374
円山	19	453	4,999	1,512	9,856	14,431
啓蒙	15	370	4,939	1,598	4,641	12,651
西藤島	12	237	3,892	863	8,329	10,136
社北	18	465	5,448	1,058	9,862	13,684
社南	31	823	5,596	1,219	8,131	9,743
安居	8	136	4,361	1,243	6,421	7,413
中藤	25	664	8,793	1,677	17,684	12,316
一光(休校)			1,002	614	2,960	3,800
大安寺	5	36	1,832	829	5,379	7,245
河合	8	153	3,395	886	5,820	10,533
麻生津	16	312	6,350	936	7,857	9,301
国見	5	21	1,957	600	3,675	3,008
岡保	8	103	3,390	1,275	8,395	5,783

学 校 名	学級数	児童数 (人)	建 物 面 積 (㎡)		敷 地 面 積 (㎡)	
			校 舎	体 育 館	建 物 敷 地	運 動 場 敷 地
東 藤 島	7	141	3,848	950	8,495	7,825
殿 下	1	1	1,240	918	3,955	3,010
鶉	8	117	3,265	1,048	7,272	7,750
本 郷	4	27	1,986	1,007	6,691	7,038
棗	5	44	1,577	646	15,637	8,932
鷹 巣	4	44	1,639	533	7,124	12,280
長 橋	1	6	1,016	378	1,347	6,184
高須城(休校)			337	0	1,472	818
森 田	40	1,138	6,854	1,958	11,678	17,337
明 新	27	756	5,452	1,067	9,531	11,398
酒 生	7	124	3,240	867	6,936	5,772
一 乗	3	17	1,717	690	2,472	4,205
上 文 殊	7	45	2,440	861	4,834	9,100
六 条	7	76	2,749	1,230	7,078	4,628
文 殊	8	94	3,084	752	5,900	5,567
東 郷	11	210	3,509	842	9,985	9,450
日 新	13	233	4,460	1,273	9,403	4,043
清 明	16	407	5,544	1,473	9,313	11,100
社 西	14	286	6,121	1,600	14,896	16,675
下 宇 坂	3	23	2,380	867	10,900	11,300
羽 生	5	31	1,967	975	7,900	6,600
美 山 啓 明	5	39	3,087	1,016	6,220	6,332
越 廼	4	17	2,731	1,649	7,017	3,863
清 水 西	7	141	2,718	810	7,068	7,021
清 水 東	7	71	2,128	821	11,051	6,460
清 水 南	7	67	2,587	819	7,169	5,477
清 水 北	8	84	3,028	1,061	3,718	6,567
杉 坂	2	2				
計	577	12,144	198,659	58,523	415,676	413,006

杉坂小学校は、福井県の所有施設

面積は令和7年3月31日現在

(2) 中 学 校 (25校)

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	学級数	生徒数 (人)	建 物 面 積 (㎡)		敷 地 面 積 (㎡)	
			校 舎	体 育 館	建 物 敷 地	運 動 場 敷 地
明 倫	24	648	6,718	2,125	11,507	6,975
光 陽	16	366	8,650	2,241	10,413	8,855
明 道	17	431	7,338	1,851	9,141	13,199
進 明	15	361	7,418	2,158	10,857	7,734
成 和	20	544	7,346	3,507	12,437	6,350
安 居	5	66	3,794	2,248	15,000	12,400
一光(休校)			112			
大 安 寺	4	24	1,955	405		
灯 明 寺	21	534	6,156	2,257	10,687	16,259
至 民	15	390	8,130	1,868	14,343	16,708
国 見	4	20	1,482	915	2,553	4,348
大 東	19	478	6,383	2,318	10,626	16,540
川 西	8	112	3,566	1,458	11,257	12,966
棗	4	35	2,354	720		
高須城分校 (休校)			117	155		
鷹 巢	4	29	2,001	403		
森 田	19	496	4,493	1,731	6,746	11,146
足 羽	16	397	6,522	1,422	10,583	16,583
足 羽 一	12	288	5,958	1,338	10,559	14,840
藤 島	13	299	6,962	1,907	14,333	14,359
社	17	413	6,604	1,881	20,144	14,870
美 山	5	56	3,837	1,816	22,709	14,586
越 迺 (休校)			2,754	1,899	13,452	12,194
清 水	11	220	5,288	3,956	16,823	5,002
杉 坂	3	6				
計	272	6,213	115,938	40,579	234,170	225,914

杉坂中学校は、福井県の所有施設
面積は令和7年3月31日現在

特別支援教育

本市では、障害等のある子どもたちに対して特別支援学級を設け、一人一人の子どもたちの障害の状態や特性等に応じて、具体的な目標の設定と適切な指導内容を検討して、効果的な指導に努めている。

また、適切な就学相談を行うため、教育支援委員会を設置して障害の種類、程度の判断や教育相談、さらに特別支援教育に関する啓発に努めている。

1 特別支援学級

(令和7年5月1日現在)

区 分	小 学 校			中 学 校		
	学 級 数	児 童 数	教 員 数	学 級 数	生 徒 数	教 員 数
知 障	38	169	38	25	102	25
自閉・情緒	61	278	61	26	115	26
言 語	0	0	0	0	0	0
合 計	99	447	99	51	217	51

2 通級指導教室

区 分	小 学 校		中 学 校		教 員 数	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	常勤	非常勤
情 緒	37	378	17	213	37	0

3 教育支援委員会

障害の適正な判断、就学相談と特別支援教育に関する啓発を行う。

委員の構成

医 師	学校教育職員	児童福祉職員	関係行政機関	合 計
2	32	3	3	40

学 校 給 食

共同調理場方式（福井市学校給食センター・美山学校給食センター）及び単独校方式により、小学校 50 校、中学校 21 校の完全給食を実施している。共同調理場については、献立物資の発注購入を各センターが行っており、単独校については、福井市保健給食課が献立物資の発注購入を一括して行っている。

なお、教育委員会事務局保健給食課に栄養士を 2 名、学校給食センターに栄養士 1 名、栄養教諭及び学校栄養職員を単独校に 10 名、センターに 7 名配置しており、それぞれの担当校、センター受入校を巡回し衛生管理及び食に関する指導を行っている。

1 学校給食実施状況

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

方式	小学校		中学校	
	校数	児童数	校数	生徒数
単独校方式	16	5,633	5	262
共同調理場方式	34	6,509	16	5,945
合計	50	12,142	21	6,207

木田小学校は本来単独校方式であるが、現在改修中のため福井市学校給食センターにて調理しており、共同調理場方式に算入している。

2 給食調理従事員数

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	栄養教諭	学校栄養職員	主幹・副主幹・主査・調理技師（再任用含む）
単独調理校	7	3	24
共同調理場	3	4	4

3 米飯給食

昭和 51 年 4 月、学校給食への米飯導入が制度化されたことを受けて、同年 6 月には条件整備された学校から自校炊飯方式によって週 2 回の米飯給食を導入し、昭和 61 年度に全校で完全実施となった。現在、週 4.5 回の米飯給食を実施している。

米飯給食実施状況

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

区分	小学校		中学校		総数	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数
自校炊飯	8	277	5	262	13	539
委託炊飯	8	5,356	0	0	8	5,356
共同調理	34	6,509	16	5,945	50	12,454
計	50	12,142	21	6,207	71	18,349

4 学校給食センター

福井市学校給食センター及び美山学校給食センターで共同調理方式による給食を実施している。

福井市学校給食センター運営業務(調理、配送、洗浄、建物維持管理等)は、PFI事業として民間に委託し実施している。

(1) 福井市学校給食センター

所在地	福井市下筋生田町5-6-2
敷地面積	12,743.86 m ²
建物の規模	延面積9,142.03 m ²
建物の構造	鉄骨2階建て
開設	令和6年4月
総事業費	151億2,644万円
主要設備	連続自動炊飯機、連続フライヤー、コンビネーションオープン、蒸気回転釜、自動食器洗浄機、コンテナ洗浄機、真空冷却機、天吊り式消毒装置
稼働食数	約13,000食
給食対象校	中学校15(明倫中、光陽中、明道中、進明中、成和中、大安寺中、灯明寺中、至民中、大東中、森田中、足羽中、足羽第一中、藤島中、社中、清水中) 小学校30(足羽小、東安居小、湊小、春山小、順化小、宝永小、松本小、日之出小、旭小、啓蒙小、西藤島小、安居小、大安寺小、河合小、麻生津小、岡保小、東藤島小、酒生小、一乗小、上文殊小、六条小、文殊小、東郷小、日新小、清明小、社西小、清水西小、清水東小、清水南小、清水北小)
運営方式	PFI方式

(2) 美山学校給食センター

所在地	福井市美山町8-29
敷地面積	美山中学校の一部
建物の規模	延面積444.2 m ²
建物の構造	鉄骨平屋建て
開設	平成8年10月(昭和49年3月)
総事業費	1億8,900万円
主要設備	食器洗浄機、ガス回転釜、真空冷却機、冷凍庫、ガスコンベクションオープン
稼働食数	約300食
給食対象校	中学校1(美山中) 小学校3(下宇坂小、羽生小、美山啓明小)
運営方式	直営

(3) 配 送

配送業務	民間委託 配送車23台(福井市学校給食センター)
	直 営 配送車1台(美山学校給食センター)
配送時間	第1便 午前09:00~10:40 第2便 午前10:10~11:50 第1便 午前11:00~11:50

社 会 教 育

本市では、幾度の災禍を乗り越えて復興を成し遂げた不屈の精神「不死鳥のねがい（福井市市民憲章）」を基底とし、市民自らが連帯感を高め、心の豊かさややすらぎのある希望に満ちた人づくり・地域づくりを推進している。

また、福井市教育振興基本計画に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が学習やスポーツに取り組み、生きがいを持って暮らすことのできる生涯学習社会の構築を目指している。

そこで、市民の学習を総合的に支援するため、公民館をはじめとした社会教育施設において青少年の健全育成、家庭や地域の教育力の向上、生活文化の振興、豊かな健康・長寿社会の実現等に向け、施設・設備を含めた学習環境の充実に努める。

1 社会教育事業の推進

社会教育団体や公民館等との連携を図りながら、市民の学習ニーズや地域課題を的確に捉え、多様な学習機会の提供に努める。

また、学習活動を支える人材の育成や指導体制の充実に取り組むとともに、学習情報提供の充実に努める。

（１）家庭教育事業の推進

公民館における「家庭教育の支援のための学習」の実施

（２）少年教育事業の推進

公民館における「青少年の健全育成のための学習」の実施

世代間交流・体験活動事業の実施

（３）青年教育事業の推進

はたちのつどいの開催

公民館における「若者の地域社会への参画を促すための学習」の実施

青年グループの育成や青年リーダーの育成

福井市連合青年団活動への支援

（４）福井学の推進

郷土の歴史や文化を再認識し、誇りや魅力発信につなげるための学習の実施

（５）世代間交流事業の充実

高齢者人材活用派遣事業の実施

三世代交流の推進

（６）地域課題解決に向けた学習の充実

現代社会が抱える課題についての学習の実施

地域社会が抱える課題についての学習の実施

（７）人材育成及び指導体制の充実

公民館職員研修の充実

社会教育指導員の活用

（８）学習情報の収集・提供の充実

各公民館ホームページの充実と広報紙や報道機関等の有効活用

S N S等を活用した情報配信の実施

2 青少年の健全育成

家庭や地域と連携した取組を進め、青少年の健やかな成長を目指す。

家族ふれあいの推進
福井市補導員連絡協議会

3 少年愛護センター

青少年の非行・被害の未然防止を図るために、地域や学校・警察等関係機関と連携して、補導活動、相談活動および環境浄化活動等を実施する。

(1) 補導活動

「愛のひと声」活動を中心とした街頭補導
ネットパトロールの実施

(2) 相談活動

電話（ヤングテレホンの開設）・メール・面接による相談
学校・警察等関係機関との情報共有（生徒指導主事連絡会）

(3) 環境浄化活動

「白いポスト」の周知・管理及び有害図書等の回収
社会環境の実態調査及び図書等販売業者に対する指導

(4) 広報啓発活動

情報モラル講習会の実施
広報車による巡回パトロール
不審者情報の受理・配信
機関紙「しるべ」の発行

4 生涯学習施設の整備

地域の学習活動・文化活動及びコミュニティ形成の中核施設として、公民館等の生涯学習施設の整備を図る。

5 公民館職員研修の充実

多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題、地域独自の課題に対応するべく、公民館職員としての使命感の高揚及び資質の向上を図るため、各種研修を実施する。

実務研修	館長・主事合同研修：初任者研修、人権研修、救急法研修、 情報セキュリティ研修、ハラスメント防止研修 等 館長研修：マネジメント研修 主事研修：経理研修、グループ研修 等
連携研修	福井大学共催：実践研究福井ラウンドテーブル 等
派遣研修	福井県教育委員会及び福井県生涯学習センター主催研修
自己啓発支援	社会教育主事講習受講の奨励 研修・通信講座等の情報提供 等

6 地域活動への支援

社会教育団体の育成を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを支援する。

社会教育団体の自主的活動への支援と、相互連携による活動の推進

地域のコーディネーターである公民館を中心とした、特色あるまちづくりへの支援

7 市民憲章の推進

まちづくりの目標であり、市民の精神的指標である「不死鳥のねがい(福井市市民憲章)」について、市民一人ひとりがその趣旨を十分理解し、住民主体のまちづくりや地域の連帯感の醸成につながる地域活動に対して支援する。

市民憲章唱和の実施

市内49支部への支援

市民一斉清掃の実施

花いっぱい運動の推進

文化財保護

郷土の貴重な文化財や歴史・文化遺産を、将来へ伝えるよう保護に努めるとともに、市の文化の発展のため文化財の活用を推進している。

1 市内所在の指定文化財

(令和7年6月1日現在)

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・古文書	歴史資料	考古資料	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文化的景観	合計
国指定	1	3	1	3	2	1	2		2	3	2	1		21
国選定													1	1
国選択									1					1
県指定	4	11	19	5	2	2	7	1	6	5		1		63
市指定	17	3	18	1	3		4	1	2	17	1	20		87
登録文化財	24													24
合計	46	17	38	9	7	3	13	2	11	25	3	22	1	197

2 福井市文化財保護委員会

委員長	1名	分野：建造物
委員	9名	分野：彫刻、絵画、民俗、考古資料・史跡、名勝、古文書(中世)、古文書(近世・近代)、天然記念物(植物)、天然記念物(地質) 各1名

委嘱期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日

3 埋蔵文化財の発掘調査

住宅・アパート、工場建設などの開発工事に対して、その場所が遺跡(埋蔵文化財包蔵地)に該当しているかどうかの照会に対する回答を行っている。また、事業地が遺跡に該当する場合は、埋蔵文化財保護のための協議及び調査を実施する。
(令和6年度)

遺跡(埋蔵文化財包蔵地)の照会		972 件
埋蔵文化財調査	発掘届出	171 件
	工事立会	17 件
	試掘調査	11 件
	発掘調査	2 件
	分布調査	3 件
	計	204 件

4 文化財保護センター

文化財保護センターは、地域の風土を形づくってきた様々な文化遺産のうち、地下に眠る埋蔵文化財と伝承されてきた民俗文化財の調査・研究、保存・保護及び活用を図ることを目的として、平成13年4月に開設した。平成22年4月、福井市車両基地（町屋1丁目）から旧至民中学校（淵4丁目）に移転し、平成24年11月には「文化財とのふれあい」をテーマに、出土品を間近で観察できる常設展示室をオープンした。「郷土の歴史」「地域文化」に対する理解を深めていただくことを目指している。

（1）施設の概要

所在地	福井市淵4丁目748番地		
電話番号	0776-35-1015（FAX：0776-35-1017）		
開設年月日	平成13年4月1日（現在地移転 平成22年4月1日）		
敷地面積	4,693㎡		
建物概要	鉄筋コンクリート造り3階建て（一部鉄骨造り平屋建て） 建築面積 1,941.31㎡ 建築延面積 4,899.07㎡		
施設概要	常設展示室 383㎡	企画展示室 161㎡	資料収蔵室 1,105㎡
	古代技術体験コーナー 90㎡	図書保管室 61㎡	その他 3,099㎡
入館料	無料（体験学習会は材料費が必要）		
開館時間	午前9時～午後5時		
休館日	毎週土・日曜日、国民の祝日（展示会開催中は除く） 年末年始（12月29日～1月3日）		

（2）公開活用事業の概要（令和6年度）

種類	行事名	入場者数・参加者数
体験学習会等	「御草山古墳群散策と 勾玉づくり」（6月2日） 「土器づくり」（7月31日、8月3日、2月22日） 「土器焼き」（8月19日、3月22日） 「福井城跡散策会」（11月3日） 「布ぞうりづくり」（11月13日、11月16日）	216人

（3）出前事業（令和6年度）

文化財保護の意識向上と地域への愛着を深めるため、学校や公民館等と連携した出前事業として、遺跡の見学会や遺跡講座などを実施している。

学校、PTA	4回
児童館、児童クラブ	11回
その他	1回

5 おさごえ民家園

おさごえ民家園は、兔越山のふもとに県内各地を代表する古民家を移築したもので、近世の古民家に対する文化財の価値を高め、文化的創造の場として活用を図る施設として開設した。昭和55年度から整備を始め、平成元年4月に全てを一般公開し、古民家5棟と板倉1棟は、市指定文化財となっている。

(1) 施設の概要

所在地	福井市月見5丁目4番48号		
電話番号	0776-34-3794 (FAX : 0776-34-3794)		
開設年月日	平成元年4月9日(着工 昭和55年4月24日 竣工 平成元年3月31日)		
敷地面積	8,000㎡		
総事業費	580,277千円(造園、防災工事を含む)		
指定年月日	市指定文化財(建造物)平成元年12月16日		
入園料	大人110円、団体(20人以上)50円、中学生以下の者、70歳以上の者及び障がい者無料		
使用料	一棟当たりの使用料		
	9時 から 12時	2,200円	
	12時 から 16時30分	3,300円	
	16時30分 から 21時	4,400円	
開園時間	午前9時から午後5時15分まで(入園は午後4時45分まで)		
休園日	毎週月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始(12月28日～1月4日)		

(2) 復原民家の概要

復原家屋名	旧城地家住宅	旧岡本家住宅	旧土屋家住宅
旧所在地	大野市蕨生	三方上中郡若狭町有田	あわら市前谷
延床面積	278.99㎡	208.56㎡	171.22㎡
建築年代	嘉永5年(1852)	18世紀～安政3年(1774)	安政年間(1854～1860)
竣工年月日	昭和63年2月10日	昭和63年2月10日	昭和60年2月15日
屋根葺替え	平成24～27年度	平成28年度	平成23年度

復原家屋名	旧蓑輪家住宅	旧梅田家住宅	旧山下家板倉
旧所在地	越前市八石町	福井市浄教寺町	勝山市北谷町小原
延床面積	209.14㎡	176.56㎡	31.14㎡
建築年代	18世紀初期～寛政5年(1793)	天保～弘化年間(1830～1848)	伝慶応年間(1865～1868)
竣工年月日	昭和60年2月15日	昭和59年2月28日	昭和60年3月30日
屋根葺替え	平成22年度	平成19、20年度	平成29年度

(3) 公開活用事業の概要(令和6年度)

種類	行事名	入園者数・参加者数
季節の行事・体験学習会等	「端午の節句」 (4月16日～5月6日)	1,465人
	「七夕まつり」 (7月2日～7月7日)	
	「花火を見よう」 (8月23日)	
	「後のひな」 (8月31日～9月10日)	
	「中秋の名月を楽しもう」 (9月17日)	
	「天神かざり」 (1月5日～1月26日)	
	「ひなまつり」 (2月4日～3月4日)	

社会教育施設

1 公民館

市民の学習意欲が高まる中、各地区の公民館が果たす役割は一段と重要になっている。今後は近隣施設の配置計画などを見極めつつ、最適な公民館の整備を推進していく。

公民館設置状況（中央公民館1、地区公民館49、分館6）

（令和7年4月1日現在）

館名	延床面積 (㎡)	所在地	館名	延床面積 (㎡)	所在地
木田	750.67	木田1丁目1401	殿下	574.74	風尾町6-24
豊	622.29	みのり3丁目106-8	越廼	1,295.58	菜崎町1-68
足羽	640.00	足羽2丁目12-31	清水西	525.84	大森町20-43-1
湊	750.45	学園1丁目4-8	清水東	489.60	三留町14-11-1
春山	557.61	文京3丁目11-12	清水南	618.74	風巻町21-17
宝永	746.52	松本4丁目8-4	清水北	620.19	グリーンハイツ5丁目131
順化	1,029.85	大手3丁目16-1	大安寺	523.44	四十谷町5-20-1
松本	754.28	文京1丁目29-1	国見	542.40	鮎川町133-1-3
日之出	624.53	四ツ井1丁目7-24	鶉	999.36	砂子坂町5-58
旭	626.36	手寄2丁目1-1	棗	1,046.37	石橋町4-14
日新	627.40	文京5丁目1-8	鷹巣	513.56	蓑町14-7
清明	625.50	下荒井町8-414	本郷	374.12	荒谷町19-55
東安居	733.84	飯塚町6-18	宮ノ下	525.96	島山梨子町22-9
社南	865.10	種池2丁目206	酒生	373.54	荒木新保町37-9-5
社北	626.23	若杉4丁目308	一乗	497.60	東新町1-21
社西	549.04	久喜津町65-23	上文殊	524.95	北山町34-1
麻生津	751.72	浅水三ヶ町1-93	文殊	374.85	太田町4-11-2
和田	746.11	御幸4丁目9-20	六条	411.55	天王町43-4
円山	646.50	北今泉町7-12	東郷	725.48	東郷二ヶ町6-13-1
啓蒙	625.17	開発1丁目2105	美山	1,138.75	美山町2-12
岡保	774.24	河水町10-13	下宇坂分館	876.45	市波町25-11-1
東藤島	520.12	藤島町48-1-1	芦見分館	芦見生涯 教育施設内	西中町3-9-1
西藤島	624.87	三郎丸1丁目1410			
中藤島	746.67	高木町64-11-4	羽生分館	718.00	大宮町11-8
河合	525.35	川合鷺塚町9-18	上味見分館	448.19	中手町10-3-1
森田	1,277.22	下森田藤巻町2	下味見分館	330.01	西河原町18-33-1
明新	759.40	灯明寺町35-1-1	上宇坂分館	美山公民館内	美山町2-12
安居	619.38	本堂町7-4	中央	地域交流 プラザ内	手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)
一光	317.99	下一光町6-5			

2 木ごころ文化ホール

木ごころ文化ホールは、市民の芸術文化に関する創作、研究及び発表等の文化活動の向上を図る施設として、平成9年に開館した。

(1) 建物の概要	所在地	福井市美山町第2号8番地
	敷地面積	17,100.92m ²
	建築面積	2,442.93m ²
	延床面積	2,454.89m ²
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
	着工	平成7年12月13日
	竣工	平成9年3月25日
	総工費	11億6,600万円

(2) 施設の概要	大ホール	客席数510席
		舞台(間口13m、奥行10m、高さ6m)
		調整室、準備室、リハーサル室、楽屋2室、控室、シャワー室

(3) 各室の使用料(円)

(令和7年4月1日現在)

区 分		午前	午後	夜間	全日	昼間	昼夜間	冷暖房 加算率	定員 (人)
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	9時~17時	13時~22時		
		3時間	4時間	4時間	13時間	8時間	9時間		
大 ホ ー ル	平日	8,380	12,570	14,660	35,610	20,950	27,230	平日 使用料の 8割	510
	土・日・休日	10,470	15,710	18,850	45,040	26,190	34,570		
調 整 室		620	830	1,040	2,510	1,460	1,880	6割	10
準 備 室		310	410	520	1,460	730	1,150		5
リ ハ ー サ ル 室		620	830	1,040	2,510	1,460	1,880		20
楽屋(1室当たり)		310	410	520	1,460	730	1,150		5
控 室		310	410	520	1,460	730	1,150		5

入場料等を徴収する場合は、別に定める率を乗じて得た額を加算する。

3 少年自然の家

少年自然の家は、緑豊かな自然の中で行う集団宿泊訓練や野外活動、自然観察その他の活動を通じて、少年の健全な育成を図るために造られた施設である。令和3年度から、少年自然の家の管理運営に民間の経営手法を活用し、利用者へのサービスの向上と管理運営の効率化を図るため指定管理者制度を導入している。

(1) 施設概要

所在地	福井市脇三ヶ町第66号2番地10		開設	昭和56年7月20日	
施設の名称	本館	体育館	別館	趣味の家	キャンプ施設
延面積	2,797.40㎡	271.51㎡	502.95㎡	959.93㎡	[敷地] 10,330.47㎡ 管理棟 22.03㎡ 倉庫 39.75㎡ 炊事場 38.88㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート 3階建て	鉄筋コンクリート 屋根鉄骨平屋	鉄筋コンクリート 2階建て	鉄骨平屋	コンクリートブロック平屋 木造平屋 鉄骨平屋
設備等	研修室、食堂、浴室 事務室、宿泊室 定員 206名	バドミントン コート1面	わくわくルーム 研修室	屋内炊さん場 屋内活動場 森のレストラン	ファイヤー場 テントサイト ログハウス ツリーハウスデッキ
建設費	502,351千円			14,882千円	
休所日	毎週月曜日(月曜日が国民の祝日の場合は開所)、年末年始(12/27~1/4)、市が適当と認めた日				
利用対象	研修計画を持ち規律ある行動ができる、小・中学校の児童生徒の団体、各種青少年団体、社会教育活動もしくは公益性の高い活動を行う団体、その他指定管理者が適当と認める団体				

(2) 使用料等

(消費税含む)

宿泊などで利用(1人あたり/研修室などの施設利用料を含む)

種別	幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにそれらの引率者	25歳以下の青年及びそれらの引率者	その他の者	
				市内
棟内宿泊(1泊)	市外	220円	660円	1,100円
キャンプ(1泊)		50円	160円	270円
野外活動(日帰り/9時~17時)		50円	160円	270円

施設のみ利用(1室あたり)

施設	9時~12時	13時~17時
	本館研修室	420円
別館研修室	190円	260円
趣味の家研修室	340円	450円
本館和室	300円	400円
体育館	540円	720円

食事(1食あたり)

食堂

種別	朝食	昼食	夕食
S(幼児向け)タイプ	450円	550円	650円
M(基本)タイプ	530円	650円	850円
L(増量)タイプ	630円	700円	980円

野外炊さん

バーベキュー		カレーライス、ハヤシライス、シチュー
A(豚)コース	1,050円	
A(牛)コース	1,250円	
B(豚)コース	1,400円	
B(牛)コース	1,600円	
幕の内弁当	800円	
おにぎり弁当	450円	

リネン費(1人あたり) 寝具使用料(1泊)110円、シーツ等使用料 240円

(3) 利 用 状 況 (令和6年度)

種 別	小 学 校	中 学 校	少 年 団 体	高 校・青 年	一 般	総 数
団体数(件)	29	6	135	43	99	312
延人数(人)	1,680	496	5,472	2,376	3,173	13,197

研修事業

開催回数 13回

参加者延人数 688人

行事名

- ・わくわく春CAMPUS おさんぽ野草レストラン
- ・勾玉づくり&古墳ハイキング 等

4 図 書 館

(沿革)

明治40年6月、旧福井藩主松平康莊侯爵は、藩祖結城秀康公の300年祭記念事業として、下馬門内（現在の福井放送会館付近）に図書館を建設し、これを福井市に寄付することとした。明治41年3月、図書館の竣工に伴い、松平家から藩校蔵書が福井市に寄贈された。明治42年4月、福井図書館として開館式を挙行し、その後、昭和20年6月、第2次世界大戦の戦況悪化のため、蔵書を市内の小学校及び近隣の町村へ分散委託したが、同年7月、福井空襲により一部の蔵書が灰じんに帰す。同年11月、豊小学校の一室に市立図書館を再開したが、昭和23年7月、福井地震により三谷館へ移転、しかし、昭和25年3月、市の財政事情等により図書館再建が不可能となり廃館となった。

全国で「市民のための図書館」の必要性が高まってくると、本市においても、昭和50年3月に市立図書館の建設に着工し、昭和51年8月に開館した。

さらに、余暇時間の増大と市民の学習意欲の高まりに応えるため、新たな社会教育の拠点として第二の図書館建設の気運が高まり、平成2年9月にみどり図書館の建設に着工し、平成4年8月に開館した。

平成14年1月にはコンピュータシステムを一新し、ホームページを開設するとともに、インターネットによる蔵書検索が可能となり、平成15年1月からインターネットによる予約受付サービスを開始した。

同年4月からは子どもたちの健やかな成長を支援するブックスタート事業を開始したほか、松平家から寄贈された貴重な文化遺産である和漢古書の一部のデジタルデータ化に着手し、平成17年1月にインターネット上に超高精細画像で再現された資料を閲覧することができるデジタル貴重書「越國文庫」を公開した。

平成16年7月の福井豪雨により、みどり図書館が被災（館内床上浸水）したが、翌年3月末復旧開館した。

平成18年2月の市町村合併により、旧美山町立図書館、旧清水町立図書館が福井市の図書館となった。

平成19年4月に、桜木図書館がJR福井駅に隣接した複合施設A O S S A 4階に開館し、現在の5館となった。

平成20年12月に福井市図書館の携帯版ホームページを開設し、平成25年1月には5館のコンピュータシステムを統合した。

平成29年12月に、車椅子リフト付き移動図書館車「フェニックス号」を導入し、みどり図書館に配置した。市立図書館に配置の「あじさい号」は、令和3年11月に車両を更新し、バリアフリー対応となった。2台の移動図書館車は、図書館から遠い地域を訪問している。

令和2年度から図書館利用者の利便性の向上を図るために、主要な交通結節点や生活に身近な商業施設に本の返却ボックスを設置し、通勤・通学の途中や買い物の際に本を返却できるようにした。現在では、図書館以外に合計7か所の施設で本の返却が可能となっている。

令和4年5月から令和6年4月まで、リニューアル工事に伴う市立図書館の休館により、田原町ミューズの多目的スペースを臨時窓口「田原町ミニ図書館」として開設した。

令和6年5月に地域交流センターを併設した市立図書館がリニューアル開館した。

(1) 施設の概要

	市立図書館・地域交流センター
所在地	福井市文京2丁目7番7号
電話番号	・図書館 0776-20-5000 ・地域交流センター 0776-97-5056
開館年月日	令和6年5月1日(リニューアル開館) (旧市立図書館 昭和51年8月2日)
敷地面積	4,921.47m ²
建築面積	2,517.09m ²
建築延面積	5,779.85m ²
建物の概要	鉄筋コンクリート造4階建
建設費	2,096,128千円(リニューアル建設費) (旧市立図書館 494,029千円)
休館日	毎週月曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年末年始(12/28~1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)
開館時間	・図書館 火~金曜日 10時~19時、土・日曜日 10時~18時 ・地域交流センター 火~日曜日 9時~21時
設備の特徴	<p>図書館に地域交流センターを併設した複合施設で、市内の公共施設で初めて、環境に配慮した省エネ効果の高い建築物である ZEB Ready(ゼブレディ)を採用した施設となっている。</p> <p>障がい者専用駐車スペース5台分、車いす4台、エレベータ1基を設置、バリアフリートイレ4か所(うち1か所はオストメイト対応)、幼児用トイレ、授乳室を設置している。</p> <p>図書館では、視覚障がい者のために対面朗読室に音声読み上げ機能付き拡大読書器を設置している。</p> <p>1、2階のサービスカウンターに自動貸出機1台と出入口にセキュリティゲート1基を設置している。</p> <p>移動図書館車「あじさい号」に約1,500冊の本を搭載し、62箇所の巡回施設を毎月、16箇所の配本施設を1、2か月に1度訪問し、図書の貸出しを行っている。また、出前図書館として各種イベントや学校などに出向いている。</p> <p>地域交流センターの1階は、ラウンジやつながり広場(屋外)のフリースペースがあり、読書のほか会話や飲食等を楽しむことができる。2階は、研修会等に利用できる多目的ホール(収容人数120人)と会議等に利用できる活動室1(収容人数12人)及び活動室2(収容人数18人)があり、両室を連結して使用することができる。</p>

	みどり図書館	桜木図書館
所在地	福井市若杉3丁目301番地	福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ(AOSSA)4階
電話番号	0776-34-8859	0776-20-1530
開館年月日	平成4年8月1日	平成19年4月19日
敷地面積	8,198.79㎡	4,499.96㎡
建築面積	2,410.55㎡	3,478.62㎡
建築延面積	3,285.83㎡	2,044.29㎡ (アオッサ総建築延床面積33,170.08㎡)
建物の概要	鉄骨鉄筋コンクリ-ト造 地下1階地上2階建	鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリ-ト造) 地下2階地上8階
建設費	1,405,873千円	(複合施設の一部として建設)
休館日	毎週火曜日、毎月第1日曜日 国民の祝日及び振替休日 年末年始(12/28~1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)	毎月第3木曜日(ただし、その日が国民の 祝日等にあたる時はその翌日) 年末年始(12/29~1/3) 特別資料整理期間(年10日以内)
開館時間	月・水~金曜日 10時~19時 土・日曜日 10時~18時	月~金曜日 10時~21時 土・日曜日・祝日 10時~18時
設備の特徴	<p>障がい者等用駐車スペース3台分と車いす2台を設置し、車いすでの利用が可能となっている。</p> <p>バリアフリートイレや授乳室を設置している。(うち1階バリアフリートイレはオストメイトに対応)</p> <p>視覚障がい者のために対面朗読室に弱視者用拡大読書器を設置している。</p> <p>自動貸出機を2台とセキュリティゲート1基を設置している。</p> <p>映像資料や音楽CDを視聴できるブース、各種行事で活用できる視聴覚室を備えている。</p> <p>移動図書館車「フェニックス号」に約1,500冊の本を搭載し、47箇所の巡回施設を毎月、8箇所の配本施設を1、2か月に1度訪問し、図書の貸出しを行っている。また、出前図書館として各種イベントや学校などに向いている。</p>	<p>車いす1台とバリアフリートイレ、授乳室を設置している。</p> <p>視覚障がい者のために対面朗読室に弱視者用拡大読書器を設置している。</p> <p>自動貸出機を2台とセキュリティゲート1基を設置している。</p> <p>令和4年3月に館内照明をLED化し、読書環境の改善を行った。</p> <p>福井駅近くに立地していることから、新聞・雑誌、産業情報関係書などの資料を他館より豊富に揃えている。</p>

	美山図書館	清水図書館
所在地	福井市美山町第2号12番地	福井市風巻町第21号17番地
電話番号	0776-90-1700	0776-98-3820
開館年月日	平成9年11月1日	昭和60年4月2日
敷地面積	491.58㎡ (複合施設総敷地面積17,579.53㎡)	24,385㎡
建築面積	491.58㎡	644.26㎡
建築延面積	491.58㎡ (複合施設総建築延面積4,054.42㎡)	696.2㎡
建物の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建の1階東部分	鉄筋コンクリート造3階建の 2階及び3階一部分
建設費	(複合施設の一部として建設) (複合施設総事業費2,331,000千円)	(複合施設の一部として建設) (複合施設総事業費323,192千円)
休館日	毎週月曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年未年始(12/28~1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)	毎週月曜日、毎月第3日曜日 国民の祝日及び振替休日 年未年始(12/28~1/4) 特別資料整理期間(年10日以内)
開館時間	火~日曜日 10時~18時	火~日曜日 10時~18時
設備の特徴	公民館・文化ホールとの複合施設で、玄関スロープ・バリアフリートイレ・床点字プロック・授乳室を設置している。 閲覧室には、インターネット専用端末1台を設置している。	公民館・郷土資料館との複合施設で、きららパーク内に立地している。 閲覧室には、インターネット専用端末1台を設置している。

(2) 利用状況(令和6年度)

		市立図書館	移動図書館(市立)	みどり図書館	移動図書館(みどり)
開館日数		283日	113日	259日	153日
入館者数		509,488人	7,716人	167,669人	8,244人
登録者数	一般	32,493人	2,073人	38,686人	887人
	児童(12才まで)	2,740人	786人	3,359人	877人
	団体(分室を含む)	392団体	57団体	209団体	12団体
	計	35,625人・団体	2,916人・団体	42,254人・団体	1,776人・団体
貸出冊数	一般書	230,071冊	9,098冊	190,804冊	7,599冊
	児童書	135,671冊	19,987冊	130,046冊	20,364冊
	郷土資料	2,299冊	28冊	1,626冊	51冊
	雑誌	19,265冊	108冊	22,231冊	181冊
	CD・CT	697点	1点	7,954点	
	計	388,003冊・点	29,222冊・点	352,661冊・点	28,195冊・点
LD・DVD・CD館内利用				562件	
1日平均入館者数		1,800人		647人	
1日平均貸出冊(点)数		1,371冊・点		1,362冊・点	

		桜木図書館	美山図書館	清水図書館	合計
開館日数		343日	283日	283日	
入館者数		263,430人	8,342人	11,559人	976,448人
登録者数	一般	31,071人	769人	1,055人	107,034人
	児童(12才まで)	3,702人	55人	108人	11,627人
	団体(分室を含む)	155団体	17団体	20団体	862団体
	計	34,928人・団体	841人・団体	1,183人・団体	119,523人・団体
貸出冊数	一般書	138,350冊	7,416冊	11,108冊	594,446冊
	児童書	60,485冊	3,903冊	10,042冊	380,498冊
	郷土資料	1,707冊	437冊	129冊	6,277冊
	雑誌	13,145冊	1,092冊	2,119冊	58,141冊
	CD・CT	225点	71点	31点	8,979点
	計	213,912冊・点	12,919冊・点	23,429冊・点	1,048,341冊・点
LD・DVD・CD館内利用					562件
1日平均入館者数		768人	29人	41人	3,285人
1日平均貸出冊(点)数		624冊・点	46冊・点	83冊・点	3,485冊・点

登録者数は令和7年3月31日現在

市立図書館の令和6年4月分は臨時窓口「田原町ミニ図書館」実績

一般書は多言語資料を含む

みどり図書館所蔵のCDは貸出可、LD・DVDは館内利用のみ

(3) 蔵書等の数(令和7年3月31日現在)

区 分	市立図書館	移動図書館(市立)	みどり図書館	移動図書館(みどり)
一 般 書	335,387 冊	8,175 冊	277,179 冊	4,617 冊
児 童 書	78,588 冊	11,900 冊	69,849 冊	8,533 冊
郷 土 資 料	38,812 冊	87 冊	12,379 冊	17 冊
電 子 資 料	49 冊		47 冊	
古 書	15,134 冊			
計	467,970 冊	20,162 冊	359,454 冊	13,167 冊
A V 資 料			11,633 点	
総 合 計	467,970 冊	20,162 冊	371,087 点	13,167 冊

区 分	桜木図書館	美山図書館	清水図書館	合計
一 般 書	183,422 冊	22,805 冊	46,983 冊	878,568 冊
児 童 書	53,533 冊	14,952 冊	36,080 冊	273,435 冊
郷 土 資 料	13,662 冊	3,855 冊	6,071 冊	74,883 冊
電 子 資 料	52 冊			148 冊
古 書				15,134 冊
計	250,669 冊	41,612 冊	89,134 冊	1,242,168 冊
A V 資 料				11,633 点
総 合 計	250,669 冊	41,612 冊	89,134冊	1,253,801 冊

一般書は多言語資料を含む

区 分	市立図書館	みどり図書館	桜木図書館	美山図書館	清水図書館
雑 誌	164 タイトル	156 タイトル	257 タイトル	24 タイトル	25 タイトル
新 聞	16 種	12 種	20 種	4 種	5 種

雑誌は年度内の総タイトル数、新聞は年度内の総種数

委員・公社

監 査 委 員

市行政における収入、支出、契約、財産管理等の財務の執行及び市の経営に係る事業が法令等に基づき経済的かつ効率的に実施されているかなどについて監査を行っている。本市では、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的として、定期監査、行政監査、工事監査及び財政援助団体等監査を行い、それらの結果を市長、議長等に報告し、公表している。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計の出納検査を毎月実施するほか、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び請求・要求等に基づく監査を実施している。

1 委 員 数

識見委員 2名(内1名常勤)

議会選出委員 2名

2 活 動 (令和6年度実績)

(1) 定 期 監 査

・所属別定期監査及び学校等監査 確認監査を除く。

監査対象	箇所	監査対象	箇所	監査対象	箇所	監査対象	箇所
総務部	5	農林水産部	3	消防局	8	小学校	16
財政部	3	都市政策部	2	上下水道局経営部	2	中学校	7
市民生活部	3	建設部	5	上下水道局事業部	3	-	-
福祉健康部	5	工事・会計管理部	1	教育委員会事務局	2	-	-
こども未来部	2	危機管理監	1	保育園・認定こども園	8	合計	76

・有価証券等監査 有価証券 9件、出資による権利 41件

(2) 工 事 監 査

土木工事 1件、建築工事 1件

(3) 行 政 監 査

テマ 債権管理について

対 象 債権管理に係る事務

(4) 財 政 援 助 団 体 等 監 査

補助金等交付団体 2団体 確認監査を除く。

(5) 例 月 出 納 検 査

一般会計・特別会計、公営企業会計等の例月出納検査 12回(毎月1回)

(6) 決 算 審 査

令和5年度一般会計・特別会計、令和5年度公営企業会計

(7) 基 金 運 用 審 査

令和5年度福井市土地開発基金

(8) 健 全 化 判 断 比 率 等 審 査

選挙管理委員会

委員会は4名の委員により構成され、市長、市議会議員の選挙事務を管理しているほか、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員選挙の一部事務を担っている。その他、公正かつ適正な選挙を目指して啓発活動を行っている。

1 選挙人名簿登録者数 (令和7年6月1日現在)

男 101,289人 女 109,450人 計 210,739人

2 投・開票所の数

投票所 102か所 開票所 1か所

3 最近の選挙執行状況

選挙名	執行日	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
参議院通常選挙	25. 7. 21	214,787	選挙区 105,960 比例代表 105,953	108,827 108,834	49.33 49.33
衆議院総選挙	26. 12. 14	214,667	小選挙区 100,942 比例代表 100,925	113,725 113,742	47.02 47.01
知事・県議会議員選挙	27. 4. 12	知事 212,162 県議 212,151	99,544 99,255	112,618 112,896	46.92 46.79
市議会議員選挙	27. 4. 26	212,070	103,279	108,791	48.70
市長選挙	27. 12. 13	213,020	82,723	130,297	38.83
参議院通常選挙	28. 7. 10	219,072	選挙区 116,498 比例代表 116,491	102,574 102,581	53.18 53.17
衆議院総選挙	29. 10. 22	218,730	小選挙区 117,001 比例代表 116,988	101,729 101,742	53.49 53.49
知事・県議会議員選挙	31. 4. 7	知事 215,519 県議 215,437	125,439 122,908	90,080 92,529	58.20 57.05
市議会議員選挙	31. 4. 21	215,082	100,508	114,574	46.73
参議院通常選挙	令和元. 7. 21	217,683	選挙区 96,844 比例代表 96,841	120,839 120,842	44.49 44.49
市長選挙	元. 12. 15	215,979	80,833	135,146	37.43
衆議院総選挙	3. 10. 31	215,745	小選挙区 119,942 比例代表 119,931	95,803 95,814	55.59 55.59
参議院通常選挙	4. 7. 10	215,023	選挙区 111,957 比例代表 111,949	103,066 103,074	52.07 52.06
知事・県議会議員選挙	5. 4. 9	知事 211,215 県議 211,208	103,291 101,928	107,924 109,280	48.90 48.26
市議会議員選挙	5. 4. 23	210,969	93,458	117,511	44.30
市長選挙	5. 12. 10	211,414	87,018	124,396	41.16
衆議院総選挙	6. 10. 27	211,190	小選挙区 114,471 比例代表 114,458	96,719 96,732	54.20 54.20

公 平 委 員 会

公平委員会は、準司法的作用及びこれに伴う立法的作用を行う行政委員会であり、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から独立した地位を有する厳正中立な第三者的機関である。

また、公平委員会は委員3人をもって組織され、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が選任し、その任期は4年で非常勤となっている。

1 事 務 内 容

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、又は必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 管理職員等の範囲を規則で定める事務
- (4) 職員団体の登録の申請を受理し、登録した旨を通知する事務
- (5) 職員団体の登録の効力の停止又は登録の取消しに関する事務
- (6) 職員団体の規約等の変更の届出を受理する事務
- (7) 職員団体の解散の届出を受理する事務
- (8) 登録を受けた職員団体が法人となる旨の届出を受理する事務
- (9) 職員の苦情の処理に関する事務
- (10) 職員の退職管理に係る届出等を受理する事務

2 事務内容処理件数

事 務 区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前項第1号関係事務	0	0	0
前項第3号関係事務	1	1	1

農 業 委 員 会

農業委員会は、主に農地に関する事務を執行する行政委員会として、農地法に基づく農地の権利移動に伴う許可の審議をはじめ、農地等の利用の最適化の推進に関する事務である農地利用状況調査による農地等の利用関係の調整を行う遊休農地対策や農地利用集積のための利用権設定など、農業委員会等に関する法律に定められた幅広い業務を行っている。

農業委員会の組織は、農業委員35名以内で構成され、委員は、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項などの職務を適切に行うことができる者を公募し、議会の同意を得て市長が任命し、その任期は3年である。

1 委 員 数 (令和7年3月31日現在)

農業委員 33名

2 農地法による事務取扱件数

年 度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第18条	
	所有権移転又は権利の設定		農地転用		農地転用に伴う所有権移転又は権利の設定		賃借権の解除	
R3	340件	1,406,335㎡	49件	22,029㎡	285件	227,811㎡	72件	207,602㎡
R4	378件	1,533,969㎡	41件	20,821㎡	200件	130,793㎡	106件	303,298㎡
R5	419件	1,533,817㎡	32件	14,095㎡	185件	147,448㎡	56件	191,907㎡
R6	490件	2,117,836㎡	31件	13,645㎡	210件	186,498㎡	112件	362,151㎡

3 利用権設定実績

年 度	新 規		更 新	
R3	246件	132.98ha	195件	75.84ha
R4	249件	104.26ha	177件	95.68ha
R5	73件	32.32ha	206件	74.68ha
R6	400件	122.53ha	198件	77.23ha

4 納税猶予適格者証明件数

年 度	贈 与 税	相 続 税
R3		8件
R4		8件
R5		3件
R6		5件

ふれあい公社

公益財団法人福井市ふれあい公社は、市の施策遂行上の最良のパートナーとして、住みよい長寿社会の実現と生活文化の振興に寄与するため、高齢者や障がい者の福祉の増進、文化芸術の振興及び市民の健康と生きがいづくりの推進に関する必要な事業を行っている。

1 事業

高齢者や障がい者の福祉を増進する事業
文化及び芸術を振興する事業
市民の健康と生きがいづくりを推進する事業
文化及び芸術の振興等に附帯関連する事業
公の施設の利便性又は地域の居住性を高めるための駐車場事業
その他公益目的事業の推進に資するために必要な事業

2 資金

基本財産 出資金 5,000,000円 出捐金 60,000,000円

運用財産 介護事業収入、公の施設等管理運営事業収入、業務受託事業収入、施設利用料、駐車場使用料、その他

3 役員・評議員

令和7年度

役員 8名(うち監事2名)

評議員 8名

4 主な事業内容

公益目的事業

1 高齢者や障がい者の福祉を増進する事業

(1) 介護認定調査事業

市の指定市町村事務受託法人として、介護支援専門員等の資格を保有する調査員が申請者宅等を訪問し、要介護認定の判定に必要な情報を聞き取る認定調査を適正かつ公平公正に行っている。

(2) 居宅介護支援事業

介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅を訪問し、要介護認定申請代行等の援助や要介護者の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービスの手配や調整など居宅介護支援業務を行っている。

(3) 訪問介護等事業

ア 訪問介護事業・訪問型サービス事業・障害者居宅介護事業

訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護者・要支援者等並びに障がい者・障がい児の居宅を訪問し、入浴・排泄及び食事等の身体介護、その他生活全般にわたる援助、同行援護、移動支援を行っている。

イ ふれあいお助けさん事業

日常生活に支援が必要な方の居宅を訪問し、介護保険や障がい福祉の制度対象外となる、公社独自の有償サービスをを行っている。

ウ 子育て世帯訪問支援事業

妊婦や就学前の乳幼児を養育する家庭で特に支援が必要と市が判断した家庭に対し、育児援助や家事援助のサービスを行っている。

(4) 福井市シルバーハウジング生活援助員派遣事業

市営住宅福団地S棟(シルバーハウジング)に生活援助員の派遣を行っている。

(5) 地域包括支援センター運営事業

市の委託を受け、順化、日之出、旭の3地区を担当する福井不死鳥包括支援センター(ほやねっと不死鳥)の運営及び介護予防支援業務を行っている。

2 文化及び芸術を振興する事業(フェニックス・プラザ)

(1) 地域の文化芸術活動等支援事業

文化・芸術サークル団体に発表の場を提供

高校の演劇部を対象に、舞台設備、舞台演出について専門家から学ぶ講座を開催

ピアノ演奏体験、ホール舞台体験、設備等見学の事業を開催

(2) 貸館事業

演劇・コンサート・学校祭等、市民の文化芸術に繋がる公演等へ、施設の貸出を行っている。

3 市民の健康と生きがいづくりを推進する事業(東山健康運動公園・足羽ふれあいセンター)

(1) 指定運動療法促進事業

指定運動療法の提供

(2) 健康と生きがいづくり促進事業

健康維持・増進、生活習慣病予防、介護予防のための講座を開催

プールレッスンを開催

生きがいづくり講座を開催

地域スポーツ団体の活動に協力

収益事業

1 文化及び芸術の振興等に附帯関連する事業

フェニックス・プラザにおいて、懇親会や研修会及び企業の展示販売会等の公益目的以外での、ホール・会議室の貸館事業を行っている。

2 公の施設の利便性又は地域の居住性を高めるための駐車場事業

福井市等の所有地を借り受けし、地域の居住性を高めることに寄与するため、月極制駐車場の管理運営を行なうほか、指定管理者としてフェニックス・プラザ自動車駐車場の管理運営を行っている。

3 その他公益目的事業の推進に資するために必要な事業

福井市より施設管理業務等を受託し、これまで培ってきた施設管理の経験を活かし、きめ細やかな市民サービスを提供している。

広域行政

広 域 行 政

経済社会の発展に伴い住民の生活水準は向上し、日常生活の行動範囲が拡大され、市町村行政区域を越えた総合的かつ計画的な広域行政が要求されるようになってきた。このような事態に対処して住民の生活環境の効率的な整備と、個性あふれる魅力的な地域社会を目指す指針として1市10町2村による広域市町村圏計画を策定し、昭和45年4月福井坂井地区広域市町村圏事務組合が発足した。

平成16年以降の市町村合併は下記のとおりとなっており、構成団体は3市1町となっている。

平成16年3月	芦原町及び金津町の合併に伴う「あわら市」の誕生
平成18年2月	福井市、美山町、越廼村及び清水町の合併に伴う「福井市」の誕生
平成18年2月	松岡町、永平寺町及び上志比村の合併に伴う「永平寺町」の誕生
平成18年3月	三国町、丸岡町、春江町及び坂井町の合併に伴う「坂井市」の誕生

圏域内の各市町は、福井市を核として、行政・産業・文化等あらゆる面で一体的な生活圏を構成し、福井坂井地区広域市町村圏事務組合においては、電子計算組織に関する業務及び一般廃棄物の処理に関する業務を、行っている。

電算業務では、昭和60年4月から広域圏と構成市町村とがオンラインで結ばれ多様化した行政事務に対応していた。平成13年からアウトソーシングを導入、平成14年には分散システムが稼働した。平成21年11月からは福井市が一部業務を除いて単独利用システムに移行し、他の3市町が継続する共同利用システムでは、民間のIDC（データセンター）を利用するアウトソーシングサービスを導入すると同時に、新システム導入に向けた基本計画の策定に着手し、平成23年11月に本稼働した。福井市については、平成24年3月をもって電子計算組織の共同利用から離脱した。

ごみ処理業務では、旧施設の老朽化に伴い、平成2年度から新清掃センターの整備に着手し、平成7年10月に稼働した。翌年10月には、ごみ焼却の余熱を利用した「YONETSU-KAN ささおか」の営業を開始し、また、最終処分場については、平成11年4月から埋立処理を開始した。

その後、平成26年度から平成28年度までの3年間で、清掃センターの基幹的設備改良工事を行い令和13年度までの施設延命化を図った。なお、「YONETSU-KAN ささおか」については、平成21年12月からは指定管理者制度を導入し運営している。

1 名 称

(1) 圏 域 名	福井坂井地区広域市町村圏	昭和44年7月30日指定
(2) 組 合 名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	昭和45年4月1日発足

2 構 成 市 町 (3 市 1 町)

福井市、あわら市、坂井市、永平寺町

3 人 口 等

人口 382,990人

世帯 158,197世帯（福井県の人口と世帯（推計） 令和7年4月1日時点）

面積 957.45 k m²

4 福井坂井地区広域市町村圏位置図



5 令和7年度当初予算額

3,315,442千円

6 職 員 数

19名(うち福井市派遣職員2名)(令和7年4月1日現在)

7 実 施 事 業

- (1) 電子計算組織に関する業務(昭和51年度業務開始)
- (2) 一般廃棄物の処理に関する業務(昭和48年度業務開始)

ふくい市政のあらまし

令和 7 年度版

令和 7 年 10 月 発行

編集 / 発行 福井市議会事務局 議事調査課
福井市大手 3 丁目 10 - 1
☎0776 (20) 5510